

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	神戸市 地方税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

神戸市は、地方税事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

神戸市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

令和6年12月20日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税の賦課(徴収)に関する事務
②事務の内容 ※	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく神戸市市税条例による地方税のうち、市税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めているもの。 納税者からの申告・届出又は調査により課税し、納税通知書等を送付するとともに、納税者が納付した税金を市の歳入として受け入れ、納付額が課税額より多い場合は超過額を還付(充当)、納税者からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は督促を行った後、滞納整理を行う。 (1) 納税者からの申告及び届出等による賦課事務 (2) 収納、還付、充当等を行う収納管理業務 (3) 滞納者情報による督促状送付や滞納整理等を行う滞納整理事務 (4) 納税者の宛名情報の特定や突合を行う納税者管理事務 (5) 事業者や個人に対して税額の決定や変更等を通知する通知事務 (6) 納税者からの申請によって賦課情報に基づく証明書発行事務 (※特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の詳細は、「(別添1)事務の内容」を参照)
③対象人数	[30万人以上] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	税務オンラインシステム
②システムの機能	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税のうち市税の賦課徴収に関する電算処理機能 ①各税目の納税者番号の付番、確認 ②各税目の税額計算及び台帳作成 ③申告書等の情報の管理 ④納税者の基本情報や関係者情報の管理 ⑤各税目の納税通知書、納付書等の帳票発行 ⑥法定調書等の資料情報の管理 ⑦各種証明書発行
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [☒] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [☒] その他 (LGWAN-ASP(証明書コンビニ交付システム, 市民税サブシステム))
システム2	
①システムの名称	税収滞納管理システム
②システムの機能	収納管理に必要となる収納情報、還付充当情報等及び滞納整理に必要となる財産情報等の管理するシステムであり、主な機能は以下のとおり。 ・課税システムと連携して収滞納情報を管理する。 ・各種納税証明書の発行 ・調査・照会によって収集した滞納者の収入及び財産等の情報を管理する。 ・滞納整理に関する書類の作成や発行を行うと共に処分等の情報を管理する。 ・滞納整理に関する折衝記録などを管理する。 ・督促状、催告書、納付書等を発行する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [☒] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [☒] 税務システム [] その他 ()

システム3	
①システムの名称	市民税サブシステム
②システムの機能	確定申告、電子申告、給与支払報告書等の課税データを収集し、普通徴収及び特別徴収による方式で個人市民税の賦課決定するための一連の補助的システムであり、「特別徴収支援システム」、「課税資料原票管理システム」、「申告書ファイリングシステム」により構成されている。主な機能は以下のとおり。 ・紙の課税資料をイメージ化及びデータ化する仕組み ・電子データ化された課税データをイメージ化する仕組み ・税務オンラインシステムと連携する仕組み ・すべての課税データをイメージ検索する仕組み
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [○] 税務システム [] その他 ()
システム4	
①システムの名称	固定資産税サブシステム
②システムの機能	固定資産に関する賦課を決定するための補助的システムであり、「家屋評価システム」、「地図情報システム」により構成されている。 家屋評価システム、地図情報システム 家屋の構造、種類、建築資材等の家屋情報を管理するとともに、航空写真、路線価図、家屋配置図等の地図情報を管理し、固定資産税(土地・家屋)の課税根拠となる評価内容を管理するシステム。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [○] 税務システム [] その他 ()
システム5	
①システムの名称	審査システム(eLTAX)
②システムの機能	・地方税ポータルシステム(eLTAX)は、納税者の利便性の向上を図るとともに、税務事務の高度化及び効率化に寄与するため、一般社団法人地方税電子化協議会(現:地方共同法人地方税共同機構)が構築したシステムであり、平成17年1月から運用が開始されたシステムである。 ・このシステムでは、固定資産(償却資産)、事業所税の申告、給与支払報告書等の提出、各種申請・届出について、書面に代えてインターネットを通じて手続が行えるものである。 ・地方税ポータルセンタ(eLTAX)で受付した電子データは、総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて、審査システム(eLTAX)で受領する。 ・審査システムは税務事務の効率化を図るため、税務システムと連携している。 ①審査システム(eLTAX)から税務システムへの連携:申告データ、利用届出データ、申請・届出データ等 ②税務システムから審査システム(eLTAX)への連携:特別徴収額通知データ、特定個人情報ファイル(本人確認用) ・審査システム(eLTAX)には、 ①個人住民税:給与・公的年金等の支払をするものから、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、給与支払報告書・公的年金等支払報告書を受領する。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、給与所得及び年金所得所に係る特別徴収税額を特別徴収義務者及び年金保険者に送付する。 ②固定資産税(償却資産):償却資産の所有者から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、償却資産申告書等を受領する。 ③事業所税:事業所税の納税義務者から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、事業所税の申告書等を受領する。 等の機能がある。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [○] 税務システム [○] その他 (地方税ポータルセンタ(eLTAX))

システム6	
①システムの名称	国税連携システム(eLTAX)
②システムの機能	・国税連携システム(eLTAX)は、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、一般社団法人地方税電子化協議会(現:地方共同法人地方税共同機構)が構築したシステムであり、平成23年1月から運用が開始されたシステムである。 ・国税庁のe-Taxに申告された所得税申告書等データ及び国税当局に書面で申告された所得税申告書等データが地方税ポータルセンタ(eLTAX)に受付され、総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて、国税連携システム(eLTAX)に送付される。 ・国税連携システム(eLTAX)には、 国税庁から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、所得税申告書等データ、法定調書(配当・報酬資料せん、年金・給与資料せん)データを受領する。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、扶養正情報等データを国税庁に送付する。同じく、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、住民登録外課税通知データ、寄附金税額控除に係る申告特例通知データ等を他自治体との間で送付及び受領する。 等の機能がある。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☒ その他 (地方税ポータルセンタ(eLTAX))
システム7	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	1. 符号管理機能 ・情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。 2. 情報照会機能 ・情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。 3. 情報提供機能 ・情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領、当該特定個人情報(連携対象)及びの提供を行う機能。 4. 既存システム接続機能 ・中間サーバーと、団体内統合宛名システム及び庁内連携システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。 5. 情報提供等記録管理機能 ・特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 6. 情報提供データベース管理機能 ・特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。 7. データ送受信機能 ・中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 8. セキュリティ管理機能 ・暗号化／復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リスト情報を管理する機能。 9. 職員認証・権限管理機能 ・中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。 10. システム管理機能 ・バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。
③他のシステムとの接続	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()

システム11

①システムの名称	証明書コンビニ交付システム
②システムの機能	1. 税務オンラインシステム連携機能 ・LGWANを通じて税務オンラインシステムからデータを受信し、各種証明書に記載する情報を更新する。 2. 証明書発行 ・証明書交付センターからの証明書発行要求に対して、各種証明書データを作成し、送付する機能。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [○] 税務システム [○] その他 （ 証明書交付センター ）

システム12

①システムの名称	申告受付支援システム								
②システムの機能	1. 納税義務者より個人住民税申告書を、特徴義務者より給与支払報告書を、年金保険者より年金受給者リスト、年金支払報告書を、経由機関より公的年金支払報告書データを、税務署より確定申告書を受付け、名寄せを行い申告情報を登録する。 2. 申告情報など各種資料の合算を行い、住民税課税用データを作成する。 3. 登録済みの申告情報から、各種抽出処理を行う。 4. 税務署に送付する扶養は正等の連絡データを出力する。								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td>☐ 情報提供ネットワークシステム</td> <td>☐ 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>☐ 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>☐ 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>☐ 宛名システム等</td> <td>☒ 税務システム</td> </tr> <tr> <td>☐ その他</td> <td>()</td> </tr> </table>	☐ 情報提供ネットワークシステム	☐ 庁内連携システム	☐ 住民基本台帳ネットワークシステム	☐ 既存住民基本台帳システム	☐ 宛名システム等	☒ 税務システム	☐ その他	()
☐ 情報提供ネットワークシステム	☐ 庁内連携システム								
☐ 住民基本台帳ネットワークシステム	☐ 既存住民基本台帳システム								
☐ 宛名システム等	☒ 税務システム								
☐ その他	()								

システム13

①システムの名称	地方税電子申告支援サービス
②システムの機能	1. 經由機関から配信される、地方税電子申告データ、年金特別徴収情報交換データ、国税連携データを住民税システム、申告受付支援システムに自動連携する。 2. 經由機関から配信される、法定調書データを申告受付支援システムに自動連携する。 3. 經由機関が集信する、住民税の税額通知データ、年金特徴の税額通知データ、停止通知データを住民税システムから自動連携する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [○] 税務システム [] その他 （)

システム14

①システムの名称	課税資料イメージ管理サービス
②システムの機能	1. 給与支払報告書、公的年金支払報告書、確定申告書などの課税資料のイメージを登録、管理する。 2. 課税資料ごとの照会、個人単位で名寄せした課税資料の照会を行う。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [○] 税務システム [] その他 （)

システム15	
①システムの名称	課税業務支援システム
②システムの機能	確定申告、市県民税申告書、給与支払報告書等の課税資料データを保存し、個人市民税の賦課決定するために必要な課税資料イメージを管理する補助的システムである。主な機能は以下のとおり。 ・紙の課税資料をイメージ化及びデータ化する仕組み ・課税資料のデータ化後、内容確認及び修正する仕組み ・税務オンラインシステムと連携する仕組み ・すべての課税データをイメージ検索する仕組み
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☐ その他（ ）
システム16	
①システムの名称	償却資産サブシステム
②システムの機能	1. AI・OCRでデータ化した償却資産申告書、eLTAXで受け付けた電子申告の申告データを画像データと紐づけて管理し、検索を可能にする。 2. 申告データの論理チェック、申告データと課税台帳データの突合によりエラー判定を行う。 3. 申告データをもとに課税システムに連携するためのデータを作成する。 4. 3で作成したデータの修正・追加・削除ができる。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☐ その他（ ）
3. 特定個人情報ファイル名	
税情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	・正確かつ効率的に個人を特定し、公平・公正な賦課徴収事務を行うため。 ・障害者関係情報や生活保護関係情報を入手することにより、市税の減免事務等を効率化するため。
②実現が期待されるメリット	・個人の特定、個人の宛名の突合の正確性の向上や被扶養者の所得の確認の効率化により、市税の公平・公正な課税につながる。 ・障害者関係情報により、市税の減免や控除を受ける際に障害者手帳等の提示の必要がなくなり、納税者の利便性が向上する。 ・生活保護関係情報により、市税の減免を受ける際に生活保護情報の提示の必要がなくなり、納税者の利便性が向上する。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	1. 番号法・第9条(利用範囲)第1項 別表の24の項 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成三十一年法律第四号)による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令(※)で定めるもの。 ※番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)により地方税法、国税通則法、所得税法の一部が改正され、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。 3. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条

6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる以下の項 1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項 【情報照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	行財政局税務部税務課
②所属長の役職名	行財政局税務部税務課長
8. 他の評価実施機関	
特になし	

(別添1) 事務の内容

入手元 提供先

- 法務局
- 国税庁
- 他自治体
- 納税者等 ※1
- 年金保険者 ※2
- J-LIS

納税義務者

- 市民
- 事業者等

入手元 提供先

- 電算システム

地方税ポータルセンタ【eLTAX】

LGWAN

国税連携システム【eLTAX】

審査システム【eLTAX】

電子申請受付システム【e-KOBE】

市税の窓口

インターネット

担当課

税宛名管理システム(税共通)

固定資産税サブシステム(仮想化基盤)

- 家屋評価システム
- 連携システム
- 登記済通知データ
- 価格通知データ

償却資産サブシステム(仮想化基盤)

特別徴収支援システム

市民税サブシステム(仮想化基盤)

課税業務支援システム

市民税サブシステム(仮想化基盤)

課税資料イメージ管理システム

申告受付支援システム

市民税サブシステム(ガバメントクラウド)

地方税電子申告支援システム

事業所税システム

滞納整理システム

住民異動情報

住民記録システム

統合宛名システム

後期高齢医療システム

国民健康保険システム

介護保険システム

証明書コンビニ交付システム(データセンター)

証明書交付センター

地方公共団体情報システム機構

財務会計システム

介護医療システム

福祉医療システム

住宅管理システム

難病医療システム

就学援助システム

認可外保育システム

国民年金システム

国民年金システム

福祉情報システム

福祉情報システム

WebAPI経由の連携データの流れ

共通基盤経由の連携データの流れ

その他の方法による連携データの流れ

※点線で表現されているものは、特定個人情報ではないデータ

(備考)

※1 納税者の代理人(税理士等)、給与支払者、公的年金等支払者(ただし、※2を除く。)を含む。

※2 公的年金等支払者のうち、

・厚生労働大臣(日本年金機構)

・厚生労働大臣(日本年金機構)を経由して国家公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団

・地方公務員共済組合連合会を経由して地方職員共済組合、地方職員共済組合団体共済部、東京都職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、全国市町村職員共済組合連合会

※なお、公的年金等支払報告書は、厚生労働大臣(日本年金機構)及び地方公務員共済組合連合会を経由せずに提出される。

地方税の賦課徴収等に関する事務に必要な給与支払報告書等の提出、固定資産税(償却資産)、事業所税の申告、各種申請・届出、所得税申告書等に関するデータの入手、提供については、法令等に基づいて一般社団法人地方税共同機構を通じて行っている。

【審査システム(eLTAX)】

1 納税者等からの申告書等データ、給与支払報告書データ、公的年金等支払報告書データ、各種申請・届出データ、共通納税システムにおける利用届出・納付情報データの受領

①-1 納税者等が作成した申告書等データ等が、インターネット回線を通じて地方税ポータルセンタ(eLTAX)に送信される。

①-2 審査システム(eLTAX)は、申告書等データ等を地方税ポータルセンタ(eLTAX)からLGWANを通じて取得する。

①-3 審査システム(eLTAX)から、申告書等データ等を取得し、税務システムに格納する。

①-4 審査システム(eLTAX)から、利用届出・納付情報データを取得し、収税滞納管理システムに送信する(自動連携)

2 給与支払者への特別徴収税額通知データの送信

②-1 特別徴収税額通知データを作成し、審査システム(eLTAX)に格納する。

②-2 審査システム(eLTAX)は、特別徴収税額通知データをLGWANを通じて地方税ポータルセンタ(eLTAX)に送信する。

②-3 地方税ポータルセンタ(eLTAX)は、特別徴収税額通知データを給与支払者のメッセージボックスに格納する。また、格納した旨のメールを給与支払者へ送信する。(給与支払者は、メッセージボックスで当該データを確認し、ダウンロード、印刷等をする。)

※納税者等には、納税者の代理人(税理士等)、給与支払者、公的年金等支払者(ただし、以下3及び4の年金保険者を除く。)を含む。

3 地方税ポータルセンタ(eLTAX)への特定個人情報ファイル(本人確認用)の送信

③-1 特定個人情報ファイル(本人確認用)を作成し、審査システム(eLTAX)に格納する。

③-2 審査システム(eLTAX)は、特定個人情報ファイル(本人確認用)をLGWANを通じて地方税ポータルセンタ(eLTAX)に送信する。

4 年金保険者からの公的年金等支払報告書データ、特別徴収対象者情報の通知データ、特別徴収税額通知の処理結果通知データ、特別徴収結果通知データ、特別徴収停止通知の処理結果通知データの受領

④-1 年金保険者が公的年金等支払報告書データ等を記録したDVDを作成し、施錠した容器に収納の上、宅配便貨物により又は持参により一般社団法人地方税共同機構に提出する。地方税共同機構は、受領したDVD内の公的年金等支払報告書データ等を地方税ポータルセンタ(eLTAX)に格納する。

④-2 審査システム(eLTAX)は、公的年金等支払報告書データ等を地方税ポータルセンタ(eLTAX)からLGWANを通じて取得する。

④-3 審査システム(eLTAX)から、公的年金等支払報告書データ等を取得し、税務システムに格納する。

5 年金保険者への特別徴収税額通知データ、特別徴収停止通知データの送信

⑤-1 特別徴収税額通知データ等を作成し、審査システム(eLTAX)に格納する。

⑤-2 審査システム(eLTAX)は、特別徴収税額通知データ等をLGWANを通じて地方税ポータルセンタ(eLTAX)に送信する。

⑤-3 一般社団法人地方税共同機構は、地方税ポータルセンタ(eLTAX)に格納された特別徴収税額通知データ等をDVDに記録し、GPS機能付きの施錠した容器に収納の上、セキュリティ便(セキュリティ性の高い専門輸送)により年金保険者に提出する。

※④及び⑤における年金保険者は、公的年金等支払者のうち、

・厚生労働大臣(日本年金機構)

・厚生労働大臣(日本年金機構)を経由して国家公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団

・地方公務員共済組合連合会を経由して地方職員共済組合、地方職員共済組合団体共済部、東京都職員共済組合、

公立学校共済組合、警察共済組合、全国市町村職員共済組合連合会である。

※なお、公的年金等支払報告書は、厚生労働大臣(日本年金機構)及び地方公務員共済組合連合会を経由せずに提出される。

【国税連携システム(eLTAX)】

6 国税庁からの所得税申告書等データ、法定調書データの受領

- ⑥-1 国税庁から、所得税申告書等データ等が、専用回線を通じて地方税ポータルセンタ(eLTAX)に送信される。
- ⑥-2 地方税ポータルセンタ(eLTAX)は、所得税申告書等データ等をLGWANを通じて国税連携システム(eLTAX)に送信する。
- ⑥-3 国税連携システム(eLTAX)から、所得税申告書等データ等を取得し、税務システムに格納する。

7 国税庁への扶養正情報等データの送信

- ⑦-1 扶養正情報等データを作成し、国税連携システム(eLTAX)に格納する。
- ⑦-2 国税連携システム(eLTAX)は、扶養正情報等データをLGWANを通じて地方税ポータルセンタ(eLTAX)に送信する。
- ⑦-3 地方税ポータルセンタ(eLTAX)は、扶養正情報等データを専用回線を通じて国税庁に送信する。

8 他自治体からの住民登録外課税通知データ、寄附金税額控除に係る申告特例通知データ等の受領

- ⑧-1 他自治体から、住民登録外課税通知等データが、LGWANを通じて地方税ポータルセンタ(eLTAX)に送信される。
- ⑧-2 地方税ポータルセンタ(eLTAX)は、住民登録外課税通知等データをLGWANを通じて国税連携システム(eLTAX)に送信する。
- ⑧-3 国税連携システム(eLTAX)から、住民登録外課税通知等データを取得し、税務システムに格納する。

9 他自治体への住民登録外課税通知等データの送信

- ⑨-1 住民登録外課税通知等データを作成し、国税連携システム(eLTAX)に格納する。
- ⑨-2 国税連携システム(eLTAX)は、住民登録外課税通知等データをLGWANを通じて地方税ポータルセンタ(eLTAX)に送信する。
- ⑨-3 地方税ポータルセンタ(eLTAX)は、住民登録外課税通知等データをLGWANを通じて他自治体に送信する。

【共通】

10 データの閲覧、印刷等

- ⑩-1 審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)及び電子申請受付システムに格納されているデータの閲覧、印刷等をする。

【市税の窓口、担当課】

11 申告書の受領

- ⑪-1 各種申告書を市税の窓口で受領する
- ⑪-2 各種申告書を担当課で受領する
- ⑪-3 各種申告書を担当課で受領する

【税務オンラインシステム、共通基盤システム、統合宛名システム、中間サーバ、地方公共団体情報システム機構】

※各種情報の連携は、共通基盤システムを経由して行う

12 各種申告の登録・連携

- ⑫-1 確定申告等を受領する
- ⑫-2 eLTAX経由の給与支払報告書データ、年金支払報告書データ、特例通知書データを受領する
- ⑫-3 給与報告書、住民税申告書、年金支払報告書、特例通知書等を受領する
- ⑫-4 異動届を受領する
- ⑫-5 納税者データ、事業所データ、賦課データ等を連携する
- ⑫-6 課税資料データ等及び合算データを連携する
- ⑫-7 異動届データを連携する。
- ⑫-8 課税資料イメージデータ及び課税資料データを連携する
- ⑫-9 給与支払報告書データ、年金特徴データ、特例通知データ、法定調書データ、確定申告書データを連携する

13 宛名情報の登録等

- ⑬-1 市民・法人(事業所)からの届出を元に宛名情報の登録を行う
- ⑬-2 特定個人情報連携する宛名(4情報)を登録する

⑬-3 市民・法人(事業所)の宛名情報を連携する

- ⑬-3 法人(事業所)の宛名情報を連携する
- ⑬-4 住記システムから住民異動情報を連携する
- ⑬-5 税宛名管理システム(税共通)から宛名管理システムへ宛名情報を連携する

14 固定資産サブシステム、償却資産サブシステムとの連携

- ⑭-1 法務局よりLG-WAN経由で取得する登記済通知データを連携データに加工する
- ⑭-2 加工した登記済通知データを連携し、固定資産課税台帳を作成する
- ⑭-3 作成された固定資産課税台帳を連携システムへ連携する
- ⑭-4 家屋評価用の台帳情報を家屋評価システムへ連携する
- ⑭-5 入力した家屋評価情報を連携システムへ連携する
- ⑭-6 地図情報システムと家屋評価システムで入力した情報を連携システム経由で課税システムへ連携する
- ⑭-7 課税システムより償却資産課税情報を連携する
- ⑭-8 償却資産サブシステムで作成した異動データを課税システムに連携する
- ⑭-9 償却資産申告データ等を受領する
- ⑭'-1 取り込む結果を連携システムへ連携する
- ⑭"-1 課税システムへ連携された評価情報をもとに作成する物件ごとの価格情報を連携システムへ連携する
- ⑭"-2 連携された価格情報をLG-WAN経由で法務局に連携する

15 税収滞納管理システムとの連携

- ⑮-1 各税目の課税情報を連携する
- ⑮-2 事業所税の課税情報を連携する
- ⑮-3 収滞納引継データを連携する
- ⑮-4 収納データを連携する
- ⑮-5 金融機関情報データ(銀行名、支店名等)を連携する

16 外部システム(情報提供ネットワークシステム、統合宛名システム、中間サーバ、共通基盤システム、他業務システム)との連携

- ⑯-1~3 情報提供ネットワークシステムを通じて課税情報等の特定個人情報連携する
- ⑯-4.5 情報提供ネットワークシステムを通じて情報照会した結果を受領する
- ⑯-6 統合宛名に入力された住登外者情報を連携する(統合宛名番号付)
- ⑯-7 特別徴収税額通知データ、扶養是正情報等を連携する
- ⑯-8 WebAPIを通じて副本相当情報を参照する
- ⑯-9 抽出対象情報を連携する
- ⑯-9' 連携データを元に対象のデータを連携する
- ⑯-10 年次、月次の異動データを連携する。

17 財務会計システムとの連携

- ⑰-1 口座振替依頼、支出命令書、振替命令書情報、税サマリデータを連携する
- ⑰-2 口座振替済結果、支出命令結果、振替命令結果、収入データを連携する
- ⑰-3 金融機関情報データ(銀行名、支店名等)を連携する

【担当課】

18 申告書の受領

- ⑱-1 納税義務者が作成した各種申告書データがインターネット回線を通じて電子申請受付システムに送信される。
- ⑱-2 担当課は、電子申請受付システムから各種申告書データをLGWANを通じて取得する。

【証明書コンビニ交付システム】

19 証明書コンビニ交付システムとの連携

- ⑲-1 税務オンラインシステムで更新された証明書情報を証明書コンビニ交付システムに送信する。
- ⑲-2 証明書データを作成し、証明書交付センターに送信する。

20 後期高齢者医療システム、国民健康保険システム、介護保険システムとの連携

- ⑳-1 個人住民税の年金特徴の判定をするために提供を受けているデータ

21 J-LISデータの取り込み(軽自動車税)

- ㉑-1 新規、廃車、名義変更の車両情報、所有者情報のデータをJ-LISのWEBサイトよりダウンロードする
- ㉑-2 課税システムに取り込む(データ加工はベンダが対応)

22 インターネット受付システムとの連携

- ㉒-1 コンビニ納付、クレジット納付された収納情報(速報・速報取消・確報)をインターネット経由でダウンロードする
- ㉒-2 ダウンロードした情報を税収滞納システムへ連携し、取り込む

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
税情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル ☐ システム用ファイル ☐ その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	100万人以上1,000万人未満 ☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	納税義務者及び税務調査対象者等。また、かつてこれらに該当した者であって死亡した者を含む。
その必要性	・公平・公正な賦課徴収を目的としているため、必要な範囲の特定個人情報を保有する。 ・所得・控除情報、扶養情報を情報提供ネットワークシステムで提供するため。
④記録される項目	100項目以上 ☐ 10項目未満 ☐ 10項目以上50項目未満 ☐ 50項目以上100項目未満 ☐ 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 (公金受取口座登録・連携ファイル関係情報)
その妥当性	・識別情報:個人番号及びその他識別情報は、対象者を正確に特定するため ・連絡先情報:賦課決定に際し、対象者の課税要件を確認するため、また、納税通知書等を送付するため ・業務関係情報: 国税関係情報:対象者の確定申告書に基づき、個人住民税の税額を算出するため 地方税関係情報:市税の賦課・徴収に関する情報を把握するため 医療保険関係:個人住民税の控除額を算出するため 障害者福祉関係情報:障害者に係る市税の減免を行うため 生活保護・社会福祉関係情報:生活保護者に関して市税の非課税措置、減免を行うため 介護・高齢者福祉関係情報:介護保険料の情報に基づき、徴収方法を判定するため 年金関係情報:公的年金等支払報告書に基づき、個人住民税の税額を算出するため 公金受取口座登録・連携ファイル関係情報:市税等の還付に際し、公金受取口座情報を利用するため
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年8月
⑥事務担当部署	行財政局税務部、各区役所市民課、各支所、各サービスコーナー

3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	[○] 本人又は本人の代理人 [○] 評価実施機関内の他部署 （ 地域協働局住民課、福祉局 ） [○] 行政機関・独立行政法人等 （ 国税庁、地方公共団体情報システム機構、陸運支局、軽自動車検査協会、日本年金機構、デジタル庁 ） [○] 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 他市区町村 ） [○] 民間事業者 （ ） [○] その他 （ 給与支払者、年金保険者 ）
②入手方法	[○] 紙 [○] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] フラッシュメモリ [] 電子メール [○] 専用線 [○] 庁内連携システム [○] 情報提供ネットワークシステム [○] その他 （ 住民基本台帳ネットワークシステム、eLTAx審査システム、eLTAx国税連携システム、電子申請受付システム ）
③入手の時期・頻度	・住民基本台帳情報：評価実施機関内の他部署から異動発生都度及び必要となった都度／入手方法は庁内連携システム及び住民基本台帳ネットワークシステム ・連絡先等情報：本人又は本人の代理人からの提出の都度／入手方法は紙 ・業務関係情報（下記、eLTAxによる入事情報を除く。） 国税関係情報：行政機関・独立行政法人等から必要となった都度／入手方法は紙 地方税申告書関係情報：本人又は本人の代理人からの提出の都度／入手方法は紙及び電子記憶媒体 医療保険関係情報：本人又は本人の代理人からの提出の都度／入手方法は紙 障害者福祉関係情報：評価実施機関内の他部署から週1回／入手方法は庁内連携システム 生活保護・社会福祉関係情報：本人又は本人の代理人からの提出の都度／入手方法は紙 介護・高齢者福祉関係情報：評価実施機関内の他部署から年3回／入手方法は庁内連携システム ※介護特徴情報 7月、介護特徴停止処理情報 2月・4月 （eLTAxによる入事情報） ◆審査システム（eLTAx）では、個人番号が記載された申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書、各種申請・届出のデータを地方税ポータルセンタ（eLTAx）を通じて受領することとなる。その提出時期については、地方税法等に規定されているところであり、例えば、 ・給与支払報告書及び公的年金等支払報告書については、1月31日まで ・固定資産税（償却資産）の申告書については、1月31日まで ・事業所税の申告書については、翌年の3月15日まで（個人の場合） などとされている。なお、上記の提出時期にかかわらず提出があれば一年を通じて受領している。 ◆公的年金等支払者から、DVDで地方共同法地方税共同機構に提出された個人番号が記載された公的年金等支払報告書、特別徴収対象者情報の通知、特別徴収税額通知の処理結果通知、特別徴収結果通知、特別徴収停止停止通知の処理結果通知のデータを地方税ポータルセンタ（eLTAx）を通じて受領することとなる。その提出時期については、地方税法等に規定されているところであり、例えば、 ・公的年金等支払報告書については、1月31日まで ・特別徴収対象者情報の通知については、5月25日まで ・特別徴収税額通知の処理結果通知については、9月30日まで などとされている。なお、公的年金等支払報告書については、上記の提出時期にかかわらず提出があれば一年を通じて受領している。 ◆国税当局に提出された個人番号が記載された所得税の申告書、法定調書情報を地方税ポータルセンタ（eLTAx）を通じて受領している。 ・所得税の確定申告書については2月16日から3月15日の期間に国税当局に提出され、日次で国税庁から受領する。なお上記の提出期間にかかわらず提出があれば一年を通じて受領している。 ・法定調書情報は、2月及び5月に受領する。 （電子申請受付システムによる入事情報） ◆納税義務者から送信された個人番号が記載された市民税・県民税の申告書を電子申請受付システムを通じて受領している。その提出時期については、3月15日までとしている。 （他自治体からの（国税連携システム（eLTAx）による）入事情報） ◆他自治体が作成した住民登録外課税通知、寄附金税額控除に係る申告特例通知データ等を地方税ポータルセンタ（eLTAx）を通じて受領している。 ・住民登録外課税通知情報は提出があれば一年を通じて受領している。 ・寄附金税額控除に係る申告特例通知情報は1月に受領する。

④入手に係る妥当性		賦課徴収業務を適正に行うため、法令等範囲内で適宜、申請等情報及び税務調査による情報収集を行う必要がある。
⑤本人への明示		<本人・代理人からの入手> 地方税法その他の地方税に関する法律及び市税条例等に、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が規定されることにより、個人番号を入手することが明示される。 <情報提供ネットワークシステムを通じた入手> 情報提供ネットワークシステムを通じた入手を行うことは番号法第19条第8号の規定によることを明示すると共に、必要な情報を入手することに関して届出書等で承諾を得る。 <庁内連携による入手> 番号法第9条第2項に基づく条例において明示される。 <住民基本台帳ネットワークシステムを通じた入手> 番号法第14条第2項において、地方公共団体情報システム機構に対し機構保存確認情報の提供を求めることができる旨が規定されている。 <他の機関からの入手> 地方税法第321条の7の3により、年金保険者より、賦課期日時点における老齢等年金給付の支払を受けている者の氏名、住所、性別及び生年月日、当該老齢等年金給付の種類及び年額並びに当該老齢等年金給付の支払を行う年金保険者名称について提供を受けることが明示されている。
⑥使用目的 ※		・正確な課税情報の把握 ・賦課徴収事務の効率化 ・納税者の納税申告等で、住民票の添付が省略できるなどの納税者利便性の向上
変更の妥当性		—
⑦使用の主体	使用部署 ※	行財政局税務部、各区役所市民課、各支所、各サービスコーナー
	使用者数	[500人以上1,000人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※		<課税管理に関する事務> 申告及び届出等による情報や、登録された資産の情報等から課税管理業務を行う。 <収納管理に関する事務> 課税及び収納等の情報から、収納、還付及び充当等の収納管理業務を行う。 <滞納管理に関する事務> 滞納者情報等から、個人番号による検索を行う。 <宛名管理に関する事務> 納税者の宛名情報の特定や突合を行い、宛名管理業務を行う。
	情報の突合 ※	<機関内の情報照会・提供に関する事務> 個人番号や4情報(氏名、性別、生年月日、住所)、及びその他の識別情報(内部番号)を用いて、以下の処理を実施する。 ・住民票情報と申告情報を突合し、賦課対象者や未申告者を把握する。 ・年金給付情報と申告情報を突合し、課税内容を把握する。 ・国税情報と申告情報を突合し、課税内容を把握する。 ・地方税情報と申告情報を突合し、課税内容を把握する。 <他機関との情報照会・提供に関する事務> 情報提供ネットワークシステムを通じて符号を突合し、納税義務者の居住する市町村以外に居住する扶養親族等の所得情報や扶養関係情報等を把握する。
	情報の統計分析 ※	課税状況調等の各種統計処理を行っているが、特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行っていない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	税額決定, 更正, 減免の決定
⑨使用開始日		平成29年1月4日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	委託する <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (16) 件	
委託事項1	税務オンラインシステムの開発及び運用・保守業務	
①委託内容	システムの開発業務及び稼働後の各種経常処理の等の運用・保守業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	特定個人情報ファイルの全体 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	100万人以上1,000万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様	
その妥当性	システムの安定稼働のため、専門的な知識を有する民間事業者に委託する必要がある。	
③委託先における取扱者数	10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	専用線 電子メール 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) フラッシュメモリ 紙 ○ その他 (庁舎内にてシステム機器を直接操作)	
⑤委託先名の確認方法	委託業務を所管する税務課に問い合わせることで確認できる。	
⑥委託先名	株式会社日立製作所 神戸支店	
再委託	⑦再委託の有無 ※	再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	事前に再委託に関する許諾申請を行わせ、特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドライン(行政機関等・地方公共団体等編)の要件を満たし、かつその妥当性を判断した上で許可を行う。
	⑨再委託事項	税務オンラインシステムの保守・運用・開発業務の一部

委託事項2		税込滞納管理システムの運用・保守・開発業務
①委託内容		システムにて行う各種経常処理の実行や運用・保守業務、及び税制改正等による改修業務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様
	その妥当性	システムの安定稼働のため、専門的な知識を有する民間事業者に委託する必要がある。
③委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 （ 庁内基幹系ネットワーク ）
⑤委託先名の確認方法		委託業務を所管する税務課に問い合わせることで確認できる。
⑥委託先名		日本電気株式会社 神戸支社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	事前に再委託に関する許諾申請を行わせ、特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）の要件を満たし、かつその妥当性を判断した上で許可を行う。
	⑨再委託事項	税込滞納オンラインシステムの保守・運用・改修業務の一部

委託事項3		審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)運用支援業務
①委託内容		審査システム(eLTAX)及び国税連携システムに関するサービスの提供及び運用支援
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	地方税ポータルシステム(eLTAX)を通じて提出された課税資料の該当者及び公的年金等受給者並びに国税連携システム(eLTAX)を通じて送受信した課税資料の該当者
	その妥当性	本市の求めるサービス仕様及びセキュリティ要件を満たすことのできる民間業者に委託する必要がある。
③委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (庁舎内にてシステム機器を直接操作)
⑤委託先名の確認方法		委託業務を所管する税務課に問い合わせることで確認できる。
⑥委託先名		株式会社TKC
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項4		神戸市納税案内センター管理運営業務委託	
①委託内容		市税口座振替にかかる業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	口座振替納付依頼書を提出された納税者	
	その妥当性	JISQ15001:2006により適正に個人情報を保護・管理でき、本市の求めるサービス仕様及びセキュリティ要件を満たすことのできる民間業者に委託する必要がある。	
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (庁舎内にてシステム機器を直接操作)	
⑤委託先名の確認方法		委託業務を所管する収納管理課に問い合わせることで確認できる。	
⑥委託先名		株式会社セゾンパーソナルプラス	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		

委託事項5		軽自動車税業務
①委託内容		軽自動車税業務を行うにあたり特定個人情報ファイルの確認
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	軽自動車税での四輪、自動二輪、原動機付自転車等の登録をするために申告した者
	その妥当性	適正に個人情報を保護・管理でき、本市の求めるサービス仕様及びセキュリティ要件を満たすことのできる民間業者に委託する必要がある。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (庁舎内にてシステム機器を直接操作)
⑤委託先名の確認方法		委託業務を所管する法人税務課に問い合わせることで確認できる。
⑥委託先名		パーソルテンプスタッフ株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項6		市民税・県民税の当初課税事務委託業務(普通徴収)	
①委託内容		市民税・県民税の当初課税資料のデータ入力準備・点検作業等	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	神戸市に提出された課税資料の該当者及びその扶養親族等	
	その妥当性	当初課税事務は短期間に大量の件数进行处理する必要があるため、職員以外でも処理が可能な課税資料の点検や課税資料の該当者の突合、システムに取り込むデータの入力準備作業を委託する。	
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [○] 紙 [○] その他 (庁舎内にてシステム機器を直接操作)	
⑤委託先名の確認方法		委託業務を所管する市民税企画課に問い合わせることで確認できる。	
⑥委託先名		毎年入札により決定する。	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		

委託事項7		市民税当初入力データ作成業務(普通徴収)
①委託内容		給与支払報告書、公的年金等支払報告書、市民税・県民税申告書等の課税資料のデータパンチ業務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	神戸市に提出された課税資料の該当者及びその扶養親族等
	その妥当性	神戸市に提出された課税資料の内容をシステムに取り込むため、神戸市のファイルレイアウトに合わせて、電子データに変換する必要がある。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [○] 紙 [] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		委託業務を所管する市民税企画課に問い合わせること確認できる。
⑥委託先名		毎年入札により決定する。
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項8		市民税当初入力データ作成業務(特別徴収)	
①委託内容		給与支払報告書等の課税資料のデータパンチ業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	神戸市に提出された課税資料の該当者及びその扶養親族等	
	その妥当性	神戸市に提出された課税資料をシステムに取り込むため、神戸市のファイルレイアウトに合わせて、電子データに変換する必要がある。	
③委託先における取扱者数		[50人以上100人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [○] 紙 [] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法		委託業務を所管する市民税企画課に問い合わせることで確認できる。	
⑥委託先名		毎年入札により決定する。	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	事前に再委託に関する許諾申請を行わせ、特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドライン(行政機関等・地方公共団体等編)の要件を満たし、かつその妥当性を判断した上で許可を行う。	
	⑨再委託事項	市民税当初入力データ作成業務の一部	

委託事項9		市民税・県民税の当初課税事務委託業務(特別徴収)	
①委託内容		市民税・県民税の当初課税資料のデータ入力準備・点検作業等	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	神戸市に提出された課税資料の該当者及びその扶養親族等	
	その妥当性	当初課税事務は短期間に大量の件数を処理するため、職員以外でも処理が可能な課税資料の点検や課税資料の該当者の突合、システムに取り込むデータの入力準備作業を委託する必要がある。	
③委託先における取扱者数		[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [☒] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [☒] その他 (庁舎内にてシステム機器を直接操作)	
⑤委託先名の確認方法		委託業務を所管する市民税企画課に問い合わせることで確認できる。	
⑥委託先名		毎年入札により決定する。	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		

委託事項10		電子申請受付システムの運用・保守の委託
①委託内容		データセンターにおける電子申請受付システムの運用・保守業務(業務アプリケーションサービスの提供、稼働監視、障害対応、セキュリティ対策、データバックアップ等)、ヘルプデスク業務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	電子申請受付システムを通じて、神戸市に市民税・県民税の申告書を提出する者
	その妥当性	兵庫県及び県下市区町村においては、共同で電子申請受付システムの提供委託を受けており、システムの安定稼働を効率的に維持することができ、コストの低減と行政サービスの向上を図ることができる。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (本人(または代理人)から申請された電子申請データをシステムを通して データベースに保管する。委託先への提供は行わない。)
⑤委託先名の確認方法		業務を利用している市民税企画課を通して、当該委託業務を所管する兵庫県に確認することができる。
⑥委託先名		富士通株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	事前に再委託に関する許諾申請を行わせ、特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドライン(行政機関等・地方公共団体等編)の要件を満たし、かつその妥当性を判断した上で許可を行う。
	⑨再委託事項	データセンターの運用・保守業務(業務アプリケーションサービスの提供、稼働監視、障害対応、セキュリティ対策、データバックアップ等)、ヘルプデスク業務

委託事項11		特別徴収支援システムの保守・開発業務	
①委託内容		システムの保守業務、及び税制改正等による改修業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様	
	その妥当性	システムの安定稼働のため、専門的な知識を有する民間事業者に委託する必要がある。	
③委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (庁内基幹系ネットワーク)	
⑤委託先名の確認方法		委託業務を所管する市民税企画課に問い合わせることで確認できる。	
⑥委託先名		株式会社インテック 行政システム事業本部 西日本公共ソリューション部	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		

委託事項12		証明書コンビニ交付システムのサービス利用	
①委託内容		証明書コンビニ交付システムの開発・保守・運用業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様	
	その妥当性	本市の証明書コンビニ交付システムはLGWAN－ASPIによるクラウドサービスとして導入することにより、コストの低減及び効率的なシステムの保守・運用を行うことが可能となる。コンビニ交付で取り扱う所得証明書については個人番号が記載可能となるため、それらを分離して業務委託することは不可能である。	
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	
		☐ フラッシュメモリ ☐ 紙	
		☒ その他 (LGWAN)	
⑤委託先名の確認方法		委託業務を所管する税務課に問い合わせることで確認できる。	
⑥委託先名		株式会社TKC	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		

委託事項13		市民税サブシステムの開発及び運用・保守業務	
①委託内容		システムの開発業務及び稼働後の各種経常処理の等の運用・保守業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様	
	その妥当性	システムの安定稼働のため、専門的な知識を有する民間事業者に委託する必要がある。	
③委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[☒] 専用線 [☐] 電子メール [☒] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☒] その他 (庁内基幹系ネットワーク(仮想化基盤), LGWAN)	
⑤委託先名の確認方法		委託業務を所管する税務課に問い合わせることで確認できる	
⑥委託先名		株式会社TKC・株式会社プリマジェスト共同企業体	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		

委託事項14		区役所窓口受付業務委託	
①委託内容		区役所市民課、保険年金医療業務及びおくやみコーナー業務のうち、職員が行うことと定められている業務を除く業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様	
	その妥当性	民間の保有する高度な知識・技術を活用することにより、コストの低減及び効率的な窓口運用を行うことが可能になる。窓口対応時に操作するシステムには特定個人情報が含まれており、それらを分離して業務委託することは非合理的である。	
③委託先における取扱者数		[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (庁舎内にてシステム機器を直接操作。システム内から特定個人情報ファイルを取り出すことはない)	
⑤委託先名の確認方法		委託契約先である地域協働局区役所課へ問い合わせることで確認できる	
⑥委託先名		株式会社パソナ、パーソルテンブスタッフ株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		

委託事項15		固定資産税評価支援業務委託	
①委託内容		登記異動のあった土地(宅地)や新築の家屋にかかる固定資産税評価額等の算出業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様	
	その妥当性	本業務を遂行するうえで、登記名義人、建築確認申請の建築主から市税条例に定める申告(新築家屋に関する届出書、非課税申告)が必要となる。その申告書の送付にあたり、課税システムを用いて特定個人情報を含むデータにアクセスし、住所確認が必要となるが、それらを含めて一体的に委託することで、本業務を効率的に執行する。	
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (庁舎内にてシステム機器を直接操作)	
⑤委託先名の確認方法		委託業務を所管する固定資産税企画課に問い合わせることで確認できる。	
⑥委託先名		朝日航洋株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		

委託事項16		償却資産サブシステムの開発・保守・運用業務及び当初課税事務委託	
①委託内容		システムの開発・保守・運用業務及び当初課税時の申告書スキャン業務等	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様	
	その妥当性	システムの安定稼働のため、専門的な知識を有する民間事業者に委託する必要がある。	
③委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] フラッシュメモリ [○] 紙 [○] その他 （ 庁舎内にてシステム機器を直接操作 ）	
⑤委託先名の確認方法		委託業務を所管する固定資産税企画課に問い合わせることで確認できる。	
⑥委託先名		TOPPANエッジ株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法	事前に再委託に関する許諾申請を行わせ、特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）の要件を満たし、かつその妥当性を判断した上で許可を行う。	
	⑨再委託事項	償却資産サブシステムの開発・保守・運用業務の一部	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	☒ 提供を行っている (78) 件 ☒ 移転を行っている (30) 件 ☐ 行っていない
提供先1	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める情報照会者(別添「番号法による提供先一覧」のとおり 72件)
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表
②提供先における用途	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める各特定個人番号利用事務
③提供する情報	個人市民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☒ 100万人以上1,000万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度
提供先2	個人市民税の特別徴収義務者(給与支払者)
①法令上の根拠	番号法第19条第1号
②提供先における用途	個人市民税の給与に係る特別徴収に関する事務
③提供する情報	給与に係る特別徴収税額
④提供する情報の対象となる本人の数	☒ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	給与に係る特別徴収の対象となる給与所得者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 (eLTAXシステム) ☐ 専用線 ☒ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☒ 紙
⑦時期・頻度	当初分: 毎年5月 更正分: 月3回

提供先3	日本年金機構、年金保険者
①法令上の根拠	番号法第19条第1号
②提供先における用途	個人市民税の年金に係る特別徴収に関する事務
③提供する情報	年金に係る特別徴収税額
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	年金に係る特別徴収の対象となる年金受給者
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [☒] その他 （ 総合行政ネットワーク(LGWAN) ） [] 専用線 [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] 紙
⑦時期・頻度	当初分: 毎年7月 更正分: 月1回
提供先4	国税庁
①法令上の根拠	番号法第19条第9号、地方税法第317条
②提供先における用途	所得税の更正決定、修正申告の勧奨等
③提供する情報	番号法第19条第9号に規定する事項
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	地方税法第315条第1号ただし書又は同法第316条の規定によって、本市が所得を計算して個人住民税を課した所得税申告者
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [☒] フラッシュメモリ [☒] その他 （ 総合行政ネットワーク(LGWAN) ） [] 専用線 [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] 紙
⑦時期・頻度	照会のある都度

提供先5	都道府県知事及び市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第9号
②提供先における用途	地方税の課税事務
③提供する情報	番号法第19条第8号に規定する事項
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者等
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会のある都度
提供先6	地方共同法人 地方税共同機構
①法令上の根拠	番号法施行規則第3条第1項第5号
②提供先における用途	納税者等から提出された申告書等データの本人確認のため
③提供する情報	個人番号、識別番号(納税者ID)、ファイル区分(登録、削除)
④提供する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	神戸市に対して電子申告を行った者のうち、神戸市にて本人確認を行った者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 (LGWAN) ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	随時

提供先7	他自治体の長(都道府県及び市区町村)
①法令上の根拠	地方税法第294条第3項、地方税法附則第7条第5項及び第12項
②提供先における用途	住登外課税通知・寄附金税額控除に係る申告特例通知書：個人住民税の賦課決定に利用するため
③提供する情報	住登外課税通知：住登外課税とした旨及び住所、氏名等 寄附金税額控除に係る申告特例通知書：寄付金額及び住所、氏名等
④提供する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住登外課税通知：住登外課税とした者 寄附金税額控除に係る申告特例通知書：寄附金税額控除に係る申告の特例の対象となる寄附をした者
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [○] その他 (LGWAN [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙)
⑦時期・頻度	住登外課税通知：月1回 寄附金税額控除に係る申告特例通知書：1月

移転先1	福祉局障害者支援課
①法令上の根拠	神戸市番号条例第4条第2項、第3項に基づく
②移転先における用途	児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務
③移転する情報	個人市民税賦課情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 （本市共通基盤システムの情報連携機能） ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会のある都度
移転先2	福祉局障害者支援課
①法令上の根拠	神戸市番号条例第4条第2項、第3項に基づく
②移転先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費の支給に関する事務
③移転する情報	個人市民税賦課情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 （本市共通基盤システムの情報連携機能） ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会のある都度

移転先3	福祉局障害者支援課
①法令上の根拠	神戸市番号条例第4条第2項、第3項に基づく
②移転先における用途	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務
③移転する情報	個人市民税賦課情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 （本市共通基盤システムの情報連携機能） ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会のある都度
移転先4	福祉局障害者支援課
①法令上の根拠	神戸市番号条例第4条第2項、第3項に基づく
②移転先における用途	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	個人市民税賦課情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 （本市共通基盤システムの情報連携機能） ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会のある都度

移転先5	福祉局障害者支援課
①法令上の根拠	神戸市番号条例第4条第2項、第3項に基づく
②移転先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務
③移転する情報	個人市民税賦課情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 （本市共通基盤システムの情報連携機能） ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会のある都度
移転先6	福祉局障害者支援課
①法令上の根拠	神戸市番号条例第4条第2項、第3項に基づく
②移転先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務
③移転する情報	個人市民税賦課情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 （本市共通基盤システムの情報連携機能） ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会のある都度

移転先7	福祉局障害者支援課
①法令上の根拠	神戸市番号条例第4条第2項、第3項に基づく
②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務
③移転する情報	個人市民税賦課情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 （本市共通基盤システムの情報連携機能） ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会のある都度
移転先8	福祉局障害者支援課
①法令上の根拠	神戸市番号条例第4条第2項、第3項に基づく
②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務
③移転する情報	個人市民税賦課情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 （本市共通基盤システムの情報連携機能） ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会のある都度

移転先9	福祉局くらし支援課
①法令上の根拠	神戸市番号条例第4条第2項、第3項に基づく
②移転先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務 中国残留邦人等支援給付の支給に関する事務
③移転する情報	個人市民税賦課情報、固定資産税土地家屋情報、軽自動車税情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 （本市共通基盤システムの情報連携機能） ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会のある都度
移転先10	福祉局国保年金医療課
①法令上の根拠	神戸市番号条例第4条第2項、第3項に基づく
②移転先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務
③移転する情報	個人市民税賦課情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 （本市共通基盤システムの情報連携機能） ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会のある都度

移転先11	福祉局国保年金医療課	
①法令上の根拠	神戸市番号条例第4条第2項、第3項に基づく	
②移転先における用途	国民年金に関する事務	
③移転する情報	個人市民税賦課情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (本市共通基盤システムの情報連携機能)	
⑦時期・頻度	照会のある都度	
移転先12	福祉局国保年金医療課	
①法令上の根拠	神戸市番号条例第4条第2項、第3項に基づく	
②移転先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療に関する事務	
③移転する情報	個人市民税賦課情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (本市共通基盤システムの情報連携機能)	
⑦時期・頻度	照会のある都度	

移転先13	福祉局国保年金医療課
①法令上の根拠	神戸市番号条例第4条第2項、第3項に基づく
②移転先における用途	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務
③移転する情報	個人市民税賦課情報
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 100万人以上1,000万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 （本市共通基盤システムの情報連携機能） ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会のある都度
移転先14	こども家庭局家庭支援課
①法令上の根拠	神戸市番号条例第4条第2項、第3項に基づく
②移転先における用途	児童福祉法による里親の認定又は養育里親の登録に関する事務
③移転する情報	個人市民税賦課情報
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 100万人以上1,000万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 （本市共通基盤システムの情報連携機能） ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会のある都度

移転先15	こども家庭局家庭支援課
①法令上の根拠	神戸市番号条例第4条第2項、第3項に基づく
②移転先における用途	児童福祉法による費用の徴収に関する事務(助産施設又は母子生活支援施設に係る部分)
③移転する情報	個人市民税賦課情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 (本市共通基盤システムの情報連携機能) ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会のある都度
移転先16	こども家庭局家庭支援課
①法令上の根拠	神戸市番号条例第4条第2項、第3項に基づく
②移転先における用途	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務
③移転する情報	個人市民税賦課情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 (本市共通基盤システムの情報連携機能) ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会のある都度

移転先17	こども家庭局家庭支援課
①法令上の根拠	神戸市番号条例第4条第2項、第3項に基づく
②移転先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務
③移転する情報	個人市民税賦課情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 （本市共通基盤システムの情報連携機能） ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会のある都度
移転先18	こども家庭局家庭支援課
①法令上の根拠	神戸市番号条例第4条第2項、第3項に基づく
②移転先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務
③移転する情報	個人市民税賦課情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 （本市共通基盤システムの情報連携機能） ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会のある都度

移転先19	こども家庭局家庭支援課
①法令上の根拠	神戸市番号条例第4条第2項、第3項に基づく
②移転先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による母子家庭自立支援給付金又は父子家庭自立支援給付金の支給に関する事務
③移転する情報	個人市民税賦課情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 （本市共通基盤システムの情報連携機能） ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会のある都度
移転先20	こども家庭局家庭支援課
①法令上の根拠	神戸市番号条例第4条第2項、第3項に基づく
②移転先における用途	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務
③移転する情報	個人市民税賦課情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 （本市共通基盤システムの情報連携機能） ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会のある都度

6. 特定個人情報の保管・消去

①保管場所 ※	＜神戸市における措置＞ 本市管理区域内の、ICカードによるセキュリティドアで区画されたエリアに設置するサーバ内に保管する。サーバへのアクセスには、ID及びパスワードによる認証が必要となる。 ＜神戸市仮想化基盤における措置＞ ・サーバは、神戸市の特定個人情報総括責任者が安全性について認めたデータセンターに設置したサーバ仮想化基盤上に仮想サーバとして設置する。 ・データセンターが入っている建物の入退館及び、データセンターへの入退室は、受付での確認や静脈認証等のセキュリティにより、厳重に管理されている。 ・サーバ機器のラックは施錠し、関係者以外はアクセスできない。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ＜審査システム(eLTAX)のサーバ及び国税連携システム(eLTAX)のサーバにおける措置＞ ・有人による監視や入退館装置による管理をしている建物の中で、さらに生体認証による入退室管理を行っている部屋(サーバ室)に設置した施錠したラック内に保管する。 ・また、サーバ室の入退室については、システム管理者が許可した者に限定しており、サーバへのアクセスはIDとパスワードによる認証が必要となる。 ＜電子申請受付システムにおける措置＞ ・電子申請受付システムのシステムはデータセンターに設置されており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ・電子申請受付システムにて申請された電子申請データに関しては、同システムDBサーバに保管され、バックアップは外部媒体(LTO)にてデータセンター内の耐火金庫に保管する。 ・システムへのアクセスは特定の職員に限定されており、ユーザIDとパスワードによって管理されている。また、ユーザには職務内容に応じて、操作権限や、使用できる機能を適切に設定している。 ＜証明書コンビニ交付システムのデータセンターにおける措置＞ ・サーバはデータセンターに設置しており、設置場所への入退室は生体認証による管理を行っている。 ・停電等によるデータの消失を防ぐため、無停電電源装置と自家発電装置を設置している。 ・火災によるデータ消失を防ぐため、サーバ設置区画内に新ガス系消火設備を備えている。 ・データセンターは震度7の地震にも対応できる耐震・免震構造となっている。 ＜市民税サブシステムのデータセンターにおける措置＞ ・情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格、ISO/IEC 27001に準拠したデータセンターにおいて保管している。 ・データセンターの扉の開閉にはICカードが必要で、特にサーバ室への入退室はバイオメトリクス認証の1つである手のひら静脈認証システムを採用している。 また、不正侵入を防止するため、窓ガラス破壊センサーや、立入に反応する赤外線センサー、監視カメラを装備している。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。				
②保管期間	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="325 1751 459 1892">期間</td><td data-bbox="459 1751 1490 1892"> ＜選択肢＞ 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない </td></tr> <tr> <td data-bbox="325 1892 459 2033">その妥当性</td><td data-bbox="459 1892 1490 2033"> ・市民税：地方税法第17条の5の規定により、最長の更正期限が法定納期限の翌日から7年間であることから、保存年限を7年保管と定めている。 ・固定資産税：国家賠償法第4条及び民法724条の規定により、最長の損害賠償請求権が不法行為の時から20年間を経過しないと消滅しないため、保存年限を20年保管と定めている。 </td></tr> </table>	期間	＜選択肢＞ 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない	その妥当性	・市民税：地方税法第17条の5の規定により、最長の更正期限が法定納期限の翌日から7年間であることから、保存年限を7年保管と定めている。 ・固定資産税：国家賠償法第4条及び民法724条の規定により、最長の損害賠償請求権が不法行為の時から20年間を経過しないと消滅しないため、保存年限を20年保管と定めている。
期間	＜選択肢＞ 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない				
その妥当性	・市民税：地方税法第17条の5の規定により、最長の更正期限が法定納期限の翌日から7年間であることから、保存年限を7年保管と定めている。 ・固定資産税：国家賠償法第4条及び民法724条の規定により、最長の損害賠償請求権が不法行為の時から20年間を経過しないと消滅しないため、保存年限を20年保管と定めている。				

③消去方法	＜本市における措置＞ ・サーバ・PC等電子機器の廃棄時には、データの復元が不可能となるよう物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 ・紙または記憶媒体による課税資料については、定められた保存年限を経過した後、個人情報の流失がないよう文書取扱規程にしたがって廃棄処分している。 ＜審査システム(eLTAX)のサーバ及び国税連携システム(eLTAX)のサーバにおける措置＞ ・国税連携システムについては、一定期間(最長2年)保存しているが、年サイクルで一括削除機能により消去している。審査システムについては、平成27年12月に同様の削除機能が追加される予定 ＜証明書コンビニ交付システムのデータセンターにおける措置＞ ・証明書コンビニ交付システムでは直近2年度分の税情報のみを保管するようにシステム的に制御しているため、年度を越えた税情報については自動的に消去される。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。
7. 備考	
特になし	

移転先21	こども家庭局家庭支援課
①法令上の根拠	神戸市番号条例第4条第2項、第3項に基づく
②移転先における用途	保育所における保育の実施及び保育料の徴収に関する事務、 子ども・子育て支援法による教育・保育給付の支給等に関する事務
③移転する情報	個人市民税賦課情報
④移転する情報の対象となる 本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (本市共通基盤システムの情報連携機能)
⑦時期・頻度	照会のある都度
移転先22	こども家庭局こども家庭センター
①法令上の根拠	神戸市番号条例第4条第2項、第3項に基づく
②移転先における用途	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務
③移転する情報	個人市民税賦課情報
④移転する情報の対象となる 本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (本市共通基盤システムの情報連携機能)
⑦時期・頻度	照会のある都度
移転先23	福祉局高齢福祉課
①法令上の根拠	神戸市番号条例第4条第2項、第3項に基づく
②移転先における用途	老人福祉法による福祉の措置に関する事務
③移転する情報	個人市民税賦課情報
④移転する情報の対象となる 本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (本市共通基盤システムの情報連携機能)
⑦時期・頻度	照会のある都度

移転先24	福祉局介護保険課
①法令上の根拠	神戸市番号条例第4条第2項、第3項に基づく
②移転先における用途	介護保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務
③移転する情報	個人市民税賦課情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (本市共通基盤システムの情報連携機能)
⑦時期・頻度	照会のある都度
移転先25	健康局保健所
①法令上の根拠	神戸市番号条例第4条第2項、第3項に基づく
②移転先における用途	予防接種法による実費の徴収に関する事務
③移転する情報	個人市民税賦課情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (本市共通基盤システムの情報連携機能)
⑦時期・頻度	照会のある都度
移転先26	健康局保健所
①法令上の根拠	神戸市番号条例第4条第2項、第3項に基づく
②移転先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務
③移転する情報	個人市民税賦課情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (本市共通基盤システムの情報連携機能)
⑦時期・頻度	照会のある都度

移転先27	福祉局障害者支援課
①法令上の根拠	神戸市番号条例第4条第2項、第3項に基づく
②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務（育成医療）
③移転する情報	個人市民税賦課情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 （本市共通基盤システムの情報連携機能）
⑦時期・頻度	照会のある都度
移転先28	建築住宅局住宅管理課
①法令上の根拠	神戸市番号条例第4条第2項、第3項に基づく
②移転先における用途	公営住宅法による公営住宅（同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。）の管理に関する事務
③移転する情報	個人市民税賦課情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 （本市共通基盤システムの情報連携機能）
⑦時期・頻度	照会のある都度
移転先29	健康局保健所
①法令上の根拠	神戸市番号条例第4条第2項、第3項に基づく
②移転先における用途	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務
③移転する情報	個人市民税賦課情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 （本市共通基盤システムの情報連携機能）
⑦時期・頻度	照会のある都度

移転先30	こども家庭局家庭支援課
①法令上の根拠	神戸市番号条例第4条第2項、第3項に基づく
②移転先における用途	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給に関する事務 (「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」第10条の規定における「特定公的給付」に指定)
③移転する情報	個人市民税賦課情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (本市共通基盤システムの情報連携機能)
⑦時期・頻度	照会のある都度

(別添)「番号法による提供先一覧」 ※番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表より地方税関係部分を抜粋

地方税関係事務	情報照会者	特定個人番号利用事務	情報提供者	利用特定個人情報
(1)	一 厚生労働大臣	健康保険法(大正十一年法律第七十号)第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務であって次条で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって次条で定めるもの
			市町村長(特別区の区長を含む。以下この条において同じ。)	地方税法 (昭和二十五年法律第二百二十六号)その他の地方税(同法第一条第一項第四号に規定する地方税をいう。以下この条において同じ。))に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下この条において「 地方税関係情報 」という。)又は住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第七条第四号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)であって次条で定めるもの
			厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等(日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会をいう。以下この条において同じ。)	私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)、国民年金法(昭和三十四年法律第四百十一号)又は地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「年金給付関係情報」という。)であって次条で定めるもの
			厚生労働大臣	雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)による給付の支給に関する情報(以下この条において「失業等給付関係情報」という。)であって次条で定めるもの
(2)	二 全国健康保険協会	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第四条で定めるもの	医療保険者(医療保険各法(健康保険法、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)、私立学校教職員共済法、国家公務員共済組合法、国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)又は地方公務員等共済組合法をいう。以下同じ。))により医療に関する給付の支給を行う全国健康保険協会、健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業団、共済組合、市町村長又は国民健康保険組合をいう。以下この条において同じ。)又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合(以下「後期高齢者医療広域連合」という。)	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下この条において「医療保険給付関係情報」という。)であって第四条で定めるもの
			健康保険法第五十五条又は第百二十八条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	健康保険法第五十五条又は第百二十八条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって第四条で定めるもの
			法務大臣	戸籍関係情報であって第四条で定めるもの
			市町村長	地方税関係情報 、住民票関係情報又は介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下この条において「介護保険給付等関係情報」という。)であって第四条で定めるもの
			厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成十六年法律第百六十六号)による特別障害給付金の支給に関する情報(以下この条において「特別障害給付金関係情報」という。)又は年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成二十四年法律第百二号)による年金生活者支援給付金の支給に関する情報(以下この条において「年金生活者支援給付金関係情報」という。)であって第四条で定めるもの
			厚生労働大臣	失業等給付関係情報であって第四条で定めるもの
			内閣総理大臣	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和三年法律第三十八号)第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項(以下「公的給付支給等口座登録簿関係情報」という。)であって第四条で定めるもの
(3)	三 健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第五条で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって第五条で定めるもの
			健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって第五条で定めるもの
			法務大臣	戸籍関係情報であって第五条で定めるもの
			市町村長	地方税関係情報 、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第五条で定めるもの
			厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報、特別障害給付金関係情報又は年金生活者支援給付金関係情報であって第五条で定めるもの
			厚生労働大臣	失業等給付関係情報であって第五条で定めるもの
			内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第五条で定めるもの

(4)	四 総務大臣又は都道府県知事	恩給法(大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。第六条において同じ。)による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であって第六条で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって第六条で定めるもの
			市町村長	地方税関係情報であって第六条で定めるもの
			厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であって第六条で定めるもの
			内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第六条で定めるもの
(5)	五 厚生労働大臣	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって第七条で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって第七条で定めるもの
			市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第七条で定めるもの
			厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であって第七条で定めるもの
			厚生労働大臣	失業等給付関係情報であって第七条で定めるもの
(6)	七 全国健康保険協会	船員保険法による保険給付又は雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号。以下この条及び第九条において「平成十九年法律第三十号」という。)附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって第九条で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって第九条で定めるもの
			市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第九条で定めるもの
			厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であって第九条で定めるもの
			内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第九条で定めるもの
(7)	十一 都道府県知事	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって第十三条で定めるもの	都道府県知事	児童福祉法による児童及びその家庭についての調査及び判定に関する情報であって第十三条で定めるもの
			市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)による自立支援給付の支給に関する情報(以下この条において「障害者自立支援給付関係情報」という。)であって第十三条で定めるもの
(8)	十三 都道府県知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって第十五条で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって第十五条で定めるもの
			児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって第十五条で定めるもの
			都道府県知事、市長(特別区の区長を含む。)又は社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に規定する福祉に関する事務所を管理する町村長(以下この条において「都道府県知事等」という。)	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報(以下この条において「生活保護関係情報」という。)又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)による支援給付の支給に関する情報(以下この条において「中国残留邦人等支援給付関係情報」という。)であって第十五条で定めるもの
			市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第十五条で定めるもの
			特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号)その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報であって第十五条で定めるもの
(9)	十五 市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって第十七条で定めるもの	市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第十七条で定めるもの
			内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第十七条で定めるもの
(10)	二十 都道府県知事又は市町村長	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって第二十二条で定めるもの	都道府県知事	児童福祉法による児童及びその家庭についての調査及び判定、障害児入所支援若しくは措置(同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。)、身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報であって第二十二条で定めるもの
			市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第二十二条で定めるもの
			都道府県知事等	児童福祉法による母子生活支援施設における保護の実施に関する情報、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報又は中国残留邦人等支援給付関係情報であって第二十二条で定めるもの
			厚生労働大臣又は日本年金機構	国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報であって第二十二条で定めるもの
			厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報(以下この条において「特別児童扶養手当関係情報」という。)であって第二十二条で定めるもの

(11)	二十八 市町村長	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって第三十条で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付関係情報であって第三十条で定めるもの
			市町村長	地方税関係情報 又は住民票関係情報であって第三十条で定めるもの
			内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第三十条で定めるもの
(12)	三十七 市町村長	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第三十九条で定めるもの	都道府県知事	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報であって第三十九条で定めるもの
			都道府県知事等	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付関係情報であって第三十九条で定めるもの
			市町村長	地方税関係情報 、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第三十九条で定めるもの
(13)	三十九 都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって第四十一条で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって第四十一条で定めるもの
			市町村長	地方税関係情報 又は住民票関係情報であって第四十一条で定めるもの
(14)	四十二 都道府県知事等	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって第四十四条で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって第四十四条で定めるもの
			都道府県知事	児童福祉法による児童及びその家庭についての調査及び判定若しくは小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給、身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳、知的障害者福祉法にいう知的障害者若しくは母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)による資金の貸付けに関する情報、障害者自立支援給付関係情報又は難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報であって第四十四条で定めるもの
			都道府県知事等	生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年法律第三十四号」という。)附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報又は中国残留邦人等支援給付関係情報であって第四十四条で定めるもの
			市町村長	地方税関係情報 、母子保健法(昭和四十年法律第四百一十一号)による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)による児童手当若しくは特例給付(同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下同じ。)の支給に関する情報(以下この条において「児童手当関係情報」という。)、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第四十四条で定めるもの
			厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報、特別障害給付金関係情報又は年金生活者支援給付金関係情報であって第四十四条で定めるもの
			文部科学大臣又は都道府県教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年法律第四百四十四号)による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報であって第四十四条で定めるもの
			都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)による医療に要する費用についての援助に関する情報であって第四十四条で定めるもの
			厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当関係情報又は労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和四十一年法律第百三十二号)による職業転換給付金の支給に関する情報であって第四十四条で定めるもの
			地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十一号)による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報(以下この条において「地方公務員災害補償関係情報」という。)であって第四十四条で定めるもの
			厚生労働大臣	失業等給付関係情報又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成二十三年法律第四十七号)による職業訓練受講給付金の支給に関する情報(以下この条において「職業訓練受講給付金関係情報」という。)であって第四十四条で定めるもの
			内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第四十四条で定めるもの

(15)	四十八 市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第五十条で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって第五十条で定めるもの
			都道府県知事	児童福祉法による児童及びその家庭についての調査及び判定、身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報(以下この条において「障害者関係情報」という。)であって第五十条で定めるもの
			法務大臣	戸籍関係情報であって第五十条で定めるもの
			都道府県知事等	生活保護関係情報であって第五十条で定めるもの
			市町村長	地方税関係情報 、母子保健法による妊娠の届出に関する情報又は住民票関係情報であって第五十条で定めるもの
			厚生労働大臣	失業等給付関係情報であって第五十条で定めるもの
			内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第五十条で定めるもの
(16)	四十九 都道府県知事	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって第五十一条で定めるもの	都道府県知事	障害者関係情報であって第五十一条で定めるもの
			都道府県知事等	生活保護関係情報であって第五十一条で定めるもの
			市町村長	地方税関係情報 であって第五十一条で定めるもの
			内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第五十一条で定めるもの
(17)	五十三 公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	公営住宅法による公営住宅(同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。第五十五条において同じ。)の管理に関する事務であって同条で定めるもの	都道府県知事	障害者関係情報であって第五十五条で定めるもの
			法務大臣	戸籍関係情報であって第五十五条で定めるもの
			都道府県知事等	生活保護関係情報であって第五十五条で定めるもの
			市町村長	地方税関係情報 又は住民票関係情報であって第五十五条で定めるもの
(18)	五十七 日本私立学校振興・共済事業団	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって第五十九条で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって第五十九条で定めるもの
			市町村長	地方税関係情報 又は住民票関係情報であって第五十九条で定めるもの
			厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であって第五十九条で定めるもの
			厚生労働大臣	失業等給付関係情報であって第五十九条で定めるもの
			内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第五十九条で定めるもの
(19)	五十八 厚生労働大臣又は共済組合等	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって第六十条で定めるもの	厚生労働大臣	労働者災害補償保険法による給付の支給に関する情報(以下この条において「労働者災害補償関係情報」という。)又は雇用保険法による基本手当若しくは高年齢雇用継続基本給付金の支給に関する情報であって第六十条で定めるもの
			法務大臣	戸籍関係情報であって第六十条で定めるもの
			市町村長	地方税関係情報 又は住民票関係情報であって第六十条で定めるもの
			地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償関係情報であって第六十条で定めるもの
			内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第六十条で定めるもの
(20)	五十九 文部科学大臣又は都道府県教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のために必要な経費の支弁に関する事務であって第六十一条で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報であって第六十一条で定めるもの
			市町村長	地方税関係情報 又は住民票関係情報であって第六十一条で定めるもの
			内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第六十一条で定めるもの
(21)	六十三 都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって第六十五条で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報であって第六十五条で定めるもの
			市町村長	地方税関係情報 又は住民票関係情報であって第六十五条で定めるもの

(22)	六十五 国家公務員共済組合	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第六十七条で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって第六十七条で定めるもの
			法務大臣	戸籍関係情報であって第六十七条で定めるもの
			市町村長	地方税関係情報 、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第六十七条で定めるもの
			厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報、特別障害給付金関係情報又は年金生活者支援給付金関係情報であって第六十七条で定めるもの
			厚生労働大臣	失業等給付関係情報であって第六十七条で定めるもの
			内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第六十七条で定めるもの
(23)	六十六 国家公務員共済組合連合会	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百二十九号)による年金である給付の支給に関する事務であって第六十八条で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって第六十八条で定めるもの
			市町村長	地方税関係情報 又は住民票関係情報であって第六十八条で定めるもの
			内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第六十八条で定めるもの
(24)	六十九 市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第七十一条で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって第七十一条で定めるもの
			法務大臣	戸籍関係情報であって第七十一条で定めるもの
			都道府県知事等	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付関係情報であって第七十一条で定めるもの
			市町村長	地方税関係情報 、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第七十一条で定めるもの
			内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第七十一条で定めるもの
(25)	七十三 厚生労働大臣	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって第七十五条で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって第七十五条で定めるもの
			市町村長	地方税関係情報 又は住民票関係情報であって第七十五条で定めるもの
			内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第七十五条で定めるもの
(26)	七十五 市町村長	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第七十七条で定めるもの	都道府県知事	障害者関係情報であって第七十七条で定めるもの
			都道府県知事等	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付関係情報であって第七十七条で定めるもの
			市町村長	地方税関係情報 、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第七十七条で定めるもの
(27)	七十六 住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	住宅地区改良法による改良住宅(同法第二条第六項に規定する改良住宅をいう。第七十八条において同じ。)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって同条で定めるもの	都道府県知事	障害者関係情報であって第七十八条で定めるもの
			法務大臣	戸籍関係情報であって第七十八条で定めるもの
			都道府県知事等	生活保護関係情報であって第七十八条で定めるもの
			市町村長	地方税関係情報 又は住民票関係情報であって第七十八条で定めるもの
(28)	八十一 都道府県知事等	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって第八十三条で定めるもの	都道府県知事	障害者関係情報又は児童福祉法による障害児入所支援、措置(同法第二十七条第一項第三号若しくは第二項又は第二十七条の二第一項の措置をいう。)若しくは日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施に関する情報であって第八十三条で定めるもの
			法務大臣	戸籍関係情報であって第八十三条で定めるもの
			市町村長	地方税関係情報 、住民票関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報であって第八十三条で定めるもの
			児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給を行うこととされている者	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給に関する情報であって第八十三条で定めるもの
			厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当関係情報であって第八十三条で定めるもの
			内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第八十三条で定めるもの

(29)	八十三 地方公務員共済組合	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第八十五条で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって第八十五条で定めるもの
			法務大臣	戸籍関係情報であって第八十五条で定めるもの
			市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第八十五条で定めるもの
			厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報、特別障害給付金関係情報又は年金生活者支援給付金関係情報であって第八十五条で定めるもの
			地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償関係情報であって第八十五条で定めるもの
			厚生労働大臣	失業等給付関係情報であって第八十五条で定めるもの
			内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第八十五条で定めるもの
(30)	八十四 地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第百五十三号)による年金である給付の支給に関する事務であって第八十六条で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって第八十六条で定めるもの
			市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第八十六条で定めるもの
			内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第八十六条で定めるもの
(31)	八十六 市町村長	老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)による福祉の措置に関する事務であって第八十八条で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報であって第八十八条で定めるもの
			市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第八十八条で定めるもの
(32)	八十七 市町村長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって第八十九条で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって第八十九条で定めるもの
			都道府県知事等	生活保護関係情報であって第八十九条で定めるもの
			市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第八十九条で定めるもの
			厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であって第八十九条で定めるもの
			厚生労働大臣	失業等給付関係情報であって第八十九条で定めるもの
(33)	八十八 都道府県知事	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって第九十条で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって第九十条で定めるもの
			市町村長	地方税関係情報であって第九十条で定めるもの
			内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第九十条で定めるもの
(34)	八十九 都道府県知事又は市町村長	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって第九十一条で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって第九十一条で定めるもの
			都道府県知事等	生活保護関係情報又は児童扶養手当関係情報であって第九十一条で定めるもの
			市町村長	地方税関係情報であって第九十一条で定めるもの
(35)	九十 都道府県知事等	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって第九十二条で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって第九十二条で定めるもの
			市町村長	地方税関係情報であって第九十二条で定めるもの
			都道府県知事等	児童扶養手当関係情報であって第九十二条で定めるもの
			厚生労働大臣	失業等給付関係情報又は職業訓練受講給付金関係情報であって第九十二条で定めるもの
			内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第九十二条で定めるもの
(36)	九十一 厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって第九十三条で定めるもの	厚生労働大臣	労働者災害補償関係情報であって第九十三条で定めるもの
			都道府県知事	障害者関係情報であって第九十三条で定めるもの
			法務大臣	戸籍関係情報であって第九十三条で定めるもの
			市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第九十三条で定めるもの
			厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であって第九十三条で定めるもの
			地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償関係情報であって第九十三条で定めるもの
			内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第九十三条で定めるもの
(37)	九十二 都道府県知事等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって第九十四条で定めるもの	都道府県知事	障害者関係情報であって第九十四条で定めるもの
			法務大臣	戸籍関係情報であって第九十四条で定めるもの
			市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第九十四条で定めるもの
			内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第九十四条で定めるもの

(38)	九十六 市町村長	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって第九十八条で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって第九十八条で定めるもの
			都道府県知事等	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付関係情報であって第九十八条で定めるもの
			市町村長	地方税関係情報 又は住民票関係情報であって第九十八条で定めるもの
(39)	九十八 厚生労働大臣又は都道府県知事	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって第百条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報 であって第百条で定めるもの
			内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第百条で定めるもの
(40)	百六 市町村長(児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。)	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって第百八条で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって第百八条で定めるもの
			市町村長	地方税関係情報 又は住民票関係情報であって第百八条で定めるもの
			内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第百八条で定めるもの
(41)	百八 市町村長	災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年法律第八十二号)による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって第百十条で定めるもの	都道府県知事	障害者関係情報であって第百十条で定めるもの
			法務大臣	戸籍関係情報であって第百十条で定めるもの
			都道府県知事等	生活保護関係情報であって第百十条で定めるもの
			市町村長	地方税関係情報 、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第百十条で定めるもの
			内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第百十条で定めるもの
(42)	百十五 後期高齢者医療広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第百十七条で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって第百十七条で定めるもの
			市町村長	地方税関係情報 、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第百十七条で定めるもの
(43)	百二十四 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成五年法律第五十二号)第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって第百二十六条で定めるもの	都道府県知事	障害者関係情報であって第百二十六条で定めるもの
			法務大臣	戸籍関係情報であって第百二十六条で定めるもの
			市町村長	地方税関係情報 又は住民票関係情報であって第百二十六条で定めるもの
(44)	百二十五 都道府県知事等	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって第百二十七条で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって第百二十七条で定めるもの
			都道府県知事	障害者関係情報、児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給若しくは母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報、障害者自立支援給付関係情報又は難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報であって第百二十七条で定めるもの
			都道府県知事等	生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報又は中国残留邦人等支援給付関係情報であって第百二十七条で定めるもの
			市町村長	地方税関係情報 、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第百二十七条で定めるもの
			厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報、特別障害給付金関係情報又は年金生活者支援給付金関係情報であって第百二十七条で定めるもの
			文部科学大臣又は都道府県教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報であって第百二十七条で定めるもの
			都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって第百二十七条で定めるもの
			厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当関係情報又は労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する情報であって第百二十七条で定めるもの
			地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償関係情報であって第百二十七条で定めるもの
			厚生労働大臣	失業等給付関係情報又は職業訓練受講給付金関係情報であって第百二十七条で定めるもの
			内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第百二十七条で定めるもの

(45)	百二十九 厚生労働大臣	厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号。以下「平成八年法律第八十二号」という。)附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第百三十一条で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって第百三十一条で定めるもの
			市町村長	地方税関係情報 又は住民票関係情報であって第百三十一条で定めるもの
			内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第百三十一条で定めるもの
(46)	百三十 平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって第百三十二条で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって第百三十二条で定めるもの
			市町村長	地方税関係情報 又は住民票関係情報であって第百三十二条で定めるもの
			厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であって第百三十二条で定めるもの
			内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第百三十二条で定めるもの
(47)	百三十二 市町村長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって第百三十四条で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付関係情報であって第百三十四条で定めるもの
			市町村長	地方税関係情報 、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第百三十四条で定めるもの
			厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であって第百三十四条で定めるもの
			内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第百三十四条で定めるもの
(48)	百三十七 都道府県知事又は保健所を設置する市(特別区を含む。)の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって第百三十九条で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって第百三十九条で定めるもの
			市町村長	地方税関係情報 又は住民票関係情報であって第百三十九条で定めるもの
			感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって第百三十九条で定めるもの
			内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第百三十九条で定めるもの
(49)	百三十八 厚生労働大臣	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第百一号。以下「平成十三年統合法」という。)附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第百四十条で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって第百四十条で定めるもの
			市町村長	地方税関係情報 又は住民票関係情報であって第百四十条で定めるもの
			内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第百四十条で定めるもの
(50)	百四十 独立行政法人農業者年金基金	独立行政法人農業者年金基金法(平成十四年法律第百二十七号)による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成十三年法律第三十九号、第百四十二条において「平成十三年農業者年金改正法」という。)による改正前の農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号、第百四十二条において「平成十三年改正前農業者年金基金法」という。)若しくは農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成二年法律第二十一号)による改正前の農業者年金基金法(第百四十二条において「平成二年改正前農業者年金基金法」という。)による給付の支給に関する事務であって第百四十二条で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって第百四十二条で定めるもの
			市町村長	地方税関係情報 であって第百四十二条で定めるもの
			厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	年金給付関係情報又は平成十三年統合法による年金である給付の支給に関する情報であって第百四十二条で定めるもの
			内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第百四十二条で定めるもの

(51)	百四十一 独立行政法人 日本学生支援機構	独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)による学資の貸与及び支給に関する事務であって第百四十三条で定めるもの	医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって第百四十三条で定めるもの
			都道府県知事	障害者関係情報又は児童福祉法による措置(同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。)に関する情報であって第百四十三条で定めるもの
			法務大臣	戸籍関係情報であって第百四十三条で定めるもの
			都道府県知事等	生活保護関係情報又は児童扶養手当関係情報であって第百四十三条で定めるもの
			市町村長	地方税関係情報 、住民票関係情報又は児童手当関係情報であって第百四十三条で定めるもの
			国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報であって第百四十三条で定めるもの
			厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当関係情報であって第百四十三条で定めるもの
			厚生労働大臣	失業等給付関係情報であって第百四十三条で定めるもの
			厚生労働大臣又は日本年金機構	年金生活者支援給付金関係情報であって第百四十三条で定めるもの
(52)	百四十二 厚生労働大臣	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって第百四十四条で定めるもの	内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第百四十三条で定めるもの
			厚生労働大臣	労働者災害補償関係情報であって第百四十四条で定めるもの
			法務大臣	戸籍関係情報であって第百四十四条で定めるもの
			市町村長	地方税関係情報 又は住民票関係情報であって第百四十四条で定めるもの
			地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償関係情報であって第百四十四条で定めるもの
(53)	百四十四 都道府県知事 又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって第百四十六条で定めるもの	内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第百四十四条で定めるもの
			都道府県知事	障害者関係情報、児童福祉法による障害児入所支援に関する情報、障害者自立支援給付関係情報又は難病の患者に対する医療等に関する法律による指定難病要支援者証明事業の実施に関する情報であって第百四十六条で定めるもの
			市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、 地方税関係情報 、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第百四十六条で定めるもの
			都道府県知事等	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付関係情報であって第百四十六条で定めるもの
			厚生労働大臣又は日本年金機構	国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報であって第百四十六条で定めるもの
(54)	百四十七 総務大臣	国会議員互助年金法を廃止する法律(平成十八年法律第一号)又は同法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による廃止前の国会議員互助年金法(昭和三十三年法律第七十号)による年金である給付の支給に関する事務であって第百四十九条で定めるもの	内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第百四十六条で定めるもの
			法務大臣	戸籍関係情報であって第百四十九条で定めるもの
			市町村長	地方税関係情報 であって第百四十九条で定めるもの
			厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であって第百四十九条で定めるもの
(55)	百五十一 文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)による就学支援金の支給に関する事務であって第百五十三条で定めるもの	内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第百四十九条で定めるもの
			都道府県知事等	生活保護関係情報であって第百五十三条で定めるもの
			市町村長	地方税関係情報 又は住民票関係情報であって第百五十三条で定めるもの
(56)	百五十二 厚生労働大臣	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成二十三年法律第四十七号)による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって第百五十四条で定めるもの	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する情報であって第百五十三条で定めるもの
			市町村長	地方税関係情報 又は住民票関係情報であって第百五十四条で定めるもの
			国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報であって第百五十四条で定めるもの
			厚生労働大臣又は日本年金機構	特別障害給付金関係情報又は年金生活者支援給付金関係情報であって第百五十四条で定めるもの
(56)			内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第百五十四条で定めるもの

(57)	百五十五 市町村長	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって第百五十七条で定めるもの	都道府県知事	障害者関係情報又は児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置(同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。)に関する情報であって第百五十七条で定めるもの
			市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、 地方税関係情報 、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第百五十七条で定めるもの
			法務大臣	戸籍関係情報であって第百五十七条で定めるもの
			都道府県知事等	生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報又は中国残留邦人等支援給付関係情報であって第百五十七条で定めるもの
			厚生労働大臣又は日本年金機構	国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報であって第百五十七条で定めるもの
			厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当関係情報であって第百五十七条で定めるもの
			内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第百五十七条で定めるもの
(58)	百五十六 厚生労働大臣	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって第百五十八条で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって第百五十八条で定めるもの
			市町村長	地方税関係情報 又は住民票関係情報であって第百五十八条で定めるもの
			内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第百五十八条で定めるもの
(59)	百五十八 都道府県知事	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって第百六十条で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって第百六十条で定めるもの
			都道府県知事等	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付関係情報であって第百六十条で定めるもの
			市町村長	地方税関係情報 又は住民票関係情報であって第百六十条で定めるもの
			国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報であって第百六十条で定めるもの
			難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって第百六十条で定めるもの
(60)	百六十 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等(行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。))	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって第百六十二条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報 又は住民票関係情報であって第百六十二条で定めるもの
			内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第百六十二条で定めるもの

(61)	百六十一 都道府県知事等	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和二十九年五月八日付け社発第三百八十二号厚生省社会局長通知。以下「昭和二十九年社発第三百八十二号通知」という。)に基づく外国人(日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。)であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収(以下この欄において「生活保護関係事務」という。)の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務であって第百六十三条で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって第百六十三条で定めるもの
			都道府県知事	障害者関係情報、児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給若しくは母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報、障害者自立支援給付関係情報又は難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報であって第百六十三条で定めるもの
			都道府県知事等	生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報又は中国残留邦人等支援給付関係情報であって第百六十三条で定めるもの
			市町村長	地方税関係情報 、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第百六十三条で定めるもの
			厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報、特別障害給付金関係情報又は年金生活者支援給付金関係情報であって第百六十三条で定めるもの
			文部科学大臣又は都道府県教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報であって第百六十三条で定めるもの
			都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって第百六十三条で定めるもの
			厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当関係情報又は労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する情報であって第百六十三条で定めるもの
			地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償関係情報であって第百六十三条で定めるもの
			厚生労働大臣	失業等給付関係情報又は職業訓練受講給付金関係情報であって第百六十三条で定めるもの
			内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第百六十三条で定めるもの
(62)	百六十三 地域優良賃貸住宅制度要綱(平成十九年三月二十八日付け国住備第百六十号国土交通省住宅局長通知)第二条第九号に規定する地域優良賃貸住宅(公共供給型)又は同条第十六号に規定する公営型地域優良賃貸住宅(公共供給型)の供給を行う都道府県知事又は市町村長	地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務であって第百六十五条で定めるもの	都道府県知事	障害者関係情報であって第百六十五条で定めるもの
			法務大臣	戸籍関係情報であって第百六十五条で定めるもの
			市町村長	地方税関係情報 又は住民票関係情報であって第百六十五条で定めるもの
(63)	百六十四 都道府県知事	「特定感染症検査等事業について」(平成十四年三月二十七日付け健発第〇三二七〇一二号厚生労働省健康局長通知)の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって第百六十六条で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって第百六十六条で定めるもの
			市町村長	地方税関係情報 又は住民票関係情報であって第百六十六条で定めるもの
			内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第百六十六条で定めるもの
(64)	百六十五 都道府県知事	「感染症対策特別促進事業について」(平成二十年三月三十一日付け健発第〇三三〇〇一号厚生労働省健康局長通知)の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって第百六十七条で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって第百六十七条で定めるもの
			市町村長	地方税関係情報 又は住民票関係情報であって第百六十七条で定めるもの
			内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第百六十七条で定めるもの
(65)	百六十六 都道府県知事	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」(平成三十年六月二十七日付け健発〇六二七第一号厚生労働省健康局長通知)の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって第百六十八条で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって第百六十八条で定めるもの
			市町村長	地方税関係情報 又は住民票関係情報であって第百六十八条で定めるもの
			内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第百六十八条で定めるもの

(66)	百六十七 文部科学大臣	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱(平成二十六年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって第百六十九条で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報であって第百六十九条で定めるもの
			市町村長	地方税関係情報であって第百六十九条で定めるもの
(67)	百六十八 都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱(平成二十六年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって第百七十条で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報であって第百七十条で定めるもの
			市町村長	地方税関係情報であって第百七十条で定めるもの
(68)	百六十九 都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱(平成二十六年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって第百七十一条で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報であって第百七十一条で定めるもの
			市町村長	地方税関係情報であって第百七十一条で定めるもの
(69)	百七十 都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への奨学のための給付金)交付要綱(令和二年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等専攻科に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって第百七十二条で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報であって第百七十二条で定めるもの
			市町村長	地方税関係情報であって第百七十二条で定めるもの
(70)	百七十一 文部科学大臣	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱(令和二年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって第百七十三条で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報であって第百七十三条で定めるもの
			市町村長	地方税関係情報であって第百七十三条で定めるもの
(71)	百七十二 都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱(令和二年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって第百七十四条で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報であって第百七十四条で定めるもの
			市町村長	地方税関係情報であって第百七十四条で定めるもの
(72)	百七十三 都道府県知事	「特定疾患治療研究事業について」(昭和四十八年四月十七日付け衛発第二四百十二号厚生省公衆衛生局長通知)の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務であって第百七十五条で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって第百七十五条で定めるもの
			市町村長	地方税関係情報であって第百七十五条で定めるもの

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

税務オンラインシステム(課税システム)

名称	住記宛名DB
No.	項目名
1	宛名リンク番号
2	最新有無(市内)
3	最新有無(区内)
4	最新履歴区分
5	法個外区分
6	外字登録フラグ
7	桁あふれフラグ
8	更新フラグ
9	生年月日
10	前住所宛名リンク番号
11	カナ氏名
12	漢字氏名
13	都道府県コード
14	市区町村コード
15	大字・通称コード
16	字・丁目コード
17	地番号(漢字)
18	カナ方書
19	漢字方書
20	転出死亡異動事由
21	性別
22	地番号(カナ)
23	異動処理日
24	氏名検索キー
25	個人メモ
26	漢字住所
27	地番号(カナ)
28	氏名検索キー
名称	住記住民記録ポインタDB
No.	項目名
1	世帯番号
2	個人番号
3	★ 宛名リンク番号
名称	住記世帯DB
No.	項目名
1	世帯番号
2	世帯主宛名リンク番号
3	カウント部(世帯主)

4	カウント部(現住所)
5	カウント部(住定年月日)
6	カウント部(住定事由)
7	カウント部(住定届出年月日)
8	カウント部(備考)
9	世帯主不在フラグ
10	原本出力フラグ
11	世帯メモ
12	更新フラグ
13	処理年月日
14	処理端末グループ名称
15	改製年月日
16	除票年月日
17	改原年月日
18	★ 処理端末グループ名称
名称	住記個人ポインタDB
No.	項目名
1	現世帯構成員フラグ
2	交差抹消フラグ
3	個人番号
4	★ 世帯番号
5	★ 連番
名称	住記個人DB
No.	項目名
1	個人番号
2	最新有無(市内)
3	最新有無(区内)
4	宛名リンク番号
5	世帯番号
6	カウント部(現住所)
7	カウント部(氏名)
8	カウント部(世帯主名)
9	カウント部(性別)
10	カウント部(生年月日)
11	カウント部(続柄)
12	カウント部(本籍)
13	カウント部(筆頭者)
14	カウント部(住民となった年月日)
15	カウント部(住定年月日)
16	カウント部(住定届出年月日)

17	カウント部(転出予定地)
18	カウント部(転出予定年月日)
19	カウント部(転出届出年月日)
20	カウント部(転出実定地)
21	カウント部(転出実定年月日)
22	カウント部(消除年月日)
23	カウント部(前住所)
24	カウント部(備考)
25	消除有無
26	改製ポイント個人番号
27	改製年月日
28	世帯主宛名リンク番号
29	続柄
30	住民年月日
31	住民届出年月日
32	住定年月日
33	住定届出年月日
34	住定異動事由
35	転出予定年月日
36	転出届出年月日
37	転出実定年月日
38	消除年月日
39	消除事由
40	異動年月日
41	異動届出年月日
42	異動事由
43	異動区分
44	備考コード
45	履歴番号(本籍)
46	履歴番号(筆頭者)
47	履歴番号(前住所)
48	履歴番号(転出予定)
49	履歴番号(印鑑)
50	履歴番号(行政欄)
51	外字登録フラグ
52	桁あふれフラグ
53	更新フラグ
54	処理年月日
55	処理端末名称

名称	住記前住所DB
No.	項目名
1	履歴番号
2	住所コード
3	漢字前住所
4	漢字旧世帯主名
5	漢字旧氏名
6	★ 個人番号
名称	住記転出予定DB
No.	項目名
1	履歴番号
2	住所コード
3	漢字転出予定地
4	★ 個人番号
名称	町名DB
No.	項目名
1	都道府県コード
2	市区町村コード
3	大字・通称コード
4	字・丁目コード
5	都道府県名(カナ)
6	市区町村名(カナ)
7	大字・通称名(カナ)
8	字・丁目(カナ)
9	オオアザ省略フラグ
10	アザ省略フラグ
11	都道府県名(漢字)
12	市区町村名(漢字)
13	大字・通称名(漢字)
14	字・丁目(漢字)
15	市区町丁名(漢字)
16	支所コード
17	出張所コード
名称	地番DB
No.	項目名
1	開始地番
2	終了地番
3	郵便番号
4	小学校コード
5	中学校コード

6	選挙投票区
7	★ 都道府県コード
8	★ 市区町村コード
9	★ 大字・通称コード
10	★ 字・丁目コード
11	★ 連番
名称	住所DB
No.	項目名
1	都道府県コード
2	市区町村コード
3	大字・通称コード
4	字・丁目コード
5	都道府県名(カナ)
6	市区町村名(カナ)
7	大字・通称名(カナ)
8	字・丁目(カナ)
9	都道府県名(漢字)
10	市区町村名(漢字)
11	大字・通称名(漢字)
12	字・丁目(漢字)
13	★ 市区町村名(カナ)
14	★ 大字・通称名(カナ)
名称	市区町村DB
No.	項目名
1	都道府県コード
2	市区町村コード
3	都道府県名(漢字)
4	市区町村名(漢字)
5	郵便番号(親番)
6	郵便番号(子番)
名称	姓名DB
No.	項目名
1	レコード識別
2	カナ読み
3	候補文字
4	候補文字1
5	候補文字2
6	候補文字3
7	候補文字4
8	候補文字5

9	バラ字
10	バラ字1
11	バラ字2
12	バラ字3
13	バラ字4
14	バラ字5
15	★ カナ読み
名称	方書DB
No.	項目名
1	都道府県コード
2	市区町村コード
3	町コード
4	地番号(カナ)
5	通番
6	地番号(漢字)
7	方書(カナ)
8	方書(漢字)
9	★ 地番号(カナ)
10	★ 方書(カナ)
名称	端末DB
No.	項目名
1	端末識別
2	論理端末名称
3	市区町村コード
4	支所コード
5	出張所コード
6	グループ名称
7	端末機番
8	IDカード有無
9	処理可能業務(住民記録)
10	処理可能業務(就学)
11	処理可能業務(印鑑)
12	処理可能業務(住民情報照会)
13	処理可能業務(選挙)
14	処理可能業務(予備)
15	処理可能住記処理等(住民票照会)
16	処理可能住記処理等(住民票発行)
17	処理可能住記処理等(住記異動)
18	処理可能住記処理等(印鑑異動)
19	処理可能住記処理等(確認済入力)

20	処理可能住記処理等(原本発行)
21	処理可能住記処理等(原本再発行)
22	処理可能住記処理等(印影入力)
23	処理可能住記処理等(外録照会)
24	処理可能住記処理等(外録発行)
25	外録調製
26	外録異動
27	外録FD作成
28	住記他課照会
29	外録他課照会
30	印鑑発行可能ページプリンタ機番1
31	印鑑発行可能ページプリンタ機番2
32	印鑑発行可能ページプリンタ機番3
33	印鑑発行可能ページプリンタ機番4
34	印鑑発行可能ページプリンタ機番5
35	住記発行可能ページプリンタ機番1
36	住記発行可能ページプリンタ機番2
37	住記発行可能ページプリンタ機番3
38	住記発行可能ページプリンタ機番4
39	住記発行可能ページプリンタ機番5
40	住記発行可能ページプリンタ機番6
41	住記発行可能ページプリンタ機番7
42	住記発行可能ページプリンタ機番8
43	住記発行可能ページプリンタ機番9
44	住記発行可能ページプリンタ機番10
45	インサータ発行可能ページプリンタ機番1
46	インサータ発行可能ページプリンタ機番2
47	インサータ発行可能ページプリンタ機番3
48	インサータ発行可能ページプリンタ機番4
49	インサータ発行可能ページプリンタ機番5
50	プリンタステーション発行可能ページプリンタ機番1
51	プリンタステーション発行可能ページプリンタ機番2
52	プリンタステーション発行可能ページプリンタ機番3
53	プリンタステーション発行可能ページプリンタ機番4
54	プリンタステーション発行可能ページプリンタ機番5
55	★ 論理端末名称
名称	外登漢字変換DB
No.	項目名
1	KEISコード
2	法務省コード

3	類似フラグ
4	読み
名称	外登宛名DB
No.	項目名
1	転出者宛名リンク番号(DB区分)
2	転出者宛名リンク番号(個人番号)
3	転出者宛名リンク番号(履歴番号)
4	転出者最新有無(市内)
5	転出者最新有無(区内)
6	転出者最新履歴区分
7	転出者法個外区分
8	転出者外字登録フラグ
9	転出者桁あふれフラグ
10	転出者生年月日
11	転出者前住所宛名リンク番号
12	転出者カナ氏名
13	転出者住所コード
14	転出者地番号(漢字)
15	転出者カナ方書
16	転出者漢字方書
17	転出・死亡異動事由
18	転出者性別
19	転出者地番号(カナ)
20	転出者異動年月日
21	名称不明
22	名称不明
23	法人宛名リンク番号(DB区分)
24	法人宛名リンク番号(個人番号)
25	法人宛名リンク番号(履歴番号)
26	法人最新有無(市内)
27	法人最新有無(区内)
28	法人最新履歴区分
29	法人法個外区分
30	法人カナ氏名
31	法人住所コード
32	法人地番号(漢字)
33	法人カナ方書
34	法人漢字方書
35	法人地番号(カナ)
36	法人異動年月日

37	宛名リンク番号(DB区分)
38	宛名リンク番号(個人番号)
39	宛名リンク番号(履歴番号)
40	最新有無(市内)
41	最新有無(区内)
42	最新履歴区分
43	法個外区分
44	外字登録フラグ
45	桁あふれフラグ
46	生年月日
47	前住所宛名リンク番号
48	カナ氏名
49	住所コード
50	地番号(漢字)
51	カナ方書
52	漢字方書
53	転出・死亡異動事由
54	性別
55	地番号(カナ)
56	異動年月日
57	氏名検索キー
58	氏名英漢区分
59	漢字氏名
60	併記名
61	漢字氏名(法務省コード)
62	処理年月日
63	本名・通称名区分
64	通称名表示
65	生年月日不祥フラグ
66	漢字方書(法務省コード)
67	桁あふれ(方書)
68	桁あふれ(氏名)
69	桁あふれ(併記名)
70	★ 地番号(カナ)
71	★ 氏名検索キー
名称	外登住民記録ポインタDB
No.	項目名
1	世帯番号
2	個人番号
3	★ 宛名リンク番号

名称	外登世帯DB
No.	項目名
1	世帯番号
2	世帯主宛名リンク番号
3	英漢区分
4	世帯主氏名
名称	外登個人ポインタDB
No.	項目名
1	現世帯構成員フラグ
2	続柄変換キー
3	生年月日
4	個人番号(番号)
5	個人番号(履歴)
6	続柄
7	★ 世帯番号
名称	外登個人DB
No.	項目名
1	個人番号
2	履歴番号
3	最新有無(市内)
4	最新有無(区内)
5	世帯番号
6	本名宛名リンク番号
7	通称名宛名リンク番号
8	国籍コード
9	登録年月日
10	登録番号(切替年度)
11	登録番号(番号)
12	交付回数
13	旧登録証明書番号
14	申請年月日
15	申請事由
16	確認年月日
17	次回確認年月日
18	次回確認コード
19	交付予定期間(自)
20	交付予定期間(至)
21	交付年月日
22	上陸許可年月日
23	在留資格

24	在留期間(自)
25	在留期間(至)
26	続柄1
27	続柄2
28	続柄3
29	世帯主宛名リンク番号
30	世帯主英漢区分
31	世帯主名
32	出生地コード
33	本国住所コード
34	転入前居住地コード
35	転出先居住地コード
36	印鑑コード
37	職業等コード
38	移転年月日
39	移転届出日
40	居住地変更理由
41	異動事由
42	異動年月日
43	異動届出日
44	取消事由発生日
45	取消届出日
46	取消事由
47	証明書出力区分
48	禁治産フラグ
49	原票到着フラグ
50	外字有無(個人)
51	桁あふれ有無(個人)
52	送付コード
53	出力区分
54	住定年月日
55	住定届出日
56	旅券番号
57	旅券発行年月日
58	未発行フラグ
59	区コード
60	支所コード
61	出張所コード
62	訂正フラグ
63	住民年月日

64	住民届出日
65	出入国管理番号
66	家族年月日
67	原票到着日
68	入力論理端末名称
69	パスワード1
70	パスワード2
71	世帯主名(法務省コード)
72	桁あふれエリア(世帯主名)
73	桁あふれエリア(職業)
74	桁あふれエリア(本国住所)
75	桁あふれエリア(転入前居住地)
76	桁あふれエリア(転出先居住地)
77	桁あふれ(家族)
78	外字フラグ2
79	処理年月日
80	★ 登録番号(切替年度)
名称	外登出生地DB
No.	項目名
1	出生地コード
2	英漢区分
3	出生地
4	出生地(外字コード)
5	★ 個人番号
名称	外登本国住所DB
No.	項目名
1	本国住所コード
2	英漢区分
3	本国住所
4	本国住所(外字コード)
5	★ 個人番号
名称	外登転入前居住地DB
No.	項目名
1	転入前居住地コード
2	転入前居住地住所コード(都道府県)
3	転入前居住地住所コード(市町村)
4	転入前居住地住所コード(町名)
5	転入前居住地住所コード(丁目・字)
6	転入前居住地
7	移転年月日

8	移転届出日
9	居住地変更理由
10	★ 個人番号
名称	外登転出先居住地DB
No.	項目名
1	転出先居住地コード
2	転出先居住地住所コード(都道府県)
3	転出先居住地住所コード(市町村)
4	転出先居住地住所コード(町名)
5	転出先居住地住所コード(丁目・字)
6	転出先居住地
7	★ 個人番号
名称	外登家族事項DB
No.	項目名
1	シーケンシャルキー(続柄)
2	シーケンシャルキー(生年月日)
3	シーケンシャルキー(連番)
4	英漢区分
5	氏名
6	国籍
7	同居区分
8	続柄
9	氏名(外字)
10	★ 個人番号
名称	外登印鑑DB
No.	項目名
1	印鑑等番号
2	印鑑番号
3	申請年月日
4	登録年月日
5	廃印年月日
6	廃印理由
7	通称
8	★ 個人番号
9	★ 連番
名称	所属・係DB
No.	項目名
1	公用照会
2	ID番号
3	区コード

4	業務コード
5	所属コード
6	枝番
7	業務許可区分
8	住基
9	外登
10	税務
11	税務1
12	税務2
13	税務3
14	税務4
15	税務5
16	税務6
17	税務7
18	税務8
19	税務9
20	税務10
21	係名称
名称	職員DB
No.	項目名
1	公用照会
2	キー
3	ID番号
4	区コード
5	業務コード
6	所属コード
7	枝番
8	職員番号
9	暗証番号
10	職員氏名
名称	ジャーナルDB
No.	項目名
1	公用照会
2	キー
3	ID番号
4	区コード
5	業務コード
6	所属コード
7	枝番
8	処理区分

9	処理年月日(西暦)
10	職員番号
11	処理時・分・秒
12	画面ID
13	漢字英字区分
14	表示氏名
15	識別子
名称	端末DB
No.	項目名
1	論理端末名称
2	論理端末種別
3	プリンタ機番
4	インサータプリンタ
5	ページプリンタ
名称	利用者DB
No.	項目名
1	パスワード
2	暗証番号
3	職員番号
4	業務コード
5	区コード
6	支所コード
名称	端末メッセージDB
No.	項目名
1	コード
2	メッセージ
3	★コード
名称	公印DB
No.	項目名
1	プリンタ区分
2	区・支所コード
3	連番
4	座標X
5	座標Y
6	イメージデータ長
7	イメージセクション数
8	イメージセクション長1
9	イメージセクション長2
10	イメージセクション長3
11	イメージセクション長4

12	イメージデータ
13	イメージデータ1
14	イメージデータ2
15	イメージデータ3
16	イメージデータ4
17	年月日
名称	公印発行管理DB
No.	項目名
1	年月日
2	時刻
3	論理端末
4	ID
5	管轄地
6	発行地
7	部数
8	個人番号
9	旧個人番号
10	新個人番号
11	発行地2
12	部数2
13	宛名番号
名称	組合DB
No.	項目名
1	プライマリキー
2	組合番号
3	行政区
4	組合区分
5	カナ組合名
6	組合名
7	漢字組合住所
8	カナ組合長名
9	漢字組合長名
10	組合員数
11	納付人員
12	設立年月日
13	解散年月日
14	変更年月日
15	処理年月日
16	一括送付コード
17	調定件数

18	収入件数
19	合計納付率
20	基準日
21	最終組合員番号
22	脱退数
名称	組合員DB
No.	項目名
1	宛名コード
2	区コード
3	税目
4	フラグ
5	一括送付コード
6	組合番号
7	加入年月日
8	開始期
9	脱退年月日
10	終了期
11	処理年月日
12	調定件数
13	収入件数
14	納付率
15	組合員番号
16	課税フラグ
17	対象外フラグ
18	期別加入
19	期別加入1期
20	期別加入2期
21	期別加入3期
22	期別加入4期
23	★ 最終組合員番号
24	★ 脱退数
名称	銀行DB
No.	項目名
1	銀行セグメント
2	銀行コード
3	支店コード
4	金融機関名称(カナ)
5	金融機関名称(漢字)
6	支店名(カナ)
7	支店名(漢字)

8	店舗所在地(カナ)
9	店舗所在地(漢字)
10	電話番号
11	郵便番号
名称	共通DB
No.	項目名
1	共通キー
2	区分
3	区コード
4	不一致番号
5	区コード
6	連番
7	共通キー
8	区分
9	区コード
10	過誤納番号
11	区コード
12	連番
13	共通キー
14	区分
15	区コード
16	振替番号(当年)
17	区コード
18	年
19	連番
20	振替番号(重複)
21	区
22	年
23	連番
24	共通キー
25	区分
26	区コード
27	納税証明発行番号
28	区
29	連番
30	共通キー
31	区分
32	区
33	支出命令番号(当年)
34	区コード

35	年
36	連番
37	支出命令番号(重複)
38	区コード
39	年
40	連番
41	共通キー
42	区分
43	区
44	振替命令番号(当年)
45	区コード
46	年
47	連番
48	振替命令番号(重複)
49	区コード
50	年
51	連番
52	共通キー
53	区分
54	当年度
55	重複年度
56	累計年度
57	消込日
58	決算日
59	停止月日
60	市民税入力可能年度
61	収納DB保存年度
62	執停処理禁止開始
63	執停処理禁止終了
64	振替処理禁止開始
65	振替処理禁止終了
66	共通キー
67	区分
68	区コード
69	使用区分
70	区長氏名
71	代理氏名
72	共通キー
73	区分
74	区コード

75	区役所名
76	課・係名
77	電話番号
78	区長名
79	区役所所在地
80	区名
81	区名オンライン用
82	郵便局名
83	職務代理者
84	使用区分
85	共通キー
86	区分
87	年度
88	税目
89	期別
90	納期限
91	督促発行日
92	延滞金基準日
93	処理済
94	督促状
95	1号催告
96	2号催告
97	滞納明細
98	共通キー
99	区分
100	消込日
101	年号
102	年
103	月
104	日
105	共通キー
106	区分
107	連絡箋出力有無
108	共通キー
109	区分
110	指定納期限
111	共通キー
112	区分
113	年号
114	年度

115	車検証明有効期限
116	共通キー
117	区分
118	自日付
119	至日付
120	共通キー
121	区分
122	軽自基準日
123	軽自1期
124	普徴基準日
125	基準日1期～4期
126	固都・償却基準日
127	基準日1期～4期
128	共通キー
129	区分
130	市民税2万円超の金額
131	18
132	共通キー
133	区分
134	世帯番号
135	共通キー
136	区分
137	区コード
138	指定番号
139	最終整理番号(01DB～08DB)
140	追加分・過年度
141	町
142	世帯
143	内番
144	発行番号1～3
145	共通キー
146	区分
147	年中処理日付(前回・今回)
148	年号
149	年
150	月
151	日
152	共通キー
153	区分
154	年号

155	年
156	共通キー
157	区分
158	合算DB更新不可フラグ
159	36
160	共通キー
161	区分
162	最終法人番号
163	調査済最終法人番号
164	共通キー
165	区分
166	区コード
167	区役所名
168	課・係名
169	電話番号
170	区長名
171	区役所所在地
172	郵便局名
173	郵便番号
名称	住登外個人宛名DB
No.	項目名
1	個人宛名番号
2	DB区分
3	個人番号
4	チェックデジット
5	履歴番号
6	最新有無コード
7	法個外区分
8	氏名(カナ)
9	氏名(漢字)
10	通称名(カナ)
11	通称名(漢字)
12	生年月日
13	性別
14	住所コード
15	都道府県
16	市区町村
17	大字・通称
18	字・丁目
19	地番(カナ)

20	地番(漢字)
21	住所(漢字)
22	都道府県
23	市区町村
24	大字・通称
25	字・丁目
26	方書(カナ)
27	方書(漢字)
28	続柄コード
29	電話番号
30	異動事由
31	氏名検索キー
32	異動届出日
33	異動年月日
34	処理年月日
35	補記コード
36	異動業務コード
37	論理端末名称
38	外登個人宛名番号
39	通称名のみフラグ
40	解除外登宛名番号
41	郵便番号
42	★ 氏名検索キー
名称	宛名補助DB
No.	項目名
1	宛名番号
2	名寄通番
3	後宛名番号
名称	宛名名寄DB
No.	項目名
1	使用区分
2	宛名番号
3	DB区分
4	★ 宛名番号
5	★ 連番
名称	住登外法人宛名DB
No.	項目名
1	法人宛名番号
2	DB区分
3	法人番号

4	支店番号
5	履歴番号
6	最新有無
7	法個外区分
8	法人格コード
9	法人名(カナ)
10	法人名(漢字)
11	支店名(カナ)
12	支店名(漢字)
13	部課名
14	住所コード
15	都道府県
16	市区町村
17	大字町通
18	字・丁目
19	地番(カナ)
20	地番(漢字)
21	住所(漢字)
22	都道府県
23	市区町村
24	大字町通
25	字・丁目
26	方書(カナ)
27	方書(漢字)
28	電話番号
29	異動事由
30	法人名検索キー
31	異動届出日
32	異動年月日
33	処理年月日
34	補記コード
35	異動業務コード
36	論理端末名称
37	郵便番号
38	★ 法人名検索キー
名称	送付先キーDB
No.	項目名
1	個人宛名番号
名称	送付先DB
No.	項目名

1	送付先コード
2	住所コード
3	都道府県
4	市区町村
5	大字町通
6	字・丁目
7	地番(カナ)
8	地番(漢字)
9	住所(漢字)
10	都道府県
11	市区町村
12	大字町通
13	字・丁目
14	方書(カナ)
15	方書(漢字)
16	電話番号
17	異動事由
18	異動届出日
19	処理年月日
20	補記コード
21	異動業務コード
22	論理端末名称
23	利用課状況
24	業務コード1
25	業務コード2
26	業務コード3
27	業務コード4
28	業務コード5
29	業務コード6
30	業務コード7
31	業務コード8
32	業務コード9
33	業務コード10
34	郵便番号
35	取込フラグ
36	★ 個人宛名番号
名称	インデックスDB
No.	項目名
1	(住基)
2	インデクスキー

3	区
4	税目
5	年号
6	年度
7	通知書番号
8	宛名番号
9	納管識別コード
10	納管人等宛名番号
11	送付先コード
12	共有人数
13	非免減表示コード
14	義務者番号(軽自)
15	収納フラグ
16	(住登外)
17	インデクスキー
18	区
19	税目
20	年号
21	年度
22	通知書番号
23	代表分税整理番号
24	宛名番号
25	納管識別コード
26	納管人等宛名番号
27	送付先コード
28	共有人数
29	非免減表示コード
30	義務者番号(軽自)
31	収納フラグ
名称	宛名異動DB
No.	項目名
1	プライマリキー
2	宛名番号
3	DB区分
4	宛名番号
5	履歴
6	連番
7	処理年月日
8	処理区分
9	異動事由

10	異動業務コード
11	論理端末名称
12	送付先コード
名称	住登外仮宛名DB
No.	項目名
1	キー
2	個人宛名番号
3	DB区分
4	個人番号
5	チェックデジット
6	履歴番号
7	連番
8	最新有無
9	法個外区分
10	氏名(カナ)
11	氏名(漢字)
12	通称名(カナ)
13	通称名(漢字)
14	生年月日
15	性別
16	住所コード
17	都道府県
18	市区町村
19	大字町通
20	字・丁目
21	地番(カナ)
22	地番(漢字)
23	住所(漢字)
24	都道府県
25	市区町村
26	大字町通
27	字・丁目
28	方書(カナ)
29	方書(漢字)
30	続柄
31	電話番号
32	異動事由
33	検索氏名キー
34	異動届出日
35	異動年月日

36	処理年月日
37	補記コード
38	異動業務コード
39	論理端末名
40	処理済フラグ
41	住登外宛名リンク番号
42	DB区分
43	個人番号
44	チェックデジット
45	履歴番号
46	外登異動事由
47	外登異動フラグ
48	新規フラグ
49	取消フラグ
50	回復フラグ
51	氏名変更フラグ
52	通称名変更フラグ
53	世帯主変更フラグ
54	続柄変更フラグ
55	居住地変更フラグ
56	性別変更フラグ
57	生年月日変更フラグ
58	行政区分
59	氏名英漢字区分
60	郵便番号
61	★ 検索氏名キー
名称	郵便番号DB
No.	項目名
1	プライマリキー
2	住所コード
3	都道府県
4	市区町村
5	大字通称
6	字丁目
7	郵便番号
8	重複フラグ
名称	収納年DB1(東灘区)
No.	項目名
1	年セグメント
2	収納キー

3	収納キー－区
4	収納キー－税目
5	収納キー－年度
6	収納キー－通知書番号
7	収納キー－事業年度
8	事業年度－始期
9	事業年度－決算期
10	相当年度
11	宛名情報
12	宛名番号
13	送付先コード
14	納管人等宛名番号
15	車両番号
16	車両番号－区分
17	車両番号－記号
18	車両番号－番号
19	合計
20	合計－本税調定額
21	合計－本税収入額
22	合計－延滞金
23	合計－延滞金－調定額
24	合計－延滞金－収入額
25	合計－過不足額
26	繰越前
27	繰越前－本税調定額
28	繰越前－本税収入額
29	繰越前－延滞金
30	繰越前－延滞金－調定額
31	繰越前－延滞金－収入額
32	調定額異動
33	調定額異動－異動日
34	調定額異動－事由
35	調定額異動－回数
36	前納区分
37	滞納明細
38	期数
39	調定額内訳
40	調定額内訳－市民・固定・均等
41	調定額内訳－県民・都市・法人
42	特徴

43	特徴－義務者番号
44	特徴－個人番号
45	特徴－税額
46	課税内容コード
47	納管識別コード
48	共有人数
49	物件明細発行禁止コード
50	★ 車両番号－区分
51	★ 車両番号－記号
名称	収納期DB1(東灘区)
No.	項目名
1	期セグメント
2	期別コード
3	サーチフィールド
4	申告区分
5	調定年月
6	本税
7	本税－調定額
8	本税－均等・資産割
9	本税－法人・従業者割
10	本税－収納額
11	延滞金
12	延滞金－調定額
13	延滞金－収納額
14	延滞金－変更前調定額
15	延滞金－調定額計算日
16	延滞金－減免割合
17	延滞金－計算不能コード
18	延滞金－減免事由
19	過不足額
20	過誤納番号
21	収入日
22	納付日
23	処理日
24	収入区分
25	収入銀行
26	帳票コード
27	収入回数
28	収入明細数
29	分納区分

30	延長月数
31	公示・督促コード
32	催告コード
33	執欠コード
34	執欠コードー前
35	執欠コードー後
36	完結不能コード
37	指定納期限
38	法定納期限
39	申告・更正
40	申告・更正ー決定日
41	法人税更正・決定日
42	更正の請求日
43	執停欠損決議日
44	欠損予定日
45	督促状発行日
46	調定額異動
47	調定額異動ー事由発生日
48	調定額異動ー処理日
49	調定額異動ー事由
50	調定額異動ー回数
51	滞納明細
52	繰越前
53	繰越前ー調定額
54	繰越前ー収入額
55	繰越前ー延滞金調定
56	繰越前ー延滞金収入
57	納期変更コード
58	振替回数
59	申告基礎コード
60	★ 収納キー
名称	収納明細DB1(東灘区)
No.	項目名
1	明細セグメント
2	本税
3	延滞金
4	収入日
5	納付日
6	処理日
7	収入区分

8	収入銀行
9	過誤納番号
10	★ 収納キー
11	★ 期別コード
名称	口座DB
No.	項目名
1	口座セグメント
2	宛名番号
3	区
4	税目
5	口座情報
6	金融機関1
7	銀行コード1
8	支店コード1
9	預金種別1
10	口座番号1
11	カナ口座名義人1
12	前納コード1
13	金融機関2
14	銀行コード2
15	支店コード2
16	預金種別2
17	口座番号2
18	カナ口座名義人2
19	前納コード2
20	仮受コード
21	新規コード
22	ハガキ作成
23	加入年月日
24	年号
25	年
26	月
27	日
28	開始期
29	年度
30	期別
31	脱退年月日
32	年号
33	年
34	月

35	日
36	終了期
37	年度
38	期別
39	停止年月日
40	年号
41	年
42	月
43	日
44	停止期
45	年度
46	期別
47	変更年月日
48	年号
49	年
50	月
51	日
52	変更期
53	年度
54	期別
55	処理年月日
56	年号
57	年
58	月
59	日
60	磁気テープ交換
61	振替結果コード1
62	振替結果コード2
63	振替結果コード3
64	振替結果コード4
65	仮受期
66	年度
67	期別
名称	口座DB(31税)
No.	項目名
1	口座セグメント(固定用)
2	宛名番号
3	区
4	税目
5	通知番号

6	氏名コード
7	年度識別
8	口座情報
9	金融機関1
10	銀行コード1
11	支店コード1
12	預金種別1
13	口座番号1
14	カナ口座名義人1
15	前納コード1
16	金融機関2
17	銀行コード2
18	支店コード2
19	預金種別2
20	口座番号2
21	カナ口座名義人2
22	前納コード2
23	仮受コード
24	新規コード
25	ハガキ作成
26	加入年月日
27	年号
28	年
29	月
30	日
31	開始期
32	年度
33	期別
34	脱退年月日
35	年号
36	年
37	月
38	日
39	終了期
40	年度
41	期別
42	停止年月日
43	年号
44	年
45	月

46	日
47	停止期
48	年度
49	期別
50	変更年月日
51	年号
52	年
53	月
54	日
55	変更期
56	年度
57	期別
58	処理年月日
59	年号
60	年
61	月
62	日
63	磁気テープ交換
64	振替結果コード1
65	振替結果コード2
66	振替結果コード3
67	振替結果コード4
68	仮受期
69	年度
70	期別
名称	法人賦課DB
No.	項目名
1	賦課セグメント(賦課DB)
2	法人番号
3	事業年月
4	開始
5	年号
6	年
7	月
8	申告区分
9	事業年度
10	事業年度－開始
11	年号
12	年
13	月

14	日
15	事業年度－終了
16	年号
17	年
18	月
19	日
20	申告回数
21	課税区コード
22	中間要否コード
23	期間延長コード
24	変更事由コード
25	資本金コード
26	資本金
27	積立金
28	合計
29	調定区分
30	調定年度
31	年号
32	年
33	処理年月
34	年号
35	年
36	月
37	入力区分
38	土地譲渡額
39	法人税額
40	課税標準額
41	課税標準額－課税標準額
42	課税標準額－分割標準額
43	課税標準額－前事業年度法人税割額
44	税率区分
45	法人税割額
46	税割控除
47	税割控除－外国税額控除
48	税割控除－仮装経理控除
49	税割控除－租税条約控除
50	税割控除－予備
51	税割控除－予備
52	差引法人税割額
53	既納付法人税割額

54	納付法人税割額
55	均等割額
56	既納付均等割額
57	納付均等割額
58	納付市民税額
59	見込納付額
60	差引納付額
61	分割基準
62	分割基準－全国分
63	分割基準－神戸市分
64	均等割明細
65	均等割明細
66	均等割明細－月数1
67	均等割明細－従業者数1
68	均等割明細－均等割額1
69	均等割明細－月数2
70	均等割明細－従業者数2
71	均等割明細－均等割額2
72	均等割明細－月数3
73	均等割明細－従業者数3
74	均等割明細－均等割額3
75	均等割明細－月数4
76	均等割明細－従業者数4
77	均等割明細－均等割額4
78	均等割明細－月数5
79	均等割明細－従業者数5
80	均等割明細－均等割額5
81	均等割明細－月数6
82	均等割明細－従業者数6
83	均等割明細－均等割額6
84	均等割明細－月数7
85	均等割明細－従業者数7
86	均等割明細－均等割額7
87	均等割明細－月数8
88	均等割明細－従業者数8
89	均等割明細－均等割額8
90	均等割明細－月数9
91	均等割明細－従業者数9
92	均等割明細－均等割額9
93	均等割明細－月数10

94	均等割明細－従業者数10
95	均等割明細－均等割額10
96	均等割明細－月数11
97	均等割明細－従業者数11
98	均等割明細－均等割額11
99	申告年月日
100	年号
101	年
102	月
103	日
104	更正年月日
105	年号
106	年
107	月
108	日
109	請求年月日
110	年号
111	年
112	月
113	日
114	申告基礎
115	申告基礎コード
116	基礎年月日
117	年号
118	年
119	月
120	日
121	指定納期限
122	年号
123	年
124	月
125	日
126	法定納期限
127	年号
128	年
129	月
130	日
131	退職年金
132	法人税割額
133	既納付法人税割額

134	処理年月日
135	年号
136	年
137	月
138	日
139	資料番号
名称	法人履歴DB
No.	項目名
1	履歴セグメント(賦課DB)
2	資料番号
3	キー
4	法人番号
5	事業年月
6	開始
7	年号
8	年
9	月
10	申告区分
11	事業年度
12	事業年度－開始
13	年号
14	年
15	月
16	日
17	事業年度－終了
18	年号
19	年
20	月
21	日
22	申告回数
23	課税区コード
24	中間要否コード
25	期間延長コード
26	変更事由コード
27	資本金コード
28	資本金
29	積立金
30	合計
31	調定区分
32	調定年度

33	年号
34	年
35	処理年月
36	年号
37	年
38	月
39	入力区分
40	土地譲渡額
41	法人税額
42	課税標準額
43	課税標準額－課税標準額
44	課税標準額－分割標準額
45	課税標準額－前事業年度法人税割額
46	税率区分
47	法人税割額
48	税割控除
49	税割控除－外国税額控除
50	税割控除－仮装経理控除
51	税割控除－租税条約控除
52	税割控除－予備
53	税割控除－予備
54	差引法人税割額
55	既納付法人税割額
56	納付法人税割額
57	均等割額
58	既納付均等割額
59	納付均等割額
60	納付市民税額
61	見込納付額
62	差引納付額
63	分割基準
64	分割基準－全国分
65	分割基準－神戸市分
66	均等割明細
67	均等割明細
68	均等割明細－月数1
69	均等割明細－従業者数1
70	均等割明細－均等割額1
71	均等割明細－月数2
72	均等割明細－従業者数2

73	均等割明細－均等割額2
74	均等割明細－月数3
75	均等割明細－従業者数3
76	均等割明細－均等割額3
77	均等割明細－月数4
78	均等割明細－従業者数4
79	均等割明細－均等割額4
80	均等割明細－月数5
81	均等割明細－従業者数5
82	均等割明細－均等割額5
83	均等割明細－月数6
84	均等割明細－従業者数6
85	均等割明細－均等割額6
86	均等割明細－月数7
87	均等割明細－従業者数7
88	均等割明細－均等割額7
89	均等割明細－月数8
90	均等割明細－従業者数8
91	均等割明細－均等割額8
92	均等割明細－月数9
93	均等割明細－従業者数9
94	均等割明細－均等割額9
95	均等割明細－月数10
96	均等割明細－従業者数10
97	均等割明細－均等割額10
98	均等割明細－月数11
99	均等割明細－従業者数11
100	均等割明細－均等割額11
101	申告年月日
102	年号
103	年
104	月
105	日
106	更正年月日
107	年号
108	年
109	月
110	日
111	請求年月日
112	年号

113	年
114	月
115	日
116	申告基礎
117	基礎コード
118	基礎年月日
119	年号
120	年
121	月
122	日
123	指定納期限
124	年号
125	年
126	月
127	日
128	法定納期限
129	年号
130	年
131	月
132	日
133	退職年金
134	法人税割額
135	納付法人税割額
136	処理年月日
137	年号
138	年
139	月
140	日
141	★ 法人番号
142	★ 事業年月
名称	法人異動DB
No.	項目名
1	キー
2	区分20(事業所入力)
3	キー
4	区分
5	法人番号
6	連番
7	抽出フラグ
8	異動コード

9	処理年月日
10	年号
11	年
12	月
13	日
14	論理端末名称
15	区分21(取扱区変更)
16	キー
17	区分
18	法人番号
19	連番
20	抽出フラグ
21	法人コード
22	更新後
23	取扱区
24	市内コード
25	市外コード
26	送付先コード
27	更新前
28	取扱区
29	市内コード
30	市外コード
31	送付先コード
32	処理年月日
33	年号
34	年
35	月
36	日
37	論理端末名称
38	区分22(事業年度変更)
39	キー
40	区分
41	法人番号
42	事業年月
43	年号
44	年
45	月
46	連番
47	抽出フラグ
48	課税区

49	更新後
50	開始事業年度
51	年号
52	年
53	月
54	日
55	終了事業年度
56	年号
57	年
58	月
59	日
60	更新前
61	開始事業年度
62	年号
63	年
64	月
65	日
66	事業年度
67	年号
68	年
69	月
70	日
71	処理年月日
72	年号
73	年
74	月
75	日
76	論理端末名称
名称	法人事業所DB
No.	項目名
1	事業所セグメント(事業所DB)
2	法人番号
3	宛名番号
4	宛名番号6
5	市内コード
6	市外コード
7	送付先コード
8	納管人宛名番号
9	納管識別コード
10	事業年度

11	事業年度
12	開始1
13	月1
14	日1
15	終了1
16	月1
17	日1
18	開始2
19	月2
20	日2
21	終了2
22	月2
23	日2
24	取扱区コード
25	事業種目コード
26	資本金
27	資本金
28	資本金コード1
29	資本金1
30	変更年月日1
31	年号1
32	年1
33	月1
34	日1
35	資本金コード2
36	資本金2
37	変更年月日2
38	年号2
39	年2
40	月2
41	日2
42	資本金コード3
43	資本金3
44	変更年月日3
45	年号3
46	年3
47	月3
48	日3
49	法人区分
50	分割区分

51	延長月数コード
52	発申コード
53	添付コード
54	決算期間コード
55	取消コード
56	設立年月日
57	年号
58	年
59	月
60	日
61	解散年月日
62	年号
63	年
64	月
65	日
66	合併年月日
67	年号
68	年
69	月
70	日
71	不明年月日
72	年号
73	年
74	月
75	日
76	年号
77	年
78	月
79	日
80	年号
81	年
82	月
83	日
84	代表者
85	代表者氏名
86	代表者電話番号
87	税理士氏名
88	税理士氏名
89	税理士電話番号
90	特記事項

91	旧法人番号
92	区コード
93	法人番号
94	最終更新
95	更新区コード
96	更新年月日
97	年号
98	年
99	月
100	日
名称	法人所在地DB
No.	項目名
1	所在地セグメント(事業所DB)
2	宛名番号
3	法人コード
4	支店コード
5	履歴コード
6	開設年月日
7	年号
8	年
9	月
10	日
11	廃止年月日
12	年号
13	年
14	月
15	日
16	★ 法人番号
名称	法人申告書DB
No.	項目名
1	申告書セグメント(申告書DB)
2	開始
3	年号
4	年
5	月
6	申告区分
7	事業年度
8	開始
9	年号
10	年

11	月
12	日
13	終了
14	年号
15	年
16	月
17	日
18	課税区コード
19	中間要否コード
20	期間延長コード
21	中間要否コード
22	資本金コード
23	資本金
24	積立金
25	合計
26	調定区分
27	調定年度
28	年号
29	年
30	処理年月
31	年号
32	年
33	月
34	入力区分
35	土地譲渡額
36	法人税額
37	課税標準額
38	課税標準額
39	分割基準額
40	前事業年度法人税割額
41	税率区分
42	法人税割額
43	税割控除
44	外国税額控除
45	仮装経理控除
46	租税条約控除
47	差引法人税割額
48	既納付法人税割額
49	納付法人税割額
50	均等割額

51	既納付均等割額
52	納付均等割額
53	納付市民税額
54	見込納付額
55	差引納付額
56	分割基準
57	全国分
58	神戸市分
59	均等割明細
60	均等割明細
61	月数1
62	従業者数1
63	均等割額1
64	月数2
65	従業者数2
66	均等割額2
67	月数3
68	従業者数3
69	均等割額3
70	月数4
71	従業者数4
72	均等割額4
73	月数5
74	従業者数5
75	均等割額5
76	月数6
77	従業者数6
78	均等割額6
79	月数7
80	従業者数7
81	均等割額7
82	月数8
83	従業者数8
84	均等割額8
85	月数9
86	従業者数9
87	均等割額9
88	月数10
89	従業者数10
90	均等割額10

91	月数11
92	従業者数11
93	均等割額11
94	申告年月日
95	年号
96	年
97	月
98	日
99	更正年月日
100	年号
101	年
102	月
103	日
104	請求年月日
105	年号
106	年
107	月
108	日
109	申告基礎
110	基礎コード
111	基礎年月日
112	年号
113	年
114	月
115	日
116	指定納期限
117	年号
118	年
119	月
120	日
121	法定納期限
122	年号
123	年
124	月
125	日
126	退職年金
127	法人税割額
128	納付法人税割額
129	処理年月日
130	年号

131	年
132	月
133	日
134	資料区分
名称	軽自動車DB
No.	項目名
1	車両セグメント
2	車両標識番号
3	数字
4	車両区分
5	記号コード
6	車両コード
7	車台番号
8	納税義務者宛名番号
9	継続審査1
10	区
11	調定年度
12	通知書番号
13	継続審査2
14	区
15	年度
16	通知書番号
17	登録年月日
18	年号
19	年
20	月
21	日
22	廃車年月日
23	年号
24	年
25	月
26	日
27	異動年月日
28	年号
29	年
30	月
31	日
32	登録区
33	廃車事由
34	標識返納区分

35	使用者又は所有者
36	所有区分
37	宛名番号
38	車種コード
39	車種規格
40	車名コード
41	排気量
42	型式
43	年式
44	賦課
45	賦課区
46	賦課事由
47	減保開始年度
48	旧車両標識番号
49	数字
50	車両区分
51	記号コード
52	車両コード
53	新車両標識番号
54	数字
55	車両区分
56	記号コード
57	車両コード
58	ポイント
59	賦課ポイント
60	履歴ポイント
61	処理区
62	申告事由
63	処理年月日
64	年号
65	年
66	月
67	日
68	初度検査年月
69	年号
70	年
71	月
72	★ 数字
73	★ 車両区分
74	★ 記号コード

75	★ 車台番号
名称	軽自履歴DB
No.	項目名
1	車両履歴セグメント
2	車両標識番号
3	数字
4	車両区分
5	記号コード
6	車両コード
7	車台番号
8	納税義務者宛名番号
9	継続審査1
10	区
11	調定年度
12	通知書番号
13	継続審査2
14	区
15	調定年度
16	通知書番号
17	登録年月日
18	年号
19	年
20	月
21	日
22	廃車年月日
23	年号
24	年
25	月
26	日
27	日
28	異動年月日
29	年
30	月
31	日
32	登録区
33	廃車事由
34	標識返納区分
35	使用者又は所有者
36	所有区分
37	宛名番号

38	車種コード
39	車種規格
40	車名コード
41	排気量
42	型式
43	年式
44	賦課
45	賦課区
46	賦課事由
47	減保開始年度
48	旧車両標識番号
49	数字
50	車両区分
51	記号コード
52	車両コード
53	新車両標識番号
54	数字
55	車両区分
56	記号コード
57	車両コード
58	ポイント
59	賦課ポイント
60	履歴ポイント
61	処理区
62	申告事由
63	処理年月日
64	年号
65	年
66	月
67	日
68	初度検査年月
69	年号
70	年
71	月
72	★ 数字
73	★ 車両区分
74	★ 記号コード
75	★ 車両コード
名称	軽自賦課DB
No.	項目名

1	車両賦課セグメント
2	賦課行政区
3	調定年度
4	通知書番号
5	車両標識番号
6	数字
7	車両区分
8	記号コード
9	車両コード
10	賦課年月日
11	年号
12	年
13	月
14	日
15	納期
16	開始日
17	年号
18	年
19	月
20	日
21	納期限
22	年号
23	年
24	月
25	日
26	所有区分
27	前年未納区分
28	義務者宛名番号
29	車種コード
30	期別コード
31	賦課更正事由
32	調定税額
33	納税組合利用区分
34	口座振替利用区分
35	賦課年度
36	更正年月日
37	★ 数字
38	★ 車両区分
39	★ 記号コード
40	★ 車両コード

名称	車両異動DB
No.	項目名
1	軽自異動セグメント
2	車両標識番号
3	数字
4	車両区分
5	記号コード
6	車両コード
7	連番
8	処理年月日
9	年号
10	年
11	月
12	日
13	登録区
14	申告事由
15	賦課事由
16	減保開始年度
17	異動年月日
18	年号
19	年
20	月
21	日
22	廃車事由
23	標識返納区分
24	新車両標識番号
25	数字
26	車両区分
27	記号コード
28	車両コード
29	車種コード
30	車種規格
31	車名コード
32	車台番号
33	型式
34	年式
35	排気量
36	使用者宛名番号
37	所有区分
38	所有者宛名番号

39	旧情報
40	登録区
41	賦課事由
42	使用者宛名番号
43	所有区分
44	所有者宛名番号
45	処理区
46	初度検査年月
47	年号
48	年
49	月
50	★ 数字
51	★ 車両区分
52	★ 記号コード
名称	個人市民税異動DB
No.	項目名
1	キー(異動区分毎に可変)
2	異動区分
3	台帳異動(区分＝ 2 1)
4	賦課年度
5	年号
6	年
7	宛名番号
8	連番
9	処理年月日
10	年号
11	年
12	月
13	日
14	論理端末名称
15	異動コード
16	処理コード
17	区
名称	賦課DB1
No.	項目名
1	賦課セグメント(賦課DB)
2	調定年度
3	年号
4	年
5	宛名番号

6	連番
7	賦課年度
8	年号
9	年
10	区・整理番号
11	区
12	整理番号
13	町
14	世帯
15	内番
16	特徴番号
17	指定番号
18	処理区
19	連番
20	個人番号
21	住宅借入金控除(国税)
22	課税標準額
23	条約適用利子
24	条約適用配当
25	通算後合計所得
26	カナ氏名検索キー
27	生年月日
28	年号
29	年
30	月
31	日
32	送付先宛名番号
33	送付先コード
34	納管人宛名番号
35	配当還付額
36	市民税配当還付額
37	県民税配当還付額
38	両徴申請フラグ
39	特別控除フラグ
40	資料区分
41	非免減表示
42	徴収方法
43	実額コード
44	税通コード
45	専従配偶

46	その他専従
47	生命保険コード
48	損害保険コード
49	控対配
50	老配
51	扶養者
52	同居老親
53	老人扶養
54	その他扶養
55	夫有・未成年
56	本人障害
57	障害者
58	同居特別
59	特別障害
60	普通障害
61	老寡学
62	乙欄
63	前職合算
64	普徴該当
65	合算コード
66	年調未済
67	退職コード
68	課税種別
69	入力区分
70	納通済コード
71	特殊計算コード
72	証明発行
73	非免減コード
74	変更事由
75	変更回数
76	異動コード
77	納通待コード
78	総合課税所得
79	営業
80	農業
81	その他事業
82	不動産
83	利子
84	株式配当
85	上場配当

86	給与収入
87	給与所得
88	年金収入
89	年金所得
90	雑
91	総譲・一時
92	総所得(繰損後)
93	繰越損失
94	合計所得(繰損前)
95	分離課税所得
96	短期軽減
97	特控
98	所得
99	短期一般
100	特控
101	所得
102	長期軽減
103	特控
104	所得
105	長期特定
106	特控
107	所得
108	長期一般
109	特控
110	所得
111	土地事業雑
112	一般
113	超短期
114	株式譲渡
115	山林
116	退職
117	減免2
118	離職日
119	年度
120	年号
121	年
122	月
123	日
124	所定給付日数
125	所得区分

126	普通所得
127	減免対象月数
128	今年度減免対象月数
129	翌年度減免対象月数
130	離職年の5月までの月数
131	分離課税所得2
132	商品先物取引
133	上場株式譲渡
134	株式特徴
135	配当割特徴分
136	株譲渡割特徴分額
137	臨時・変動所得
138	所得控除
139	雑損失
140	医療費
141	社会保険料
142	小規模企業共済
143	生命保険料
144	個人年金
145	損害保険料
146	寄附金
147	配偶者特別控除
148	配偶者給与
149	寄附金(市県)
150	専従者
151	基礎
152	長期損害保険料
153	控除計
154	課税標準額
155	課税総所得
156	課税短期譲渡
157	課税長期譲渡
158	課税土地事業雑
159	課税山林
160	課税退職
161	課税両徴分
162	市民税
163	総所得
164	短期譲渡
165	長期譲渡

166	土地事業雑
167	山林
168	退職
169	配当割等控除額
170	調整税額
171	配当控除
172	外国税控除
173	特例控除
174	減免額
175	一括徴収税額
176	所得割計
177	均等割
178	両徴分所得割
179	県民税
180	総所得
181	短期譲渡
182	長期譲渡
183	土地事業雑
184	山林
185	退職
186	配当割等控除額
187	調整税額
188	配当控除
189	外国税控除
190	特例控除
191	減免額
192	一括徴収税額
193	所得割計
194	均等割
195	両徴分所得割
196	市民税計
197	県民税計
198	年税額
199	特徴年税額
200	普徴年税額
201	前納報奨金
202	特徴月割税額
203	月割額1
204	月割額2
205	月割額3

206	月割額4
207	月割額5
208	月割額6
209	月割額7
210	月割額8
211	月割額9
212	月割額10
213	月割額11
214	月割額12
215	普徴期割税額
216	期割額1
217	期割額2
218	期割額3
219	期割額4
220	期割額5
221	期割額6
222	期割額7
223	期割額8
224	期割額9
225	過随月
226	過随月1
227	過随月2
228	過随月3
229	更正年月日
230	年号
231	年
232	月
233	日
234	減免
235	減免割合
236	該当月
237	該当期
238	開始月
239	開始期
240	市民税
241	特別減税額
242	両徴分特別減税額
243	一括徴収フラグ
244	異動届出書
245	異動区分

246	異動事由
247	異動年月日
248	年号
249	年
250	月
251	日
252	徴収月
253	終了月
254	一括徴収月
255	開始月
256	徴収期
257	終了期
258	開始期
259	過年度
260	前年通知書番号
261	前年市民税額
262	前年県民税額
263	前年年税額
264	追徴市民税額
265	追徴県民税額
266	追徴年税額
267	過年度課税フラグ
268	長期居住
269	特控
270	所得
271	課税標準額
272	株式譲渡
273	市民税
274	株式譲渡
275	県民税
276	株式譲渡
277	扶養者
278	特定扶養
279	均等割額判定フラグ
280	両徴所得
281	特徴分給与収入
282	特徴分給与所得
283	県民税
284	特別減税額
285	両徴分特別減税額

286	処理コード
287	履歴セグメント番号
288	受給者番号
289	老年者フラグ
290	年少扶養
291	総合課税所得2
292	純繰越損失
293	控除外配当
294	分離課税所得3
295	条約適用利子
296	条約適用配当
297	分離繰越損失
298	株式繰越損失
299	先物繰越損失
300	通算可分離所得
301	住宅借入金控除(市県)
302	市民税3
303	条約適用利子
304	条約適用配当
305	県民税3
306	条約適用利子
307	条約適用配当
308	ふるさと寄付金額
309	市民税4
310	市ふるさと控除額
311	市寄附金控除額
312	県民税4
313	県ふるさと控除額
314	県寄附金控除額
315	年金特徴フラグ
316	特徴対象年金収入額
317	特徴対象年金所得額
318	年金特徴該当税額
319	年金期割税額
320	年金期割額1
321	年金期割額2
322	年金期割額3
323	年金期割額4
324	年金期割額5
325	年金期割額6

326	年金特徴停止期
327	年金特徴停止理由
328	市民税5
329	市臨時減税
330	県民税5
331	県臨時減税
332	分離課税所得4
333	分離配当所得
334	年金特徴
335	仮徴収税額
336	所得控除2
337	生命保険支払額(新契約)
338	生命保険支払額(旧契約)
339	介護医療支払額(新契約)
340	個人年金支払額(新契約)
341	条例指定寄附金
342	市条例指定分
343	県条例指定分
344	成年扶養親族
345	特定成年扶養親族
346	役員等給与収入金額
347	住宅ローン控除税率
348	★ カナ氏名検索キー
名称	賦課履歴DB1
No.	項目名
1	賦課履歴セグメント(賦課DB)
2	キー
3	調定年度
4	年号
5	年
6	宛名番号
7	連番
8	賦課年度
9	年号
10	年
11	区・整理番号
12	区
13	整理番号
14	町
15	世帯

16	内番
17	特徴番号
18	指定番号
19	処理区
20	連番
21	個人番号
22	住宅借入金控除(国税)
23	課税標準額
24	条約適用利子
25	条約適用配当
26	通算後合計所得
27	カナ氏名検索キー
28	生年月日
29	年号
30	年
31	月
32	日
33	送付先宛名番号
34	送付先コード
35	納管人宛名番号
36	配当還付額
37	市民税配当還付額
38	県民税配当還付額
39	両徴申請フラグ
40	特別控除フラグ
41	資料区分
42	非免減表示
43	徴収方法
44	実額コード
45	税通コード
46	専従配偶
47	その他専従
48	生命保険コード
49	損害保険コード
50	控対配
51	老配
52	扶養者
53	同居老親
54	老人扶養
55	その他扶養

56	夫有・未成年
57	本人障害
58	障害者
59	同居特別
60	特別障害
61	普通障害
62	老寡学
63	乙欄
64	前職合算
65	普徴該当
66	合算コード
67	年調未済
68	退職コード
69	課税種別
70	入力区分
71	納通済コード
72	特殊計算コード
73	証明発行
74	非免減コード
75	変更事由
76	変更回数
77	異動コード
78	納通待コード
79	総合課税所得
80	営業
81	農業
82	その他事業
83	不動産
84	利子
85	株式配当
86	上場配当
87	給与収入
88	給与所得
89	年金収入
90	年金所得
91	雑
92	総譲・一時
93	総所得(繰損後)
94	繰越損失
95	合計所得(繰損前)

96	分離課税所得
97	短期軽減
98	特控
99	所得
100	短期一般
101	特控
102	所得
103	長期軽減
104	特控
105	所得
106	長期特定
107	特控
108	所得
109	長期一般
110	特控
111	所得
112	土地事業雑
113	一般
114	超短期
115	株式譲渡
116	山林
117	退職
118	減免2
119	離職日
120	年度
121	年号
122	年
123	月
124	日
125	所定給付日数
126	所得区分
127	普通所得
128	減免対象月数
129	今年度減免対象月数
130	翌年度減免対象月数
131	離職年の5月までの月数
132	分離課税所得2
133	商品先物取引
134	上場株式譲渡
135	株式特徴

136	配当割特徴分
137	株譲渡割特徴分額
138	臨時・変動所得
139	所得控除
140	雑損失
141	医療費
142	社会保険料
143	小規模企業共済
144	生命保険料
145	個人年金
146	損害保険料
147	寄附金
148	配偶者特別控除
149	配偶者給与
150	寄附金(市県)
151	専従者
152	基礎
153	長期損害保険料
154	控除計
155	課税標準額
156	課税総所得
157	課税短期譲渡
158	課税長期譲渡
159	課税土地事業雑
160	課税山林
161	課税退職
162	課税両徴分
163	市民税
164	総所得
165	短期譲渡
166	長期譲渡
167	土地事業雑
168	山林
169	退職
170	配当割等控除額
171	調整税額
172	配当控除
173	外国税控除
174	特例控除
175	減免額

176	一括徴収税額
177	所得割計
178	均等割
179	両徴分所得割
180	県民税
181	総所得
182	短期譲渡
183	長期譲渡
184	土地事業雑
185	山林
186	退職
187	配当割等控除額
188	調整税額
189	配当控除
190	外国税控除
191	特例控除
192	減免額
193	一括徴収税額
194	所得割計
195	均等割
196	両徴分所得割
197	市民税計
198	県民税計
199	年税額
200	特徴年税額
201	普徴年税額
202	年金特徴該当税額
203	特徴月割税額
204	月割額1
205	月割額2
206	月割額3
207	月割額4
208	月割額5
209	月割額6
210	月割額7
211	月割額8
212	月割額9
213	月割額10
214	月割額11
215	月割額12

216	普徴期割税額
217	期割額1
218	期割額2
219	期割額3
220	期割額4
221	期割額5
222	期割額6
223	期割額7
224	期割額8
225	期割額9
226	過随月
227	過随月1
228	過随月2
229	過随月3
230	更正年月日
231	年号
232	年
233	月
234	日
235	減免
236	減免割合
237	該当月
238	該当期
239	開始月
240	開始期
241	市民税
242	特別減税額
243	両徴分特別減税額
244	一括徴収フラグ
245	異動届出書
246	異動区分
247	異動事由
248	異動年月日
249	年号
250	年
251	月
252	日
253	徴収月
254	終了月
255	一括徴収月

256	開始月
257	徴収期
258	終了期
259	開始期
260	過年度
261	前年通知書番号
262	前年市民税額
263	前年県民税額
264	前年年税額
265	追徴市民税額
266	追徴県民税額
267	追徴年税額
268	過年度課税フラグ
269	長期居住
270	特控
271	所得
272	課税標準額
273	株式譲渡
274	市民税
275	株式譲渡
276	県民税
277	株式譲渡
278	扶養者
279	特定扶養
280	均等割額判定フラグ
281	両徴所得
282	特徴分給与収入
283	特徴分給与所得
284	県民税
285	特別減税額
286	両徴分特別減税額
287	処理コード
288	受給者番号
289	老年者フラグ
290	年少扶養
291	総合課税所得2
292	純繰越損失
293	控除外配当
294	分離課税所得3
295	条約適用利子

296	条約適用配当
297	分離繰越損失
298	株式繰越損失
299	先物繰越損失
300	通算可分離所得
301	住宅借入金控除(市県)
302	市民税3
303	条約適用利子
304	条約適用配当
305	県民税3
306	条約適用利子
307	条約適用配当
308	ふるさと寄付金額
309	市民税4
310	市ふるさと控除額
311	市寄附金控除額
312	県民税4
313	県ふるさと控除額
314	県寄附金控除額
315	年金特徴フラグ
316	特徴対象年金収入額
317	特徴対象年金所得額
318	年金特徴該当税額
319	年金期割税額
320	年金期割額1
321	年金期割額2
322	年金期割額3
323	年金期割額4
324	年金期割額5
325	年金期割額6
326	年金特徴停止期
327	年金特徴停止理由
328	市民税5
329	市臨時減税
330	県民税5
331	県臨時減税
332	分離課税所得4
333	分離配当所得
334	年金特徴
335	仮徴収税額

336	所得控除2
337	生命保険支払額(新契約)
338	生命保険支払額(旧契約)
339	介護医療支払額(新契約)
340	個人年金支払額(新契約)
341	条例指定寄附金
342	市条例指定分
343	県条例指定分
344	成年扶養親族
345	特定成年扶養親族
346	役員等給与収入金額
347	住宅ローン控除税率
348	★ 調定年度
349	★ 宛名番号
350	★ 連番
名称	合算DB
No.	項目名
1	合算セグメント(合算DB)
2	宛名番号
3	区・整理番号
4	区
5	整理番号
6	町
7	世帯
8	内番
9	特徴番号
10	指定番号
11	処理区
12	連番
13	個人番号
14	住宅借入金控除(国税)
15	課税標準額
16	条約適用利子
17	条約適用配当
18	通算後合計所得
19	カナ氏名検索キー
20	生年月日
21	年号
22	年
23	月

24	日
25	送付先宛名番号
26	送付先コード
27	納管人宛名番号
28	配当還付額
29	市民税配当還付額
30	県民税配当還付額
31	両徴申請フラグ
32	特別控除フラグ
33	資料区分
34	非免減表示
35	徴収方法
36	実額コード
37	税通コード
38	専従配偶
39	その他専従
40	生命保険コード
41	損害保険コード
42	控対配
43	老配
44	扶養者
45	同居老親
46	老人扶養
47	その他扶養
48	夫有・未成年
49	本人障害
50	障害者
51	同居特別
52	特別障害
53	普通障害
54	老寡学
55	乙欄
56	前職合算
57	普徴該当
58	合算コード
59	年調未済
60	退職コード
61	課税種別
62	入力区分
63	納通済コード

64	特殊計算コード
65	証明発行
66	非免減コード
67	変更事由
68	変更回数
69	異動コード
70	納通待コード
71	総合課税所得
72	営業
73	農業
74	その他事業
75	不動産
76	利子
77	株式配当
78	上場配当
79	給与収入
80	給与所得
81	年金収入
82	年金所得
83	雑
84	総譲・一時
85	総所得(繰損後)
86	繰越損失
87	合計所得(繰損前)
88	分離課税所得
89	短期軽減
90	特控
91	所得
92	短期一般
93	特控
94	所得
95	長期軽減
96	特控
97	所得
98	長期特定
99	特控
100	所得
101	長期一般
102	特控
103	所得

104	土地事業雑
105	一般
106	超短期
107	株式譲渡
108	山林
109	退職
110	商品先物取引
111	上場株式譲渡
112	株式特徴
113	配当割特徴分
114	株譲渡割特徴分
115	臨時・変動所得
116	所得控除
117	雑損失
118	医療費
119	社会保険料
120	小規模企業共済
121	生命保険料
122	個人年金
123	損害保険
124	寄附金
125	配偶者特別控除
126	配偶者給与
127	寄附金(市県)
128	専従者
129	基礎
130	長期損害保険料
131	控除計
132	課税標準額
133	課税総所得
134	課税短期譲渡
135	課税長期譲渡
136	課税土地事業雑
137	課税山林
138	課税退職
139	課税両徴分
140	市民税
141	総所得
142	短期譲渡
143	長期譲渡

144	土地事業雑
145	山林
146	退職
147	配当割等控除額
148	調整税額
149	配当控除
150	外国税控除
151	特例控除
152	減免額
153	一括徴収税額
154	所得割計
155	均等割
156	両徴分所得割
157	県民税
158	総所得
159	短期譲渡
160	長期譲渡
161	土地事業雑
162	山林
163	退職
164	配当割等控除額
165	調整税額
166	配当控除
167	外国税控除
168	特例控除
169	減免額
170	一括徴収税額
171	所得割計
172	均等割
173	両徴分所得割
174	市民税計
175	県民税計
176	年税額
177	特徴年税額
178	普徴年税額
179	前納報奨金
180	特徴月割額
181	月割額1
182	月割額2
183	月割額3

184	月割額4
185	月割額5
186	月割額6
187	月割額7
188	月割額8
189	月割額9
190	月割額10
191	月割額11
192	月割額12
193	普徴期割額
194	期割額1
195	期割額2
196	期割額3
197	期割額4
198	異動区分
199	異動事由
200	異動年月日
201	年号
202	年
203	月
204	日
205	均等割判定フラグ
206	両徴所得
207	特徴分給与収入
208	分離課税所得
209	特控
210	所得
211	株式譲渡
212	株式譲渡
213	株式譲渡
214	扶養者
215	特定扶養
216	性別
217	続柄
218	コード1
219	コード2
220	コード3
221	減免割合
222	両徴所得
223	特徴分給与所得

224	市民税
225	特別減税額
226	両徴分特別減税額
227	県民税
228	特別減税額
229	両徴分特別減税額
230	受給者番号
231	老年者フラグ
232	年少扶養
233	総合課税所得2
234	純繰越損失
235	控除外配当
236	分離課税所得3
237	条約適用利子
238	条約適用配当
239	分離繰越損失
240	株式繰越損失
241	先物繰越損失
242	通算可分離所得
243	住宅借入金控除(市県)
244	市民税3
245	条約適用利子
246	条約適用配当
247	県民税3
248	条約適用利子
249	条約適用配当
250	ふるさと寄付金
251	市民税4
252	市ふるさと控除額
253	市寄付金控除額
254	県民税4
255	県ふるさと控除額
256	県寄付金控除額
257	年金特徴フラグ
258	特徴対象年金収入額
259	特徴対象年金所得額
260	分離課税所得4
261	分離配当所得
262	入力生年月日
263	所得控除2

264	生命保険支払額(新契約)
265	生命保険支払額(旧契約)
266	介護医療支払額(新契約)
267	個人年金支払額(新契約)
268	条例指定寄附金
269	市条例指定分
270	県条例指定分
271	成年扶養親族
272	特定成年扶養親族
273	役員等給与収入金額
274	住宅ローン控除税率
275	★ カナ氏名検索キー
名称	合算異動DB
No.	項目名
1	宛名番号
2	区・整理番号
3	区
4	整理番号
5	町
6	世帯
7	内番
8	異動コード
9	処理年月日
10	年号
11	年
12	月
13	日
14	論理端末名称
15	均等割判定除外フラグ
名称	扶養義務者DB1
No.	項目名
1	キー
2	賦課年度
3	年号
4	年
5	宛名番号
6	扶養者セグメント番号
名称	扶養者DB1
No.	項目名
1	扶養者セグメント番号

2	キー
3	賦課年度
4	年号
5	年
6	宛名番号
7	扶養区分
8	障害区分
9	扶養否認
10	更正年月日
11	年号
12	年
13	月
14	日
15	扶養義務者宛名番号
16	★ 賦課年度
17	★ 宛名番号
名称	異動届DB
No.	項目名
1	異動届セグメント(異動届DB)
2	賦課年度
3	年号
4	年
5	宛名番号
6	区・整理番号
7	区
8	通知書番号
9	町
10	世帯
11	内番
12	特徴義務者番号
13	指定番号
14	処理区
15	連番
16	個人番号
17	異動
18	異動事由
19	徴収月
20	終了月
21	一括徴収月
22	開始月

23	徴収期
24	終了期
25	開始期
26	賦課年
27	指定番号
28	処理区
29	連番
30	受給者番号
31	異動年月日
32	年号
33	年
34	月
35	日
36	処理年月日
37	年号
38	年
39	月
40	日
41	処理コード
42	納通済コード
名称	本課税DB
No.	項目名
1	年度
2	本課税宛名番号
3	本課税履歴番号
4	区
名称	準市内人DB
No.	項目名
1	準市内DB準市内人セグメント
2	区
3	年度
4	宛名番号
5	履歴番号
6	本課税宛名番号
7	論理端末名称
8	処理年月日
9	年号
10	年
11	月
12	日

13	★ 年度
14	★ 本課税宛名番号
名称	住民税個人DB1
No.	項目名
1	キー
2	賦課年度
3	年号
4	年
5	宛名番号
6	宛名履歴番号
7	送付先宛名番号
8	送付先コード
9	納管人宛名番号
10	区・整理番号
11	区
12	整理番号
13	町
14	世帯
15	内番
16	前年度区・整理番号
17	区
18	整理番号
19	町
20	世帯
21	内番
22	カナ氏名検索キー
23	生年月日
24	年号
25	年
26	月
27	日
28	性別
29	続柄
30	コード1
31	コード2
32	コード3
33	住所コード
34	都道府県
35	市区町村
36	字丁

37	大字・通称
38	字・丁目
39	住定年月日
40	年号
41	年
42	月
43	日
44	住民年月日
45	年号
46	年
47	月
48	日
49	住基・住登外区分
50	世帯番号
51	住基個人番号
52	調査コード
53	調査結果
54	送付区分
55	非免減表示
56	メモコード
57	処理年月日
58	年号
59	年
60	月
61	日
62	★ カナ氏名検索キー
名称	還付充当義務者最新DB
No.	項目名
1	最新セグメント(還付充当義務者)
2	調定年度
3	年号
4	年
5	指定番号
6	変更回数
7	充当
8	月割
9	件数1
10	充当額1
11	件数2
12	充当額2

13	件数3
14	充当額3
15	件数4
16	充当額4
17	件数5
18	充当額5
19	件数6
20	充当額6
21	件数7
22	充当額7
23	件数8
24	充当額8
25	件数9
26	充当額9
27	件数10
28	充当額10
29	件数11
30	充当額11
31	件数12
32	充当額12
33	年計
34	件数
35	充当額
36	処理年月日
37	年号
38	年
39	月
40	日
41	履歴セグメント番号
名称	還付充当義務者履歴DB
No.	項目名
1	履歴セグメント(還付充当義務者)
2	キー
3	調定年度
4	年号
5	年
6	指定番号
7	変更回数
8	充当
9	月割

10	件数1
11	充当額1
12	件数2
13	充当額2
14	件数3
15	充当額3
16	件数4
17	充当額4
18	件数5
19	充当額5
20	件数6
21	充当額6
22	件数7
23	充当額7
24	件数8
25	充当額8
26	件数9
27	充当額9
28	件数10
29	充当額10
30	件数11
31	充当額11
32	件数12
33	充当額12
34	年計
35	件数
36	充当額
37	処理年月日
38	年号
39	年
40	月
41	日
42	★ 調定年度
43	★ 指定番号
名称	還付充当個人最新DB
No.	項目名
1	最新セグメント(還付充当個人DB
2	調定年度
3	年号
4	年

5	宛名番号
6	連番
7	賦課年度
8	年号
9	年
10	区・整理番号
11	区
12	整理番号
13	町
14	世帯
15	内番
16	特徴番号
17	指定番号
18	個人番号
19	充当先
20	調定年度
21	年号
22	年
23	区・整理番号
24	区
25	整理番号
26	町
27	世帯
28	内番
29	特徴番号
30	指定番号
31	個人番号
32	徴収方法
33	変更回数
34	月割
35	月割テーブル1
36	充当額1
37	還付額1
38	既還付額1
39	月割テーブル2
40	充当額2
41	還付額2
42	既還付額2
43	月割テーブル3
44	充当額3

45	還付額3
46	既還付額3
47	月割テーブル4
48	充当額4
49	還付額4
50	既還付額4
51	月割テーブル5
52	充当額5
53	還付額5
54	既還付額5
55	月割テーブル6
56	充当額6
57	還付額6
58	既還付額6
59	月割テーブル7
60	充当額7
61	還付額7
62	既還付額7
63	月割テーブル8
64	充当額8
65	還付額8
66	既還付額8
67	月割テーブル9
68	充当額9
69	還付額9
70	既還付額9
71	月割テーブル10
72	充当額10
73	還付額10
74	既還付額10
75	月割テーブル11
76	充当額11
77	還付額11
78	既還付額11
79	月割テーブル12
80	充当額12
81	還付額12
82	既還付額12
83	期割
84	期割テーブル1

85	充当額1
86	還付額1
87	既還付額1
88	期割テーブル2
89	充当額2
90	還付額2
91	既還付額2
92	期割テーブル3
93	充当額3
94	還付額3
95	既還付額3
96	期割テーブル4
97	充当額4
98	還付額4
99	既還付額4
100	期割テーブル5
101	充当額5
102	還付額5
103	既還付額5
104	期割テーブル6
105	充当額6
106	還付額6
107	既還付額6
108	期割テーブル7
109	充当額7
110	還付額7
111	既還付額7
112	期割テーブル8
113	充当額8
114	還付額8
115	既還付額8
116	期割テーブル9
117	充当額9
118	還付額9
119	既還付額9
120	還付額
121	市配当割額等還付額
122	県配当割額等還付額
123	実還付額
124	合計

125	市実還付額計
126	県実還付額計
127	既還付
128	市既実還付額
129	県既実還付額
130	今回
131	市実還付額
132	県実還付額
133	充当額
134	市充当額
135	県充当額
136	過年度課税フラグ
137	処理年月日
138	年号
139	年
140	月
141	日
142	履歴セグメント番号
名称	還付充当個人履歴DB
No.	項目名
1	履歴セグメント(還付充当個人DB
2	履歴セグメント番号
3	賦課キー
4	調定年度
5	年号
6	年
7	宛名番号
8	連番
9	賦課年度
10	年号
11	年
12	区・整理番号
13	区
14	整理番号
15	町
16	世帯
17	内番
18	特徴番号
19	指定番号
20	個人番号

21	充当先
22	調定年度
23	年号
24	年
25	区・整理番号
26	区
27	整理番号
28	町
29	世帯
30	内番
31	特徴番号
32	指定番号
33	個人番号
34	徴収方法
35	変更回数
36	月割
37	月割テーブル1
38	充当額1
39	還付額1
40	既還付額1
41	月割テーブル2
42	充当額2
43	還付額2
44	既還付額2
45	月割テーブル3
46	充当額3
47	還付額3
48	既還付額3
49	月割テーブル4
50	充当額4
51	還付額4
52	既還付額4
53	月割テーブル5
54	充当額5
55	還付額5
56	既還付額5
57	月割テーブル6
58	充当額6
59	還付額6
60	既還付額6

61	月割テーブル7
62	充当額7
63	還付額7
64	既還付額7
65	月割テーブル8
66	充当額8
67	還付額8
68	既還付額8
69	月割テーブル9
70	充当額9
71	還付額9
72	既還付額9
73	月割テーブル10
74	充当額10
75	還付額10
76	既還付額10
77	月割テーブル11
78	充当額11
79	還付額11
80	既還付額11
81	月割テーブル12
82	充当額12
83	還付額12
84	既還付額12
85	期割
86	期割テーブル1
87	充当額1
88	還付額1
89	既還付額1
90	期割テーブル2
91	充当額2
92	還付額2
93	既還付額2
94	期割テーブル3
95	充当額3
96	還付額3
97	既還付額3
98	期割テーブル4
99	充当額4
100	還付額4

101	既還付額4
102	期割テーブル5
103	充当額5
104	還付額5
105	既還付額5
106	期割テーブル6
107	充当額6
108	還付額6
109	既還付額6
110	期割テーブル7
111	充当額7
112	還付額7
113	既還付額7
114	期割テーブル8
115	充当額8
116	還付額8
117	既還付額8
118	期割テーブル9
119	充当額9
120	還付額9
121	既還付額9
122	還付額
123	市配当割額等還付額
124	県配当割額等還付額
125	実還付額
126	合計
127	市実還付額計
128	県実還付額計
129	既還付
130	市既実還付額
131	県既実還付額
132	今回
133	市実還付額
134	県実還付額
135	充当額
136	市充当額
137	県充当額
138	過年度課税フラグ
139	処理年月日
140	年号

141	年
142	月
143	日
144	★ 調定年度
145	★ 宛名番号
146	★ 連番
名称	賦課更正DB
No.	項目名
1	更正セグメント(賦課更正DB)
2	調定年度
3	年号
4	年
5	宛名番号
6	連番
7	賦課年度
8	年号
9	年
10	区・整理番号
11	区
12	整理番号
13	町
14	世帯
15	内番
16	特徴番号
17	指定番号
18	処理区
19	連番
20	個人番号
21	住宅借入金控除(国税)
22	課税標準額
23	条約適用利子
24	条約適用配当
25	通算後合計所得
26	カナ氏名検索キー
27	生年月日
28	年号
29	年
30	月
31	日
32	送付先宛名番号

33	送付先コード
34	納管人宛名番号
35	配当還付額
36	市民税配当還付額
37	県民税配当還付額
38	両徴申請フラグ
39	特別控除フラグ
40	資料区分
41	非免減表示
42	徴収方法
43	実額コード
44	税通コード
45	専従配偶
46	その他専従
47	生命保険コード
48	損害保険コード
49	控対配
50	老配
51	扶養者
52	同居老親
53	老人扶養
54	その他扶養
55	夫有・未成年
56	本人障害
57	障害者
58	同居特別
59	特別障害
60	普通障害
61	老寡学
62	乙欄
63	前職合算
64	普徴該当
65	合算コード
66	年調未済
67	退職コード
68	課税種別
69	入力区分
70	納通済コード
71	特殊計算コード
72	証明発行

73	非免減コード
74	変更事由
75	変更回数
76	異動コード
77	納通待コード
78	総合課税所得
79	営業
80	農業
81	その他事業
82	不動産
83	利子
84	株式配当
85	上場配当
86	給与収入
87	給与所得
88	年金収入
89	年金所得
90	雑
91	総譲・一時
92	総所得(繰損後)
93	繰越損失
94	合計所得(繰損前)
95	分離課税所得
96	短期軽減
97	特控
98	所得
99	短期一般
100	特控
101	所得
102	長期軽減
103	特控
104	所得
105	長期特定
106	特控
107	所得
108	長期一般
109	特控
110	所得
111	土地事業雑
112	一般

113	超短期
114	株式譲渡
115	山林
116	退職
117	減免2
118	離職日
119	年度
120	年号
121	年
122	月
123	日
124	所定給付日数
125	所得区分
126	普通所得
127	減免対象月数
128	今年度減免対象月数
129	翌年度減免対象月数
130	離職年の5月までの月数
131	分離所得2
132	商品先物取引
133	上場株式譲渡
134	株式特徴
135	配当割特徴分
136	株譲渡割特徴分額
137	臨時・変動所得
138	所得控除
139	雑損失
140	医療費
141	社会保険料
142	小規模企業共済
143	生命保険料
144	個人年金
145	損害保険料
146	寄附金
147	配偶者特別控除
148	配偶者給与
149	寄附金(市県)
150	専従者
151	基礎
152	長期損害保険料

153	控除計
154	課税標準額
155	課税総所得
156	課税短期譲渡
157	課税長期譲渡
158	課税土地事業雑
159	課税山林
160	課税退職
161	課税両徴分
162	市民税
163	総所得
164	短期譲渡
165	長期譲渡
166	土地事業雑
167	山林
168	退職
169	配当割等控除額
170	調整税額
171	配当控除
172	外国税控除
173	特例控除
174	減免額
175	一括徴収税額
176	所得割計
177	均等割
178	両徴分所得割
179	県民税
180	総所得
181	短期譲渡
182	長期譲渡
183	土地事業雑
184	山林
185	退職
186	配当割等控除額
187	調整税額
188	配当控除
189	外国税控除
190	特例控除
191	減免額
192	一括徴収税額

193	所得割計
194	均等割
195	両徴分所得割
196	市民税計
197	県民税計
198	年税額
199	特徴年税額
200	普徴年税額
201	前納報奨金
202	特徴月割税額
203	月割額1
204	月割額2
205	月割額3
206	月割額4
207	月割額5
208	月割額6
209	月割額7
210	月割額8
211	月割額9
212	月割額10
213	月割額11
214	月割額12
215	普徴期割税額
216	期割額1
217	期割額2
218	期割額3
219	期割額4
220	期割額5
221	期割額6
222	期割額7
223	期割額8
224	期割額9
225	過随月列
226	過随月1
227	過随月2
228	過随月3
229	更正年月日
230	年号
231	年
232	月

233	日
234	減免
235	減免割合
236	該当月
237	該当期
238	開始月
239	開始期
240	市民税
241	特別減税額
242	両徴分特別減税額
243	一括徴収フラグ
244	異動届出書
245	異動区分
246	異動事由
247	異動年月日
248	年号
249	年
250	月
251	日
252	徴収月
253	終了月
254	一括徴収月
255	開始月
256	徴収期
257	終了期
258	開始期
259	過年度
260	前年通知書番号
261	前年市民税額
262	前年県民税額
263	前年年税額
264	追徴市民税額
265	追徴県民税額
266	追徴年税額
267	過年度課税フラグ
268	長期居住
269	特控
270	所得
271	課税標準額
272	株式譲渡

273	市民税
274	株式譲渡
275	県民税
276	株式譲渡
277	扶養者
278	特定扶養
279	均等割額判定フラグ
280	両徴所得
281	特徴分給与収入
282	特徴分給与所得
283	県民税
284	特別減税額
285	両徴分特別減税額
286	処理コード
287	更正履歴セグメント番号
288	受給者番号
289	老年者フラグ
290	年少扶養
291	総合課税所得2
292	純繰越損失
293	控除外配当
294	分離課税所得3
295	条約適用利子
296	条約適用配当
297	分離繰越損失
298	株式繰越損失
299	先物繰越損失
300	通算可分離所得
301	住宅借入金控除(市県)
302	市民税3
303	条約適用利子
304	条約適用配当
305	県民税3
306	条約適用利子
307	条約適用配当
308	ふるさと寄付金額
309	市民税4
310	市ふるさと控除額
311	市寄附金控除額
312	県民税4

313	県ふるさと控除額
314	県寄附金控除額
315	年金特徴フラグ
316	特徴対象年金収入額
317	特徴対象年金所得額
318	年金特徴該当税額
319	年金期割税額
320	年金期割額1
321	年金期割額2
322	年金期割額3
323	年金期割額4
324	年金期割額5
325	年金期割額6
326	年金特徴停止期
327	年金特徴停止理由
328	市民税5
329	市臨時減税
330	県民税5
331	県臨時減税
332	分離課税所得4
333	分離配当所得
334	年金特徴
335	仮徴収税額
336	所得控除2
337	生命保険支払額(新契約)
338	生命保険支払額(旧契約)
339	介護医療支払額(新契約)
340	個人年金支払額(新契約)
341	条例指定寄附金
342	市条例指定分
343	県条例指定分
344	成年扶養親族
345	特定成年扶養親族
346	役員等給与収入金額
347	住宅ローン控除税率
名称	賦課更正履歴DB
No.	項目名
1	更正履歴セグメント(賦課更正DB)
2	セグメント番号
3	キー

4	調定年度
5	年号
6	年
7	宛名番号
8	連番
9	賦課年度
10	年号
11	年
12	区・整理番号
13	区
14	整理番号
15	町
16	世帯
17	内番
18	特徴番号
19	指定番号
20	処理区
21	連番
22	個人番号
23	住宅借入金控除(国税)
24	課税標準額
25	条約適用利子
26	条約適用配当
27	通算後合計所得
28	カナ氏名検索キー
29	生年月日
30	年号
31	年
32	月
33	日
34	送付先宛名番号
35	送付先コード
36	納管人宛名番号
37	配当還付額
38	市民税配当還付額
39	県民税配当還付額
40	両徴申請フラグ
41	特別控除フラグ
42	資料区分
43	非免減表示

44	徴収方法
45	実額コード
46	税通コード
47	専従配偶
48	その他専従
49	生命保険コード
50	損害保険コード
51	控対配
52	老配
53	扶養者
54	同居老親
55	老人扶養
56	その他扶養
57	夫有・未成年
58	本人障害
59	障害者
60	同居特別
61	特別障害
62	普通障害
63	老寡学
64	乙欄
65	前職合算
66	普徴該当
67	合算コード
68	年調未済
69	退職コード
70	課税種別
71	入力区分
72	納通済コード
73	特殊計算コード
74	証明発行
75	非免減コード
76	変更事由
77	変更回数
78	異動コード
79	納通待コード
80	総合課税所得
81	営業
82	農業
83	その他事業

84	不動産
85	利子
86	株式配当
87	上場配当
88	給与収入
89	給与所得
90	年金収入
91	年金所得
92	雑
93	総譲・一時
94	総所得(繰損後)
95	繰越損失
96	合計所得(繰損前)
97	分離課税所得
98	短期軽減
99	特控
100	所得
101	短期一般
102	特控
103	所得
104	長期軽減
105	特控
106	所得
107	長期特定
108	特控
109	所得
110	長期一般
111	特控
112	所得
113	土地事業雑
114	一般
115	超短期
116	株式譲渡
117	山林
118	退職
119	減免2
120	離職日
121	年度
122	年号
123	年

124	月
125	日
126	所定給付日数
127	所得区分
128	普通所得
129	減免対象月数
130	今年度減免対象月数
131	翌年度減免対象月数
132	離職年の5月までの月数
133	分離所得2
134	商品先物取引
135	上場株式譲渡
136	株式特徴
137	配当割特徴分
138	株譲渡割特徴分額
139	臨時・変動所得
140	所得控除
141	雑損失
142	医療費
143	社会保険料
144	小規模企業共済
145	生命保険料
146	個人年金
147	損害保険料
148	寄附金
149	配偶者特別控除
150	配偶者給与
151	寄附金(市県)
152	専従者
153	基礎
154	長期損害保険料
155	控除計
156	課税標準額
157	課税総所得
158	課税短期譲渡
159	課税長期譲渡
160	課税土地事業雑
161	課税山林
162	課税退職
163	課税両徴分

164	市民税
165	総所得
166	短期譲渡
167	長期譲渡
168	土地事業雑
169	山林
170	退職
171	配当割等控除額
172	調整税額
173	配当控除
174	外国税控除
175	特例控除
176	減免額
177	一括徴収税額
178	所得割計
179	均等割
180	両徴分所得割
181	県民税
182	総所得
183	短期譲渡
184	長期譲渡
185	土地事業雑
186	山林
187	退職
188	配当割等控除額
189	調整税額
190	配当控除
191	外国税控除
192	特例控除
193	減免額
194	一括徴収税額
195	所得割計
196	均等割
197	両徴分所得割
198	市民税計
199	県民税計
200	年税額
201	特徴年税額
202	普徴年税額
203	前納報奨金

204	特徴月割税額
205	月割額 1
206	月割額 2
207	月割額 3
208	月割額 4
209	月割額 5
210	月割額 6
211	月割額 7
212	月割額 8
213	月割額 9
214	月割額 10
215	月割額 11
216	月割額 12
217	普徴期割税額
218	期割額 1
219	期割額 2
220	期割額 3
221	期割額 4
222	期割額 5
223	期割額 6
224	期割額 7
225	期割額 8
226	期割額 9
227	過随月列
228	過随月 1
229	過随月 2
230	過随月 3
231	更正年月日
232	年号
233	年
234	月
235	日
236	減免
237	減免割合
238	該当月
239	該当期
240	開始月
241	開始期
242	市民税
243	特別減税額

244	両徴分特別減税額
245	一括徴収フラグ
246	異動届出書
247	異動区分
248	異動事由
249	異動年月日
250	年号
251	年
252	月
253	日
254	徴収月
255	終了月
256	一括徴収月
257	開始月
258	徴収期
259	終了期
260	開始期
261	過年度
262	前年通知書番号
263	前年市民税額
264	前年県民税額
265	前年年税額
266	追徴市民税額
267	追徴県民税額
268	追徴年税額
269	過年度課税フラグ
270	長期居住
271	特控
272	所得
273	課税標準額
274	株式譲渡
275	市民税
276	株式譲渡
277	県民税
278	株式譲渡
279	扶養者
280	特定扶養
281	均等割額判定フラグ
282	両徴所得
283	特徴分給与収入

284	特徴分給与所得
285	県民税
286	特別減税額
287	両徴分特別減税額
288	処理コード
289	受給者番号
290	老年者フラグ
291	年少扶養
292	総合課税所得2
293	純繰越損失
294	控除外配当
295	分離課税所得3
296	条約適用利子
297	条約適用配当
298	分離繰越損失
299	株式繰越損失
300	先物繰越損失
301	通算可分離所得
302	住宅借入金控除(市県)
303	市民税3
304	条約適用利子
305	条約適用配当
306	県民税3
307	条約適用利子
308	条約適用配当
309	ふるさと寄付金額
310	市民税4
311	市ふるさと控除額
312	市寄附金控除額
313	県民税4
314	県ふるさと控除額
315	県寄附金控除額
316	年金特徴フラグ
317	特徴対象年金収入額
318	特徴対象年金所得額
319	年金特徴該当税額
320	年金期割税額
321	年金期割額1
322	年金期割額2
323	年金期割額3

324	年金期割額4
325	年金期割額5
326	年金期割額6
327	年金特徴停止期
328	年金特徴停止理由
329	市民税5
330	市臨時減税
331	県民税5
332	県臨時減税
333	分離課税所得4
334	分離配当所得
335	年金特徴
336	仮徴収税額
337	所得控除2
338	生命保険支払額(新契約)
339	生命保険支払額(旧契約)
340	介護医療支払額(新契約)
341	個人年金支払額(新契約)
342	条例指定寄附金
343	市条例指定分
344	県条例指定分
345	成年扶養親族
346	特定成年扶養親族
347	役員等給与収入金額
348	★ 調定年度
349	★ 宛名番号
350	★ 連番
名称	給報DB
No.	項目名
1	指定番号
2	給報番号
3	e税一連番号
4	読取年月日
5	号機
6	帳票
7	連番
8	区・整理番号
9	区
10	整理番号
11	町

12	世帯
13	内番
14	給報上区コード
15	カナ氏名検索キー
16	生年月日
17	年号
18	年
19	月
20	日
21	性別
22	資料区分
23	非免減表示
24	徴収方法
25	実額コード
26	税通コード
27	生命保険コード
28	損害保険コード
29	控対配
30	老配
31	扶養者
32	同居老親
33	老人扶養
34	その他扶養
35	夫有・未成年
36	本人障害
37	障害者
38	同居特別
39	特別障害
40	普通障害
41	老寡学
42	乙欄
43	前職合算
44	普徴該当
45	合算コード
46	年調未済
47	退職
48	扶養者
49	特定扶養
50	年少扶養
51	給与所得

52	支払金額
53	社会保険料等
54	小規模企業共済
55	社会保険料
56	所得控除計
57	生命保険料
58	個人年金
59	損害保険料
60	長期損害保険料
61	住宅取得控除
62	所得税
63	配偶者特別控除
64	配偶者給与所得
65	配偶者その他所得
66	宛名番号
67	宛名履歴番号
68	給報カナ氏名
69	住基生年月日
70	エラーサイン
71	続柄
72	コード1
73	コード2
74	コード3
75	給報処理
76	給報チェックリスト処理
77	整理番号入力処理
78	給報枚数
79	給報ファイル番号
80	給与異動コード
81	パソコン異動コード
82	オンライン異動コード
83	オンライン異動年月日
84	住宅取得控除B
85	地震保険料
86	受給者番号
87	旧給報キー
88	旧指定番号
89	旧給報番号
90	修正カウント
91	e税帳票区分

92	e税帳票種類
93	給報受入元
94	仕切紙区分
95	宛名変更有無フラグ
96	訂正区分
97	給報枚数
98	特徴給報枚数
99	普徴給報枚数
100	取消給報枚数
101	給報特普区分
102	旧給報特普区分
103	処理区分
104	処理回数
105	履歴番号
106	取消フラグ
107	削除入力フラグ
108	他市転送フラグ
109	普徴変更フラグ
110	宛名確認入力フラグ
111	宛名確認要フラグ
112	宛名リンク処理フラグ
113	宛名異動事由
114	受給者番号クリアフラグ
115	死亡退職フラグ
116	災害者
117	外国人
118	入力区
119	チェックリスト受入元
120	チェックリスト処理区分
121	前年宛名番号
122	前年区
123	前年整理番号
124	生命保険支払額(新契約)
125	生命保険支払額(旧契約)
126	介護医療支払額(新契約)
127	個人年金支払額(新契約)
128	成年扶養親族
129	特定成年扶養親族
130	役員等給与収入金額
131	住宅ローン控除税率

132	★ カナ氏名検索キー
名称	年度切替新年度世帯主DB
No.	項目名
1	世帯主宛名番号
2	宛名履歴番号
3	世帯員セグメント数
4	非免減表示
5	送付区分
6	異動コード
7	区
8	メモコード
9	世帯区分
10	処理年月日
名称	年度切替新年度世帯員DB
No.	項目名
1	世帯員セグメント番号
2	世帯員宛名番号
3	宛名履歴番号
4	世帯主宛名番号
5	非免減表示
6	送付区分
7	異動コード
8	区
9	メモコード
10	処理年月日
11	★ 世帯主宛名番号
名称	年金特徴DB
No.	項目名
1	年金特徴セグメント(年金特徴DB
2	賦課年度
3	年号
4	年
5	宛名番号
6	区・整理番号
7	区
8	整理番号
9	町
10	世帯
11	内番
12	識別連番

13	年度
14	年号
15	年
16	回数
17	連番
18	前年情報
19	前年宛名番号
20	前年区・整理番号
21	区
22	整理番号
23	町
24	世帯
25	内番
26	前年識別連番
27	年度
28	年号
29	年
30	回数
31	連番
32	〇〇通知
33	通知カナ氏名
34	通知生年月日
35	西暦年
36	月
37	日
38	カナ氏名
39	生年月日
40	年号
41	年
42	月
43	日
44	カナ氏名検索キー
45	仮徴収義務者
46	特徴義務者コード
47	年金コード
48	整理番号1
49	整理番号2
50	本徴収義務者
51	特徴義務者コード
52	年金コード

53	整理番号1
54	整理番号2
55	年金期割税額
56	年金期割額1
57	年金期割額2
58	年金期割額3
59	年金期割額4
60	年金期割額5
61	年金期割額6
62	税・各種保険料
63	年金特徴該当税額
64	介護保険料特徴額
65	国民健康保険料特徴額
66	後期高齢保険料特徴額
67	その他保険料特徴額(予備)
68	所得税額
69	年金支払額
70	依頼情報
71	各種区分
72	処理結果
73	停止理由
74	不能理由
75	停止依頼抽出対象フラグ
76	賦課更正DB作成フラグ
77	停止情報
78	停止期
79	各種区分
80	処理年月日
81	西暦年
82	月
83	日
84	処理結果
85	不能情報
86	不能期
87	各種区分
88	処理年月日
89	西暦年
90	月
91	日
92	処理結果

93	作成日付
94	年号
95	年
96	月
97	日
98	更新日付
99	年号
100	年
101	月
102	日
103	更新プログラムID
名称	住民税世帯主DB1
No.	項目名
1	キー
2	賦課年度
3	年号
4	年
5	世帯主宛名番号
6	住基・住登外区分
7	世帯番号
8	世帯構成員数
9	処理年月日
名称	住民税世帯員DB1
No.	項目名
1	キー
2	世帯構成員番号
3	住基個人番号
4	賦課年度
5	年号
6	年
7	世帯員宛名番号
8	処理年月日
9	年号
10	年
11	月
12	日
13	★ 賦課年度
14	★ 世帯主宛名番号
名称	特徴義務者DB
No.	項目名

1	キー
2	調定年度
3	年号
4	年
5	指定番号
6	処理区
7	連番
8	宛名番号
9	送付先宛名番号
10	送付先コード
11	納管人宛名番号
12	前年度指定番号
13	給報提出年月日
14	給報報告人数
15	在職
16	退職
17	その他
18	合計
19	個人番号最終番号
20	現特徴人数
21	調定
22	月割6月
23	件数(6月)
24	税額(6月)
25	月割7月
26	件数(7月)
27	税額(7月)
28	月割8月
29	件数(8月)
30	税額(8月)
31	月割9月
32	件数(9月)
33	税額(9月)
34	月割10月
35	件数(10月)
36	税額(10月)
37	月割11月
38	件数(11月)
39	税額(11月)
40	月割12月

41	件数(12月)
42	税額(12月)
43	月割1月
44	件数(1月)
45	税額(1月)
46	月割2月
47	件数(2月)
48	税額(2月)
49	月割3月
50	件数(3月)
51	税額(3月)
52	月割4月
53	件数(4月)
54	税額(4月)
55	月割5月
56	件数(5月)
57	税額(5月)
58	年計
59	件数(年計)
60	税額(年計)
61	市民税
62	件数(市民税)
63	税額(市民税)
64	県民税
65	件数(県民税)
66	税額(県民税)
67	納期特例分
68	12月期
69	件数(12月期)
70	税額(12月期)
71	6月期
72	件数(6月期)
73	税額(6月期)
74	10ヶ月税額計
75	2ヶ月税額計
76	特普コード
77	義務者状況
78	調査コード
79	調査結果
80	退職分コード

81	給報コード
82	納期特例
83	総括表入力フラグ
84	変更回数
85	義務者作成年月日
86	年号
87	年
88	月
89	日
90	納期特例
91	開始年月日
92	年号
93	年
94	月
95	日
96	終了年月日
97	年号
98	年
99	月
100	日
101	変更年月日
102	年号
103	年
104	月
105	日
106	通知年月日
107	年号
108	年
109	月
110	日
111	処理年月日
112	年号
113	年
114	月
115	日
116	減免額
117	市民税
118	県民税
119	履歴セグメント番号

名称	特徴義務者履歴DB
No.	項目名
1	履歴セグメント番号
2	キー
3	調定年度
4	年号
5	年
6	指定番号
7	処理区
8	連番
9	宛名番号
10	送付先宛名番号
11	送付先コード
12	納管人宛名番号
13	前年度指定番号
14	給報提出年月日
15	給報報告人数
16	在職
17	退職
18	その他
19	合計
20	個人番号最終番号
21	現特徴人数
22	調定
23	月割6月
24	件数(6月)
25	税額(6月)
26	月割7月
27	件数(7月)
28	税額(7月)
29	月割8月
30	件数(8月)
31	税額(8月)
32	月割9月
33	件数(9月)
34	税額(9月)
35	月割10月
36	件数(10月)
37	税額(10月)
38	月割11月

39	件数(11月)
40	税額(11月)
41	月割12月
42	件数(12月)
43	税額(12月)
44	月割1月
45	件数(1月)
46	税額(1月)
47	月割2月
48	件数(2月)
49	税額(2月)
50	月割3月
51	件数(3月)
52	税額(3月)
53	月割4月
54	件数(4月)
55	税額(4月)
56	月割5月
57	件数(5月)
58	税額(5月)
59	年計
60	件数(年計)
61	税額(年計)
62	市民税
63	件数(市民税)
64	税額(市民税)
65	県民税
66	件数(県民税)
67	税額(県民税)
68	納期特例分
69	12月期
70	件数(12月期)
71	税額(12月期)
72	6月期
73	件数(6月期)
74	税額(6月期)
75	10ヶ月税額計
76	2ヶ月税額計
77	特普コード
78	義務者状況

79	調査コード
80	調査結果
81	退職分コード
82	給報コード
83	納期特例
84	総括表入力フラグ
85	変更回数
86	義務者作成年月日
87	年号
88	年
89	月
90	日
91	納期特例
92	開始年月日
93	年号
94	年
95	月
96	日
97	終了年月日
98	年号
99	年
100	月
101	日
102	変更年月日
103	年号
104	年
105	月
106	日
107	通知年月日
108	年号
109	年
110	月
111	日
112	処理年月日
113	年号
114	年
115	月
116	日
117	減免額
118	市民税

119	県民税
120	★ 調定年度
121	★ 指定番号
名称	退職DB
No.	項目名
1	キ一
2	調定年度
3	年号
4	年
5	指定番号
6	処理区
7	連番
8	宛名番号
9	月別内容(3月～2月)
10	支払金額(3月)
11	所得割(3月)
12	市民税(3月)
13	県民税(3月)
14	合計(3月)
15	退職人員(3月)
16	異動事由(3月)
17	入力部署(3月)
18	処理年月日(3月)
19	支払金額(4月)
20	所得割(4月)
21	市民税(4月)
22	県民税(4月)
23	合計(4月)
24	退職人員(4月)
25	異動事由(4月)
26	入力部署(4月)
27	処理年月日(4月)
28	支払金額(5月)
29	所得割(5月)
30	市民税(5月)
31	県民税(5月)
32	合計(5月)
33	退職人員(5月)
34	異動事由(5月)
35	入力部署(5月)

36	処理年月日(5月)
37	支払金額(6月)
38	所得割(6月)
39	市民税(6月)
40	県民税(6月)
41	合計(6月)
42	退職人員(6月)
43	異動事由(6月)
44	入力部署(6月)
45	処理年月日(6月)
46	支払金額(7月)
47	所得割(7月)
48	市民税(7月)
49	県民税(7月)
50	合計(7月)
51	退職人員(7月)
52	異動事由(7月)
53	入力部署(7月)
54	処理年月日(7月)
55	支払金額(8月)
56	所得割(8月)
57	市民税(8月)
58	県民税(8月)
59	合計(8月)
60	退職人員(8月)
61	異動事由(8月)
62	入力部署(8月)
63	処理年月日(8月)
64	支払金額(9月)
65	所得割(9月)
66	市民税(9月)
67	県民税(9月)
68	合計(9月)
69	退職人員(9月)
70	異動事由(9月)
71	入力部署(9月)
72	処理年月日(9月)
73	支払金額(10月)
74	所得割(10月)
75	市民税(10月)

76	県民税(10月)
77	合計(10月)
78	退職人員(10月)
79	異動事由(10月)
80	入力部署(10月)
81	処理年月日(10月)
82	支払金額(11月)
83	所得割(11月)
84	市民税(11月)
85	県民税(11月)
86	合計(11月)
87	退職人員(11月)
88	異動事由(11月)
89	入力部署(11月)
90	処理年月日(11月)
91	支払金額(12月)
92	所得割(12月)
93	市民税(12月)
94	県民税(12月)
95	合計(12月)
96	退職人員(12月)
97	異動事由(12月)
98	入力部署(12月)
99	処理年月日(12月)
100	支払金額(1月)
101	所得割(1月)
102	市民税(1月)
103	県民税(1月)
104	合計(1月)
105	退職人員(1月)
106	異動事由(1月)
107	入力部署(1月)
108	処理年月日(1月)
109	支払金額(2月)
110	所得割(2月)
111	市民税(2月)
112	県民税(2月)
113	合計(2月)
114	退職人員(2月)
115	異動事由(2月)

116	入力部署(2月)
117	処理年月日(2月)
118	履歴セグメント番号
名称	退職履歴DB
No.	項目名
1	履歴セグメント番号
2	キー
3	調定年度
4	年号
5	年
6	指定番号
7	処理区
8	連番
9	宛名番号
10	月別内容(3月～2月)
11	支払金額(3月)
12	所得割(3月)
13	市民税(3月)
14	県民税(3月)
15	合計(3月)
16	退職人員(3月)
17	異動事由(3月)
18	入力部署(3月)
19	処理年月日(3月)
20	支払金額(4月)
21	所得割(4月)
22	市民税(4月)
23	県民税(4月)
24	合計(4月)
25	退職人員(4月)
26	異動事由(4月)
27	入力部署(4月)
28	処理年月日(4月)
29	支払金額(5月)
30	所得割(5月)
31	市民税(5月)
32	県民税(5月)
33	合計(5月)
34	退職人員(5月)
35	異動事由(5月)

36	入力部署(5月)
37	処理年月日(5月)
38	支払金額(6月)
39	所得割(6月)
40	市民税(6月)
41	県民税(6月)
42	合計(6月)
43	退職人員(6月)
44	異動事由(6月)
45	入力部署(6月)
46	処理年月日(6月)
47	支払金額(7月)
48	所得割(7月)
49	市民税(7月)
50	県民税(7月)
51	合計(7月)
52	退職人員(7月)
53	異動事由(7月)
54	入力部署(7月)
55	処理年月日(7月)
56	支払金額(8月)
57	所得割(8月)
58	市民税(8月)
59	県民税(8月)
60	合計(8月)
61	退職人員(8月)
62	異動事由(8月)
63	入力部署(8月)
64	処理年月日(8月)
65	支払金額(9月)
66	所得割(9月)
67	市民税(9月)
68	県民税(9月)
69	合計(9月)
70	退職人員(9月)
71	異動事由(9月)
72	入力部署(9月)
73	処理年月日(9月)
74	支払金額(10月)
75	所得割(10月)

76	市民税(10月)
77	県民税(10月)
78	合計(10月)
79	退職人員(10月)
80	異動事由(10月)
81	入力部署(10月)
82	処理年月日(10月)
83	支払金額(11月)
84	所得割(11月)
85	市民税(11月)
86	県民税(11月)
87	合計(11月)
88	退職人員(11月)
89	異動事由(11月)
90	入力部署(11月)
91	処理年月日(11月)
92	支払金額(12月)
93	所得割(12月)
94	市民税(12月)
95	県民税(12月)
96	合計(12月)
97	退職人員(12月)
98	異動事由(12月)
99	入力部署(12月)
100	処理年月日(12月)
101	支払金額(1月)
102	所得割(1月)
103	市民税(1月)
104	県民税(1月)
105	合計(1月)
106	退職人員(1月)
107	異動事由(1月)
108	入力部署(1月)
109	処理年月日(1月)
110	支払金額(2月)
111	所得割(2月)
112	市民税(2月)
113	県民税(2月)
114	合計(2月)
115	退職人員(2月)

116	異動事由(2月)
117	入力部署(2月)
118	処理年月日(2月)
119	★ 調定年度
120	★ 指定番号
名称	償却賦課DB
No.	項目名
1	賦課キー
2	調定年度
3	通知書番号
4	義務者番号
5	義務者区分
6	一連番号
7	年度識別番号
8	相当年度
9	名寄先宛名番号
10	宛名番号上6桁
11	宛名番号下3桁
12	共有親通知書番号
13	共有区分
14	共有持分
15	分子
16	分母
17	区名
18	区コード
19	評価情報
20	相当年度(評価)
21	履歴ポイント(評価)
22	免点サイン
23	合算有無サイン
24	特例有無サイン
25	非課税有無サイン
26	課税標準額
27	減免課税標準額
28	特別軽減課税
29	税額
30	減免税額
31	年税額(分割前)
32	年税額(分割後)
33	期別

34	期別1
35	期別2
36	期別3
37	期別4
38	期別5
39	期別6
40	期別7
41	期別8
42	期別9
43	過随月
44	過随月1
45	過随月2
46	過随月3
47	異動情報
48	異動コード
49	異動年月日
50	履歴ポイント
名称	償却賦課履歴DB
No.	項目名
1	賦課キー
2	調定年度
3	通知書番号
4	義務者番号
5	義務者区分
6	一連番号
7	年度識別番号
8	相当年度
9	名寄先宛名番号
10	宛名番号上6桁
11	宛名番号下3桁
12	共有親通知書番号
13	共有区分
14	共有持分
15	分子
16	分母
17	区名
18	区コード
19	評価情報
20	相当年度(評価)
21	履歴ポイント(評価)

22	免点サイン
23	合算有無サイン
24	特例有無サイン
25	非課税有無サイン
26	課税標準額
27	減免課税標準額
28	特別軽減課税
29	税額
30	減免税額
31	年税額(分割前)
32	年税額(分割後)
33	期別
34	期別1
35	期別2
36	期別3
37	期別4
38	期別5
39	期別6
40	期別7
41	期別8
42	期別9
43	過随月
44	過随月1
45	過随月2
46	過随月3
47	異動情報
48	異動コード
49	異動年月日
50	履歴ポイント
51	★ 調定年度
52	★ 義務者番号
53	★ 年度識別番号
名称	資産義務者DB
No.	項目名
1	義務者セグメントーエリア
2	義務者番号
3	義務者番号上1桁
4	義務者番号下6桁
5	宛名番号
6	区名エリア

7	区コード
8	所管コード
9	調査コード
10	事業所コード
11	資本金
12	決算期
13	決算期1
14	決算期2
15	事業開始年月
16	事業開始年
17	事業開始年・年号
18	事業開始年・年
19	事業開始月
20	サインエリア
21	申告方法サイン
22	青色申告有無サイン
23	リース有無サイン
24	免税点サイン
25	非課税有無サイン
26	特例有無サイン
27	減免有無サイン
28	家屋所有区分
29	合算サイン
30	共有区分
31	設立年月
32	設立年月・年
33	設立年月・年(年号)
34	設立年月・年(年)
35	設立年月・月
36	解散年月
37	解散年月・年
38	解散年月・年(年号)
39	解散年月・年(年)
40	解散年月・月
41	廃止年月
42	廃止年月・年
43	廃止年月・年(年号)
44	廃止年月・年(年)
45	廃止年月・月
46	合併年月

47	合併年月・年
48	合併年月・年(年号)
49	合併年月・年(年)
50	合併年月・月
51	休業年月
52	休業年月・年
53	休業年月・年(年号)
54	休業年月・年(年)
55	休業年月・月
56	資料区分
57	申告状況テーブル
58	申告年月日1
59	申告年月日1・年
60	申告年月日1・年(年号)
61	申告年月日1・年(年)
62	申告年月日1・月
63	申告年月日1・日
64	申告年月日2
65	申告年月日2・年
66	申告年月日2・年(年号)
67	申告年月日2・年(年)
68	申告年月日2・月
69	申告年月日2・日
70	申告年月日3
71	申告年月日3・年
72	申告年月日3・年(年号)
73	申告年月日3・年(年)
74	申告年月日3・月
75	申告年月日3・日
76	資産所在地テーブル
77	資産所在地1
78	資産所在地コード1
79	資産所在地コード1・都道府県
80	資産所在地コード1・市区町村
81	資産所在地コード1・大字
82	資産所在地コード1・字
83	資産所在地名1
84	資産所在地名・漢字1
85	資産所在地2
86	資産所在地コード2

87	資産所在地コード2・都道府県
88	資産所在地コード2・市区町村
89	資産所在地コード2・大字
90	資産所在地コード2・字
91	資産所在地名2
92	資産所在地名・漢字2
93	資産所在地3
94	資産所在地コード3
95	資産所在地コード3・都道府県
96	資産所在地コード3・市区町村
97	資産所在地コード3・大字
98	資産所在地コード3・字
99	資産所在地名3
100	資産所在地名・漢字3
101	担当者
102	担当者名
103	担当者名漢字
104	担当者電話番号
105	税理士
106	税理士名
107	税理士名漢字
108	税理士電話番号
109	特記事項
110	特記事項漢字
111	登録年月日
112	登録年月日・年
113	登録年月日・月
114	登録年月日・日
115	修正年月日
116	修正年月日・年
117	修正年月日・月
118	修正年月日・日
119	資本金
120	納税者ID
121	申告区分
122	申告書作成区分
名称	資産異動DB
No.	項目名
1	異動DBキー情報
2	異動キー

3	相当年度
4	義務者番号
5	義務者区分
6	一連番号
7	資産コード
8	調定年度
9	ページ(枚目)
10	行
11	区コード
12	異動前情報
13	相当年度
14	義務者番号
15	義務者区分
16	一連番号
17	資産番号
18	資産種類
19	資産コード
20	調定年度
21	ページ(枚目)
22	行
23	帳票区分
24	改良費コード
25	資産名称
26	数量
27	取得年月
28	取得年
29	取得月
30	取得価額
31	移入年
32	耐用年数
33	残存コード
34	残存率(評価)
35	残存率(理論)
36	計算判定
37	確認サイン
38	特非コードエリア
39	特非コード
40	特非コード上1桁
41	特非コード下2桁
42	特非コード予備

43	評価額
44	理論帳簿価額
45	課税標準額(評価)
46	課税標準額(理論)
47	減免課税標準(評価)
48	減免課税標準(理論)
49	削除コード
50	削除開始年度
51	異動情報
52	異動コード
53	異動年月日
54	履歴ポイント
55	減少価額
56	耐用年数変更情報
57	耐用年数1
58	耐用年数変更年度1
59	耐用年数2
60	耐用年数変更年度2
61	耐用年数3
62	耐用年数変更年度3
63	異動後情報
64	相当年度
65	義務者番号
66	義務者区分
67	一連番号
68	資産番号
69	資産種類
70	資産コード
71	調定年度
72	ページ(枚目)
73	行
74	帳票区分
75	改良費コード
76	資産名称
77	数量
78	取得年月
79	取得年
80	取得月
81	取得価額
82	移入年

83	耐用年数
84	残存コード
85	残存率(評価)
86	残存率(理論)
87	計算判定
88	確認サイン
89	特非コードエリア
90	特非コード
91	特非コード上1桁
92	特非コード下2桁
93	特非コード予備
94	評価額
95	理論帳簿価額
96	課税標準額(評価)
97	課税標準額(理論)
98	減免課税標準(評価)
99	減免課税標準(理論)
100	削除コード
101	削除開始年度
102	異動情報
103	異動コード
104	異動年月日
105	履歴ポイント
106	減少価額
107	耐用年数変更情報
108	耐用年数1
109	耐用年数変更年度1
110	耐用年数2
111	耐用年数変更年度2
112	耐用年数3
113	耐用年数変更年度3
名称	償却賦課更正DB
No.	項目名
1	更正キー
2	調定年度
3	通知書番号
4	義務者番号
5	義務者区分
6	一連番号
7	年度識別番号

8	相当年度
9	名寄先宛名番号
10	宛名番号上6桁
11	宛名番号下3桁
12	共有親通知書番号
13	共有区分
14	共有持分
15	分子
16	分母
17	区名
18	区コード
19	評価情報
20	相当年度(評価)
21	履歴ポイント(評価)
22	免点サイン
23	合算有無サイン
24	特例有無サイン
25	非課税有無サイン
26	課税標準額
27	減免課税標準額
28	特別軽減課税
29	税額
30	減免税額
31	年税額(分割前)
32	年税額(分割後)
33	期別
34	期別1
35	期別2
36	期別3
37	期別4
38	期別5
39	期別6
40	期別7
41	期別8
42	期別9
43	過随月
44	過随月1
45	過随月2
46	過随月3
47	異動情報

48	異動コード
49	異動年月日
50	履歴ポイント
51	許可コード
52	異動識別区分
53	状態識別区分
名称	資産共有親DB
No.	項目名
1	共有親セグメント
2	義務者番号
3	義務者番号(上1桁目)
4	義務者番号(下6桁目)
5	代表者宛名番号
6	区コード
7	その他人数
8	分割サイン
9	最大項番
10	登録年月日
11	登録年月日(年)
12	登録年月日(月)
13	登録年月日(日)
14	修正年月日
15	修正年月日(年)
16	修正年月日(月)
17	修正年月日(日)
18	削除サイン
名称	資産共有子DB
No.	項目名
1	共有子セグメント
2	項番
3	宛名番号
4	義務者番号
5	義務者番号(上1桁)
6	義務者番号(下6桁)
7	区コード
8	持分
9	持分(分子)
10	持分(分母)
11	持分率
12	特非コード

13	特非コード(上1桁)
14	特非コード(下2桁)
15	親義務者番号
16	削除サイン
17	登録年月日
18	登録年月日(年)
19	登録年月日(月)
20	登録年月日(日)
21	修正年月日
22	修正年月日(年)
23	修正年月日(月)
24	修正年月日(日)
25	★ 義務者番号
名称	資産合計DB
No.	項目名
1	合計キー
2	相当年度
3	義務者番号
4	義務者区分
5	一連番号
6	名寄先宛名番号
7	宛名番号上6桁
8	宛名番号下3桁
9	区コード
10	免点サイン
11	合算有無サイン
12	特例有無サイン
13	非課税有無サイン
14	決定区分
15	評価額テーブル
16	前年前取得価額1
17	前年減少価額1
18	前年増加価額1
19	合計取得価額1
20	評価額1
21	理論帳簿価額1
22	課税標準額(評価)1
23	課税標準額(理論)1
24	減免課税標準額(評価)1
25	減免課税標準額(理論)1

26	数量1
27	前年前取得価額2
28	前年減少価額2
29	前年増加価額2
30	合計取得価額2
31	評価額2
32	理論帳簿価額2
33	課税標準額(評価)2
34	課税標準額(理論)2
35	減免課税標準額(評価)2
36	減免課税標準額(理論)2
37	数量2
38	前年前取得価額3
39	前年減少価額3
40	前年増加価額3
41	合計取得価額3
42	評価額3
43	理論帳簿価額3
44	課税標準額(評価)3
45	課税標準額(理論)3
46	減免課税標準額(評価)3
47	減免課税標準額(理論)3
48	数量3
49	前年前取得価額4
50	前年減少価額4
51	前年増加価額4
52	合計取得価額4
53	評価額4
54	理論帳簿価額4
55	課税標準額(評価)4
56	課税標準額(理論)4
57	減免課税標準額(評価)4
58	減免課税標準額(理論)4
59	数量4
60	前年前取得価額5
61	前年減少価額5
62	前年増加価額5
63	合計取得価額5
64	評価額5
65	理論帳簿価額5

66	課税標準額(評価)5
67	課税標準額(理論)5
68	減免課税標準額(評価)5
69	減免課税標準額(理論)5
70	数量5
71	前年前取得価額6
72	前年減少価額6
73	前年増加価額6
74	合計取得価額6
75	評価額6
76	理論帳簿価額6
77	課税標準額(評価)6
78	課税標準額(理論)6
79	減免課税標準額(評価)6
80	減免課税標準額(理論)6
81	数量6
82	前年前取得価額7
83	前年減少価額7
84	前年増加価額7
85	合計取得価額7
86	評価額7
87	理論帳簿価額7
88	課税標準額(評価)7
89	課税標準額(理論)7
90	減免課税標準額(評価)7
91	減免課税標準額(理論)7
92	数量7
93	合計非課税額
94	前年前取得価額(非課税)
95	前年減少価額(非課税)
96	前年増加価額(非課税)
97	合計取得価額(非課税)
98	評価額(非課税)
99	理論帳簿価額(非課税)
100	数量(非課税)
101	課税明細数
102	異動情報
103	異動コード
104	異動年月日
105	履歴ポイント

名称	資産合計履歴DB
No.	項目名
1	相当年度
2	義務者番号
3	義務者区分
4	一連番号
5	名寄先宛名番号
6	宛名番号上6桁
7	宛名番号下3桁
8	区コード
9	免点サイン
10	合算有無サイン
11	特例有無サイン
12	非課税有無サイン
13	決定区分
14	評価額テーブル
15	前年前取得価額1
16	前年減少価額1
17	前年増加価額1
18	合計取得価額1
19	評価額1
20	理論帳簿価額1
21	課税標準額(評価)1
22	課税標準額(理論)1
23	減免課税標準額(評価)1
24	減免課税標準額(理論)1
25	数量1
26	前年前取得価額2
27	前年減少価額2
28	前年増加価額2
29	合計取得価額2
30	評価額2
31	理論帳簿価額2
32	課税標準額(評価)2
33	課税標準額(理論)2
34	減免課税標準額(評価)2
35	減免課税標準額(理論)2
36	数量2
37	前年前取得価額3
38	前年減少価額3

39	前年増加価額3
40	合計取得価額3
41	評価額3
42	理論帳簿価額3
43	課税標準額(評価)3
44	課税標準額(理論)3
45	減免課税標準額(評価)3
46	減免課税標準額(理論)3
47	数量3
48	前年前取得価額4
49	前年減少価額4
50	前年増加価額4
51	合計取得価額4
52	評価額4
53	理論帳簿価額4
54	課税標準額(評価)4
55	課税標準額(理論)4
56	減免課税標準額(評価)4
57	減免課税標準額(理論)4
58	数量4
59	前年前取得価額5
60	前年減少価額5
61	前年増加価額5
62	合計取得価額5
63	評価額5
64	理論帳簿価額5
65	課税標準額(評価)5
66	課税標準額(理論)5
67	減免課税標準額(評価)5
68	減免課税標準額(理論)5
69	数量5
70	前年前取得価額6
71	前年減少価額6
72	前年増加価額6
73	合計取得価額6
74	評価額6
75	理論帳簿価額6
76	課税標準額(評価)6
77	課税標準額(理論)6
78	減免課税標準額(評価)6

79	減免課税標準額(理論)6
80	数量6
81	前年前取得価額7
82	前年減少価額7
83	前年増加価額7
84	合計取得価額7
85	評価額7
86	理論帳簿価額7
87	課税標準額(評価)7
88	課税標準額(理論)7
89	減免課税標準額(評価)7
90	減免課税標準額(理論)7
91	数量7
92	合計非課税額
93	前年前取得価額(非課税)
94	前年減少価額(非課税)
95	前年増加価額(非課税)
96	合計取得価額(非課税)
97	評価額(非課税)
98	理論帳簿価額(非課税)
99	数量(非課税)
100	課税明細数
101	異動情報
102	異動コード
103	異動年月日
104	履歴ポイント
105	★ 相当年度
106	★ 義務者番号
名称	資産明細DB
No.	項目名
1	相当年度
2	義務者番号
3	義務者区分
4	一連番号
5	資産番号
6	資産種類
7	資産コード
8	調定年度
9	ページ(枚目)
10	行

11	帳票区分
12	改良費コード
13	資産名称
14	数量
15	取得年月
16	取得年
17	取得月
18	取得価額
19	移入年
20	耐用年数
21	残存コード
22	残存率(評価)
23	残存率(理論)
24	計算判定
25	確認サイン
26	特非コードエリア
27	特非コード
28	特非コード上1桁
29	特非コード下2桁
30	特非コード予備
31	評価額
32	理論帳簿価額
33	課税標準額(評価)
34	課税標準額(理論)
35	減免課税標準(評価)
36	減免課税標準(理論)
37	削除コード
38	削除開始年度
39	異動情報
40	異動コード
41	異動年月日
42	履歴ポイント
43	減少価額
44	耐用年数変更情報
45	耐用年数1
46	耐用年数変更年度1
47	耐用年数2
48	耐用年数変更年度2
49	耐用年数3
50	耐用年数変更年度3

51	★ 相当年度
52	★ 義務者番号
名称	資産明細履歴DB
No.	項目名
1	相当年度
2	義務者番号
3	義務者区分
4	一連番号
5	資産番号
6	資産種類
7	資産コード
8	調定年度
9	ページ(枚目)
10	行
11	帳票区分
12	改良費コード
13	資産名称
14	数量
15	取得年月
16	取得年
17	取得月
18	取得価額
19	移入年
20	耐用年数
21	残存コード
22	残存率(評価)
23	残存率(理論)
24	計算判定
25	確認サイン
26	特非コードエリア
27	特非コード
28	特非コード上1桁
29	特非コード下2桁
30	特非コード予備
31	評価額
32	理論帳簿価額
33	課税標準額(評価)
34	課税標準額(理論)
35	減免課税標準(評価)
36	減免課税標準(理論)

37	削除コード
38	削除開始年度
39	異動情報
40	異動コード
41	異動年月日
42	履歴ポイント
43	減少価額
44	耐用年数変更情報
45	耐用年数1
46	耐用年数変更年度1
47	耐用年数2
48	耐用年数変更年度2
49	耐用年数3
50	耐用年数変更年度3
51	★ 相当年度
52	★ 義務者番号
53	★ 資産コード
名称	固都賦課DB1(東灘区)
No.	項目名
1	賦課セグメント
2	賦課キー
3	区コード
4	調定年度
5	通知書番号
6	氏名コード
7	年度識別
8	宛名番号
9	土地
10	固定課税標準額
11	都計課税標準額
12	家屋
13	固定課税標準額
14	都計課税標準額
15	合計
16	固定課税標準額
17	都計課税標準額
18	分割前年税額(固定)
19	分割前年税額(都計)
20	分割後年税額(固定)
21	分割後年税額(都計)

22	分割後年税額(合計)
23	前納報奨金額
24	分割後期割額
25	1期
26	2期
27	3期
28	4期
29	当年度随時1
30	当年度随時2
31	過年度随時1
32	過年度随時2
33	過年度随時3
34	軽減額(固定)
35	軽減額(都計)
36	土地
37	筆数
38	地積
39	評価額
40	家屋
41	棟数
42	床面積
43	評価額
44	課税内容コード
45	過年度納期月
46	納期月1
47	納期月2
48	納期月3
49	異動事由
50	異動日付
51	発付コード
52	機械処理年月日
53	軽減コード
名称	固都賦課履歴DB1(東灘区)
No.	項目名
1	賦課履歴セグメント
2	履歴番号
3	賦課キー
4	区コード
5	調定年度
6	通知書番号

7	氏名コード
8	年度識別
9	宛名番号
10	土地
11	固定課税標準額
12	都計課税標準額
13	家屋
14	固定課税標準額
15	都計課税標準額
16	合計
17	固定課税標準額
18	都計課税標準額
19	分割前年税額(固定)
20	分割前年税額(都計)
21	分割後年税額(固定)
22	分割後年税額(都計)
23	分割後年税額(合計)
24	前納報奨金額
25	分割後期割額
26	1期
27	2期
28	3期
29	4期
30	当年度随時1
31	当年度随時2
32	過年度随時1
33	過年度随時2
34	過年度随時3
35	軽減額(固定)
36	軽減額(都計)
37	土地
38	筆数
39	地積
40	評価額
41	家屋
42	棟数
43	床面積
44	評価額
45	課税内容コード
46	過年度納期月

47	納期月1
48	納期月2
49	納期月3
50	異動事由
51	異動日付
52	発付コード
53	機械処理年月日
54	軽減コード
55	★ 区コード
56	★ 調定年度
57	★ 通知書番号
名称	固都異動DB
No.	項目名
1	異動セグメント
2	異動キー
3	論理端末名称
4	処理日付
5	処理時間
6	連番
7	異動事由
8	異動種別
9	DB種別
10	セグメント種別
11	各セグメント内容
12	機械処理年月日
13	状態コード
14	プリンタ論理端末名称
15	仮証明区分
16	識別コード
17	論理端末名称
名称	家屋台帳キーDB1(東灘区)
No.	項目名
1	家屋キー連絡セグメント
2	家屋台帳キー
3	区コード
4	台帳区分コード
5	物件コード
6	町通
7	丁目
8	家屋番号

9	本番
10	枝番
11	末番
12	整理番号1
13	棟番
14	物件シリアル番号
15	土・家区分
16	機械化番号
17	区分評価シーケンス
18	異動禁止フラグ
19	機械処理年月日
20	★ 物件コード
名称	家屋沿革DB1(東灘区)
No.	項目名
1	家屋沿革セグメント
2	沿革番号
3	沿革種別コード
4	家屋台帳キー
5	区コード
6	台帳区分コード
7	物件コード
8	町通
9	丁目
10	家屋番号
11	本番
12	枝番
13	末番
14	整理番号1
15	棟番
16	物件シリアル番号
17	土・家区分
18	機械化番号
19	区分評価シーケンス
20	年度
21	履歴番号
22	受付年月日
23	沿革記事コード
24	機械処理年月日
25	★ 区コード
26	★ 台帳区分コード

27	★ 物件コード
28	★ 連番
名称	家屋台帳DB1(東灘区)
No.	項目名
1	家屋台帳セグメント
2	年度
3	家屋台帳キー
4	区コード
5	台帳区分コード
6	物件コード
7	町通
8	丁目
9	家屋番号
10	本番
11	枝番
12	末番
13	整理番号1
14	棟番
15	履歴番号
16	氏名コード
17	登記識別コード
18	登記情報
19	所在地番
20	本番
21	枝番
22	末番
23	外筆数
24	所有区分
25	建物番号
26	名義人宛名番号
27	種類1
28	種類2
29	構造
30	主体1
31	主体2
32	屋根1
33	屋根2
34	階層
35	地上
36	地下

37	塔屋
38	床面積
39	1階床面積
40	合計床面積
41	棟符号
42	物件登記事由
43	物件登記原因日
44	物件登記受付日
45	所有権登記事由
46	所有権登記原因日
47	所有権登記受付日
48	課税情報
49	価格
50	課税標準額(固定)
51	課税標準額(都計)
52	軽減後課税額(固定)
53	軽減後課税額(都計)
54	価格登載日
55	台帳作成コード1
56	台帳作成コード2
57	生死コード
58	機械処理年月日
59	★ 区コード親
60	★ 台帳区分コード親
61	★ 物件コード
62	★ 町通
63	★ 丁目
64	★ 家屋番号
65	★ 所在地番
66	★ 連番ー本番
67	★ 連番ー枝番
名称	家屋評価キーDB1(東灘区)
No.	項目名
1	家屋評価キーセグメント
2	家屋評価キー
3	区コード
4	台帳区分コード
5	物件コード
6	町通
7	丁目

8	家屋番号
9	本番
10	枝番
11	末番
12	整理番号1
13	棟番
14	整理番号2
15	物件シリアル番号
16	土・家区分
17	機械化番号
18	区分評価シーケンス
19	所管コード
20	★ 物件コード
名称	家屋評価DB1(東灘区)
No.	項目名
1	家屋評価セグメント
2	年度
3	履歴番号
4	異動事由
5	異動日付
6	所有区分
7	氏名コード
8	個法コード
9	市街化コード
10	種類1
11	種類2
12	評価
13	単位当再建評点
14	修正率
15	経年補正率
16	損耗補正率
17	需給割合
18	再建築費評点補正率
19	1階床面積
20	合計床面積
21	評価額
22	課税標準額
23	特例後課税標準額(固
24	特例後課税標準額(都
25	軽減後課税標準額(固

26	軽減後課税標準額(都
27	軽減
28	軽減種別1
29	軽減対象床面積1
30	軽減種別2
31	軽減対象床面積2
32	軽減種別3
33	軽減対象床面積3
34	適用年度
35	非課税
36	非課税事由1
37	非課税面積1
38	非課税事由2
39	非課税面積2
40	経年コード
41	構造(主体)
42	屋根
43	階層
44	地上
45	地下
46	塔屋
47	建築日付
48	経年起算年次
49	住宅戸数
50	居住割合
51	工法
52	現況地番
53	町通
54	丁目
55	地番
56	本番
57	枝番
58	末番
59	整理番号1
60	整理番号2
61	修正事由
62	修正日付
63	台帳情報
64	年度
65	履歴番号

66	生死コード
67	機械処理年月日
68	特別減価率
69	家屋評価キー
70	区コード
71	物件コード
72	町通
73	丁目
74	家屋番号
75	本番
76	枝番
77	末番
78	整理番号1
79	台帳区分コード
80	棟番
81	整理番号2
82	★ 区コード
83	★ 台帳区分コード
84	★ 物件コード
85	★ 現況地番
86	★ 物件コードS
87	★ 年度(補数)
名称	家屋換地DB
No.	項目名
1	家屋換地セグメント
2	従前キー
3	処分年度
4	従前キー
5	区コード
6	台帳区分コード
7	物件コード
8	町通
9	丁目
10	家屋番号
11	本番
12	枝番
13	末番
14	整理番号1
15	処分先キー
16	区コード

17	台帳区分コード
18	物件コード
19	町通
20	丁目
21	家屋番号
22	本番
23	枝番
24	末番
25	処分先所在地番
26	本番
27	枝番
28	末番
29	外筆数
30	証明発行開始年月日
31	★ 物件コード
32	★ 物件コードS
名称	固都更正DB
No.	項目名
1	更正セグメント
2	更正キー
3	区コード
4	調定年度
5	通知書番号
6	氏名コード
7	年度識別
8	宛名番号
9	土地
10	固定課税標準額
11	都計課税標準額
12	家屋
13	固定課税標準額
14	都計課税標準額
15	合計
16	固定課税標準額
17	都計課税標準額
18	分割前年税額(固定)
19	分割前年税額(都計)
20	分割後年税額(固定)
21	分割後年税額(都計)
22	分割後年税額(合計)

23	前納報奨金額
24	分割後期割額
25	1期
26	2期
27	3期
28	4期
29	当年度随時1
30	当年度随時2
31	過年度随時1
32	過年度随時2
33	過年度随時3
34	軽減額(固定)
35	軽減額(都計)
36	土地
37	筆数
38	地積
39	評価額
40	家屋
41	棟数
42	床面積
43	評価額
44	課税内容コード
45	過年度納期月
46	納期月1
47	納期月2
48	納期月3
49	異動事由
50	異動日付
51	発付コード
52	機械処理年月日
53	当年度開始期
54	過年度納期月
55	台帳区分コード
56	物件コード
57	町通
58	丁目
59	地番
60	本番
61	枝番
62	末番

63	整理番号1
64	家屋番号
65	本番
66	枝番
67	末番
68	整理番号1
69	棟番
70	軽減コード
名称	固都共有親DB
No.	項目名
1	共有親セグメント
2	共有キー
3	年度
4	親区コード
5	親氏名コード
6	共有区分
7	共有人数
8	代表者宛名番号
9	最大項番
10	通分エラーフラグ
11	親削除コード
12	機械処理年月日
13	住宅分人数
14	非住宅分人数
15	課税有無フラグ
名称	固都共有子DB
No.	項目名
1	共有子セグメント
2	年度
3	サーチフィールド
4	項番
5	履歴番号
6	宛名番号
7	名義人宛名番号
8	区コード
9	子氏名／親氏名
10	子氏名コード
11	親氏名コード
12	固定資産税持分
13	分母

14	分子
15	都市計画税持分
16	分母
17	分子
18	登記持分
19	分母
20	分子
21	按分コード
22	補正コード
23	利用コード
24	子削除コード
25	異動事由
26	異動日付
27	原因日
28	機械処理年月日
29	居住割合
30	分母
31	分子
32	非課税事由
33	軽減コード
34	一般持分地積
35	戸数
36	告知記録
37	告知年月日
38	現年開始納期
39	過年随時月
40	調定年度
41	備考1
42	備考2
43	処理年月日
44	告知納通発行フラグ
45	★ 年度
46	★ 親区コード
47	★ 親氏名コード
名称	固都路線価DB
No.	項目名
1	路線価セグメント
2	路線価キー
3	区コード
4	年度

5	路線価番号(基準年度)
6	状況類似地区番号(基準年度)
7	街路番号(基準年度)
8	路線価(基準年度)
9	路線価(前基準年度)
10	路線価区分コード(基準年度)
11	用途地区コード(基準年度)
12	路線価番号(前基準年度)
13	状況類似地区番号(前基準年
14	街路番号(前基準年度)
15	路線価区分コード(前基準年
16	用途地区コード(前基準年度
名称	固都証明制御DB
No.	項目名
1	証明制御セグメント
2	証明制御キー
3	年度
4	土・家区分
5	区コード
6	土地物件キー
7	町通
8	丁目
9	地番
10	本番
11	枝番
12	末番
13	整理番号1
14	家屋物件キー
15	台帳区分コード
16	町通
17	丁目
18	家番
19	本番
20	枝番
21	末番
22	整理番号1
23	宛名番号
24	宛名番号
25	制御区分
26	登録年月日

27	備考(メモ)
28	機械処理年月日
29	★ 物件コード
名称	固都所在地DB
No.	項目名
1	所在地セグメント
2	所在地キー
3	区コード
4	町通
5	丁目
6	区名(カナ)
7	町通(カナ)
8	字名(カナ)
9	区名(漢字)
10	町通(漢字)
11	字名(漢字)
名称	土地台帳キーDB1(東灘区)
No.	項目名
1	土地キー連絡セグメント
2	土地台帳キー
3	区コード
4	物件コード
5	町通
6	丁目
7	地番
8	本番
9	枝番
10	末番
11	整理番号1
12	台帳区分コード
13	物件シリアル番号
14	土・家区分
15	機械化番号
16	区分評価シーケンス
17	異動禁止フラグ
18	機械処理年月日
19	予備
20	★ 物件コード
名称	土地沿革DB1(東灘区)
No.	項目名

1	土地沿革セグメント
2	沿革番号
3	沿革種別コード
4	土地台帳キー
5	区コード
6	物件コード
7	町通
8	丁目
9	地番
10	本番
11	枝番
12	末番
13	整理番号1
14	台帳区分コード
15	物件シリアル番号
16	土・家区分
17	機械化番号
18	区分評価シーケンス
19	年度
20	履歴番号
21	受付年月日
22	従前地対応地積
23	沿革記事コード
24	仮換地変更年月日
25	機械処理年月日
26	★ 区コード
27	★ 物件コード
28	★ 連番
名称	土地台帳DB1(東灘区)
No.	項目名
1	土地台帳セグメント
2	年度
3	履歴番号
4	土地台帳キー
5	区コード
6	物件コード
7	町通
8	丁目
9	地番
10	本番

11	枝番
12	末番
13	整理番号1
14	台帳区分コード
15	氏名コード
16	登記情報
17	名義人宛名番号
18	地目
19	地積
20	物件登記事由
21	物件登記原因日
22	物件登記受付日
23	所有権登記事由
24	所有権登記原因日
25	所有権登記受付日
26	仮換地指定年月日
27	敷地権
28	課税情報
29	価格
30	特例額(固定)
31	特例額(都計)
32	課税標準額(固定)
33	課税標準額(都計)
34	軽減後課税標準額(固)
35	軽減後課税標準額(都)
36	比準課税標準額(固定)
37	比準課税標準額(都計)
38	市街化農地区分
39	価格登載日
40	台帳作成コード1
41	台帳作成コード2
42	生死コード
43	機械処理年月日
44	合計最終特例額(固定)
45	合計最終特例額(都計)
46	★ 区コード
47	★ 物件コード
48	★ 物件コード
49	★ 連番ー本番
50	★ 連番ー枝番

名称	土地評価キーDB1(東灘区)
No.	項目名
1	土地評価キーセグメント
2	土地評価キー
3	区コード
4	物件コード
5	町通
6	丁目
7	地番
8	本番
9	枝番
10	末番
11	整理番号1
12	整理番号2
13	台帳区分コード
14	物件シリアル番号
15	土・家区分
16	機械化番号
17	区分評価シーケンス
18	★ 物件コード
名称	土地評価DB1(東灘区)
No.	項目名
1	土地評価セグメント
2	年度
3	履歴番号
4	異動事由
5	異動日付
6	土地評価キー
7	区コード
8	物件コード
9	町通
10	丁目
11	地番
12	本番
13	枝番
14	末番
15	整理番号1
16	整理番号2
17	台帳区分コード
18	氏名コード

19	個法コード
20	共有持分
21	分母
22	分子
23	地目
24	地積
25	市街化コード
26	カード番号
27	自然条件
28	経済条件
29	災害・畦畔
30	総補正率
31	地区比準率
32	等級
33	造成費コード
34	住宅関連項目
35	住宅コード
36	住宅用地地積
37	戸数
38	画地コード
39	画地地積
40	建替年度
41	用途地区コード
42	路線価取込コード
43	正面街路
44	状況類似地区番号
45	街路番号
46	路線価(標準地単価)
47	本年度単価
48	基礎評価額
49	時点修正率
50	第1年度
51	第2年度
52	第3年度
53	本年度評価額
54	本年度特例額
55	固定資産税
56	小規模住宅
57	一般住宅
58	法人非住宅

59	個人非住宅
60	合計(農地)
61	軽減適用後特例額合
62	都市計画税
63	小規模住宅
64	一般住宅
65	法人非住宅
66	個人非住宅
67	合計(農地)
68	軽減適用後特例額合
69	本年度課税標準額
70	固定資産税
71	小規模住宅
72	一般住宅
73	法人非住宅
74	個人非住宅
75	合計(農地)
76	都市計画税
77	小規模住宅
78	一般住宅
79	法人非住宅
80	個人非住宅
81	合計(農地)
82	軽減後課税標準額
83	軽減後課税(固定)
84	軽減後課税(都計)
85	比準課税標準額
86	固定資産税
87	小規模住宅
88	一般住宅
89	法人非住宅
90	個人非住宅
91	合計(農地)
92	都市計画税
93	小規模住宅
94	一般住宅
95	法人非住宅
96	個人非住宅
97	合計(農地)
98	負担水準

99	固定資産税
100	小規模住宅
101	一般住宅
102	非住宅
103	都市計画税
104	小規模住宅
105	一般住宅
106	非住宅
107	類似土地設定年度
108	類似土地物件コード
109	比準価格割合
110	比準課税割合
111	固定資産税
112	小規模住宅
113	一般住宅
114	法人非住宅
115	個人非住宅
116	農地
117	都市計画税
118	小規模住宅
119	一般住宅
120	法人非住宅
121	個人非住宅
122	農地
123	前基準年度評価額
124	前々基準年度評価額
125	農地並課税標準額
126	軽減コード
127	軽減割合
128	非課税
129	非課税事由1
130	非課税地積1
131	非課税事由2
132	非課税地積2
133	軽減年度
134	適用年度
135	適用区分
136	土地比準識別コード
137	宅地基本補正
138	奥行逓減

139	間口狭小
140	奥行長大
141	影響加算額
142	補正1
143	コード
144	率
145	補正2
146	コード
147	率
148	補正3
149	コード
150	率
151	補正4
152	コード
153	率
154	間口距離
155	奥行距離
156	正面以外距離
157	側方A奥行距離
158	側方B奥行距離
159	背面奥行距離
160	側方A
161	区分
162	用途地区
163	路線価番号
164	路線価
165	側方B
166	区分
167	用途地区
168	路線価番号
169	路線価
170	背面
171	用途地区
172	路線価番号
173	路線価
174	修正事由
175	修正日付
176	台帳情報
177	年度
178	履歴番号

179	生死コード
180	機械処理年月日
181	被災住宅特例
182	被災住宅コード
183	被災住宅持分(分母)
184	被災住宅持分(分子)
185	価格下落率
186	減額前都計課税標準額
187	小規模住宅
188	一般住宅
189	法人非住宅
190	個人非住宅
191	合計(農地)
192	減額前都計課税割合
193	小規模住宅
194	一般住宅
195	法人非住宅
196	個人非住宅
197	農地
198	災害認定年度
199	前基準年時点修正率
200	前基準年第1年度
201	前基準年第2年度
202	前基準年第3年度
203	★ 区コード
204	★ 物件コード
205	★ 物件コード
206	★ 類似土地物件コード
207	★ 年度(補数)
名称	土地換地DB
No.	項目名
1	土地換地セグメント
2	換地キー
3	処分年度
4	仮換地キー
5	区コード
6	物件コード
7	町通
8	丁目
9	地番

10	本番
11	枝番
12	末番
13	整理番号1
14	処分先キー
15	区コード
16	物件コード
17	町通
18	丁目
19	地番
20	本番
21	枝番
22	末番
23	証明発行開始年月日
24	★ 物件コード
25	★ 物件コードS
名称	SPA退避DB
No.	項目名
1	SPA退避セグメント
2	SPAキー
3	論理端末名称
4	SPA退避エリア
5	★ 論理端末名称
名称	税住記宛名DB
No.	項目名
1	税住記宛名セグメント
2	共通基盤エリア
3	更新情報__個人番号__番号
4	更新情報__個人番号__履歴
5	更新情報__住民種別
6	更新情報__住民状態コード
7	更新情報__世帯番号__番号(文字列)
8	更新情報__世帯番号__履歴(文字列)
9	更新情報__支所コード
10	更新情報__市内住所コード
11	更新情報__都道府県コード
12	更新情報__市区町村コード
13	更新情報__大字コード
14	更新情報__現住所区名(漢字)
15	更新情報__現住所(漢字)

16	更新情報__地番号(漢字)
17	更新情報__地番号(カナ)
18	更新情報__方書(漢字)
19	更新情報__世帯主名(カナ)
20	更新情報__世帯主名(漢字)
21	更新情報__世帯主名英漢区分
22	更新情報__氏名(カナ)
23	更新情報__氏名(漢字)
24	更新情報__氏名英漢区分
25	更新情報__生年月日(和暦)
26	更新情報__生年月日(西暦)
27	更新情報__生年月日不詳フラグ
28	更新情報__性別
29	更新情報__続柄
30	更新情報__住民届出年月日
31	更新情報__住民年月日
32	更新情報__住定届出日(移転届出日)
33	更新情報__住定年月日(移転年月日)
34	更新情報__異動事由
35	更新情報__全部一部区分
36	更新情報__異動届出年月日
37	更新情報__異動年月日
38	更新情報__外国人独自項目__通称名(カナ)
39	更新情報__外国人独自項目__通称名
40	更新情報__外国人独自項目__通称名英漢区分
41	更新情報__外国人独自項目__アルファベット氏名(カナ)
42	更新情報__外国人独自項目__アルファベット氏名
43	更新情報__外国人独自項目__併記氏名
44	更新情報__外国人独自項目__出力区分
45	更新情報__外国人独自項目__送付コード
46	更新情報__外国人独自項目__第30条の45区分
47	更新情報__外国人独自項目__国籍地域コード
48	更新情報__外国人独自項目__在留の資格
49	更新情報__外国人独自項目__在留期間
50	更新情報__外国人独自項目__在留期間満了日
51	更新情報__外国人独自項目__外国人住民年月日
52	更新情報__共通番号(マイナンバー)
53	更新情報__消除事由
54	更新情報__転入前住所コード
55	更新情報__転入前住所(漢字)

56	更新情報__前住所住所コード
57	更新情報__前住所住所(漢字)
58	更新情報__転出予定住所コード
59	更新情報__転出予定住所(漢字)
60	更新情報__転出予定日
61	更新情報__転出届出日
62	更新情報__転出確定住所コード
63	更新情報__転出確定住所(漢字)
64	更新情報__転出確定住所方書(漢字)
65	更新情報__転出実定日
66	更新情報__消除年月日
67	更新情報__処理日・時間__年月日
68	更新情報__処理日・時間__時分秒
69	更新情報__世帯区分
70	更新情報__郵便番号
71	更新情報__DV該当フラグ
72	更新情報__DV該当年月日
73	更新情報__DV解除年月日
74	更新情報__処理年月日
75	更新情報__処理時刻
76	更新情報__住定異動事由コード
77	更新情報__住民事由コード
78	更新情報__転入前住所方書(漢字)
79	更新情報__前住所住所方書(漢字)
80	更新情報__転出予定住所方書(漢字)
81	更新情報__世帯主の個人番号
82	更新情報__地番号(漢字)キー
83	更新情報__統合宛名番号
84	税独自項目エリア
85	税独自__宛名番号
86	税独自__DB区分
87	税独自__個人番号
88	税独自__履歴
89	税独自__最新履歴区分
90	税独自__履歴内最新区分
91	税独自__氏名(カナ)
92	税独自__通称名(カナ)
93	税独自__送付コード
94	税独自__補記コード
95	税独自__検索キー

96	税独自__氏名カナ検索キー
97	税独自__氏名カナ検索キー(通常読み)
98	税独自__通称名カナ検索キー
99	税独自__アルファベット氏名検索キー
100	税独自__地番号カナ検索キー
101	税独自__転確住所__郵便番号
102	税独自__転確住所__市区町村大字町通コード
103	税独自__表示用異動事由
104	税独自__外字フラグ
105	税独自__現住所(漢字)__外字フラグ
106	税独自__方書(漢字)__外字フラグ
107	税独自__世帯主名(漢字)__外字フラグ
108	税独自__氏名(漢字)__外字フラグ
109	税独自__通称名__外字フラグ
110	税独自__併記氏名__外字フラグ
111	税独自__転入前住所(漢字)__外字フラグ
112	税独自__前住所住所(漢字)__外字フラグ
113	税独自__転出予定住所(漢字)__外字フラグ
114	税独自__転出確定住所(漢字)__外字フラグ
115	税独自__転出確定住所方書(漢字)__外字フラグ
116	税独自__転入前住所方書(漢字)__外字フラグ
117	税独自__前住所住所方書(漢字)__外字フラグ
118	税独自__転出予定住所方書(漢字)__外字フラグ
119	★ 税独自__氏名カナ検索キー
120	★ 税独自__氏名カナ検索キー(通常読み)
121	★ 税独自__通称名カナ検索キー
122	★ 税独自__地番号カナ検索キー
名称	税住記世帯DB
No.	項目名
1	税住記世帯セグメント
2	世帯番号
3	履歴番号
4	作成年月日
5	消除年月日
6	個人番号
7	個人履歴番号
8	登録年月日1
9	登録年月日2
10	削除年月日1
11	削除年月日2

12	更新日
13	更新時
名称	メモ情報テーブル
No.	項目名
1	税目種別
2	メモキー連番
3	メモキー情報
4	メモキー分類
5	登録日
6	更新日
7	登録・更新ユーザ
8	論理端末名称
9	メモ内容
名称	メモ削除テーブル
No.	項目名
1	税目種別
2	メモキー連番
3	メモキー情報
4	メモキー分類
5	削除日
6	削除時間(時分秒)
7	削除時間(ミリ秒)
8	削除ユーザ
9	登録日
10	更新日
11	登録・更新ユーザ
12	論理端末名称
13	メモ内容
名称	メモ排他DB
No.	項目名
1	税目種別
2	メモキー連番
3	メモキー情報
4	メモキー分類
5	排他日
6	排他時間(時分秒)
7	排他時間(ミリ秒)
8	排他ユーザ
9	論理端末名称

名称	メモキー引継ぎテーブル
No.	項目名
1	論理端末名称
2	明細番号
3	メモ番号
4	名寄区分
5	税目種別
6	メモキー連番
7	メモキー情報
8	メモキー分類
9	登録日
10	登録ユーザID
名称	調査記録管理DB
No.	項目名
1	調査記録管理セグメントーエリア
2	義務者番号
3	義務者番号上1桁
4	義務者番号下6桁
5	履歴番号(DB用)
6	履歴番号(表示用)
7	登録年月日
8	登録年月日・年(西暦)
9	登録年月日・月
10	登録年月日・日
11	所管コード
12	調査コード
13	担当者コード
14	特記事項
15	調査年月日
16	調査年月日・年(西暦)
17	調査年月日・月
18	調査年月日・日
19	削除担当者コード
名称	SPA代替DB (プリント用データ連携含む)
No.	項目名
1	レコードコード
2	レコードコード(再定義)
3	レコード名称
4	論理端末名称
5	連番

6	更新日時
7	更新日時(再定義)
8	更新日付
9	更新時間
10	システム管理
11	トランザクション
12	ユーザID
13	区分
14	マップ名称
15	マップ長
16	セッション情報
17	プリンタ名称
18	メッセージ
19	メッセージデータ
名称	GSPA代替DB
No.	項目名
1	レコードコード
2	レコードコード(再定義)
3	レコード名称
4	論理端末名称
5	連番
6	更新日時
7	更新日時(再定義)
8	更新日付
9	更新時間
10	システム管理
11	トランザクション
12	ユーザID
13	区分
14	マップ名称
15	マップ長
16	セッション情報
17	プリンタ名称
18	メッセージ
19	メッセージデータ
名称	ユーザログ代替DB
No.	項目名
1	ユーザログ代替DB
2	ログインデータの長さ
3	ADM用の予約エリア

4	ユーザ・ログ・レコード・コード
5	ログ出力日付
6	ログ出力時刻
7	ユーザID
8	論理端末名称
9	ログ出力プログラムID
10	宛名番号
11	システム管理
名称	番号管理DB
No.	項目名
1	個人宛名番号
2	DB区分
3	個人番号
4	チェックデジット
5	履歴番号
6	法人宛名番号
7	DB区分
8	法人番号
9	支店番号
10	履歴番号
11	通番
12	最新フラグ
13	法個外区分
14	番号法情報
15	制度番号
16	制度法人番号
17	制度個人番号
18	空白
19	団体内統合宛名番号
20	法人非公開フラグ
21	DV情報
22	DV該当フラグ
23	DV該当年月日
24	DV解除年月日
25	登録日
26	更新日
27	論理端末名称
28	トランザクションID
名称	ユーザ管理DB
No.	項目名

1	ユーザID
2	開始年月日
3	終了年月日
4	利用停止区分
5	パスワード
6	氏名
7	所属コード
名称	システム定義DB
No.	項目名
1	システム区分
2	システムID
3	開始年月日
4	終了年月日
5	利用停止区分
6	システム名
7	起動パス区分
8	起動パス
9	起動引数
10	排他解除モジュール名
11	変数名(ログインID)
12	変数名(パスワード)
13	変数名(論理端末名)
14	変数名(送信ボタン)
15	初期表示
16	メニュー表示シーケンス
名称	利用システム管理DB
No.	項目名
1	システム区分
2	システムID
3	ユーザID
4	開始年月日
5	終了年月日
6	利用停止区分
7	ログインID
8	ログインパスワード
名称	所属DB
No.	項目名
1	所属コード
2	開始年月日
3	終了年月日

4	所属名
名称	認証ログDB
No.	項目名
1	論理端末名
2	年月日
3	時分秒
4	ミリ秒
5	ユーザID
6	ログ区分
7	システム名

税収滞納管理システム

名称	CAT住基宛名表
No.	項目名
1	宛名番号
2	履歴番号
3	最新有無市内
4	法個外区分
5	外字登録フラグ
6	桁あふれフラグ
7	生年月日
8	氏名カナ清音
9	氏名カナ
10	氏名漢字
11	性別コード
12	住所郵便番号
13	住所都道府県コード
14	住所市区町村コード
15	住所大字町通コード
16	住所字丁目コード
17	住所地番号カナ
18	住所市区町村名
19	住所大字町通名
20	住所字丁目名
21	住所地番号漢字
22	方書漢字
23	転入前住所
24	転確住所
25	続柄コード
26	世帯番号
27	世帯主氏名漢字
28	住民年月日
29	住民届出日
30	住定異動事由コード
31	住定年月日
32	住定届出年月日
33	転出予定年月日
34	転出実定年月日
35	転出届出年月日
36	消除異動事由コード
37	消除年月日
38	異動異動事由コード

39	異動異動区分
40	異動異動年月日
41	異動処理年月日
42	住民状態区分
43	個人メモ区分
名称	CAT法人宛名表
No.	項目名
1	法人番号
2	支店番号
3	履歴番号
4	最新有無
5	法個外区分
6	法人格コード
7	法人名カナ清音
8	法人名カナ
9	法人名漢字
10	支店名カナ清音
11	支店名カナ
12	支店名漢字
13	部課名
14	住所郵便番号
15	住所都道府県コード
16	住所市区町村コード
17	住所大字町通コード
18	住所字丁目コード
19	住所地番号カナ
20	住所都道府県名
21	住所市区町村名
22	住所大字町通名
23	住所字丁目名
24	住所地番号漢字
25	方書漢字
26	電話番号
27	異動事由コード
28	異動年月日
29	異動届出年月日
30	異動業務コード

31	論理端末名
32	処理年月日
名称	CAT住登外個人宛名表
No.	項目名
1	宛名番号
2	履歴番号
3	最新有無
4	法個外区分
5	氏名カナ清音
6	氏名カナ
7	氏名漢字
8	通称氏名カナ清音
9	通称氏名カナ
10	通称氏名漢字
11	生年月日
12	性別コード
13	住所郵便番号
14	住所都道府県コード
15	住所市区町村コード
16	住所大字町通コード
17	住所字丁目コード
18	住所地番号カナ
19	住所都道府県名
20	住所市区町村名
21	住所大字町通名
22	住所字丁目名
23	住所地番号漢字
24	方書漢字
25	続柄コード
26	電話番号
27	異動事由コード
28	異動年月日
29	異動届出年月日
30	異動業務コード
31	論理端末名
32	外登個人宛名番号
33	通称名のみフラグ

34	解除外登宛名番号
35	処理年月日
名称	CAT送付先表
No.	項目名
1	宛名番号
2	送付先コード
3	郵便番号
4	住所都道府県コード
5	住所市区町村コード
6	住所大字町通コード
7	住所字丁目コード
8	住所地番号カナ
9	住所都道府県名
10	住所市区町村名
11	住所大字町通名
12	住所字丁目名
13	住所地番号漢字
14	方書漢字
15	電話番号
16	異動事由コード
17	異動届出年月日
18	異動業務コード
19	補記コード
20	論理端末名称
21	利用課業務コード1
22	利用課業務コード2
23	利用課業務コード3
24	利用課業務コード4
25	利用課業務コード5
26	利用課業務コード6
27	利用課業務コード7
28	利用課業務コード8
29	利用課業務コード9
30	利用課業務コード10
31	取込フラグ
32	処理年月日

名称	CAT宛名補助表
No.	項目名
1	宛名番号
2	名寄通番
3	後宛名番号
4	名寄最新宛名番号
5	名寄順序
名称	CATインデックス表
No.	項目名
1	区コード
2	税目コード
3	年度
4	通知書番号
5	宛名番号
6	納管識別コード
7	納管人等宛名番号
8	送付先コード
9	共有者人数
10	収納フラグ
名称	CAT宛名拡張表
No.	項目名
1	宛名番号
2	拡張区分
3	業務区分
4	区
5	税目
6	年度
7	通知書番号
8	連絡__連絡先区分1
9	連絡__電話番号1
10	連絡__郵便番号1
11	連絡__氏名名称1

12	連絡__住所1
13	連絡__方書1
14	連絡__連絡先備考1
15	連絡__連絡先区分2
16	連絡__電話番号2
17	連絡__郵便番号2
18	連絡__氏名名称2
19	連絡__住所2
20	連絡__方書2
21	連絡__連絡先備考2
22	DV区分
23	発行禁止区分
24	発行禁止申請日
25	メモ__メモ1
26	メモ__メモ2
27	補記コード
28	不作成フラグ
29	不作成登録日
30	不作成備考
名称	CAT口座表
No.	項目名
1	宛名番号
2	区コード
3	税目コード
4	通知書番号
5	開始__年度
6	開始__期
7	終了__年度
8	終了__期
9	銀行コード
10	支店コード
11	預金種別
12	口座番号
13	口座名義人カナ
14	前納コード
15	加入年月日
16	終了年月日

17	終了区分
18	仮受付コード
19	仮受__年度
20	仮受__期
21	はがき作成済1
22	はがき作成済2
23	処理年月日
名称	CAT納貯組合表
No.	項目名
1	組合番号
2	所管区コード
3	組合形態
4	組合名カナ__清音
5	組合名カナ
6	組合名漢字
7	組合所在地漢字
8	組合長名カナ
9	組合長名漢字
10	組合員数
11	組合課税人員
12	組合設立年月日
13	組合解散年月日
14	変更年月日
15	一括送付コード
16	合計調定件数
17	合計収入件数
18	合計納付率
19	最新基準日
20	最終組合員番号
21	組合脱退数
22	処理年月日
名称	CAT納貯組合員表
No.	項目名
1	組合番号

2	宛名番号
3	課税区
4	税目
5	キーフラグ
6	一括送付コード
7	加入年月日
8	開始__年度
9	開始__期
10	脱退年月日
11	終了__年度
12	終了__期
13	調定件数
14	収入件数
15	納付率
16	組合員番号
17	課税フラグ
18	対象外フラグ
19	期別加入状況1期
20	期別加入状況2期
21	期別加入状況3期
22	期別加入状況4期
23	処理年月日
名称	CAT外国人登録表
No.	項目名
1	個人番号
2	履歴番号
3	外国人登録番号
4	外登宛名番号
5	最新有無市内
6	法個外区分
7	ソート用カナ
8	氏名カナ清音
9	氏名カナ
10	氏名漢字
11	通称名カナ清音
12	通称名カナ
13	通称名漢字

14	併記名
15	性別コード
16	生年月日
17	続柄コード
18	世帯番号
19	世帯主氏名漢字
20	住所郵便番号
21	住所都道府県コード
22	住所市区町村コード
23	住所大字町通コード
24	住所字丁目コード
25	住所地番号カナ
26	住所市区町村名
27	住所大字町通名
28	住所字丁目名
29	住所地番号漢字
30	住所漢字
31	方書漢字
32	ソート用市区町村
33	移転年月日
34	移転届出年月日
35	転入前住所
36	転入前移転年月日
37	転入前移転届出年月日
38	転出先住所
39	転出年月日
40	送付年月日
41	閉鎖年月日
42	発生年月日
43	取消異動事由コード
44	異動事由コード
45	異動年月日
46	住民状態区分
名称	CAT宛名検索表
No.	項目名
1	宛名番号
2	履歴番号

3	DB区分
4	最新有無
5	法個外区分
6	状態区分
7	ソート用カナ
8	氏名法人名カナ清音
9	通称名支店名カナ清音
10	氏名法人名カナ
11	通称名支店名カナ
12	氏名法人名漢字
13	通称名支店名漢字
14	部課名
15	法人格コード
16	生年月日
17	性別コード
18	住所郵便番号
19	住所都道府県コード
20	住所市区町村コード
21	住所大字町通コード
22	住所字丁目コード
23	住所地番号カナ
24	住所漢字
25	方書漢字
26	転入前住所
27	転確住所
28	ソート用市区町村
29	名寄通番
30	名寄最新宛名番号
31	名寄順序
名称	CAT口座異動表
No.	項目名
1	口座異動番号
2	異動番号枝番
3	異動日時
4	異動事由
5	更新区分
6	後宛名番号

7	後区コード
8	後税目コード
9	後通知書番号
10	後開始__年度
11	後開始__期
12	後終了__年度
13	後終了__期
14	後銀行コード
15	後支店コード
16	後預金種別
17	後口座番号
18	後口座名義人カナ
19	後前納コード
20	後加入年月日
21	後終了年月日
22	後終了区分
23	後仮受付コード
24	後仮受__年度
25	後仮受__期
26	後処理年月日
27	前宛名番号
28	前区コード
29	前税目コード
30	前通知書番号
31	前開始__年度
32	前開始__期
33	前終了__年度
34	前終了__期
35	前銀行コード
36	前支店コード
37	前預金種別
38	前口座番号
39	前口座名義人カナ
40	前前納コード
41	前加入年月日
42	前終了年月日
43	前終了区分
44	前仮受付コード
45	前仮受__年度
46	前仮受__期

47	前処理年月日
名称	CAT納貯組合異動表
No.	項目名
1	組合異動番号
2	異動番号枝番
3	異動日時
4	異動事由
5	更新区分
6	後組合番号
7	後所管区コード
8	後組合形態
9	後組合名カナ__清音
10	後組合名カナ
11	後組合名漢字
12	後組合所在地漢字
13	後組合長名カナ
14	後組合長名漢字
15	後組合員数
16	後組合課税人員
17	後組合設立年月日
18	後組合解散年月日
19	後変更年月日
20	後一括送付コード
21	後合計調定件数
22	後合計収入件数
23	後合計納付率
24	後最新基準日
25	後最終組合員番号
26	後組合脱退数
27	後処理年月日
28	前組合番号
29	前所管区コード
30	前組合形態
31	前組合名カナ__清音
32	前組合名カナ
33	前組合名漢字
34	前組合所在地漢字

35	前組合長名カナ
36	前組合長名漢字
37	前組合員数
38	前組合課税人員
39	前組合設立年月日
40	前組合解散年月日
41	前変更年月日
42	前一括送付コード
43	前合計調定件数
44	前合計収入件数
45	前合計納付率
46	前最新基準日
47	前最終組合員番号
48	前組合脱退数
49	前処理年月日
名称	CAT納貯組合員異動表
No.	項目名
1	組合員異動番号
2	異動番号枝番
3	異動日時
4	異動事由
5	更新区分
6	後組合番号
7	後宛名番号
8	後課税区
9	後税目
10	後キーフラグ
11	後一括送付コード
12	後加入年月日
13	後開始__年度
14	後開始__期
15	後脱退年月日
16	後終了__年度
17	後終了__期
18	後調定件数
19	後収入件数
20	後納付率

21	後組合員番号
22	後課税フラグ
23	後対象外フラグ
24	後期別加入状況1期
25	後期別加入状況2期
26	後期別加入状況3期
27	後期別加入状況4期
28	後処理年月日
29	前組合番号
30	前宛名番号
31	前課税区
32	前税目
33	前キーフラグ
34	前一括送付コード
35	前加入年月日
36	前開始__年度
37	前開始__期
38	前脱退年月日
39	前終了__年度
40	前終了__期
41	前調定件数
42	前収入件数
43	前納付率
44	前組合員番号
45	前課税フラグ
46	前対象外フラグ
47	前期別加入状況1期
48	前期別加入状況2期
49	前期別加入状況3期
50	前期別加入状況4期
51	前処理年月日
名称	CAT住基異動表
No.	項目名
1	異動番号
2	異動番号枝番
3	処理日
4	処理時刻

5	異動事由
6	後宛名番号
7	後履歴番号
8	後最新有無市内
9	後法個外区分
10	後外字登録フラグ
11	後桁あふれフラグ
12	後生年月日
13	後氏名カナ清音
14	後氏名カナ
15	後氏名漢字
16	後性別コード
17	後住所郵便番号
18	後住所都道府県コード
19	後住所市区町村コード
20	後住所大字町通コード
21	後住所字丁目コード
22	後住所地番号カナ
23	後住所市区町村名
24	後住所大字町通名
25	後住所字丁目名
26	後住所地番号漢字
27	後方書漢字
28	後転入前住所
29	後転確住所
30	後続柄コード
31	後世帯番号
32	後世帯主氏名漢字
33	後住民年月日
34	後住民届出日
35	後住定異動事由コード
36	後住定年月日
37	後住定届出年月日
38	後転出予定年月日
39	後転出実定年月日
40	後転出届出年月日
41	後消除異動事由コード
42	後消除年月日
43	後異動異動事由コード
44	後異動異動区分

45	後異動異動年月日
46	後異動処理年月日
47	後個人メモ区分
48	前宛名番号
49	前履歴番号
50	前最新有無市内
51	前法個外区分
52	前外字登録フラグ
53	前桁あふれフラグ
54	前生年月日
55	前氏名カナ清音
56	前氏名カナ
57	前氏名漢字
58	前性別コード
59	前住所郵便番号
60	前住所都道府県コード
61	前住所市区町村コード
62	前住所大字町通コード
63	前住所字丁目コード
64	前住所地番号カナ
65	前住所市区町村名
66	前住所大字町通名
67	前住所字丁目名
68	前住所地番号漢字
69	前方書漢字
70	前転入前住所
71	前転確住所
72	前続柄コード
73	前世帯番号
74	前世帯主氏名漢字
75	前住民年月日
76	前住民届出日
77	前住定異動事由コード
78	前住定年月日
79	前住定届出年月日
80	前転出予定年月日
81	前転出実定年月日
82	前転出届出年月日
83	前消除異動事由コード
84	前消除年月日

85	前異動異動事由コード
86	前異動異動区分
87	前異動異動年月日
88	前異動処理年月日
89	前個人メモ区分
名称	CAT住登外異動表
No.	項目名
1	異動番号
2	異動番号枝番
3	処理日
4	処理時刻
5	異動事由
6	後宛名番号
7	後履歴番号
8	後最新有無
9	後法個外区分
10	後氏名カナ清音
11	後氏名カナ
12	後氏名漢字
13	後通称氏名カナ清音
14	後通称氏名カナ
15	後通称氏名漢字
16	後生年月日
17	後性別コード
18	後住所郵便番号
19	後住所都道府県コード
20	後住所市区町村コード
21	後住所大字町通コード
22	後住所字丁目コード
23	後住所地番号カナ
24	後住所都道府県名
25	後住所市区町村名
26	後住所大字町通名
27	後住所字丁目名
28	後住所地番号漢字
29	後方書漢字
30	後続柄コード

31	後電話番号
32	後異動事由コード
33	後異動年月日
34	後異動届出年月日
35	後異動業務コード
36	後論理端末名
37	後外登個人宛名番号
38	後通称名のみフラグ
39	後解除外登宛名番号
40	前宛名番号
41	前履歴番号
42	前最新有無
43	前法個外区分
44	前氏名カナ清音
45	前氏名カナ
46	前氏名漢字
47	前通称氏名カナ清音
48	前通称氏名カナ
49	前通称氏名漢字
50	前生年月日
51	前性別コード
52	前住所郵便番号
53	前住所都道府県コード
54	前住所市区町村コード
55	前住所大字町通コード
56	前住所字丁目コード
57	前住所地番号カナ
58	前住所都道府県名
59	前住所市区町村名
60	前住所大字町通名
61	前住所字丁目名
62	前住所地番号漢字
63	前方書漢字
64	前続柄コード
65	前電話番号
66	前異動事由コード
67	前異動年月日
68	前異動届出年月日
69	前異動業務コード
70	前論理端末名

71	前外登個人宛名番号
72	前通称名のみフラグ
73	前解除外登宛名番号
74	後処理年月日
75	前処理年月日
名称	CAT法人異動表
No.	項目名
1	異動番号
2	異動番号枝番
3	処理日
4	処理時刻
5	異動事由
6	後法人番号
7	後支店番号
8	後履歴番号
9	後最新有無
10	後法個外区分
11	後法人格コード
12	後法人名カナ清音
13	後法人名カナ
14	後法人名漢字
15	後支店名カナ清音
16	後支店名カナ
17	後支店名漢字
18	後部課名
19	後住所郵便番号
20	後住所都道府県コード
21	後住所市区町村コード
22	後住所大字町通コード
23	後住所字丁目コード
24	後住所地番号カナ
25	後住所都道府県名
26	後住所市区町村名
27	後住所大字町通名
28	後住所字丁目名
29	後住所地番号漢字
30	後方書漢字

31	後電話番号
32	後異動事由コード
33	後異動年月日
34	後異動届出年月日
35	後異動業務コード
36	後論理端末名
37	前法人番号
38	前支店番号
39	前履歴番号
40	前最新有無
41	前法個外区分
42	前法人格コード
43	前法人名カナ清音
44	前法人名カナ
45	前法人名漢字
46	前支店名カナ清音
47	前支店名カナ
48	前支店名漢字
49	前部課名
50	前住所郵便番号
51	前住所都道府県コード
52	前住所市区町村コード
53	前住所大字町通コード
54	前住所字丁目コード
55	前住所地番号カナ
56	前住所都道府県名
57	前住所市区町村名
58	前住所大字町通名
59	前住所字丁目名
60	前住所地番号漢字
61	前方書漢字
62	前電話番号
63	前異動事由コード
64	前異動年月日
65	前異動届出年月日
66	前異動業務コード
67	前論理端末名
68	後処理年月日
69	前処理年月日

名称	CAT送付先異動表
No.	項目名
1	異動番号
2	異動番号枝番
3	処理日
4	処理時刻
5	異動事由
6	後宛名番号
7	後送付先コード
8	後郵便番号
9	後住所都道府県コード
10	後住所市区町村コード
11	後住所大字町通コード
12	後住所字丁目コード
13	後住所地番号カナ
14	後住所都道府県名
15	後住所市区町村名
16	後住所大字町通名
17	後住所字丁目名
18	後住所地番号漢字
19	後方書漢字
20	後電話番号
21	後異動事由コード
22	後異動届出年月日
23	後異動業務コード
24	後補記コード
25	後論理端末名称
26	後利用課業務コード1
27	後利用課業務コード2
28	後利用課業務コード3
29	後利用課業務コード4
30	後利用課業務コード5
31	後利用課業務コード6
32	後利用課業務コード7
33	後利用課業務コード8
34	後利用課業務コード9
35	後利用課業務コード10
36	後取込フラグ

37	前宛名番号
38	前送付先コード
39	前郵便番号
40	前住所都道府県コード
41	前住所市区町村コード
42	前住所大字町通コード
43	前住所字丁目コード
44	前住所地番号カナ
45	前住所都道府県名
46	前住所市区町村名
47	前住所大字町通名
48	前住所字丁目名
49	前住所地番号漢字
50	前方書漢字
51	前電話番号
52	前異動事由コード
53	前異動届出年月日
54	前異動業務コード
55	前補記コード
56	前論理端末名称
57	前利用課業務コード1
58	前利用課業務コード2
59	前利用課業務コード3
60	前利用課業務コード4
61	前利用課業務コード5
62	前利用課業務コード6
63	前利用課業務コード7
64	前利用課業務コード8
65	前利用課業務コード9
66	前利用課業務コード10
67	前取込フラグ
68	後処理年月日
69	前処理年月日
名称	CAT宛名補助異動表
No.	項目名
1	異動番号
2	異動番号枝番

3	処理日
4	処理時刻
5	異動事由
6	後宛名番号
7	後名寄通番
8	後後宛名番号
9	後名寄最新宛名番号
10	後名寄順序
11	前宛名番号
12	前名寄通番
13	前後宛名番号
14	前名寄最新宛名番号
15	前名寄順序
名称	CATインデックス異動表
No.	項目名
1	異動番号
2	異動番号枝番
3	処理日
4	処理時刻
5	異動事由
6	更新区分
7	後区コード
8	後税目コード
9	後年度
10	後通知書番号
11	後宛名番号
12	後納管識別コード
13	後納管人等宛名番号
14	後送付先コード
15	後共有者人数
16	後収納フラグ
17	前区コード
18	前税目コード
19	前年度
20	前通知書番号
21	前宛名番号
22	前納管識別コード

23	前納管人等宛名番号
24	前送付先コード
25	前共有者人数
26	前収納フラグ
名称	CAT住基異動累積表
No.	項目名
1	異動番号
2	異動番号枝番
3	処理日
4	処理時刻
5	異動事由
6	後宛名番号
7	後履歴番号
8	後最新有無市内
9	後法個外区分
10	後外字登録フラグ
11	後桁あふれフラグ
12	後生年月日
13	後氏名カナ清音
14	後氏名カナ
15	後氏名漢字
16	後性別コード
17	後住所郵便番号
18	後住所都道府県コード
19	後住所市区町村コード
20	後住所大字町通コード
21	後住所字丁目コード
22	後住所地番号カナ
23	後住所市区町村名
24	後住所大字町通名
25	後住所字丁目名
26	後住所地番号漢字
27	後方書漢字
28	後転入前住所
29	後転確住所
30	後続柄コード
31	後世帯番号

32	後世帯主氏名漢字
33	後住民年月日
34	後住民届出日
35	後住定異動事由コード
36	後住定年月日
37	後住定届出年月日
38	後転出予定年月日
39	後転出実定年月日
40	後転出届出年月日
41	後消除異動事由コード
42	後消除年月日
43	後異動異動事由コード
44	後異動異動区分
45	後異動異動年月日
46	後異動処理年月日
47	後個人メモ区分
48	前宛名番号
49	前履歴番号
50	前最新有無市内
51	前法個外区分
52	前外字登録フラグ
53	前柵あふれフラグ
54	前生年月日
55	前氏名カナ清音
56	前氏名カナ
57	前氏名漢字
58	前性別コード
59	前住所郵便番号
60	前住所都道府県コード
61	前住所市区町村コード
62	前住所大字町通コード
63	前住所字丁目コード
64	前住所地番号カナ
65	前住所市区町村名
66	前住所大字町通名
67	前住所字丁目名
68	前住所地番号漢字
69	前方書漢字
70	前転入前住所
71	前転確住所

72	前続柄コード
73	前世帯番号
74	前世帯主氏名漢字
75	前住民年月日
76	前住民届出日
77	前住定異動事由コード
78	前住定年月日
79	前住定届出年月日
80	前転出予定年月日
81	前転出実定年月日
82	前転出届出年月日
83	前消除異動事由コード
84	前消除年月日
85	前異動異動事由コード
86	前異動異動区分
87	前異動異動年月日
88	前異動処理年月日
89	前個人メモ区分
名称	CAT住登外異動累積表
No.	項目名
1	異動番号
2	異動番号枝番
3	処理日
4	処理時刻
5	異動事由
6	後宛名番号
7	後履歴番号
8	後最新有無
9	後法個外区分
10	後氏名カナ清音
11	後氏名カナ
12	後氏名漢字
13	後通称氏名カナ清音
14	後通称氏名カナ
15	後通称氏名漢字
16	後生年月日
17	後性別コード

18	後住所郵便番号
19	後住所都道府県コード
20	後住所市区町村コード
21	後住所大字町通コード
22	後住所字丁目コード
23	後住所地番号カナ
24	後住所都道府県名
25	後住所市区町村名
26	後住所大字町通名
27	後住所字丁目名
28	後住所地番号漢字
29	後方書漢字
30	後続柄コード
31	後電話番号
32	後異動事由コード
33	後異動年月日
34	後異動届出年月日
35	後異動業務コード
36	後論理端末名
37	後外登個人宛名番号
38	後通称名のみフラグ
39	後解除外登宛名番号
40	前宛名番号
41	前履歴番号
42	前最新有無
43	前法個外区分
44	前氏名カナ清音
45	前氏名カナ
46	前氏名漢字
47	前通称氏名カナ清音
48	前通称氏名カナ
49	前通称氏名漢字
50	前生年月日
51	前性別コード
52	前住所郵便番号
53	前住所都道府県コード
54	前住所市区町村コード
55	前住所大字町通コード
56	前住所字丁目コード
57	前住所地番号カナ

58	前住所都道府県名
59	前住所市区町村名
60	前住所大字町通名
61	前住所字丁目名
62	前住所地番号漢字
63	前方書漢字
64	前続柄コード
65	前電話番号
66	前異動事由コード
67	前異動年月日
68	前異動届出年月日
69	前異動業務コード
70	前論理端末名
71	前外登個人宛名番号
72	前通称名のみフラグ
73	前解除外登宛名番号
74	後処理年月日
75	前処理年月日
名称	CAT法人異動累積表
No.	項目名
1	異動番号
2	異動番号枝番
3	処理日
4	処理時刻
5	異動事由
6	後法人番号
7	後支店番号
8	後履歴番号
9	後最新有無
10	後法個外区分
11	後法人格コード
12	後法人名カナ清音
13	後法人名カナ
14	後法人名漢字
15	後支店名カナ清音
16	後支店名カナ
17	後支店名漢字

18	後部課名
19	後住所郵便番号
20	後住所都道府県コード
21	後住所市区町村コード
22	後住所大字町通コード
23	後住所字丁目コード
24	後住所地番号カナ
25	後住所都道府県名
26	後住所市区町村名
27	後住所大字町通名
28	後住所字丁目名
29	後住所地番号漢字
30	後方書漢字
31	後電話番号
32	後異動事由コード
33	後異動年月日
34	後異動届出年月日
35	後異動業務コード
36	後論理端末名
37	前法人番号
38	前支店番号
39	前履歴番号
40	前最新有無
41	前法個外区分
42	前法人格コード
43	前法人名カナ清音
44	前法人名カナ
45	前法人名漢字
46	前支店名カナ清音
47	前支店名カナ
48	前支店名漢字
49	前部課名
50	前住所郵便番号
51	前住所都道府県コード
52	前住所市区町村コード
53	前住所大字町通コード
54	前住所字丁目コード
55	前住所地番号カナ
56	前住所都道府県名
57	前住所市区町村名

58	前住所大字町通名
59	前住所字丁目名
60	前住所地番号漢字
61	前方書漢字
62	前電話番号
63	前異動事由コード
64	前異動年月日
65	前異動届出年月日
66	前異動業務コード
67	前論理端末名
68	後処理年月日
69	前処理年月日
名称	CAT送付先異動累積表
No.	項目名
1	異動番号
2	異動番号枝番
3	処理日
4	処理時刻
5	異動事由
6	後宛名番号
7	後送付先コード
8	後郵便番号
9	後住所都道府県コード
10	後住所市区町村コード
11	後住所大字町通コード
12	後住所字丁目コード
13	後住所地番号カナ
14	後住所都道府県名
15	後住所市区町村名
16	後住所大字町通名
17	後住所字丁目名
18	後住所地番号漢字
19	後方書漢字
20	後電話番号
21	後異動事由コード
22	後異動届出年月日
23	後異動業務コード

24	後補記コード
25	後論理端末名称
26	後利用課業務コード1
27	後利用課業務コード2
28	後利用課業務コード3
29	後利用課業務コード4
30	後利用課業務コード5
31	後利用課業務コード6
32	後利用課業務コード7
33	後利用課業務コード8
34	後利用課業務コード9
35	後利用課業務コード10
36	後取込フラグ
37	前宛名番号
38	前送付先コード
39	前郵便番号
40	前住所都道府県コード
41	前住所市区町村コード
42	前住所大字町通コード
43	前住所字丁目コード
44	前住所地番号カナ
45	前住所都道府県名
46	前住所市区町村名
47	前住所大字町通名
48	前住所字丁目名
49	前住所地番号漢字
50	前方書漢字
51	前電話番号
52	前異動事由コード
53	前異動届出年月日
54	前異動業務コード
55	前補記コード
56	前論理端末名称
57	前利用課業務コード1
58	前利用課業務コード2
59	前利用課業務コード3
60	前利用課業務コード4
61	前利用課業務コード5
62	前利用課業務コード6
63	前利用課業務コード7

64	前利用課業務コード8
65	前利用課業務コード9
66	前利用課業務コード10
67	前取込フラグ
68	後処理年月日
69	前処理年月日
名称	CAT宛名補助異動累積表
No.	項目名
1	異動番号
2	異動番号枝番
3	処理日
4	処理時刻
5	異動事由
6	後宛名番号
7	後名寄通番
8	後後宛名番号
9	後名寄最新宛名番号
10	後名寄順序
11	前宛名番号
12	前名寄通番
13	前後宛名番号
14	前名寄最新宛名番号
15	前名寄順序
名称	CATインデックス累積表
No.	項目名
1	異動番号
2	異動番号枝番
3	処理日
4	処理時刻
5	異動事由
6	更新区分
7	後区コード
8	後税目コード
9	後年度

10	後通知書番号
11	後宛名番号
12	後納管識別コード
13	後納管人等宛名番号
14	後送付先コード
15	後共有者人数
16	後収納フラグ
17	前区コード
18	前税目コード
19	前年度
20	前通知書番号
21	前宛名番号
22	前納管識別コード
23	前納管人等宛名番号
24	前送付先コード
25	前共有者人数
26	前収納フラグ
名称	CAT口座異動累積表
No.	項目名
1	口座異動番号
2	異動番号枝番
3	異動日時
4	異動事由
5	更新区分
6	後宛名番号
7	後区コード
8	後税目コード
9	後通知書番号
10	後開始__年度
11	後開始__期
12	後終了__年度
13	後終了__期
14	後銀行コード
15	後支店コード
16	後預金種別
17	後口座番号
18	後口座名義人カナ

19	後前納コード
20	後加入年月日
21	後終了年月日
22	後終了区分
23	後仮受付コード
24	後仮受__年度
25	後仮受__期
26	後処理年月日
27	前宛名番号
28	前区コード
29	前税目コード
30	前通知書番号
31	前開始__年度
32	前開始__期
33	前終了__年度
34	前終了__期
35	前銀行コード
36	前支店コード
37	前預金種別
38	前口座番号
39	前口座名義人カナ
40	前前納コード
41	前加入年月日
42	前終了年月日
43	前終了区分
44	前仮受付コード
45	前仮受__年度
46	前仮受__期
47	前処理年月日
名称	CAT納貯組合異動累積表
No.	項目名
1	組合異動番号
2	異動番号枝番
3	異動日時
4	異動事由
5	更新区分
6	後組合番号

7	後所管区コード
8	後組合形態
9	後組合名カナ__清音
10	後組合名カナ
11	後組合名漢字
12	後組合所在地漢字
13	後組合長名カナ
14	後組合長名漢字
15	後組合員数
16	後組合課税人員
17	後組合設立年月日
18	後組合解散年月日
19	後変更年月日
20	後一括送付コード
21	後合計調定件数
22	後合計収入件数
23	後合計納付率
24	後最新基準日
25	後最終組合員番号
26	後組合脱退数
27	後処理年月日
28	前組合番号
29	前所管区コード
30	前組合形態
31	前組合名カナ__清音
32	前組合名カナ
33	前組合名漢字
34	前組合所在地漢字
35	前組合長名カナ
36	前組合長名漢字
37	前組合員数
38	前組合課税人員
39	前組合設立年月日
40	前組合解散年月日
41	前変更年月日
42	前一括送付コード
43	前合計調定件数
44	前合計収入件数
45	前合計納付率
46	前最新基準日

47	前最終組合員番号
48	前組合脱退数
49	前処理年月日
名称	CAT納貯組合員累積表
No.	項目名
1	組合員異動番号
2	異動番号枝番
3	異動日時
4	異動事由
5	更新区分
6	後組合番号
7	後宛名番号
8	後課税区
9	後税目
10	後キーフラグ
11	後一括送付コード
12	後加入年月日
13	後開始__年度
14	後開始__期
15	後脱退年月日
16	後終了__年度
17	後終了__期
18	後調定件数
19	後収入件数
20	後納付率
21	後組合員番号
22	後課税フラグ
23	後対象外フラグ
24	後期別加入状況1期
25	後期別加入状況2期
26	後期別加入状況3期
27	後期別加入状況4期
28	後処理年月日
29	前組合番号
30	前宛名番号
31	前課税区
32	前税目

33	前キーフラグ
34	前一括送付コード
35	前加入年月日
36	前開始__年度
37	前開始__期
38	前脱退年月日
39	前終了__年度
40	前終了__期
41	前調定件数
42	前収入件数
43	前納付率
44	前組合員番号
45	前課税フラグ
46	前対象外フラグ
47	前期別加入状況1期
48	前期別加入状況2期
49	前期別加入状況3期
50	前期別加入状況4期
51	前処理年月日
名称	CAT市内町名表
No.	項目名
1	都道府県コード
2	市区町村コード
3	大字町通コード
4	字丁目コード
5	都道府県カナ
6	市区町村名カナ
7	大字町通カナ
8	字丁目カナ
9	都道府県カナ清音
10	市区町村名カナ清音
11	大字町通カナ清音
12	字丁目カナ清音
13	大字省略フラグ
14	字省略フラグ
15	都道府県名
16	市区町村名

17	大字町通名
18	字丁目名
19	市区町丁名
20	支所コード
21	出張所コード
名称	CAT市内地番表
No.	項目名
1	都道府県コード
2	市区町村コード
3	大字町通コード
4	字丁目コード
5	開始地番
6	終了地番
7	郵便番号
8	小学校コード
9	中学校コード
10	選挙投票区
11	バーコード情報1
12	バーコード情報2
名称	CAT外登異動表
No.	項目名
1	異動番号
2	異動番号枝番
3	処理日
4	処理時刻
5	異動事由
6	後個人番号
7	後履歴番号
8	後外国人登録番号
9	後外登宛名番号
10	後最新有無市内
11	後法個外区分
12	後ソート用カナ
13	後氏名カナ清音

14	後氏名カナ
15	後氏名漢字
16	後通称名カナ清音
17	後通称名カナ
18	後通称名漢字
19	後併記名
20	後性別コード
21	後生年月日
22	後続柄コード
23	後世帯番号
24	後世帯主氏名漢字
25	後住所郵便番号
26	後住所都道府県コード
27	後住所市区町村コード
28	後住所大字町通コード
29	後住所字丁目コード
30	後住所地番号カナ
31	後住所市区町村名
32	後住所大字町通名
33	後住所字丁目名
34	後住所地番号漢字
35	後住所漢字
36	後方書漢字
37	後ソート用市区町村
38	後移転年月日
39	後移転届出年月日
40	後転入前住所
41	後転入前移転年月日
42	後転入前移転届出日
43	後転出先住所
44	後転出年月日
45	後送付年月日
46	後閉鎖年月日
47	後発生年月日
48	後取消異動事由コード
49	後異動事由コード
50	後異動年月日
51	後住民状態区分
52	前個人番号
53	前履歴番号

54	前外国人登録番号
55	前外登宛名番号
56	前最新有無市内
57	前法個外区分
58	前ソート用カナ
59	前氏名カナ清音
60	前氏名カナ
61	前氏名漢字
62	前通称名カナ清音
63	前通称名カナ
64	前通称名漢字
65	前併記名
66	前性別コード
67	前生年月日
68	前続柄コード
69	前世帯番号
70	前世帯主氏名漢字
71	前住所郵便番号
72	前住所都道府県コード
73	前住所市区町村コード
74	前住所大字町通コード
75	前住所字丁目コード
76	前住所地番号カナ
77	前住所市区町村名
78	前住所大字町通名
79	前住所字丁目名
80	前住所地番号漢字
81	前住所漢字
82	前方書漢字
83	前ソート用市区町村
84	前移転年月日
85	前移転届出年月日
86	前転入前住所
87	前転入前移転年月日
88	前転入前移転届出日
89	前転出先住所
90	前転出年月日
91	前送付年月日
92	前閉鎖年月日
93	前発生年月日

94	前取消異動事由コード
95	前異動事由コード
96	前異動年月日
97	前住民状態区分
名称	CAT外登異動累積表
No.	項目名
1	異動番号
2	異動番号枝番
3	処理日
4	処理時刻
5	異動事由
6	後個人番号
7	後履歴番号
8	後外国人登録番号
9	後外登宛名番号
10	後最新有無市内
11	後法個外区分
12	後ソート用力ナ
13	後氏名カナ清音
14	後氏名カナ
15	後氏名漢字
16	後通称名カナ清音
17	後通称名カナ
18	後通称名漢字
19	後併記名
20	後性別コード
21	後生年月日
22	後続柄コード
23	後世帯番号
24	後世帯主氏名漢字
25	後住所郵便番号
26	後住所都道府県コード
27	後住所市区町村コード
28	後住所大字町通コード
29	後住所字丁目コード
30	後住所地名番号カナ
31	後住所市区町村名

32	後住所大字町通名
33	後住所字丁目名
34	後住所地名番号漢字
35	後住所漢字
36	後方書漢字
37	後ソート用市区町村
38	後移転年月日
39	後移転届出年月日
40	後転入前住所
41	後転入前移転年月日
42	後転入前移転届出日
43	後転出先住所
44	後転出年月日
45	後送付年月日
46	後閉鎖年月日
47	後発生年月日
48	後取消異動事由コード
49	後異動事由コード
50	後異動年月日
51	後住民状態区分
52	前個人番号
53	前履歴番号
54	前外国人登録番号
55	前外登宛名番号
56	前最新有無市内
57	前法個外区分
58	前ソート用力ナ
59	前氏名カナ清音
60	前氏名カナ
61	前氏名漢字
62	前通称名カナ清音
63	前通称名カナ
64	前通称名漢字
65	前併記名
66	前性別コード
67	前生年月日
68	前続柄コード
69	前世帯番号
70	前世帯主氏名漢字
71	前住所郵便番号

72	前住所都道府県コード
73	前住所市区町村コード
74	前住所大字町通コード
75	前住所字丁目コード
76	前住所地番号カナ
77	前住所市区町村名
78	前住所大字町通名
79	前住所字丁目名
80	前住所地番号漢字
81	前住所漢字
82	前方書漢字
83	前ソート用市区町村
84	前移転年月日
85	前移転届出年月日
86	前転入前住所
87	前転入前移転年月日
88	前転入前移転届出日
89	前転出先住所
90	前転出年月日
91	前送付年月日
92	前閉鎖年月日
93	前発生年月日
94	前取消異動事由コード
95	前異動事由コード
96	前異動年月日
97	前住民状態区分
名称	CAT法人略語変換表
No.	項目名
1	区分
2	番号
3	法人格カナ
4	前略語
5	後略語
6	カナ文字数

名称	CAT口座統廃合抽出表
No.	項目名
1	銀行コード
2	支店コード
3	連番
4	宛名番号
5	区コード
6	税目コード
7	通知書番号
8	開始__年度
9	開始__期
名称	TET収納年マスタ
No.	項目名
1	区コード
2	税目コード
3	年度
4	通知書番号
5	事業年度
6	事業年度開始日
7	事業年度終了日
8	相当年度
9	宛名番号
10	送付先コード
11	納管人等宛名番号
12	車両番号識別区分
13	車両番号記号
14	車両番号
15	合計調定額
16	合計収納額
17	合計延滞金調定額
18	合計延滞金収納額
19	合計過不足額
20	繰越前調定額
21	繰越前収納額
22	繰越前延滞金調定額
23	繰越前延滞金収納額
24	調定額異動日

25	調定額異動事由コード
26	調定額異動回数
27	前納区分
28	滞納明細表作成コード
29	期数
30	市民税等調定額
31	県民税等調定額
32	特徴義務者番号
33	特徴義務者個人番号
34	特徴義務者税額
35	課税内容コード
36	納管識別コード
37	共有人数
38	証明発行禁止フラグ
39	本税合計欠損額
40	延滞金合計欠損額
41	仮年金特徴義務者
42	本年金特徴義務者
43	告知区分
名称	TET収納マスタ
No.	項目名
1	区コード
2	税目コード
3	年度
4	通知書番号
5	事業年度
6	期別コード
7	申告区分
8	調定年月
9	調定額
10	均等割__資産割額
11	法人税__従業者割額
12	収納額
13	延滞金調定額
14	延滞金収納額
15	延滞金変更前調定額
16	延滞金調定額計算日

17	延滞金減免割合
18	延滞金計算不能コード
19	延滞金減免事由
20	延滞金納付書フラグ
21	延滞金発行フラグ
22	過不足額
23	過誤納__振替番号
24	収入日
25	納付日
26	処理日
27	収入区分
28	銀行コード
29	支店コード
30	口座種別
31	口座番号
32	帳票コード
33	納付方法
34	コンビニ本部
35	コンビニ店舗
36	収入回数
37	収入明細数
38	分納区分
39	延長月数
40	公示督促コード
41	催告コード
42	執欠コード__前
43	執欠コード__後
44	完結不能コード
45	指定納期限
46	法定納期限
47	法定納期限等
48	申告__更正決定日
49	法人税__更正決定日
50	更正請求日
51	執停欠損決議日
52	欠損予定日
53	督促状発行日
54	督促状整理番号
55	督促状引抜フラグ
56	調定額異動発生日

57	調定額異動処理日
58	調定額異動事由コード
59	調定額異動回数
60	滞納明細表作成コード
61	繰越前調定額
62	繰越前収納額
63	繰越前延滞金調定額
64	繰越前延滞金収納額
65	納期変更コード
66	振替回数
67	申告基礎コード
68	本税欠損額
69	延滞金欠損額
70	令書公示日
71	督促公示日
72	時効起算日
73	時効中断区分
74	支払金額
75	納入人員
76	告知区分
77	延滞金強制変更フラグ
78	納付場所
名称	TET収納履歴
No.	項目名
1	区コード
2	税目コード
3	年度
4	通知書番号
5	事業年度
6	期別コード
7	連番
8	収納額
9	延滞金収納額
10	収入日
11	納付日
12	処理日
13	収入区分

14	銀行コード
15	支店コード
16	口座種別
17	口座番号
18	口座名義人カナ
19	帳票コード
20	納付方法
21	支払方法
22	過誤納振替番号
23	支出決議日
24	支払年月日
25	振替決議日
26	振替年月日
27	延滞金計算基準日
28	コンビニ本部
29	コンビニ店舗
30	共有者宛名番号
31	納付場所
32	還付充当SEQ
名称	TET過誤納
No.	項目名
1	過誤納番号
2	宛名番号
3	区コード
4	税目コード
5	年度
6	通知書番号
7	事業年度
8	期別コード
9	申告区分
10	調定年月
11	事業年度開始年月日
12	事業年度終了年月日
13	発生理由区分
14	発生年月日
15	納付年月日
16	収入年月日

17	処理年月日
18	還付個数
19	充当個数
20	調定額
21	延滞金調定額
22	収納額
23	延滞金収納額
24	過誤納額
25	延滞金過誤納額
26	変更前調定額
27	変更後調定額
28	歳入歳出区分
29	還付処理済額
30	延滞金還付処理済額
31	還付支払済額
32	延滞金還付支払済額
33	充当処理済額
34	延滞金充当処理済額
35	充当支払済額
36	延滞金充当支払済額
名称	TET還付
No.	項目名
1	過誤納番号
2	還付SEQ
3	還付充当決議番号
4	支出命令番号
5	代表支出命令番号
6	還付金額
7	延滞金還付金額
8	加算金還付金額
9	還付充当決議年月日
10	支出命令年月日
11	支払完了年月日
12	取消年月日
13	加算日数
14	加算開始年月日
15	加算終了年月日

16	除算開始年月日
17	除算終了年月日
18	特徴個人番号
19	特徴宛名番号
20	還付宛名番号
21	還付方法コード
22	銀行コード※
23	支店コード※
24	預金種別※
25	口座番号※
26	名義人カナ※
27	特徴氏名
28	変更年月日
29	歳入歳出区分
30	連携フラグ
31	処理場所コード
名称	TET充当
No.	項目名
1	過誤納番号
2	充当SEQ
3	還付充当決議番号
4	振替命令番号
5	区コード
6	税目コード
7	年度
8	通知書番号
9	事業年度
10	期別コード
11	調定年月
12	申告区分
13	充当金額
14	延滞金充当金額
15	加算金充当金額
16	還付充当決議年月日
17	振替命令年月日
18	振替完了年月日
19	取消年月日

20	加算日数
21	加算開始年月日
22	加算終了年月日
23	除算開始年月日
24	除算終了年月日
25	特徴個人番号
26	納期限年月日
27	被充当額
28	延滞金被充当額
29	充当適状年月日
30	特徴宛名番号
31	特徴氏名
32	事業年度開始年月日
33	事業年度終了年月日
34	歳入歳出区分
35	連携フラグ
36	処理場所コード
37	取消用振替命令番号
38	過誤納番号1
39	納付日1
40	fr過本_to本充当額1
41	fr過本_to延充当額1
42	fr過延_to本充当額1
43	fr過延_to延充当額1
44	過誤納番号2
45	納付日2
46	fr過本_to本充当額2
47	fr過本_to延充当額2
48	fr過延_to本充当額2
49	fr過延_to延充当額2
50	過誤納番号3
51	納付日3
52	fr過本_to本充当額3
53	fr過本_to延充当額3
54	fr過延_to本充当額3
55	fr過延_to延充当額3
56	過誤納番号4
57	納付日4
58	fr過本_to本充当額4
59	fr過本_to延充当額4

60	fr過延_to本充当額4
61	fr過延_to延充当額4
62	過誤納番号5
63	納付日5
64	fr過本_to本充当額5
65	fr過本_to延充当額5
66	fr過延_to本充当額5
67	fr過延_to延充当額5
68	過誤納番号6
69	納付日6
70	fr過本_to本充当額6
71	fr過本_to延充当額6
72	fr過延_to本充当額6
73	fr過延_to延充当額6
74	過誤納番号7
75	納付日7
76	fr過本_to本充当額7
77	fr過本_to延充当額7
78	fr過延_to本充当額7
79	fr過延_to延充当額7
80	過誤納番号8
81	納付日8
82	fr過本_to本充当額8
83	fr過本_to延充当額8
84	fr過延_to本充当額8
85	fr過延_to延充当額8
86	過誤納番号9
87	納付日9
88	fr過本_to本充当額9
89	fr過本_to延充当額9
90	fr過延_to本充当額9
91	fr過延_to延充当額9
92	過誤納番号10
93	納付日10
94	fr過本_to本充当額10
95	fr過本_to延充当額10
96	fr過延_to本充当額10
97	fr過延_to延充当額10
98	過誤納番号11
99	納付日11

100	fr過本_to本充当額11
101	fr過本_to延充当額11
102	fr過延_to本充当額11
103	fr過延_to延充当額11
104	過誤納番号12
105	納付日12
106	fr過本_to本充当額12
107	fr過本_to延充当額12
108	fr過延_to本充当額12
109	fr過延_to延充当額12
名称	TET振替
No.	項目名
1	振替決議番号
2	振替命令番号
3	振替元宛名番号
4	振替先宛名番号
5	振替元区コード
6	振替元税目コード
7	振替元年度
8	振替元通知書番号
9	振替元事業年度
10	振替元期
11	振替元申告区分
12	振替元調定年月
13	振替先区コード
14	振替先税目コード
15	振替先年度
16	振替先通知書番号
17	振替先事業年度
18	振替先期
19	振替先申告区分
20	振替先調定年月
21	振替元調定額
22	振替元延滞金調定額
23	振替元収入額
24	振替元延滞金収入額

25	振替元振替額
26	振替元延滞金振替額
27	振替先調定額
28	振替先延滞金調定額
29	振替先収入額
30	振替先延滞金収入額
31	振替先振替額
32	振替先延滞金振替額
33	振替決議年月日
34	振替命令年月日
35	振替完了年月日
36	取消年月日
37	延滞金計算コード
38	直納コード
39	分納区分
40	片方処理区分
41	不一致番号
42	振替先法定納期限
43	振替先指定納期限
44	振替元収入年月日
45	振替元納付年月日
46	振替元銀行コード
47	振替元帳票コード
48	振替先事業年度開始日
49	振替先事業年度終了日
50	振替先処理前納付日
51	振替先処理前収入日
52	振替先銀行コード
53	振替先収入回数
54	収入区分
55	振替回数
56	納期変更コード
57	発生理由区分
58	発生年月日
59	特別処理区分
60	振替理由コード
61	振替理由
62	連携フラグ
63	過誤納番号
64	処理場所コード

65	取消用振替命令番号
名称	TET不一致
No.	項目名
1	不一致番号
2	区コード
3	税目コード
4	年度
5	通知書番号
6	事業年度
7	期別コード
8	申告区分
9	調定年月
10	収入額
11	延滞金収入額
12	収入年月日
13	納付年月日
14	取消年月日
15	消込フラグ
16	収入区分
17	収入銀行コード
18	支店コード
19	口座種別
20	口座番号
21	口座名義人カナ
22	帳票コード
23	データ登録日
24	処理済額
25	延滞金処理済額
26	処理済年月日
27	コンビニ本部
28	コンビニ店舗
29	納付場所

名称	TET仮消込
No.	項目名
1	区コード
2	税目コード
3	年度
4	通知書番号
5	事業年度
6	期別コード
7	SEQ番号
8	納付書発行番号
9	本税収納額
10	延滞金収納額
11	領収年月日
12	消印年月日
13	取扱時間
14	支払方法
15	データ区分
16	帳票コード
17	前納コード
18	公金年月日
19	消込年月日
20	コンビニ本部
21	コンビニ店舗
22	コンビニデータ作成日
23	年金特徴義務者コード
24	年金特徴収入作成F
25	消込フラグ
26	督促状未発行フラグ
27	領収書発行番号
28	納付年月日
名称	TET現金領収書管理
No.	項目名
1	領収書発行番号
2	領収金額合計
3	支払方法
4	領収日
5	払込日

6	受払簿発行済フラグ
7	取扱担当者
8	宛名番号
名称	TET現金領収書明細
No.	項目名
1	領収書発行番号
2	明細番号
3	区コード
4	税目コード
5	年度
6	通知書番号
7	事業年度
8	期別コード
9	本税領収額
10	延滞金領収額
名称	TET証券管理
No.	項目名
1	証券受領番号
2	SEQ番号
3	受託番号
4	証券種類
5	記号番号
6	券面金額
7	取立費用
8	支払期日
9	宛名番号
10	委託者宛名番号1
11	委託者宛名番号2
12	委託者宛名番号3
13	委託者宛名番号4
14	委託者宛名番号5
15	支払人
16	支払場所
17	支払日

18	受領日
19	受託日
20	振出日
21	引受日
22	再委託日
23	納付日
24	領収送付日
25	返却依頼日
26	不渡日
27	銀行受領日
28	返却処理日
29	返却理由区分
30	振出人氏名
31	振出人郵便番号
32	振出人住所
33	送付先氏名
34	送付先郵便番号
35	送付先住所
36	領収証書送付先区分
37	職員番号
38	振分区分
名称	TET証券明細
No.	項目名
1	証券受領番号
2	SEQ番号
3	枝番
4	区コード
5	税目コード
6	年度
7	通知書番号
8	事業年度
9	期別コード
10	宛名番号
11	本税内訳金額
12	延滞金内訳金額
13	表示順

名称	TET納付書発行管理
No.	項目名
1	発行番号
2	発行番号枝番
3	発行日
4	消込日
5	計画番号
6	計画回数
7	区コード
8	税目コード
9	年度
10	通知書番号
11	事業年度
12	期別コード
13	本税発行額
14	延滞金発行額
15	納期限
16	共有者宛名番号
名称	TET延滞金明細
No.	項目名
1	区コード
2	税目コード
3	年度
4	通知書番号
5	事業年度
6	期別コード
7	明細番号
8	計算対象額
9	計算期間_自
10	計算期間_至
11	日数
12	延滞金率
13	延滞金額
14	免除事由
15	免除割合

16	変更事由
名称	TET口座振替情報
No.	項目名
1	区コード
2	税目コード
3	年度
4	通知書番号
5	事業年度
6	期別コード
7	宛名番号
8	振替額
9	振替日
10	公金日
11	銀行コード
12	支店番号
13	預金種別
14	口座番号
15	口座名義人カナ
16	前納希望コード
17	前納コード
18	依頼出力区分
19	振替結果
20	振替済情報作成フラグ
名称	TET公示送達
No.	項目名
1	区コード
2	年度
3	税目コード
4	事業年度
5	期別コード
6	通知書番号
7	検索公示コード
8	明細番号
9	氏名法人名

10	宛名番号
11	変更前公示コード
12	変更後公示コード
13	変更前公示日
14	変更後公示日
15	変更前納期限
16	変更後納期限
17	印刷フラグ
名称	TET課税修正確認
No.	項目名
1	区コード
2	税目コード
3	年度
4	通知書番号
5	事業年度
名称	TET収納DB件数
No.	項目名
1	税目コード
2	件数区分
3	区コード
4	区毎件数
5	区毎金額
名称	TET調定履歴
No.	項目名
1	区コード
2	税目コード
3	年度
4	通知書番号
5	事業年度
6	期別コード
7	連番

8	変更前本税調定額
9	変更後本税調定額
10	変更前延滞金調定額
11	変更後延滞金調定額
12	調定額異動発生日
13	調定額異動処理日
14	調定額異動事由コード
15	調定額異動回数
16	変更前調定年月
17	変更後調定年月
18	変更前指定納期限
19	変更後指定納期限
20	変更前法定納期限
21	変更後法定納期限
22	変更前相当年度
23	変更後相当年度
24	変更前事業年度開始期
25	変更後事業年度開始期
26	変更前事業年度決算期
27	変更後事業年度決算期
28	申告区分コード
29	加算金区分コード
30	前市__資産割調定額
31	後市__資産割調定額
32	前県__従業者割調定額
33	後県__従業者割調定額
34	申告更正__決定日
35	更正の請求日
36	支払金額
37	納入人員
名称	TET還付口座履歴
No.	項目名
1	宛名番号
2	区コード
3	税目コード
4	通知書番号
5	SEQ番号

6	銀行コード※
7	支店コード※
8	預金種別※
9	口座番号※
10	口座名義人力ナ※
11	還付充当決議番号
12	還付充当決議年月日
13	取消年月日
名称	TET累計
No.	項目名
1	累計年度
2	按分区分
3	対象年月
4	区コード
5	税目コード
6	調定区分
7	年度
8	期コード
9	調定本税金額
10	調定本税件数
11	調定延滞金金額
12	調定延滞金件数
13	収入本税金額
14	収入本税件数
15	収入延滞金金額
16	収入延滞金件数
17	過誤納本税金額
18	過誤納本税件数
19	過誤納延滞金金額
20	過誤納延滞金件数
21	還付本税金額
22	還付本税件数
23	還付延滞金金額
24	還付延滞金件数
25	欠損本税金額
26	欠損本税件数
27	欠損延滞金金額

28	欠損延滞期件数
29	執停本税金額
30	執停本税件数
31	執停延滞金金額
32	執停延滞金件数
33	調定内訳1
34	調定内訳2
名称	TET月計
No.	項目名
1	累計年度
2	対象年月
3	按分区分
4	区コード
5	税目コード
6	調定区分
7	年度
8	期コード
9	本税調定増金額
10	本税調定増件数
11	本税調定増内訳1
12	本税調定増内訳2
13	本税調定減金額
14	本税調定減件数
15	本税調定減内訳1
16	本税調定減内訳2
17	延滞金調定増金額
18	延滞金調定増件数
19	延滞金調定減金額
20	延滞金調定減件数
21	本税純収入金額
22	本税純収入件数
23	本税過誤納金額
24	本税過誤納件数
25	延滞金純収入金額
26	延滞金純収入件数
27	延滞金過誤納金額
28	延滞金過誤納件数

29	還付本税金額
30	還付本税件数
31	還付延滞金金額
32	還付延滞金件数
33	欠損本税金額
34	欠損本税件数
35	欠損延滞金金額
36	欠損延滞金件数
37	執停本税金額
38	執停本税件数
39	執停延滞金金額
40	執停延滞金件数
名称	TET特徴個人
No.	項目名
1	区コード
2	税目コード
3	年度
4	通知書番号
5	事業年度
6	期別コード
7	宛名番号
8	人員
9	個人月割額
10	特徴義務者番号
11	特徴義務者個人番号
12	相当年度
名称	TET調定額異動
No.	項目名
1	調定額異動整理番号
2	区コード
3	税目コード
4	異動コード
5	年度
6	相当年度

7	通知書番号
8	事業年度
9	期別コード
10	申告区分コード
11	市固資増減額
12	市固資現在額
13	県都従業増減額
14	県都従業現在額
15	合計増減額
16	合計現在額
17	納期限
18	申告日
19	支払金額
20	納入人員
21	更正請求日
22	納付日
23	処理日
24	宛名番号
25	更新前収納額
26	更新前繰越前収納額
27	更新前法定納期限
28	更新前執欠コード__後
名称	TET督促状異動
No.	項目名
1	督促状異動整理番号
2	異動コード
3	区コード
4	税目コード
5	年度
6	通知書番号
7	事業年度
8	期別コード
9	変更前督促状引抜
10	変更後督促状引抜
11	変更前督促状発付日
12	変更後督促状発付日
13	本税調定

14	本税収入
15	処理日
名称	TET納期限異動
No.	項目名
1	納期限異動整理番号
2	区コード
3	税目コード
4	年度
5	通知書番号
6	事業年度
7	期別コード
8	変更事由
9	変更前納期限
10	変更後納期限
11	処理日
12	宛名番号
名称	TET収入振替異動
No.	項目名
1	収入振替異動整理番号
2	振替元区コード
3	振替元税目コード
4	振替元年度
5	振替元通知書番号
6	振替元事業始期
7	振替元期別コード
8	振替元申告区分
9	不一致発生番号
10	振替元本税調定
11	振替元本税収入
12	振替元延滞金調定
13	振替元延滞金収入
14	振替元本税振替額
15	振替元延滞金振替額
16	振替先区コード

17	振替先税目コード
18	振替先年度
19	振替先通知書番号
20	振替先事業始期
21	振替先期別コード
22	振替先申告区分
23	振替先本税調定
24	振替先本税収入
25	振替先延滞金調定
26	振替先延滞金収入
27	振替先本税振替額
28	振替先延滞金振替額
29	振替番号
30	振替命令番号
31	片方処理
32	処理日
33	振替元収入年月日
34	振替元納付年月日
35	取消年月日
36	振替元法定納期限
37	振替元相当年度
38	振替元市民税等調定額
39	振替元県民税等調定額
40	振替先法定納期限
41	振替先相当年度
42	振替先市民税等調定額
43	振替先県民税等調定額
44	振替元執欠コード__前
45	振替元執欠コード__後
46	振替先執欠コード__前
47	振替先執欠コード__後
名称	TET還付充当異動
No.	項目名
1	還付充当異動番号
2	異動処理区分
3	還付充当決議番号
4	過誤納番号

5	異動処理年月日
6	過誤納__宛名番号
7	過誤納__区コード
8	過誤納__税目コード
9	過誤納__年度
10	過誤納__通知書番号
11	過誤納__事業年度
12	過誤納__期別コード
13	発生理由区分
14	発生年月日
15	納付年月日
16	収入年月日
17	過誤納額
18	延滞金過誤納額
19	過誤納__歳入歳出区分
20	還付処理済額
21	延滞金還付処理済額
22	還付支払済額
23	延滞金還付支払済額
24	充当処理済額
25	延滞金充当処理済額
26	充当支払済額
27	延滞金充当支払済額
28	還付金額
29	延滞金還付金額
30	加算金還付金額
31	還付宛名番号
32	還付方法
33	銀行コード※
34	支店コード※
35	預金種別※
36	口座番号※
37	名義人カナ※
38	特徴氏名
39	還付__歳入歳出区分
40	充当先__区コード
41	充当先__税目コード
42	充当先__年度
43	充当先__通知書番号
44	充当先__事業年度

45	充当先__期別コード
46	充当金額
47	延滞金充当金額
48	加算金充当金額
49	充当先__歳入歳出区分
50	充当先執欠コード__前
51	充当先執欠コード__後
52	特徴個人番号
53	特徴宛名番号
54	過誤納__調定額
55	過誤納__収納額
56	過誤納__延滞金調定額
57	過誤納__延滞金収納額
58	過誤納__申告区分
59	過誤納__法定納期限
60	過誤納__相当年度
61	過誤納__市民税調定額
62	過誤納__県民税調定額
63	充当先__調定額
64	充当先__収納額
65	充当先__延滞金調定額
66	充当先__延滞金収納額
67	充当先__申告区分
68	充当先__法定納期限
69	充当先__相当年度
70	充当先__市民税調定額
71	充当先__県民税調定額
72	充当先__充当金額
73	充当先__延滞充当金額
74	還付SEQ
75	充当適状年月日
名称	TET消込済
No.	項目名
1	消込番号
2	区コード
3	税目コード
4	年度

5	通知書番号
6	事業年度
7	期別コード
8	事業年度開始日
9	事業年度終了日
10	調定年月
11	申告区分
12	帳票コード
13	納付書発行番号
14	納付書発行番号枝番
15	今回本税収納額
16	今回延滞金収納額
17	消込処理日
18	公金日
19	納付日
20	銀行コード
21	支店コード
22	前納コード
23	宛名番号
24	処理区分
25	分納区分
26	過誤納番号
27	不一致番号
28	延滞金処理区分
29	本税調定額
30	前日迄本税収納額
31	延滞金調定額
32	前日迄延滞金収納額
33	前日迄納付日
34	前日迄収入日
35	前日迄銀行コード
36	前日迄帳票コード
37	執欠コード__前
38	執欠コード__後
39	納期変更コード
40	滞納明細作成コード
41	計算後延滞金調定額
42	消込後本税収納額
43	消込後延滞金収納額
44	計算不能コード

45	共有者宛名番号
名称	TET税公金収入日計
No.	項目名
1	公金日
2	会計年度
3	区コード
4	税目コード
5	年度
6	消込済分_件数
7	消込済分_金額
8	不一致分_件数
9	不一致分_金額
10	不一致振替分_増_件数
11	不一致振替分_増_金額
12	不一致振替分_減_件数
13	不一致振替分_減_金額
14	歳計外_充当
15	歳計外_支出
名称	TET一括執停対象
No.	項目名
1	区コード
2	税目コード
3	年度
4	通知書番号
5	事業年度
6	期別コード
7	申告区分
8	共有人数
9	宛名番号
10	引継宛名番号
11	担当者識別コード
12	調定額
13	収納額
14	延滞金調定額

15	延滞金収納額
16	時効起算日
17	変更後時効起算日
18	執行停止理由
19	執行停止除外理由
20	書類番号
21	決議年月日
22	データ作成日
23	更新フラグ
名称	TET一括欠損対象
No.	項目名
1	区コード
2	税目コード
3	年度
4	通知書番号
5	事業年度
6	期別コード
7	処理区分
8	申告区分
9	共有人数
10	宛名番号
11	引継宛名番号
12	担当者識別コード
13	調定額
14	収納額
15	本税欠損額
16	延滞金調定額
17	延滞金収納額
18	延滞金欠損額
19	時効起算日
20	欠損予定日
21	執停決議日
22	一括欠損理由
23	欠損除外理由
24	変更後時効起算日
25	変更後欠損予定日
26	書類番号

27	決議年月日
28	データ作成日
29	更新フラグ
名称	TET口座振替停止
No.	項目名
1	区コード
2	税目コード
3	年度
4	通知書番号
5	事業年度
6	期別コード
7	明細番号
8	宛名番号
9	氏名法人名
10	銀行コード
11	支店コード
12	金融機関名
13	預金種別
14	口座番号
15	口座名義人カナ
16	口座振替金額
17	依頼停止日
18	振替日
19	振替結果フラグ
名称	TET公印発行管理
No.	項目名
1	処理ID
2	処理名称
3	公印種別コード
4	発行区コード
5	発行日
6	連番
7	発行枚数

名称	TET納税証明書発行管理
No.	項目名
1	発行番号
2	発行番号枝番
3	相当年度
4	区コード
5	税目コード
6	通知書番号
7	事業年度
8	事業年度開始日
9	事業年度終了日
10	宛名番号
11	車両番号識別区分
12	車両番号記号
13	車両番号
14	車両標識番号
15	共有人数
16	証明書種類
17	発行年月日
18	発行区分
19	発行部数
20	軽自個別発行区分
21	納税済年月日
22	証明書有効期限
23	調定額
24	収入額
25	未納額
26	納期未到来額
27	納税義務者氏名
28	納税義務者住所
29	修正区分
30	公印出力区分
31	職員番号
32	特徴中フラグ

名称	TET統計累計
No.	項目名
1	会計年度
2	SEQ
3	復活按分区分
4	区コード
5	税目コード
6	調定区分
7	本税調定額
8	本税調定件数
9	延滞金調定額
10	延滞金調定件数
11	本税収入額
12	本税収入件数
13	延滞金収入額
14	延滞金収入件数
15	本税欠損額
16	本税欠損件数
17	本税執停額
18	本税執停件数
名称	TET統計累計明細
No.	項目名
1	会計年度
2	SEQ
3	復活按分区分
4	区コード
5	税目コード
6	調定区分
7	調定年度
8	課税年度
9	期別コード
10	調定年月
11	本税調定額
12	本税調定件数
13	延滞金調定額
14	延滞金調定件数
15	本税収入額

16	本税収入件数
17	延滞金収入額
18	延滞金収入件数
19	本税欠損額
20	本税欠損件数
21	本税執停額
22	本税執停件数
名称	TET統計不納欠損
No.	項目名
1	会計年度
2	SEQ
3	按分区分
4	区コード
5	税目コード
6	調定区分
7	調定年度
8	課税年度
9	期別コード
10	調定年月
11	執停欠損CD
12	執停欠損決議年月
13	執停欠損額
14	執停欠損件数
名称	TET統計過誤納金
No.	項目名
1	会計年度
2	SEQ
3	過誤納按分区分
4	区コード
5	税目コード
6	調定区分
7	歳入歳出区分
8	本税過誤納額
9	本税過誤納件数

10	延滞金過誤納額
11	延滞金過誤納件数
12	本税還付処理済額
13	本税還付処理済件数
14	延滞金還付処理済額
15	延滞金還付処理済件数
16	本税充当処理済額
17	本税充当処理済件数
18	延滞金充当処理済額
19	延滞金充当処理済件数
20	本税還付支払済額
21	本税還付支払済件数
22	延滞金還付支払済額
23	延滞金還付支払済件数
24	本税充当支払済額
25	本税充当支払済件数
26	延滞金充当支払済額
27	延滞金充当支払済件数
28	還付加算金
29	還付加算金件数
30	充当加算金
31	充当加算金件数
32	本税処理済件数
33	延滞金処理済件数
34	本税支払済件数
35	延滞金支払済件数
名称	TET統計過誤納金明細
No.	項目名
1	会計年度
2	SEQ
3	過誤納按分区分
4	区コード
5	税目コード
6	調定区分
7	歳入歳出区分
8	調定年度
9	課税年度

10	期別コード
11	調定年月
12	本税過誤納額
13	本税過誤納件数
14	延滞金過誤納額
15	延滞金過誤納件数
16	本税還付処理済額
17	本税還付処理済件数
18	延滞金還付処理済額
19	延滞金還付処理済件数
20	本税充当処理済額
21	本税充当処理済件数
22	延滞金充当処理済額
23	延滞金充当処理済件数
24	本税還付支払済額
25	本税還付支払済件数
26	延滞金還付支払済額
27	延滞金還付支払済件数
28	本税充当支払済額
29	本税充当支払済件数
30	延滞金充当支払済額
31	延滞金充当支払済件数
32	還付加算金
33	還付加算金件数
34	充当加算金
35	充当加算金件数
36	本税処理済件数
37	延滞金処理済件数
38	本税支払済件数
39	延滞金支払済件数
名称	TET統計口座振替
No.	項目名
1	会計年度
2	SEQ
3	区コード
4	税目コード
5	調定年度

6	課税年度
7	期別コード
8	調定年月
9	請求調定額
10	請求調定件数
11	請求一括調定額
12	請求一括調定件数
13	請求各期調定額
14	請求各期調定件数
15	請求郵便一括調定額
16	請求郵便一括調定件数
17	請求郵便各期調定額
18	請求郵便各期調定件数
19	振替収入額
20	振替収入件数
21	振替一括収入額
22	振替一括収入件数
23	振替各期収入額
24	振替各期収入件数
25	振替郵便局一括収入額
26	振替郵便一括収入件数
27	振替郵便局各期収入額
28	振替郵便各期収入件数
名称	TET統計納期内納付区分
No.	項目名
1	会計年度
2	SEQ
3	按分区分
4	区コード
5	税目コード
6	調定年度
7	課税年度
8	期別コード
9	調定年月
10	帳票CD
11	合計調定額
12	合計調定件数

13	合計収入額
14	合計収入件数
15	納期内収入額
16	納期内収入件数
17	納付区分1収入額
18	納付区分1収入件数
19	納付区分2収入額
20	納付区分2収入件数
21	納付区分3収入額
22	納付区分3収入件数
23	納付区分4収入額
24	納付区分4収入件数
25	納付区分5収入額
26	納付区分5収入件数
27	納付区分6収入額
28	納付区分6収入件数
29	納付区分7収入額
30	納付区分7収入件数
31	納付区分8収入額
32	納付区分8収入件数
33	納付区分9収入額
34	納付区分9収入件数
35	納付区分10収入額
36	納付区分10収入件数
名称	TET課税状況_特普
No.	項目名
1	キー_区
2	キー_税目
3	キー_課税年度
4	キー_通知書番号
5	キー_修正回数
6	宛名番号
7	整理番号
8	相当年度
9	修正中フラグ
10	課税種別
11	課税資料フラグ

12	徴収方法
13	口座フラグ
14	納貯フラグ
15	税通フラグ
16	非免減フラグ
17	非表フラグ
18	明細3フラグ
19	明細4フラグ
20	F_65歳以上減
21	F_20歳未満
22	均等割額判定フラグ
23	減免_該当月
24	減免_該当期
25	処理日
26	異動日
27	異動事由
28	変更事由
29	開始_異動コード
30	開始_異動区分コード
31	開始_開始月
32	開始_終了月
33	開始_開始期
34	開始_開始月_イ
35	開始_開始期_イ
36	開始_一括徴収月
37	所得_営業
38	所得_農業
39	所得_事業
40	所得_不動産
41	所得_利子
42	所得_配当
43	所得_証券
44	所得_上場
45	所得_実額コード
46	所得_給与
47	所得_給与得
48	所得_年金
49	所得_年金得
50	所得_雑
51	所得_譲渡一

52	所得_山林
53	所得_退職
54	所得_臨変動
55	所得_純繰越
56	所得_雑繰越
57	所得_総所得
58	所得_所得合計
59	控除_雑損
60	控除_医療
61	控除_社保
62	控除_小規
63	控除_生命
64	控除_個年
65	控除_地震
66	控除_長損
67	控除_寄付
68	控除_障害
69	控除_老等
70	控除_配偶
71	控除_配特
72	控除_配偶者所得
73	控除_扶養
74	控除_基礎
75	控除_控除合計
76	扶養_配偶
77	扶養_老配
78	扶養_特定
79	扶養_同居老
80	扶養_老扶計
81	扶養_扶養
82	扶養_同特障
83	扶養_特障計
84	扶養_普障
85	本人_本障
86	本人_老寡
87	本人_夫未
88	市民税_所得割
89	市民税_調整_定率
90	市民税_特徴_特定
91	市民税_所得割調整

92	市民税_配当
93	市民税_外国
94	市民税_住宅借入
95	市民税_寄付金
96	市民税_配当割等
97	市民税_税額控除額計
98	市民税_所得割計
99	市民税_均等割
100	市民税_減免額
101	市民税_差引納税額
102	県民税_所得割
103	県民税_調整_定率
104	県民税_調整_特定
105	県民税_所得割調整
106	県民税_配当
107	県民税_外国
108	県民税_住宅借入
109	県民税_寄付金
110	県民税_配当割等
111	県民税_税額控除額計
112	県民税_所得割計
113	県民税_均等割
114	県民税_減免額
115	県民税_差引納税額
116	住宅ローン控除税率
117	年間額_年税額
118	年間額_特徴税額
119	年間額_年金特徴額
120	年間額_普徴税額
121	還付額_市民税
122	還付額_県民税
123	実還付額_市民税
124	実還付額_県民税
125	充当額_市民税
126	充当額_県民税
127	今回還付額_
128	今回還付額_市民税
129	今回還付額_県民税
130	離職年月日
131	給付日数

132	減免_今年度月数
133	減免_離職年月数
134	減免_翌年減免月数
135	所得区分
136	翌年普通所得
137	専従配偶者
138	他専従者数
139	専従者所得額
140	課税標準_総所得
141	課税標準_短譲渡
142	課税標準_長譲渡
143	課税標準_株譲渡
144	課税標準_山_退
145	課税標準_条利配
146	課税標準_特徴分
147	市民税_総所得
148	市民税_短譲渡
149	市民税_長譲渡
150	市民税_株譲渡
151	市民税_山_退
152	市民税_条利配
153	市民税_特徴分
154	県民税_総所得
155	県民税_短譲渡
156	県民税_長譲渡
157	県民税_株譲渡
158	県民税_山_退
159	県民税_条利配
160	県民税_特徴分
161	分離所得_土事業
162	分離所得_短一控
163	分離所得_短一般
164	分離所得_短軽控
165	分離所得_短軽減
166	分離所得_長一控
167	分離所得_長一般
168	分離所得_長特控
169	分離所得_長特定
170	分離所得_長軽控
171	分離所得_長軽課

172	分離所得_通算可
173	分離所得_分繰越
174	分離所得_上株譲
175	分離所得_株譲渡
176	分離所得_株繰越
177	分離所得_先物
178	分離所得_先繰越
179	分離所得_配当割
180	分離所得_株譲割
181	分離所得_条利子
182	分離所得_条配当
183	充当月_月1
184	充当月_月割額1
185	充当月_充当額1
186	充当月_月2
187	充当月_月割額2
188	充当月_充当額2
189	充当月_月3
190	充当月_月割額3
191	充当月_充当額3
192	充当月_月4
193	充当月_月割額4
194	充当月_充当額4
195	充当月_月5
196	充当月_月割額5
197	充当月_充当額5
198	充当月_月6
199	充当月_月割額6
200	充当月_充当額6
201	充当月_月7
202	充当月_月割額7
203	充当月_充当額7
204	充当月_月8
205	充当月_月割額8
206	充当月_充当額8
207	充当月_月9
208	充当月_月割額9
209	充当月_充当額9
210	充当月_月10
211	充当月_月割額10

212	充当月_充当額10
213	充当月_月11
214	充当月_月割額11
215	充当月_充当額11
216	充当月_月12
217	充当月_月割額12
218	充当月_充当額12
219	充当期_期1
220	充当期_期割額1
221	充当期_充当額1
222	充当期_期2
223	充当期_期割額2
224	充当期_充当額2
225	充当期_期3
226	充当期_期割額3
227	充当期_充当額3
228	充当期_期4
229	充当期_期割額4
230	充当期_充当額4
231	充当期_期5
232	充当期_期割額5
233	充当期_充当額5
234	充当期_期6
235	充当期_期割額6
236	充当期_充当額6
237	充当期_期7
238	充当期_期割額7
239	充当期_充当額7
240	充当期_期8
241	充当期_期割額8
242	充当期_充当額8
243	充当期_期9
244	充当期_期割額9
245	充当期_充当額9
246	月割額_月1
247	月割額_月割額1
248	月割額_特徴番号1
249	月割額_月2
250	月割額_月割額2
251	月割額_特徴番号2

252	月割額_月3
253	月割額_月割額3
254	月割額_特徴番号3
255	月割額_月4
256	月割額_月割額4
257	月割額_特徴番号4
258	月割額_月5
259	月割額_月割額5
260	月割額_特徴番号5
261	月割額_月6
262	月割額_月割額6
263	月割額_特徴番号6
264	月割額_月7
265	月割額_月割額7
266	月割額_特徴番号7
267	月割額_月8
268	月割額_月割額8
269	月割額_特徴番号8
270	月割額_月9
271	月割額_月割額9
272	月割額_特徴番号9
273	月割額_月10
274	月割額_月割額10
275	月割額_特徴番号10
276	月割額_月11
277	月割額_月割額11
278	月割額_特徴番号11
279	月割額_月12
280	月割額_月割額12
281	月割額_特徴番号12
282	期割額_期1
283	期割額_期割額1
284	期割額_期2
285	期割額_期割額2
286	期割額_期3
287	期割額_期割額3
288	期割額_期4
289	期割額_期割額4
290	期割額_期5
291	期割額_期割額5

292	期割額_期6
293	期割額_期割額6
294	期割額_期7
295	期割額_期割額7
296	期割額_期8
297	期割額_期割額8
298	期割額_期9
299	期割額_期割額9
300	年金特徴_期1
301	年金特徴_期割額1
302	年金特徴_期2
303	年金特徴_期割額2
304	年金特徴_期3
305	年金特徴_期割額3
306	年金特徴_期4
307	年金特徴_期割額4
308	年金特徴_期5
309	年金特徴_期割額5
310	年金特徴_期6
311	年金特徴_期割額6
312	年金特徴_期7
313	年金特徴_期割額7
314	年金特徴_期8
315	年金特徴_期割額8
316	年金特徴_期9
317	年金特徴_期割額9
318	年金特徴停止期
319	年金特徴停止理由
320	連携データ区分
321	データ連携処理日
322	年少扶養
323	分離所得_分配所
324	年金特徴_仮徴収税額
325	控除_生保支払額_新
326	控除_生保支払額_旧
327	控除_介護支払額_新
328	控除_個年支払額_新
329	条例指定寄附金_市
330	条例指定寄附金_県
331	市民税_ふ寄付金

332	県民税_ふ寄付金
名称	TET課税状況_特徴
No.	項目名
1	キ一_区
2	キ一_税目
3	キ一_課税年度
4	キ一_通知書番号
5	宛名番号
6	義務者番号
7	作成日
8	処理日
9	受付日
10	現特徴人員
11	課税状況
12	特普区分
13	納管人
14	送付先
15	総括表FLG
16	通知日1
17	特徴額_6月1
18	特徴額_7月1
19	特徴額_8月1
20	特徴額_9月1
21	特徴額_10月1
22	特徴額_11月1
23	特徴額_12月1
24	特徴額_1月1
25	特徴額_2月1
26	特徴額_3月1
27	特徴額_4月1
28	特徴額_5月1
29	特徴額計1
30	通知日2
31	特徴額_6月2
32	特徴額_7月2
33	特徴額_8月2
34	特徴額_9月2

35	特徴額_10月2
36	特徴額_11月2
37	特徴額_12月2
38	特徴額_1月2
39	特徴額_2月2
40	特徴額_3月2
41	特徴額_4月2
42	特徴額_5月2
43	特徴額計2
44	増減額_6月
45	増減額_7月
46	増減額_8月
47	増減額_9月
48	増減額_10月
49	増減額_11月
50	増減額_12月
51	増減額_1月
52	増減額_2月
53	増減額_3月
54	増減額_4月
55	増減額_5月
56	増減額計
57	人員_6月
58	人員_7月
59	人員_8月
60	人員_9月
61	人員_10月
62	人員_11月
63	人員_12月
64	人員_1月
65	人員_2月
66	人員_3月
67	人員_4月
68	人員_5月
69	給報受付枚数_在
70	給報受付枚数_退
71	給報受付枚数_他
72	給報受付枚数_計
73	納付特例コード
74	特例変更日付

75	特例開始日
76	特例終了日
77	調査コード
78	結果コード
79	連携データ区分
80	データ連携処理日
名称	TET課税状況_法人
No.	項目名
1	キー_区
2	キー_税目
3	キー_課税年度
4	キー_通知書番号
5	キー_事業年度_開始
6	キー_事業年度_終了
7	キー_申告回数
8	宛名番号
9	法人番号
10	申告区分
11	処理日
12	法人税割
13	均等割
14	納付法人税割
15	納付均等割
16	申告日
17	法人税修正日
18	法人税更正日
19	更正請求日
20	更正通知日
21	連携データ区分
名称	TET課税状況_軽自
No.	項目名
1	車台番号
2	宛名番号
3	キー_区

4	キ一_税目
5	キ一_課税年度
6	キ一_通知書番号
7	キ一_枝番
8	相当年度
9	車両番号_キ一1
10	車両番号_キ一2
11	車両番号_キ一3
12	車両番号_表示
13	車種
14	車名
15	排気量
16	型式
17	年式
18	新標識番号
19	新車両番号_キ一1
20	新車両番号_キ一2
21	新車両番号_キ一3
22	旧標識番号
23	旧車両番号_キ一1
24	旧車両番号_キ一2
25	旧車両番号_キ一3
26	賦課事由
27	登録年月日
28	廃車年月日
29	廃車事由
30	所有区分
31	審査1_区
32	審査1_調定年度
33	審査1_通知書番号
34	審査2_区
35	審査2_調定年度
36	審査2_通知書番号
37	車種コード
38	調定税額
39	使用者_氏名
40	使用者_住所
41	前使用者_氏名
42	前使用者_住所
43	異動年月日

44	減免開始年度
45	減免開始年月日
46	減免終了年月日
名称	TET共有者情報
No.	項目名
1	相当年度
2	区コード
3	税目コード
4	親氏名コード
5	共有者氏名コード
6	宛名番号
7	共有者宛名番号
8	告知区分
名称	TET共有者告知
No.	項目名
1	相当年度
2	区コード
3	税目コード
4	親氏名コード
5	共有者氏名コード
6	調定年度
7	期別コード
8	通知書番号
9	宛名番号
10	共有者宛名番号
11	調定額
12	納期限日
13	納付書発行日
14	告知日
15	公示日
16	督促状発付日
17	督促状公示日

名称	TET統計取込管理
No.	項目名
1	種別
2	年度
3	SEQ
4	決算区分
5	対象年月
6	対象年月日
7	対象年月日2
8	取消抹消区分
9	県民税按分区分
10	都市計画税按分区分
11	備考
名称	TET延滞金異動
No.	項目名
1	延滞金異動整理番号
2	区コード
3	税目コード
4	年度
5	通知書番号
6	事業年度
7	期別コード
8	宛名番号
9	変更前延滞金調定額
10	変更後延滞金調定額
11	変更前延滞金計算日
12	変更後延滞金計算日
13	変更前計算不能コード
14	変更後計算不能コード
15	本税調定額
16	本税収納額
17	処理日
18	変更事由

名称	TET歳計外支出異動
No.	項目名
1	歳計外支出異動番号
2	区コード
3	税目コード
4	年度
5	通知書番号
6	事業年度
7	期別コード
8	調定額
9	収納額
10	内訳番号
11	照会通知先番号
12	配当順位
13	支出額
14	決議年月日
15	決議取消年月日
16	処理年月日
名称	TET歳計外充当異動
No.	項目名
1	歳計外充当異動番号
2	充当元__区コード
3	充当元__税目コード
4	充当元__年度
5	充当元__通知書番号
6	充当元__事業年度
7	充当元__期別コード
8	充当元__調定額
9	充当元__収納額
10	内訳番号
11	充当先__区コード
12	充当先__税目コード
13	充当先__年度
14	充当先__通知書番号
15	充当先__事業年度
16	充当先__期別コード
17	本税充当額

18	延滞金充当額
19	決議年月日
20	決議取消年月日
21	処理年月日
22	充当先__申告区分
23	充当先__調定額
24	充当先__収納額
25	充当先__延滞金調定額
26	充当先__延滞金収納額
27	充当先執欠コード__前
28	充当先__法定納期限
29	充当先__相当年度
30	充当先市民税等調定額
31	充当先県民税等調定額
名称	TET統計滞納累積
No.	項目名
1	SEQ
2	欠損区分
3	滞納SEQ
4	調定年度
5	課税年度
6	課税区コード
7	徴収事務所
8	税目コード
9	期別コード
10	個人番号
11	通知書番号
12	調定日
13	本税額
14	督促手数料
15	納期限
16	収納方法
17	申告区分
18	延滞金
19	延滞金計算日
20	収納本税
21	収納督促手数料

22	収納延滞金
23	納付区分
24	未納本税額
25	未納督促手数料
26	未納延滞金
27	領収日
28	日計日
29	納税管理人
30	納税管理関係
31	摘要
32	備考
名称	TET統計延滞金累積
No.	項目名
1	SEQ
2	区コード
3	税目コード
4	年度
5	期別コード
6	通知書番号
7	延滞金調定額
8	延滞金収入額累計
名称	TET統計折衝記録
No.	項目名
1	折衝SEQ
2	個人番号
3	世帯番号
4	氏名
5	氏名カナ
6	郵便番号
7	住所
8	生年月日
9	続柄
10	性別コード
11	性別名称

12	代表者名
13	地区1コード
14	地区1
15	地区2コード
16	地区2
17	地区3コード
18	地区3
19	担当者コード
20	担当者名
21	法人区分コード
22	法人区分名称
23	コメント
24	死亡解散
25	氏名外字
26	職権消除
27	転出
28	外字抜き氏名
29	通称名
30	折衝日時
31	税目コード1
32	税目名称1
33	税目コード2
34	税目名称2
35	税目コード3
36	税目名称3
37	税目コード4
38	税目名称4
39	税目コード5
40	税目名称5
41	税目コード6
42	税目名称6
43	税目コード7
44	税目名称7
45	税目コード8
46	税目名称8
47	税目コード9
48	税目名称9
49	税目コード10
50	税目名称10
51	税目コード11

52	税目名称11
53	税目コード12
54	税目名称12
55	税目コード13
56	税目名称13
57	税目コード14
58	税目名称14
59	税目コード15
60	税目名称15
61	折衝結果コード
62	折衝結果名称
63	折衝結果日付
64	後方事務1名称
65	後方事務1日付
66	後方事務2名称
67	後方事務2日付
68	後方事務3名称
69	後方事務3日付
70	後方事務4名称
71	後方事務4日付
72	後方事務5名称
73	後方事務5日付
74	後方事務6名称
75	後方事務6日付
76	後方事務7名称
77	後方事務7日付
78	後方事務8名称
79	後方事務8日付
80	後方事務9名称
81	後方事務9日付
82	後方事務10名称
83	後方事務10日付
84	滞納原因1名称
85	滞納原因2名称
86	滞納原因3名称
87	滞納原因4名称
88	滞納原因5名称
89	滞納原因6名称
90	滞納原因7名称
91	滞納原因8名称

92	滞納原因9名称
93	滞納原因10名称
94	通話相手
95	折衝内容
96	折衝者ユーザコード
97	折衝者ユーザ名
98	架電先電話番号
99	滞納額
100	金額
101	調定年度
102	課税年度
103	課税区コード
104	課税区名
105	徴収事務所コード
106	徴収事務所名
107	税目コード
108	税目名称
109	期別コード
110	通知書番号
111	調定日
112	納期限
113	調定額
114	収納額
115	未納額
116	調定督促手数料
117	収納督促手数料
118	調定延滞金
119	収納延滞金
120	延滞金計算日
121	収納方法
122	納付区分
123	申告区分
124	領収日
125	日計日
126	摘要
127	備考

名称	TET消込済累積
No.	項目名
1	消込番号
2	区コード
3	税目コード
4	年度
5	通知書番号
6	事業年度
7	期別コード
8	事業年度開始日
9	事業年度終了日
10	調定年月
11	申告区分
12	帳票コード
13	納付書発行番号
14	納付書発行番号枝番
15	今回本税収納額
16	今回延滞金収納額
17	消込処理日
18	公金日
19	納付日
20	銀行コード
21	支店コード
22	前納コード
23	宛名番号
24	処理区分
25	分納区分
26	過誤納番号
27	不一致番号
28	延滞金処理区分
29	本税調定額
30	前日迄本税収納額
31	延滞金調定額
32	前日迄延滞金収納額
33	前日迄納付日
34	前日迄収入日
35	前日迄銀行コード
36	前日迄帳票コード
37	執欠コード__前
38	執欠コード__後

39	納期変更コード
40	滞納明細作成コード
41	計算後延滞金調定額
42	消込後本税収納額
43	消込後延滞金収納額
44	計算不能コード
45	共有者宛名番号
名称	TET税公金収入月計
No.	項目名
1	公金年月
2	会計年度
3	区コード
4	会計科目
5	年度
6	現金収入額_件数
7	現金収入額_金額
8	還付支出額_件数
9	還付支出額_金額
10	充当振替額_増_件数
11	充当振替額_増_金額
12	充当振替額_減_件数
13	充当振替額_減_金額
14	未処理分_未払
15	未処理分_未振替
名称	TET退役収納年マスタ
No.	項目名
1	区コード
2	税目コード
3	年度
4	通知書番号
5	事業年度
6	事業年度開始日
7	事業年度終了日
8	相当年度

9	宛名番号
10	送付先コード
11	納管人等宛名番号
12	車両番号識別区分
13	車両番号記号
14	車両番号
15	合計調定額
16	合計収納額
17	合計延滞金調定額
18	合計延滞金収納額
19	合計過不足額
20	繰越前調定額
21	繰越前収納額
22	繰越前延滞金調定額
23	繰越前延滞金収納額
24	調定額異動日
25	調定額異動事由コード
26	調定額異動回数
27	前納区分
28	滞納明細表作成コード
29	期数
30	市民税等調定額
31	県民税等調定額
32	特徴義務者番号
33	特徴義務者個人番号
34	特徴義務者税額
35	課税内容コード
36	納管識別コード
37	共有人数
38	証明発行禁止フラグ
39	本税合計欠損額
40	延滞金合計欠損額
41	仮年金特徴義務者
42	本年金特徴義務者
43	告知区分
名称	TET退役収納マスタ
No.	項目名

1	区コード
2	税目コード
3	年度
4	通知書番号
5	事業年度
6	期別コード
7	申告区分
8	調定年月
9	調定額
10	均等割__資産割額
11	法人税__従業者割額
12	収納額
13	延滞金調定額
14	延滞金収納額
15	延滞金変更前調定額
16	延滞金調定額計算日
17	延滞金減免割合
18	延滞金計算不能コード
19	延滞金減免事由
20	延滞金納付書フラグ
21	延滞金発行フラグ
22	過不足額
23	過誤納__振替番号
24	収入日
25	納付日
26	処理日
27	収入区分
28	銀行コード
29	支店コード
30	口座種別
31	口座番号
32	帳票コード
33	納付方法
34	コンビニ本部
35	コンビニ店舗
36	収入回数
37	収入明細数
38	分納区分
39	延長月数
40	公示督促コード

41	催告コード
42	執欠コード__前
43	執欠コード__後
44	完結不能コード
45	指定納期限
46	法定納期限
47	法定納期限等
48	申告__更正決定日
49	法人税__更正決定日
50	更正請求日
51	執停欠損決議日
52	欠損予定日
53	督促状発行日
54	督促状整理番号
55	督促状引抜フラグ
56	調定額異動発生日
57	調定額異動処理日
58	調定額異動事由コード
59	調定額異動回数
60	滞納明細表作成コード
61	繰越前調定額
62	繰越前収納額
63	繰越前延滞金調定額
64	繰越前延滞金収納額
65	納期変更コード
66	振替回数
67	申告基礎コード
68	本税欠損額
69	延滞金欠損額
70	令書公示日
71	督促公示日
72	時効起算日
73	時効中断区分
74	支払金額
75	納入人員
76	告知区分
77	延滞金強制変更フラグ
78	納付場所

名称	TET退役収納履歴
No.	項目名
1	区コード
2	税目コード
3	年度
4	通知書番号
5	事業年度
6	期別コード
7	連番
8	収納額
9	延滞金収納額
10	収入日
11	納付日
12	処理日
13	収入区分
14	銀行コード
15	支店コード
16	口座種別
17	口座番号
18	口座名義人カナ
19	帳票コード
20	納付方法
21	支払方法
22	過誤納振替番号
23	支出決議日
24	支払年月日
25	振替決議日
26	振替年月日
27	延滞金計算基準日
28	コンビニ本部
29	コンビニ店舗
30	共有者宛名番号
31	納付場所
32	還付充当SEQ
名称	TET精算用累計
No.	項目名

1	帳票区分
2	累計年度
3	対象年月
4	按分区分
5	区コード
6	税目コード
7	調定区分
8	年度
9	期コード
10	調定本税金額
11	調定本税件数
12	調定延滞金金額
13	調定延滞金件数
14	収入本税金額
15	収入本税件数
16	収入延滞金金額
17	収入延滞金件数
18	過誤納本税金額
19	過誤納本税件数
20	過誤納延滞金金額
21	過誤納延滞金件数
22	還付本税金額
23	還付本税件数
24	還付延滞金金額
25	還付延滞金件数
26	欠損本税金額
27	欠損本税件数
28	欠損延滞金金額
29	欠損延滞期件数
30	執停本税金額
31	執停本税件数
32	執停延滞金金額
33	執停延滞金件数
34	調定内訳1
35	調定内訳2
名称	TET月計キーマスタ
No.	項目名

1	按分区分
2	税目コード
3	調定区分
4	年度
5	期コード
6	本庁扱フラグ
7	精算対象フラグ
8	復活対象フラグ
名称	TET精算用月計
No.	項目名
1	帳票区分
2	累計年度
3	対象年月
4	按分区分
5	区コード
6	税目コード
7	調定区分
8	年度
9	期コード
10	本税調定増金額
11	本税調定増件数
12	本税調定増内訳1
13	本税調定増内訳2
14	本税調定減金額
15	本税調定減件数
16	本税調定減内訳1
17	本税調定減内訳2
18	延滞金調定増金額
19	延滞金調定増件数
20	延滞金調定減金額
21	延滞金調定減件数
22	本税純収入金額
23	本税純収入件数
24	本税過誤納金額
25	本税過誤納件数
26	延滞金純収入金額
27	延滞金純収入件数

28	延滞金過誤納金額
29	延滞金過誤納件数
30	還付本税金額
31	還付本税件数
32	還付延滞金金額
33	還付延滞金件数
34	欠損本税金額
35	欠損本税件数
36	欠損延滞金金額
37	欠損延滞金件数
38	執停本税金額
39	執停本税件数
40	執停延滞金金額
41	執停延滞金件数
名称	TET決算用累計
No.	項目名
1	帳票区分
2	累計年度
3	対象年月
4	按分区分
5	区コード
6	税目コード
7	調定区分
8	年度
9	期コード
10	調定本税金額
11	調定本税件数
12	調定延滞金金額
13	調定延滞金件数
14	収入本税金額
15	収入本税件数
16	収入延滞金金額
17	収入延滞金件数
18	過誤納本税金額
19	過誤納本税件数
20	過誤納延滞金金額
21	過誤納延滞金件数

22	還付本税金額
23	還付本税件数
24	還付延滞金金額
25	還付延滞金件数
26	欠損本税金額
27	欠損本税件数
28	欠損延滞金金額
29	欠損延滞期件数
30	執停本税金額
31	執停本税件数
32	執停延滞金金額
33	執停延滞金件数
34	調定内訳1
35	調定内訳2
名称	TET決算用月計
No.	項目名
1	帳票区分
2	累計年度
3	対象年月
4	按分区分
5	区コード
6	税目コード
7	調定区分
8	年度
9	期コード
10	本税調定増金額
11	本税調定増件数
12	本税調定増内訳1
13	本税調定増内訳2
14	本税調定減金額
15	本税調定減件数
16	本税調定減内訳1
17	本税調定減内訳2
18	延滞金調定増金額
19	延滞金調定増件数
20	延滞金調定減金額
21	延滞金調定減件数

22	本税純収入金額
23	本税純収入件数
24	本税過誤納金額
25	本税過誤納件数
26	延滞金純収入金額
27	延滞金純収入件数
28	延滞金過誤納金額
29	延滞金過誤納件数
30	還付本税金額
31	還付本税件数
32	還付延滞金金額
33	還付延滞金件数
34	欠損本税金額
35	欠損本税件数
36	欠損延滞金金額
37	欠損延滞金件数
38	執停本税金額
39	執停本税件数
40	執停延滞金金額
41	執停延滞金件数
名称	TET月計異動分
No.	項目名
1	データ区分
2	区コード
3	税目コード
4	調定区分
5	年度
6	期コード
7	本税調定増金額
8	本税調定増件数
9	本税調定増内訳1
10	本税調定増内訳2
11	本税調定減金額
12	本税調定減件数
13	本税調定減内訳1
14	本税調定減内訳2
15	延滞金調定増金額

16	延滞金調定増件数
17	延滞金調定減金額
18	延滞金調定減件数
19	本税純収入金額
20	本税純収入件数
21	本税過誤納金額
22	本税過誤納件数
23	延滞金純収入金額
24	延滞金純収入件数
25	延滞金過誤納金額
26	延滞金過誤納件数
27	還付本税金額
28	還付本税件数
29	還付延滞金金額
30	還付延滞金件数
31	欠損本税金額
32	欠損本税件数
33	欠損延滞金金額
34	欠損延滞金件数
35	執停本税金額
36	執停本税件数
37	執停延滞金金額
38	執停延滞金件数
名称	TET仮月計
No.	項目名
1	累計年度
2	対象年月
3	按分区分
4	区コード
5	税目コード
6	調定区分
7	年度
8	期コード
9	本税調定増金額
10	本税調定増件数
11	本税調定増内訳1
12	本税調定増内訳2

13	本税調定減金額
14	本税調定減件数
15	本税調定減内訳1
16	本税調定減内訳2
17	延滞金調定増金額
18	延滞金調定増件数
19	延滞金調定減金額
20	延滞金調定減件数
21	本税純収入金額
22	本税純収入件数
23	本税過誤納金額
24	本税過誤納件数
25	延滞金純収入金額
26	延滞金純収入件数
27	延滞金過誤納金額
28	延滞金過誤納件数
29	還付本税金額
30	還付本税件数
31	還付延滞金金額
32	還付延滞金件数
33	欠損本税金額
34	欠損本税件数
35	欠損延滞金金額
36	欠損延滞金件数
37	執停本税金額
38	執停本税件数
39	執停延滞金金額
40	執停延滞金件数
名称	TET仮累計
No.	項目名
1	累計年度
2	按分区分
3	対象年月
4	区コード
5	税目コード
6	調定区分
7	年度

8	期コード
9	調定本税金額
10	調定本税件数
11	調定延滞金金額
12	調定延滞金件数
13	収入本税金額
14	収入本税件数
15	収入延滞金金額
16	収入延滞金件数
17	過誤納本税金額
18	過誤納本税件数
19	過誤納延滞金金額
20	過誤納延滞金件数
21	還付本税金額
22	還付本税件数
23	還付延滞金金額
24	還付延滞金件数
25	欠損本税金額
26	欠損本税件数
27	欠損延滞金金額
28	欠損延滞金件数
29	執停本税金額
30	執停本税件数
31	執停延滞金金額
32	執停延滞金件数
33	調定内訳1
34	調定内訳2
名称	TET特徴充当
No.	項目名
1	調定年度
2	指定番号
3	期別コード
4	月割件数
5	月割充当額

名称	TET還付充当通知書累積
No.	項目名
1	連番
2	処理年月日
3	還付充当決議番号
4	還付充当連番
5	還付充当宛名区分
6	還付充当宛名番号
7	還付方法コード
8	銀行コード
9	支店コード
10	預金種別
11	口座番号
12	口座名義人
13	連携フラグ
14	取消年月日
15	過誤納番号
16	過誤納区
17	過誤納税目
18	過誤納年度
19	過誤納通知書番号
20	過誤納事業年度
21	過誤納期
22	過誤納理由
23	過誤納本税額
24	過誤納延滞金額
25	還付加算金額
26	還付額計
27	充当額計
28	本税還付充当額
29	延滞金還付充当額
30	歳入歳出区分
31	還付充当決議金額
32	充当先区1
33	充当先税目1
34	充当先年度1
35	充当先通知書番号1
36	充当先事業年度1
37	充当先期1
38	充当先本税充当額1

39	充当先延滞金充当額1
40	充当先充当適状日1
41	充当先納期限1
42	充当先区2
43	充当先税目2
44	充当先年度2
45	充当先通知書番号2
46	充当先事業年度2
47	充当先期2
48	充当先本税充当額2
49	充当先延滞金充当額2
50	充当先充当適状日2
51	充当先納期限2
52	充当先区3
53	充当先税目3
54	充当先年度3
55	充当先通知書番号3
56	充当先事業年度3
57	充当先期3
58	充当先本税充当額3
59	充当先延滞金充当額3
60	充当先充当適状日3
61	充当先納期限3
62	充当先区4
63	充当先税目4
64	充当先年度4
65	充当先通知書番号4
66	充当先事業年度4
67	充当先期4
68	充当先本税充当額4
69	充当先延滞金充当額4
70	充当先充当適状日4
71	充当先納期限4
72	充当先区5
73	充当先税目5
74	充当先年度5
75	充当先通知書番号5
76	充当先事業年度5
77	充当先期5
78	充当先本税充当額5

79	充当先延滞金充当額5
80	充当先充当適状日5
81	充当先納期限5
82	充当先区6
83	充当先税目6
84	充当先年度6
85	充当先通知書番号6
86	充当先事業年度6
87	充当先期6
88	充当先本税充当額6
89	充当先延滞金充当額6
90	充当先充当適状日6
91	充当先納期限6
名称	TET還付充当決議書累積
No.	項目名
1	連番
2	処理年月日
3	還付充当決議番号
4	還付充当連番
5	還付充当宛名区分
6	還付充当宛名番号
7	還付方法コード
8	銀行コード
9	支店コード
10	預金種別
11	口座番号
12	口座名義人
13	連携フラグ
14	取消年月日
15	過誤納番号
16	過誤納区
17	過誤納税目
18	過誤納年度
19	過誤納通知書番号
20	過誤納事業年度
21	過誤納期
22	過誤納理由

23	過誤納本税額
24	過誤納延滞金額
25	還付加算金額
26	還付額計
27	充当額計
28	本税還付充当額
29	延滞金還付充当額
30	歳入歳出区分
31	還付充当決議金額
32	充当先区1
33	充当先税目1
34	充当先年度1
35	充当先通知書番号1
36	充当先事業年度1
37	充当先期1
38	充当先本税充当額1
39	充当先延滞金充当額1
40	充当先充当適状日1
41	充当先納期限1
42	充当先区2
43	充当先税目2
44	充当先年度2
45	充当先通知書番号2
46	充当先事業年度2
47	充当先期2
48	充当先本税充当額2
49	充当先延滞金充当額2
50	充当先充当適状日2
51	充当先納期限2
52	充当先区3
53	充当先税目3
54	充当先年度3
55	充当先通知書番号3
56	充当先事業年度3
57	充当先期3
58	充当先本税充当額3
59	充当先延滞金充当額3
60	充当先充当適状日3
61	充当先納期限3
62	充当先区4

63	充当先税目4
64	充当先年度4
65	充当先通知書番号4
66	充当先事業年度4
67	充当先期4
68	充当先本税充当額4
69	充当先延滞金充当額4
70	充当先充当適状日4
71	充当先納期限4
72	充当先区5
73	充当先税目5
74	充当先年度5
75	充当先通知書番号5
76	充当先事業年度5
77	充当先期5
78	充当先本税充当額5
79	充当先延滞金充当額5
80	充当先充当適状日5
81	充当先納期限5
82	充当先区6
83	充当先税目6
84	充当先年度6
85	充当先通知書番号6
86	充当先事業年度6
87	充当先期6
88	充当先本税充当額6
89	充当先延滞金充当額6
90	充当先充当適状日6
91	充当先納期限6
名称	TET支出命令累積
No.	項目名
1	連番
2	処理年月日
3	システム区分
4	代表命令番号
5	支出命令書番号
6	支出命令内訳番号

7	異動区分
8	年度
9	市区区分
10	予算区分
11	帳票コード
12	起案年月日
13	予算掌理課
14	支出担当課
15	件名
16	用途__摘要
17	支出方法
18	支払方法
19	基準年月日
20	公共工事
21	内訳登録区分
22	内訳件数
23	個別業務区分
24	支出額1
25	引去額1
26	純支払1
27	支出額2
28	引去額2
29	純支払2
30	会計科目
31	事業
32	節
33	細節
34	債権者コード
35	債権者区分
36	債権者__郵便番号__旧
37	債権者__郵便番号
38	債権者__電話番号
39	債権者__住所
40	債権者__番地
41	債権者__氏名
42	債権者__代表者氏名
43	受取人__郵便番号__旧
44	受取人__郵便番号
45	受取人__電話番号
46	受取人__住所

47	受取人__番地
48	受取人__氏名
49	受取人__代表者氏名
50	前金払区分
51	金融機関コード※
52	金融機関名※
53	支店コード※
54	支店名※
55	預金種別※
56	口座番号※
57	口座名義人※
58	企業規模
59	振込通知要否
60	局管理コード
61	執行年月日
62	作成年月日
63	過誤納番号
64	還付SEQ
65	還付充当決議年月日
66	還付充当決議番号
67	データ氏名漢字
68	帳票氏名カナ
名称	TET振替命令累積
No.	項目名
1	連番
2	処理年月日
3	システム区分
4	代表命令番号
5	振替命令番号
6	内訳番号
7	異動区分
8	年度
9	振替命令日
10	振替額
11	内訳件数
12	振替額合計
13	執行年月日

14	承認年月日
15	振替理由
16	振替元__年度
17	振替元__予算区分
18	振替元__予算掌理課
19	振替元__担当課
20	振替元__収支区分
21	振替元__増減区分
22	振替元__会計科目
23	振替元__事業
24	振替元__節
25	振替元__細節
26	振替元__局管理コード
27	振替元__歳入主管課
28	振替先__年度
29	振替先__予算区分
30	振替先__予算掌理課
31	振替先__担当課
32	振替先__収支区分
33	振替先__増減区分
34	振替先__会計科目
35	振替先__事業
36	振替先__節
37	振替先__細節
38	振替先__局管理コード
39	命令発行課
40	支出命令課
41	作成日
42	サマリ用代表命令番号
43	市区
44	過誤納番号
45	充当SEQ
46	振替決議番号
47	還付充当決議番号
48	振替元__区コード
49	振替先__区コード
50	振替元区コード
51	振替元税目コード
52	振替元年度
53	振替元通知書番号

54	振替元事業年度
55	振替元期別コード
56	振替元宛名番号
57	振替元氏名
58	振替先区コード
59	振替先税目コード
60	振替先年度
61	振替先通知書番号
62	振替先事業年度
63	振替先期別コード
64	振替先宛名番号
65	振替先氏名
名称	TET支出訂正累積
No.	項目名
1	連番
2	処理年月日
3	過誤納番号
4	還付SEQ
5	還付充当決議番号
6	宛名番号
7	代表支出命令番号
8	本税還付金額
9	延滞金還付金額
10	加算金還付金額
11	支出命令年月日
12	支払完了年月日
13	変更年月日
14	取消年月日
15	還付充当決議日
16	支出決議日
17	還付方法コード
18	歳入歳出区分
19	銀行コード
20	支店コード
21	金融機関名
22	店舗名
23	預金種別

24	口座番号
25	名義人カナ
26	処理場所コード
27	連携済みフラグ
28	担当課コード
29	氏名
30	住所
31	支出命令番号
32	特徴宛名番号
33	還付元区コード
34	還付元税目コード
35	還付元年度
36	還付元通知書番号
37	還付元事業年度
38	還付元期別コード
39	還付元調定年月
40	還付元申告区分
名称	TET異動累積
No.	項目名
1	累積日
2	累積整理番号
3	データ区分
4	区コード
5	税目コード
6	年度
7	通知書番号
8	期別コード
9	法定納期限
10	相当年度
11	処理日
12	調定前本税額
13	調定前延滞金額
14	調定前内訳1
15	調定前内訳2
16	調定後本税額
17	調定後延滞金額
18	調定後内訳1

19	調定後内訳2
20	収入前本税額
21	収入前延滞金額
22	収入後本税額
23	収入後延滞金額
24	執欠コード
25	還付充当区分
26	都計有無
27	累計__データ区分
28	累計__区コード
29	累計__税目コード
30	累計__調定区分
31	累計__年度
32	累計__期
33	累計__処理日
名称	TET退役対象
No.	項目名
1	区コード
2	税目コード
3	年度
4	通知書番号
5	事業年度
名称	TET執停欠損異動
No.	項目名
1	執欠異動整理番号
2	区コード
3	税目コード
4	年度
5	通知書番号
6	事業年度
7	期別コード
8	異動処理日
9	異動処理区分
10	執欠コード__前

11	執欠コード__後
12	調定額
13	延滞金調定額
14	収納額
15	延滞金収納額
16	本税欠損額
17	本税欠損額__変更前
18	延滞金欠損額
19	延滞金欠損額__変更前
20	申告区分
21	法定納期限
22	相当年度
23	市民税等調定額
24	県民税等調定額
25	執停欠損決議日
26	執停欠損決議日変更前
名称	TET仮消込累積
No.	項目名
1	区コード
2	税目コード
3	年度
4	通知書番号
5	事業年度
6	期別コード
7	SEQ番号
8	納付書発行番号
9	本税収納額
10	延滞金収納額
11	領収年月日
12	消印年月日
13	取扱時間
14	支払方法
15	データ区分
16	帳票コード
17	前納コード
18	公金年月日
19	消込年月日

20	コンビニ本部
21	コンビニ店舗
22	コンビニデータ作成日
23	年金特徴義務者コード
24	年金特徴収入作成F
25	消込フラグ
26	督促状未発行フラグ
27	領収書発行番号
28	納付年月日
名称	TET退役過誤納
No.	項目名
1	過誤納番号
2	宛名番号
3	区コード
4	税目コード
5	年度
6	通知書番号
7	事業年度
8	期別コード
9	申告区分
10	調定年月
11	事業年度開始年月日
12	事業年度終了年月日
13	発生理由区分
14	発生年月日
15	納付年月日
16	収入年月日
17	処理年月日
18	還付個数
19	充当個数
20	調定額
21	延滞金調定額
22	収納額
23	延滞金収納額
24	過誤納額
25	延滞金過誤納額
26	変更前調定額

27	変更後調定額
28	歳入歳出区分
29	還付処理済額
30	延滞金還付処理済額
31	還付支払済額
32	延滞金還付支払済額
33	充当処理済額
34	延滞金充当処理済額
35	充当支払済額
36	延滞金充当支払済額
名称	TET退役還付
No.	項目名
1	過誤納番号
2	還付SEQ
3	還付充当決議番号
4	支出命令番号
5	代表支出命令番号
6	還付金額
7	延滞金還付金額
8	加算金還付金額
9	還付充当決議年月日
10	支出命令年月日
11	支払完了年月日
12	取消年月日
13	加算日数
14	加算開始年月日
15	加算終了年月日
16	除算開始年月日
17	除算終了年月日
18	特徴個人番号
19	特徴宛名番号
20	還付宛名番号
21	還付方法コード
22	銀行コード※
23	支店コード※
24	預金種別※
25	口座番号※

26	名義人カナ※
27	特徴氏名
28	変更年月日
29	歳入歳出区分
30	連携フラグ
31	処理場所コード
名称	TET退役充当
No.	項目名
1	過誤納番号
2	充当SEQ
3	還付充当決議番号
4	振替命令番号
5	区コード
6	税目コード
7	年度
8	通知書番号
9	事業年度
10	期別コード
11	調定年月
12	申告区分
13	充当金額
14	延滞金充当金額
15	加算金充当金額
16	還付充当決議年月日
17	振替命令年月日
18	振替完了年月日
19	取消年月日
20	加算日数
21	加算開始年月日
22	加算終了年月日
23	除算開始年月日
24	除算終了年月日
25	特徴個人番号
26	納期限年月日
27	被充当額
28	延滞金被充当額
29	充当適状年月日

30	特徴宛名番号
31	特徴氏名
32	事業年度開始年月日
33	事業年度終了年月日
34	歳入歳出区分
35	連携フラグ
36	処理場所コード
37	取消用振替命令番号
38	過誤納番号1
39	納付日1
40	fr過本_to本充当額1
41	fr過本_to延充当額1
42	fr過延_to本充当額1
43	fr過延_to延充当額1
44	過誤納番号2
45	納付日2
46	fr過本_to本充当額2
47	fr過本_to延充当額2
48	fr過延_to本充当額2
49	fr過延_to延充当額2
50	過誤納番号3
51	納付日3
52	fr過本_to本充当額3
53	fr過本_to延充当額3
54	fr過延_to本充当額3
55	fr過延_to延充当額3
56	過誤納番号4
57	納付日4
58	fr過本_to本充当額4
59	fr過本_to延充当額4
60	fr過延_to本充当額4
61	fr過延_to延充当額4
62	過誤納番号5
63	納付日5
64	fr過本_to本充当額5
65	fr過本_to延充当額5
66	fr過延_to本充当額5
67	fr過延_to延充当額5
68	過誤納番号6
69	納付日6

70	fr過本_to本充当額6
71	fr過本_to延充当額6
72	fr過延_to本充当額6
73	fr過延_to延充当額6
74	過誤納番号7
75	納付日7
76	fr過本_to本充当額7
77	fr過本_to延充当額7
78	fr過延_to本充当額7
79	fr過延_to延充当額7
80	過誤納番号8
81	納付日8
82	fr過本_to本充当額8
83	fr過本_to延充当額8
84	fr過延_to本充当額8
85	fr過延_to延充当額8
86	過誤納番号9
87	納付日9
88	fr過本_to本充当額9
89	fr過本_to延充当額9
90	fr過延_to本充当額9
91	fr過延_to延充当額9
92	過誤納番号10
93	納付日10
94	fr過本_to本充当額10
95	fr過本_to延充当額10
96	fr過延_to本充当額10
97	fr過延_to延充当額10
98	過誤納番号11
99	納付日11
100	fr過本_to本充当額11
101	fr過本_to延充当額11
102	fr過延_to本充当額11
103	fr過延_to延充当額11
104	過誤納番号12
105	納付日12
106	fr過本_to本充当額12
107	fr過本_to延充当額12
108	fr過延_to本充当額12
109	fr過延_to延充当額12

名称	TET退役振替
No.	項目名
1	振替決議番号
2	振替命令番号
3	振替元宛名番号
4	振替先宛名番号
5	振替元区コード
6	振替元税目コード
7	振替元年度
8	振替元通知書番号
9	振替元事業年度
10	振替元期
11	振替元申告区分
12	振替元調定年月
13	振替先区コード
14	振替先税目コード
15	振替先年度
16	振替先通知書番号
17	振替先事業年度
18	振替先期
19	振替先申告区分
20	振替先調定年月
21	振替元調定額
22	振替元延滞金調定額
23	振替元収入額
24	振替元延滞金収入額
25	振替元振替額
26	振替元延滞金振替額
27	振替先調定額
28	振替先延滞金調定額
29	振替先収入額
30	振替先延滞金収入額
31	振替先振替額
32	振替先延滞金振替額
33	振替決議年月日
34	振替命令年月日
35	振替完了年月日

36	取消年月日
37	延滞金計算コード
38	直納コード
39	分納区分
40	片方処理区分
41	不一致番号
42	振替先法定納期限
43	振替先指定納期限
44	振替元収入年月日
45	振替元納付年月日
46	振替元銀行コード
47	振替元帳票コード
48	振替先事業年度開始日
49	振替先事業年度終了日
50	振替先処理前納付日
51	振替先処理前収入日
52	振替先銀行コード
53	振替先収入回数
54	収入区分
55	振替回数
56	納期変更コード
57	発生理由区分
58	発生年月日
59	特別処理区分
60	振替理由コード
61	振替理由
62	連携フラグ
63	過誤納番号
64	処理場所コード
65	取消用振替命令番号
名称	TET退役不一致
No.	項目名
1	不一致番号
2	区コード
3	税目コード
4	年度
5	通知書番号

6	事業年度
7	期別コード
8	申告区分
9	調定年月
10	収入額
11	延滞金収入額
12	収入年月日
13	納付年月日
14	取消年月日
15	消込フラグ
16	収入区分
17	収入銀行コード
18	支店コード
19	口座種別
20	口座番号
21	口座名義人カナ
22	帳票コード
23	データ登録日
24	処理済額
25	延滞金処理済額
26	処理済年月日
27	コンビニ本部
28	コンビニ店舗
29	納付場所
名称	TET還付充当通知書2累
No.	項目名
1	連番
2	処理年月日
3	還付充当決議番号
4	還付充当連番
5	年月日
6	郵便番号
7	住所1
8	住所2
9	住所3
10	住所4
11	氏名1

12	氏名2
13	氏名3
14	取消年月日
15	編集用郵便番号
16	編集用住所
17	還付充当宛名番号
18	還付方法コード
19	銀行コード
20	支店コード
21	預金種別
22	口座番号
23	口座名義人
24	過誤納番号
25	過誤納区
26	過誤納税目
27	過誤納年度
28	過誤納通知書番号
29	過誤納事業年度
30	過誤納期
31	過誤納理由
32	過誤納本税額
33	過誤納延滞金額
34	還付加算金額
35	還付額計
36	充当額計
37	本税還付充当額
38	延滞金還付充当額
39	歳入歳出区分
40	還付充当決議金額
41	本税支出命令番号
42	延滞金支出命令番号
43	加算金支出命令番号
44	充当先区
45	充当先税目
46	充当先年度
47	充当先通知書番号
48	充当先事業年度
49	充当先期
50	充当先本税充当額
51	充当先延滞金充当額

52	充当先納期限
53	充当先充当適状日
54	振替命令番号
55	印刷順用区コード
56	印刷順用税目コード
名称	TET還付充当決議書2累
No.	項目名
1	連番
2	処理年月日
3	還付充当決議番号
4	還付充当連番
5	還付充当宛名区分
6	還付充当宛名番号
7	還付方法コード
8	銀行コード
9	支店コード
10	預金種別
11	口座番号
12	口座名義人
13	連携フラグ
14	取消年月日
15	過誤納番号
16	過誤納区
17	過誤納税目
18	過誤納年度
19	過誤納通知書番号
20	過誤納事業年度
21	過誤納期
22	過誤納理由
23	過誤納本税額
24	過誤納延滞金額
25	還付加算金額
26	還付額計
27	充当額計
28	本税還付充当額
29	延滞金還付充当額
30	歳入歳出区分

31	還付充当決議金額
32	本税支出命令番号
33	延滞金支出命令番号
34	加算金支出命令番号
35	充当先連番
36	充当先区
37	充当先税目
38	充当先年度
39	充当先通知書番号
40	充当先事業年度
41	充当先期
42	充当先本税充当額
43	充当先延滞金充当額
44	充当先充当適状日
45	充当先納期限
46	振替命令番号
47	還付金額
48	還付延滞金額
49	充当SEQ
名称	TET特例基準マスタ
No.	項目名
1	開始
2	終了
3	特例基準割合
4	加算割合_1ヶ月
5	加算割合_1ヶ月以降
名称	TET口座振替マスタ
No.	項目名
1	年度
2	税目コード
3	期別コード
4	MT作成日
5	非MT作成日
6	停止日

7	連携フラグ
名称	TET委託先マスタ
No.	項目名
1	銀行コード
2	支店コード
3	預金種別
4	口座番号
5	委託者コード
6	委託者名カナ
7	依頼出力区分
8	コード区分
名称	TET納期限マスタ
No.	項目名
1	年度
2	税目コード
3	期別コード
4	法定納期限
5	督促状発付日
6	納税告知日
名称	TET按分率マスタ
No.	項目名
1	年度
2	区コード
3	県民特定
4	県民確定
5	県民特別措置
6	都市計画特定当年度
7	都市計画特定過年度
8	都市計画特定滞納繰越
9	都市計画確定当年度
10	都市計画確定過年度

11	都市計画確定滞納繰越
名称	TET公定歩合マスタ
No.	項目名
1	開始年月日
2	終了年月日
3	公定歩合割合
名称	TET徴収率マスタ
No.	項目名
1	累計年度
2	対象年月
3	区コード
4	税目コード
5	税目間集計
6	調定区分
7	期コード
8	徴収率金額
9	徴収率件数
10	調定額
名称	TET基準割引率等マスタ
No.	項目名
1	開始年月日
2	終了年月日
3	基準割引率等
名称	TET車両
No.	項目名
1	車両番号_キー1
2	車両番号_キー2
3	車両番号_キー3

4	車台番号
5	宛名番号
6	審査1_区
7	審査1_調定年度
8	審査1_通知書番号
9	審査2_区
10	審査2_調定年度
11	審査2_通知書番号
12	登録年月日
13	廃車年月日
14	異動年月日
15	登録区
16	廃車事由
17	標識返納区分
18	所有区分
19	使用者宛名番号
20	車種コード
21	車名コード
22	排気量
23	型式
24	年式
25	賦課区
26	賦課事由
27	減保開始年度
28	旧標識番号
29	旧車両番号_キー1
30	旧車両番号_キー2
31	旧車両番号_キー3
32	新標識番号
33	新車両番号_キー1
34	新車両番号_キー2
35	新車両番号_キー3
36	賦課ポイント
37	履歴ポイント
38	処理区
39	申告事由
40	処理年月日
41	連携データ区分
42	連携処理年月日

名称	TET車両履歴
No.	項目名
1	車両番号_キー1
2	車両番号_キー2
3	車両番号_キー3
4	履歴番号
5	車台番号
6	宛名番号
7	審査1_区
8	審査1_調定年度
9	審査1_通知書番号
10	審査2_区
11	審査2_調定年度
12	審査2_通知書番号
13	登録年月日
14	廃車年月日
15	異動年月日
16	登録区
17	廃車事由
18	標識返納区分
19	所有区分
20	使用者宛名番号
21	車種コード
22	車名コード
23	排気量
24	型式
25	年式
26	賦課区
27	賦課事由
28	減保開始年度
29	旧標識番号
30	旧車両番号_キー1
31	旧車両番号_キー2
32	旧車両番号_キー3
33	新標識番号
34	新車両番号_キー1
35	新車両番号_キー2
36	新車両番号_キー3

37	賦課ポイント
38	履歴ポイント
39	処理区
40	申告事由
41	処理年月日
42	連携データ区分
43	連携処理年月日
名称	TET車両異動履歴
No.	項目名
1	車両番号_キー1
2	車両番号_キー2
3	車両番号_キー3
4	履歴番号
5	SEQ番号
6	車台番号
7	宛名番号
8	審査1_区
9	審査1_調定年度
10	審査1_通知書番号
11	審査2_区
12	審査2_調定年度
13	審査2_通知書番号
14	登録年月日
15	廃車年月日
16	異動年月日
17	登録区
18	廃車事由
19	標識返納区分
20	所有区分
21	使用者宛名番号
22	車種コード
23	車名コード
24	排気量
25	型式
26	年式
27	賦課区
28	賦課事由

29	減保開始年度
30	旧標識番号
31	旧車両番号_キー1
32	旧車両番号_キー2
33	旧車両番号_キー3
34	新標識番号
35	新車両番号_キー1
36	新車両番号_キー2
37	新車両番号_キー3
38	賦課ポイント
39	履歴ポイント
40	処理区
41	申告事由
42	処理年月日
43	連携データ区分
44	連携処理年月日
名称	TET退役課税状況_特普
No.	項目名
1	キー_区
2	キー_税目
3	キー_課税年度
4	キー_通知書番号
5	キー_修正回数
6	宛名番号
7	整理番号
8	相当年度
9	修正中フラグ
10	課税種別
11	課税資料フラグ
12	徴収方法
13	口座フラグ
14	納貯フラグ
15	税通フラグ
16	非免減フラグ
17	非表フラグ
18	明細3フラグ
19	明細4フラグ

20	F_65歳以上減
21	F_20歳未満
22	均等割額判定フラグ
23	減免_該当月
24	減免_該当期
25	処理日
26	異動日
27	異動事由
28	変更事由
29	開始_異動コード
30	開始_異動区分コード
31	開始_開始月
32	開始_終了月
33	開始_開始期
34	開始_開始月_イ
35	開始_開始期_イ
36	開始_一括徴収月
37	所得_営業
38	所得_農業
39	所得_事業
40	所得_不動産
41	所得_利子
42	所得_配当
43	所得_証券
44	所得_上場
45	所得_実額コード
46	所得_給与
47	所得_給与得
48	所得_年金
49	所得_年金得
50	所得_雑
51	所得_譲渡一
52	所得_山林
53	所得_退職
54	所得_臨変動
55	所得_純繰越
56	所得_雑繰越
57	所得_総所得
58	所得_所得合計
59	控除_雑損

60	控除_医療
61	控除_社保
62	控除_小規
63	控除_生命
64	控除_個年
65	控除_地震
66	控除_長損
67	控除_寄付
68	控除_障害
69	控除_老等
70	控除_配偶
71	控除_配特
72	控除_配偶者所得
73	控除_扶養
74	控除_基礎
75	控除_控除合計
76	扶養_配偶
77	扶養_老配
78	扶養_特定
79	扶養_同居老
80	扶養_老扶計
81	扶養_扶養
82	扶養_同特障
83	扶養_特障計
84	扶養_普障
85	本人_本障
86	本人_老寡
87	本人_夫未
88	市民税_所得割
89	市民税_調整_定率
90	市民税_特徴_特定
91	市民税_所得割調整
92	市民税_配当
93	市民税_外国
94	市民税_住宅借入
95	市民税_寄付金
96	市民税_配当割等
97	市民税_税額控除額計
98	市民税_所得割計
99	市民税_均等割

100	市民税_減免額
101	市民税_差引納税額
102	県民税_所得割
103	県民税_調整_定率
104	県民税_調整_特定
105	県民税_所得割調整
106	県民税_配当
107	県民税_外国
108	県民税_住宅借入
109	県民税_寄付金
110	県民税_配当割等
111	県民税_税額控除額計
112	県民税_所得割計
113	県民税_均等割
114	県民税_減免額
115	県民税_差引納税額
116	住宅ローン控除税率
117	年間額_年税額
118	年間額_特徴税額
119	年間額_年金特徴額
120	年間額_普徴税額
121	還付額_市民税
122	還付額_県民税
123	実還付額_市民税
124	実還付額_県民税
125	充当額_市民税
126	充当額_県民税
127	今回還付額_
128	今回還付額_市民税
129	今回還付額_県民税
130	離職年月日
131	給付日数
132	減免_今年度月数
133	減免_離職年月数
134	減免_翌年減免月数
135	所得区分
136	翌年普通所得
137	専従配偶者
138	他専従者数
139	専従者所得額

140	課税標準_総所得
141	課税標準_短譲渡
142	課税標準_長譲渡
143	課税標準_株譲渡
144	課税標準_山_退
145	課税標準_条利配
146	課税標準_特徴分
147	市民税_総所得
148	市民税_短譲渡
149	市民税_長譲渡
150	市民税_株譲渡
151	市民税_山_退
152	市民税_条利配
153	市民税_特徴分
154	県民税_総所得
155	県民税_短譲渡
156	県民税_長譲渡
157	県民税_株譲渡
158	県民税_山_退
159	県民税_条利配
160	県民税_特徴分
161	分離所得_土事業
162	分離所得_短一控
163	分離所得_短一般
164	分離所得_短軽控
165	分離所得_短軽減
166	分離所得_長一控
167	分離所得_長一般
168	分離所得_長特控
169	分離所得_長特定
170	分離所得_長軽控
171	分離所得_長軽課
172	分離所得_通算可
173	分離所得_分繰越
174	分離所得_上株譲
175	分離所得_株譲渡
176	分離所得_株繰越
177	分離所得_先物
178	分離所得_先繰越
179	分離所得_配当割

180	分離所得_株譲割
181	分離所得_条利子
182	分離所得_条配当
183	充当月_月1
184	充当月_月割額1
185	充当月_充当額1
186	充当月_月2
187	充当月_月割額2
188	充当月_充当額2
189	充当月_月3
190	充当月_月割額3
191	充当月_充当額3
192	充当月_月4
193	充当月_月割額4
194	充当月_充当額4
195	充当月_月5
196	充当月_月割額5
197	充当月_充当額5
198	充当月_月6
199	充当月_月割額6
200	充当月_充当額6
201	充当月_月7
202	充当月_月割額7
203	充当月_充当額7
204	充当月_月8
205	充当月_月割額8
206	充当月_充当額8
207	充当月_月9
208	充当月_月割額9
209	充当月_充当額9
210	充当月_月10
211	充当月_月割額10
212	充当月_充当額10
213	充当月_月11
214	充当月_月割額11
215	充当月_充当額11
216	充当月_月12
217	充当月_月割額12
218	充当月_充当額12
219	充当期_期1

220	充当期_期割額1
221	充当期_充当額1
222	充当期_期2
223	充当期_期割額2
224	充当期_充当額2
225	充当期_期3
226	充当期_期割額3
227	充当期_充当額3
228	充当期_期4
229	充当期_期割額4
230	充当期_充当額4
231	充当期_期5
232	充当期_期割額5
233	充当期_充当額5
234	充当期_期6
235	充当期_期割額6
236	充当期_充当額6
237	充当期_期7
238	充当期_期割額7
239	充当期_充当額7
240	充当期_期8
241	充当期_期割額8
242	充当期_充当額8
243	充当期_期9
244	充当期_期割額9
245	充当期_充当額9
246	月割額_月1
247	月割額_月割額1
248	月割額_特徴番号1
249	月割額_月2
250	月割額_月割額2
251	月割額_特徴番号2
252	月割額_月3
253	月割額_月割額3
254	月割額_特徴番号3
255	月割額_月4
256	月割額_月割額4
257	月割額_特徴番号4
258	月割額_月5
259	月割額_月割額5

260	月割額_特徴番号5
261	月割額_月6
262	月割額_月割額6
263	月割額_特徴番号6
264	月割額_月7
265	月割額_月割額7
266	月割額_特徴番号7
267	月割額_月8
268	月割額_月割額8
269	月割額_特徴番号8
270	月割額_月9
271	月割額_月割額9
272	月割額_特徴番号9
273	月割額_月10
274	月割額_月割額10
275	月割額_特徴番号10
276	月割額_月11
277	月割額_月割額11
278	月割額_特徴番号11
279	月割額_月12
280	月割額_月割額12
281	月割額_特徴番号12
282	期割額_期1
283	期割額_期割額1
284	期割額_期2
285	期割額_期割額2
286	期割額_期3
287	期割額_期割額3
288	期割額_期4
289	期割額_期割額4
290	期割額_期5
291	期割額_期割額5
292	期割額_期6
293	期割額_期割額6
294	期割額_期7
295	期割額_期割額7
296	期割額_期8
297	期割額_期割額8
298	期割額_期9
299	期割額_期割額9

300	年金特徴_期1
301	年金特徴_期割額1
302	年金特徴_期2
303	年金特徴_期割額2
304	年金特徴_期3
305	年金特徴_期割額3
306	年金特徴_期4
307	年金特徴_期割額4
308	年金特徴_期5
309	年金特徴_期割額5
310	年金特徴_期6
311	年金特徴_期割額6
312	年金特徴_期7
313	年金特徴_期割額7
314	年金特徴_期8
315	年金特徴_期割額8
316	年金特徴_期9
317	年金特徴_期割額9
318	年金特徴停止期
319	年金特徴停止理由
320	連携データ区分
321	データ連携処理日
322	年少扶養
323	分離所得_分配所
324	年金特徴_仮徴収税額
325	控除_生保支払額_新
326	控除_生保支払額_旧
327	控除_介護支払額_新
328	控除_個年支払額_新
329	条例指定寄附金_市
330	条例指定寄附金_県
331	市民税_ふ_寄付金
332	県民税_ふ_寄付金
名称	TET退役課税状況_特徴
No.	項目名
1	キ一_区
2	キ一_税目

3	キ一_課税年度
4	キ一_通知書番号
5	宛名番号
6	義務者番号
7	作成日
8	処理日
9	受付日
10	現特徴人員
11	課税状況
12	特普区分
13	納管人
14	送付先
15	総括表FLG
16	通知日1
17	特徴額_6月1
18	特徴額_7月1
19	特徴額_8月1
20	特徴額_9月1
21	特徴額_10月1
22	特徴額_11月1
23	特徴額_12月1
24	特徴額_1月1
25	特徴額_2月1
26	特徴額_3月1
27	特徴額_4月1
28	特徴額_5月1
29	特徴額計1
30	通知日2
31	特徴額_6月2
32	特徴額_7月2
33	特徴額_8月2
34	特徴額_9月2
35	特徴額_10月2
36	特徴額_11月2
37	特徴額_12月2
38	特徴額_1月2
39	特徴額_2月2
40	特徴額_3月2
41	特徴額_4月2
42	特徴額_5月2

43	特徴額計2
44	増減額_6月
45	増減額_7月
46	増減額_8月
47	増減額_9月
48	増減額_10月
49	増減額_11月
50	増減額_12月
51	増減額_1月
52	増減額_2月
53	増減額_3月
54	増減額_4月
55	増減額_5月
56	増減額計
57	人員_6月
58	人員_7月
59	人員_8月
60	人員_9月
61	人員_10月
62	人員_11月
63	人員_12月
64	人員_1月
65	人員_2月
66	人員_3月
67	人員_4月
68	人員_5月
69	給報受付枚数_在
70	給報受付枚数_退
71	給報受付枚数_他
72	給報受付枚数_計
73	納付特例コード
74	特例変更日付
75	特例開始日
76	特例終了日
77	調査コード
78	結果コード
79	連携データ区分
80	データ連携処理日

名称	TETクレジット収納
No.	項目名
1	区コード
2	税目コード
3	年度
4	通知書番号
5	事業年度
6	期別コード
7	納付書発行番号
8	本税収納額
9	延滞金収納額
10	領収年月日
11	取扱時間
12	データ区分
13	帳票コード
14	前納コード
15	公金年月日
16	コンビニ本部
17	コンビニ店舗
18	コンビニデータ作成日
19	帳票作成フラグ
名称	TETクレジット収納累積
No.	項目名
1	区コード
2	税目コード
3	年度
4	通知書番号
5	事業年度
6	期別コード
7	納付書発行番号
8	本税収納額
9	延滞金収納額
10	領収年月日
11	取扱時間
12	データ区分
13	帳票コード

14	前納コード
15	公金年月日
16	コンビニ本部
17	コンビニ店舗
18	コンビニデータ作成日
19	帳票作成フラグ
名称	TET現金領収書取消
No.	項目名
1	領収書発行番号
2	領収金額合計
3	支払方法
4	領収日
5	払込日
6	受払簿発行済フラグ
7	取扱担当者
8	宛名番号
名称	TFT担当者通知
No.	項目名
1	通知年月日
2	通知時分秒
3	担当者識別コード
4	宛名番号
5	SEQ番号
6	確認済フラグ
7	メッセージ
名称	TFT担当割コード
No.	項目名
1	担当者識別コード
2	担当者ID
3	所属コード
4	役職班コード

名称	TFT総括票
No.	項目名
1	宛名番号
2	課税区
3	担当者識別コード
4	引継最新履歴番号
5	添付資料保管番号
6	当該区1
7	当該区2
8	当該区3
9	当該区4
10	当該区5
11	当該区6
12	当該区7
13	当該区8
14	当該区9
15	当該区10
16	送付先宛名番号
17	送付先コード
18	納管等識別コード
19	納管等識別名
20	納管人等宛名番号
21	総括票出力年月日
22	完結年度
23	最終収納日
24	催告発送
25	催告発送日
26	催告止め
27	高額コード
28	分納__受託フラグ
29	誓約__受託年月日
30	分納等書類番号
31	緩和コード
32	最終支払期日
33	公売担当コード
34	分類コード
35	名寄フラグ

36	処分完結年度
37	整理宛名番号
38	名寄通番
39	特徴フラグ
40	最新高額コード
41	職業連絡先1
42	職業連絡先2
43	交渉先連絡先1
44	交渉先連絡先2
45	特記課税1
46	特記課税2
47	特記課税3
48	特記課税4
49	住基戸籍1
50	住基戸籍2
51	筆頭者
52	現地調査1
53	現地調査2
54	家族状況メモ
55	進行ステータス最新
56	進行ステータス1
57	進行ステータス2
58	進行ステータス3
59	進行ステータス4
60	進行ステータス5
61	進行ステータス6
62	進行ステータス7
63	進行ステータス8
64	進行状況更新日最新
65	進行状況更新日1
66	進行状況更新日2
67	進行状況更新日3
68	進行状況更新日4
69	進行状況更新日5
70	進行状況更新日6
71	進行状況更新日7
72	進行状況更新日8
73	引継除外フラグ
74	執停・確延フラグ

名称	TFT財産不動産
No.	項目名
1	宛名番号
2	SEQ番号
3	財産種類
4	債権種類
5	通知先管理番号
6	処分書類番号1
7	処分書類番号2
8	処分書類番号3
9	土地家屋区分
10	区コード
11	台帳区分コード
12	所在地町通
13	所在地丁目
14	所在地名
15	地番
16	家屋番号
17	整理番号1
18	棟番
19	家屋区分
20	地目
21	地積
22	評価額
23	家屋1階床面積
24	家屋合計床面積
25	登記区分コード
26	共有持分分母
27	共有持分分子
28	家屋種類1
29	家屋種類2
30	家屋構造主体1
31	家屋構造主体2
32	家屋構造屋根1
33	家屋構造屋根2
34	家屋階層地上
35	家屋階層地下
36	家屋階層塔屋

37	マンション名
38	不動産番号
39	事件番号年度
40	事件番号符号
41	事件番号
42	土地の符号
43	敷地権の種類
44	敷地権の割合
45	一部解除年月日
名称	TFT財産債権給与
No.	項目名
1	宛名番号
2	SEQ番号
3	財産種類
4	債権種類
5	通知先管理番号
6	処分書類番号
7	勤務有無
8	給与支払日
9	扶養親族数
10	給料等の支給額
11	一号
12	二号
13	三号
14	四号
15	五号
16	合計
17	差押可能額
18	差押原因税未収額
19	取立済額
20	取立済回数
21	一部解除年月日
名称	TFT財産債権保険
No.	項目名

1	宛名番号
2	SEQ番号
3	財産種類
4	債権種類
5	通知先管理番号
6	処分書類番号
7	契約年月日
8	保険の種類
9	保険の種類名
10	証券番号
11	契約者
12	被保険者
13	保険の目的
14	給付金受取人
15	保険期間
16	回答日現在解約返戻金
17	給付金
18	満期日
19	満期保険金受取人
20	満期金
21	死亡時保険金受取人
22	死亡保険金
23	メモ
24	通知年月日
25	通知時分秒
26	担当者識別コード
27	一部解除年月日
名称	TFT財産債権年金
No.	項目名
1	宛名番号
2	SEQ番号
3	財産種類
4	債権種類
5	通知先管理番号
6	処分書類番号
7	年金の種類コード
8	年金の種類名

9	年金証書番号
10	支払月数
11	扶養親族数
12	年金等の支給額
13	一号
14	二号
15	三号
16	四号
17	五号
18	合計
19	差押可能額
20	差押原因税未収額
21	取立済額
22	取立済回数
23	一部解除年月日
名称	TFT財産その他
No.	項目名
1	宛名番号
2	SEQ番号
3	財産種類
4	債権種類
5	通知先管理番号
6	処分書類番号
7	財産項目1
8	財産項目2
9	財産項目3
10	財産項目4
11	財産項目5
12	財産項目6
13	財産項目7
14	財産項目8
15	財産項目9
16	財産項目10
17	財産項目11
18	財産項目12
19	財産項目13
20	財産項目14

21	財産項目15
22	財産項目16
23	一部解除年月日
名称	TFT処分
No.	項目名
1	宛名番号
2	処分年月日
3	処分コード
4	書類番号
5	解除区分
6	解除コード
7	解除年月日
8	一部解除年月日
9	解除書類番号
10	事件番号年度
11	事件番号符号
12	事件番号
13	事件名
14	裁判所名
15	搜索場所
16	搜索日時
17	搜索時間FORM
18	搜索時間TO
19	立会者住所1
20	立会者氏名1
21	続柄1
22	立会者住所2
23	立会者氏名2
24	続柄2
25	延滞金計算年月日
26	延滞金印刷指示コード
27	滞納処分費
28	履行期限コード
29	決議年月日
30	解除決議年月日
31	財産種類
32	債権種類

33	登記選択区分
34	代位登記選択区分
35	住所
36	氏名名称
37	変更年月日
38	執行年月日
39	破産手続き開始決定日
40	他官庁差押年月日
41	解除理由詳細
42	登記受付日
43	登記受付番号
名称	TFT処分内訳
No.	項目名
1	宛名番号
2	内訳SEQ
3	処分コード
4	処分年月日
5	処分書類番号
6	区
7	税目コード
8	年度
9	通知書番号
10	事業年度
11	期別コード
12	申告区分
13	調定年月
14	納期限
15	法定納期等
16	滞納額
17	延滞金額
18	債権区分
名称	TFT発送返戻記録
No.	項目名
1	宛名番号

2	書類番号
3	書類番号枝番
4	発送日
5	照会通知先番号
6	照会通知先区分
7	発送返戻文書コード
8	返戻日
9	公示日
10	回答返送日
11	権利等の区分
12	郵便番号
13	住所所在地
14	氏名名称
15	担当部署等
16	送付先電話番号
17	備考
名称	TFT納付計画
No.	項目名
1	受付番号
2	宛名番号
3	納付誓約処理区分
4	誓約年月日
5	分納計画順コード
6	分納計画方法コード
7	納付開始年月
8	納付予定日種類コード
9	納付予定日1
10	納付予定日2
11	納付予定額
12	納付回数
13	誓約書発行年月日
14	計画書発行年月日
15	発行番号
16	納付書発行開始
17	納付書発行終了
18	納付書種類
19	納付書発行年月日

20	誓約取消区分
21	計画取消区分
22	記事登録年月日1
23	記事区分コード1
24	記事SEQ番号1
25	記事登録年月日2
26	記事区分コード2
27	記事SEQ番号2
28	記事登録年月日3
29	記事区分コード3
30	記事SEQ番号3
31	記事登録年月日4
32	記事区分コード4
33	記事SEQ番号4
名称	TFT誓約税情報
No.	項目名
1	受付番号
2	明細順
3	入力計画順
4	区コード
5	税目コード
6	年度
7	通知書番号
8	事業年度
9	期別コード
10	申告区分
11	調定額
12	収納額
13	本税欠損額
14	延滞金調定額
15	延滞金収納額
16	延滞金欠損額
17	表示用延滞金額
18	分納区分
19	執欠コード__後
20	法定納期限
21	指定納期限

22	延滞金調定額計算日
23	延滞金計算不能コード
名称	TFT担当引継
No.	項目名
1	宛名番号
2	履歴番号
3	担当者識別コード
4	担当引継事由コード
5	担当者ID
6	氏名
7	引継年月日
8	終了年月日
名称	TFT担当区割
No.	項目名
1	担当者識別コード
2	都道府県コード
3	担当区割区コード
4	市区町村コード
5	カナ文字1
6	カナ文字__開始
7	市区町村コード__開始
8	取扱事務所コード
9	機能分担コード
10	変更区分
名称	TFT照会通知先
No.	項目名
1	照会通知先番号
2	照会通知先区分
3	郵便番号
4	住所所在地
5	氏名名称

6	担当部署
7	送付先電話番号
8	カナ名
9	清音カナ名
10	照会形式区分
11	権利等の区分
12	備考
名称	TFT家族状況
No.	項目名
1	宛名番号
2	世帯番号
3	世帯員番号
4	世帯員宛名番号
5	続柄コード
6	続柄名
7	氏名
8	性別コード
9	生年月日
10	異動事由コード
11	異動事由名
12	異動年月日
13	課税資料コード
14	課税資料名
15	生保有無コード
16	課税年度
17	調査年月日
18	総所得
19	勤務先等
20	所得取込押下フラグ
21	総所得_課税連携用
名称	TFT債権取立
No.	項目名
1	宛名番号
2	処分書類番号

3	回数
4	取立日
5	取立額
6	収入日
7	収入額
名称	TFT財産預貯金
No.	項目名
1	宛名番号
2	SEQ番号
3	財産種類
4	債権種類
5	通知先管理番号
6	処分書類番号
7	預金種別
8	口座番号
9	契約年月日
10	金額
11	満期日
12	一部解除年月日
名称	TFT計画回数
No.	項目名
1	受付番号
2	計画回数
3	納付予定日
4	計画本税
5	計画延滞金
6	収入日
7	納付本税
8	納付延滞金
9	通知年月日
10	通知時分秒
11	担当者識別コード

名称	TFT文書番号管理
No.	項目名
1	採番年度
2	書類識別変換コード
3	採番開始番号
4	採番終了番号
5	採番現在番号
名称	TFT記事
No.	項目名
1	宛名番号
2	登録年月日
3	記事区分コード
4	SEQ番号
5	書類番号
6	書類番号枝番
7	記事区分名
8	記事内容
9	担当者ID
10	担当名
11	交渉結果
12	結果期日
名称	TFT処分編集歴財産
No.	項目名
1	宛名番号
2	処分書類番号
3	行番号
4	財産種類
5	債権種類
6	処分コード
7	財産名
8	通知先管理番号
9	同一物件明細数
10	SEQ番号

11	通知年月日
12	通知時分秒
名称	TFT処分編集歴通知先
No.	項目名
1	宛名番号
2	処分書類番号
3	内訳番号
4	財産種類
5	債権種類
6	照会通知先番号
7	郵便番号
8	住所所在地
9	氏名名称
10	担当部署
11	連絡先電話番号
12	権利等の区分
13	対象物件数
名称	TFT財産照会通知先
No.	項目名
1	宛名番号
2	SEQ番号
3	財産種類
4	債権種類
5	照会書類番号
6	照会書類番号枝番
7	照会通知先番号
8	登記受付日
9	登記受付番号
10	調査日
11	権利の種類
12	権利等の区分
13	債権残高
14	通知先管理番号

名称	TFT家屋階層
No.	項目名
1	宛名番号
2	SEQ番号
3	階層番号
4	階数
5	床面積
名称	TFT計画回数明細
No.	項目名
1	受付番号
2	計画回数
3	連番
4	除外区分
5	区コード
6	税目コード
7	年度
8	通知書番号
9	事業年度
10	期別コード
11	申告区分
12	未納税額
13	未納延滞金
14	納期限
15	発行番号
16	発行番号枝番
17	納付税額
18	納付延滞金
19	延滞金調定額計算日
20	延滞金計算不能コード
名称	TFT猶予
No.	項目名
1	宛名番号

2	緩和区分
3	申請年月日
4	猶予期間FROM
5	猶予期間TO
6	決議年月日
7	取消年月日
8	猶予要件コード
9	担保提供有無
10	延滞金計算年月日
名称	TFT猶予内訳
No.	項目名
1	宛名番号
2	内訳SEQ
3	緩和区分
4	申請年月日
5	区コード
6	税目コード
7	年度
8	通知書番号
9	事業年度
10	期別コード
11	申告区分
12	申告回数
13	調定額
14	収納額
15	延滞金調定額
16	延滞金収納額
17	指定納期限
18	督促状発行日
19	分納有無
20	処分有無
21	執停有無
22	共有人数

名称	TFT時効中断期間
No.	項目名
1	区コード
2	税目コード
3	年度
4	通知書番号
5	事業年度
6	期別コード
7	内訳SEQ
8	開始年月日
9	終了年月日
10	時効中断期間
11	重複期間
12	有効期間
13	中断停止フラグ
名称	TFT繰上徴収
No.	項目名
1	宛名番号
2	書類番号
3	起案年月日
4	変更後納期限
5	納期限変更理由コード
6	決議年月日
7	取消年月日
8	納付場所コード
名称	TFT繰上徴収内訳
No.	項目名
1	宛名番号
2	書類番号
3	内訳SEQ
4	区コード
5	税目コード
6	年度
7	通知書番号

8	事業年度
9	期別コード
10	申告区分
11	指定納期限
12	変更納期限
13	変更前理由コード
14	調定額
15	収納額
16	本税欠損額
17	分納有無
18	執停有無
名称	TFT延滞金
No.	項目名
1	宛名番号
2	書類番号
3	決議年月日
4	申請年月日
5	起案年月日
6	一括__期別設定
7	延滞金計算年月日
8	処理状態
9	記事登録年月日
10	記事区分コード
11	記事SEQ番号
名称	TFT延滞金免除
No.	項目名
1	宛名番号
2	書類番号
3	区コード
4	税目コード
5	年度
6	通知書番号
7	事業年度
8	期別コード

9	印刷選択
10	納期限
11	調定額
12	収入額
13	未納税額
14	税額に対する延滞金額
15	減免を受ける延滞金額
16	減免後の延滞金額
17	減免受ける延滞金_元
18	延滞金計算不能コード
19	事由1_減免期間_自
20	事由1_減免期間_至
21	事由1_減免事由
22	事由1_減免割合
23	事由1_添付書類1
24	事由1_添付書類2
25	事由1_添付書類3
26	事由1_添付書類4
27	事由1_添付書類5
28	事由1_添付書類6
29	事由1_添付書類7
30	事由1_その他理由
31	事由2_減免期間_自
32	事由2_減免期間_至
33	事由2_減免事由
34	事由2_減免割合
35	事由2_添付書類1
36	事由2_添付書類2
37	事由2_添付書類3
38	事由2_添付書類4
39	事由2_添付書類5
40	事由2_添付書類6
41	事由2_添付書類7
42	事由2_その他理由
43	事由3_減免期間_自
44	事由3_減免期間_至
45	事由3_減免事由
46	事由3_減免割合
47	事由3_添付書類1
48	事由3_添付書類2

49	事由3_添付書類3
50	事由3_添付書類4
51	事由3_添付書類5
52	事由3_添付書類6
53	事由3_添付書類7
54	事由3_その他理由
名称	TFT照会文書
No.	項目名
1	宛名番号
2	照会書類番号
3	照会書類番号枝番
4	照会通知先番号
5	発送返戻文書コード
6	照会登録日
7	発行日
8	回答返送日
9	該当有無
10	発行済フラグ
11	即時フラグ
12	担当者識別コード
13	抵当権設定登記日
14	抵当権土地情報1
15	抵当権土地情報2
16	抵当権家屋情報1
17	抵当権家屋情報2
18	賃貸借物件1
19	賃貸借物件2
20	宅建免許番号
21	投資顧問財務局名
22	投資顧問登録連番
23	信託受益財務局名
24	信託受益登録連番
25	診療機関名
26	診療機関所在地1
27	診療機関所在地2
28	被相続人氏名
29	被相続人死亡年月日

30	国籍
31	被相続人最後の住所1
32	被相続人最後の住所2
33	自動車登録番号1
34	車名1
35	自動車登録番号2
36	車名2
37	自動車登録番号3
38	車名3
39	自動車登録番号4
40	車名4
41	自動車登録番号5
42	車名5
43	土地建物区分1
44	所在地1
45	地番1
46	家屋番号1
47	不動産請求通数1
48	土地建物区分2
49	所在地2
50	地番2
51	家屋番号2
52	不動産請求通数2
53	土地建物区分3
54	所在地3
55	地番3
56	家屋番号3
57	不動産請求通数3
58	土地建物区分4
59	所在地4
60	地番4
61	家屋番号4
62	不動産請求通数4
63	土地建物区分5
64	所在地5
65	地番5
66	家屋番号5
67	不動産請求通数5
68	土地建物区分6
69	所在地6

70	地番6
71	家屋番号6
72	不動産請求通数6
73	土地建物区分7
74	所在地7
75	地番7
76	家屋番号7
77	不動産請求通数7
78	土地建物区分8
79	所在地8
80	地番8
81	家屋番号8
82	不動産請求通数8
83	土地建物区分9
84	所在地9
85	地番9
86	家屋番号9
87	不動産請求通数9
88	土地建物区分10
89	所在地10
90	地番10
91	家屋番号10
92	不動産請求通数10
93	住民票住所11
94	住民票住所12
95	住民票世帯主1
96	住民票氏名1
97	世帯主との続柄区分1
98	本籍及び筆頭者区分1
99	写し全一区分1
100	写しの数1
101	住民票住所21
102	住民票住所22
103	住民票世帯主2
104	住民票氏名2
105	世帯主との続柄区分2
106	本籍及び筆頭者区分2
107	写し全一区分2
108	写しの数2
109	戸籍フラグ1

110	除籍フラグ1
111	戸籍の附表フラグ1
112	改製原戸籍フラグ1
113	本籍11
114	本籍12
115	筆頭者1
116	謄本数1
117	請求の部分1
118	戸籍フラグ2
119	除籍フラグ2
120	戸籍の附表フラグ2
121	改製原戸籍フラグ2
122	本籍21
123	本籍22
124	筆頭者2
125	謄本数2
126	請求の部分2
127	その他照会
128	会社番号1
129	商号11
130	商号12
131	本店11
132	本店12
133	商業法人請求通数1
134	会社番号2
135	商号21
136	商号22
137	本店21
138	本店22
139	商業法人請求通数2
140	会社番号3
141	商号31
142	商号32
143	本店31
144	本店32
145	商業法人請求通数3
146	氏名11
147	氏名12
148	住所11
149	住所12

150	生年月日1
151	国籍1
152	請求部分_世帯主等1
153	請求部分_前住所地1
154	請求部分_前世帯主1
155	氏名21
156	氏名22
157	住所21
158	住所22
159	生年月日2
160	国籍2
161	請求部分_世帯主等2
162	請求部分_前住所地2
163	請求部分_前世帯主2
164	電話番号
165	月数
名称	TFT進行状況条件
No.	項目名
1	担当者識別コード
2	グループコード
3	グループ名
4	当初滞納額自
5	当初滞納額至
6	滞納現在額自
7	滞納現在額至
8	滞納税目
9	滞納税目条件
10	滞納年度自
11	滞納期自
12	滞納年度至
13	滞納期至
14	滞納年度期条件
15	グループ
16	進行ステータスコード
17	最新年度課税資料

名称	TFT進行状況グループ
No.	項目名
1	担当者識別コード
2	グループコード
3	宛名番号
4	区コード
5	税目コード
6	年度
7	通知書番号
8	事業年度
9	期別コード
名称	TFT換価調定
No.	項目名
1	宛名番号
2	調定番号
3	処分書類番号1
4	処分書類番号2
5	処分書類番号3
6	処分書類番号4
7	処分書類番号5
8	照会通知先番号
9	決議年月日
10	決議取消年月日
11	年度
12	調定年月日
13	市区
14	歳入徴収課
15	予算掌理課
16	予算区分
17	会計科目
18	期別
19	収納方法
20	納期限
21	件数
22	調定額合計
23	調定内容

24	債務者コード
25	郵便番号
26	電話番号
27	住所
28	法人個人名
29	代表者名
30	調定額
31	単件調定フラグ
32	公売保証金
33	区コード
34	税目コード
35	通知書番号
36	事業年度
名称	TFT換価配当
No.	項目名
1	宛名番号
2	書類番号
3	調定番号
4	決議年月日
5	決議取消年月日
6	納付年月日
7	名称__数量__性質等
8	債権者番号
9	電話番号
10	滞納者名
11	滞納者名(カナ)
12	郵便番号
13	住所
14	残余金
15	交付期日
16	交付時間
17	交付場所
18	送付年月日

名称	TFT換価配当内訳
No.	項目名
1	宛名番号
2	書類番号
3	内訳番号
4	照会通知先番号
5	配当順位
6	確認債権額
7	配当額
8	起案年月日
9	支払期日
10	支出命令番号
11	支出予定番号
12	支出予定額
13	帳票コード
14	予算区分
15	支出担当課
16	予算掌理課
17	件名
18	支払方法
19	支出方法
20	公共工事前払
21	請求基準日
22	翌年度
23	内訳件数
24	個別業務区分
25	支出額合計
26	引き去額合計
27	純支払額合計
28	内訳登録区分
29	金融機関コード
30	支店コード
31	口座種別
32	口座番号
33	口座名義人カナ
34	用途__適用
35	代表命令番号
36	執行年月日

名称	TFT滞納処分費内訳
No.	項目名
1	宛名番号
2	調定番号
3	内訳番号
4	処分費支出年月日
5	事由
6	算出の基礎
7	滞納処分費
8	備考
名称	TFT換価充当
No.	項目名
1	宛名番号
2	書類番号
3	調定番号
4	配当計算書類番号
5	決議年月日
6	受入先__受入理由1
7	受入先__受入理由2
8	受入先__受入理由3
9	金額
10	納付年月日
11	滞納処分費
12	充当後滞納処分費
名称	TFT換価充当内訳
No.	項目名
1	宛名番号
2	書類番号
3	内訳SEQ
4	区コード
5	年度
6	期別コード
7	税目コード

8	通知書番号
9	申告区分
10	納期限
11	滞納額
12	未納延滞金
13	配当金額
14	配当延滞金
15	充当後滞納額
16	充当後未納延滞金
17	事業年度
18	振替命令番号1
19	振替命令番号2
名称	TFT債権現在額申立
No.	項目名
1	宛名番号
2	書類番号
3	参加_交付要求年月日
4	処分コード
5	処分年月日
6	処分書類番号
7	延滞金計算年月日
8	事件番号年度
9	事件番号符号
10	事件番号
11	事件名
12	滞納処分費
13	破産手続開始決定日
14	代金納付日又は取立日
15	配当期日呼出状
16	決議年月日
17	取消年月日
18	公売財産の表示
19	照会通知先番号
20	郵便番号
21	住所所在地
22	権利等の区分名
23	氏名名称

24	担当部署
25	電話番号
26	照会通知先区分
27	申立書作成年月日
名称	TFT債権現在額申立内訳
No.	項目名
1	宛名番号
2	書類番号
3	内訳SEQ
4	区
5	税目コード
6	年度
7	通知書番号
8	事業年度
9	期別コード
10	申告区分
11	納期限
12	法定納期等
13	未納税額
14	延滞金額
15	繰上有無
16	処分有無
17	執停有無
18	共有人数
19	債権区分
20	延滞金計算不能コード
名称	TFT執停欠損
No.	項目名
1	宛名番号
2	事務区分コード
3	書類番号
4	起案年月日
5	決議年月日
6	執停欠損理由

7	特記事項
名称	TFT執停欠損内訳
No.	項目名
1	宛名番号
2	事務区分コード
3	書類番号
4	連番
5	区コード
6	税目コード
7	年度
8	通知書番号
9	事業年度
10	期別コード
11	変更後欠損予定日
12	一部欠損額
13	欠損対象区分
名称	TFT照会回答文書
No.	項目名
1	宛名番号
2	書類番号
3	決議年月日
4	照会元コード
5	照会元その他
6	市徴収金明細
7	滞納整理明細
8	処分の明細
9	その他_電話番号
10	その他_法人事業所
11	その他_市内不動産
名称	TFT調定番号管理
No.	項目名

1	年度
2	採番開始番号
3	採番終了番号
4	採番現在番号
名称	TFT換価充当滞納処分費
No.	項目名
1	宛名番号
2	書類番号
3	内訳SEQ
4	区コード
5	年度
6	期別コード
7	税目コード
8	通知書番号
9	納期限
10	未納税額
11	配当金額
12	事業年度
13	振替命令番号
名称	TFT処分編集歴財産2
No.	項目名
1	宛名番号
2	処分書類番号
3	行番号
4	財産種類
5	債権種類
6	処分コード
7	財産名
8	通知先管理番号
9	同一物件明細数
10	SEQ番号
11	通知年月日
12	通知時分秒

名称	TFT処分編集歴通知先2
No.	項目名
1	宛名番号
2	処分書類番号
3	内訳番号
4	財産種類
5	債権種類
6	照会通知先番号
7	郵便番号
8	住所所在地
9	氏名名称
10	担当部署
11	連絡先電話番号
12	権利等の区分
13	対象物件数
名称	TFT処分編集歴財産3
No.	項目名
1	宛名番号
2	処分書類番号
3	行番号
4	財産種類
5	債権種類
6	処分コード
7	財産名
8	通知先管理番号
9	同一物件明細数
10	SEQ番号
11	通知年月日
12	通知時分秒
名称	TFT処分編集歴通知先3
No.	項目名
1	宛名番号

2	処分書類番号
3	内訳番号
4	財産種類
5	債権種類
6	照会通知先番号
7	郵便番号
8	住所所在地
9	氏名名称
10	担当部署
11	連絡先電話番号
12	権利等の区分
13	対象物件数
名称	TFT外字変換テーブル
No.	項目名
1	外字コード
2	正字コード
3	正字
名称	TFT支出累積
No.	項目名
1	システム区分
2	代表命令番号
3	支出命令書番号
4	支出命令内訳番号
5	異動区分
6	年度
7	市区区分
8	予算区分
9	帳票コード
10	起案年月日
11	予算掌理課
12	支出担当課
13	件名
14	用途摘要
15	支出方法

16	支払方法
17	基準年月日
18	公共工事
19	内訳登録区分
20	内訳件数
21	個別業務区分
22	支出額サイン有
23	引去額1サイン有
24	純支払1サイン有
25	会計科目
26	事業
27	節細節
28	債権者コード
29	債権者区分
30	債権者旧郵便番号
31	債権者電話番号
32	債権者住所
33	債権者番地
34	債権者氏名
35	代表者氏名
36	受取人旧郵便番号
37	受取人電話番号
38	受取人住所
39	受取人番地
40	受取人氏名
41	受取人代表者氏名
42	前金払区分
43	金融機関コード
44	預金種別
45	口座番号
46	口座名義人
47	企業規模
48	振込通知要否
49	支払額サイン有
50	引去額2サイン有
51	純支払2サイン有
52	局管理コード
53	執行年月日
54	作成年月日
55	債権者郵便番号

56	受取人郵便番号
57	ブランク
58	債権者氏名(カナ)
名称	TFT振替累積
No.	項目名
1	システム区分
2	代表命令番号
3	振替命令番号
4	内訳番号
5	異動区分
6	年度
7	振替命令日
8	振替額合計
9	執行年月日
10	承認年月日
11	振替理由
12	振替元年度
13	振替元予算区分
14	振替元予算掌理課
15	振替元担当課
16	振替元収支区分
17	振替元増減区分
18	振替元会計科目
19	振替元事業
20	振替元節細節
21	振替元局管理コード
22	振替先年度
23	振替先予算区分
24	振替先予算掌理課
25	振替先担当課
26	振替先収支区分
27	振替先増減区分
28	振替先会計科目
29	振替先事業
30	振替先節細節
31	振替先局管理コード
32	作成日

33	サマリ用代表命令番号
34	市区
35	振替元歳入主管課
36	振替先命令発行課
37	振替先支出命令課
38	ブランク
名称	TFT催告状パラメータ
No.	項目名
1	催告書発送コード
2	催告書発送日
3	指定期日
4	延滞金計算年月日
5	機能分担コード
6	滞納金額__FROM
7	滞納金額__TO
8	課税年度__FROM
9	課税年度__TO
10	課税年度指定
11	税目
12	税目指定
13	確定延滞金のみ滞納者
14	確定延滞金額
15	確定延滞金額指定
16	ステータス
17	確定延滞金の表示
名称	TFT換価充当出力選択
No.	項目名
1	宛名番号
2	書類番号
3	区コード
4	税目コード
5	年度
6	通知書番号
7	事業年度

8	期別コード
9	選択区分
名称	TFT処分解除編集歴財産
No.	項目名
1	宛名番号
2	処分書類番号
3	行番号
4	財産種類
5	債権種類
6	処分コード
7	財産名
8	通知先管理番号
9	同一物件明細数
10	SEQ番号
11	通知年月日
12	通知時分秒
名称	TPT滞納
No.	項目名
1	調定年度
2	課税年度
3	課税区
4	徴収事務所
5	税目
6	期別
7	個人番号
8	通知書番号
9	調定日
10	本税額
11	督促手数料
12	納期限
13	収納方法
14	申告区分
15	延滞金
16	延滞金計算日

17	収納本税
18	収納督促手数料
19	収納延滞金
20	納付区分
21	未納本税額
22	未納督促手数料
23	未納延滞金
24	領収日
25	日計日
26	納税管理人
27	納税管理関係
28	摘要
29	備考
名称	TPT個人
No.	項目名
1	個人番号
2	世帯番号
3	氏名
4	氏名カナ
5	郵便番号
6	現住所
7	現住所方書
8	生年月日
9	続柄
10	世帯内番号
11	性別
12	代表者名
13	地区1
14	地区2
15	地区3
16	担当者
17	法人区分
18	死亡解散__備考1
19	氏名外字__備考2
20	職権消除__備考3
21	転出__備考4
22	外字抜き氏名__備考5

23	通称名__備考6
24	備考7
25	備考8
26	備考9
27	備考10
28	架電禁止区分
29	架電禁止理由
30	電話番号1
31	架電先1
32	電話番号2
33	架電先2
34	電話番号3
35	架電先3
36	電話番号4
37	架電先4
38	電話番号5
39	架電先5
40	電話番号6
41	架電先6
42	電話番号7
43	架電先7
44	電話番号8
45	架電先8
46	電話番号9
47	架電先9
48	法個外区分
49	状態区分
50	名寄通番
51	名寄最新宛名番号
52	滞納宛名番号
53	識別コード
54	担当者識別コード
名称	TPT電話番号
No.	項目名
1	宛名番号
2	SEQ番号
3	架電先コード

4	電話番号
5	備考
名称	TPT架電停止
No.	項目名
1	宛名番号
2	税目コード
3	停止開始日
4	停止終了日
5	停止事由
名称	TPT架電禁止
No.	項目名
1	宛名番号
2	禁止区分
3	禁止事由
名称	TPTキャンペーン条件
No.	項目名
1	キャンペーン番号
2	税目コード
3	年度
4	期別コードFROM
5	期別コードTO
6	開始日
7	終了日
8	対象件数
9	個人法人区分
10	識別コード選択区分
11	識別コード
12	生年月日FROM
13	生年月日TO
14	未納額FROM
15	未納額TO

16	架電禁止フラグ
17	架電停止フラグ
18	電話番号フラグ
名称	TPTキャンペーン情報
No.	項目名
1	キャンペーン番号
2	税目コード
3	年度
4	期別コードFROM
5	期別コードTO
6	開始日
7	終了日
8	対象件数
9	個人法人区分
10	識別コード選択区分
11	識別コード
12	生年月日FROM
13	生年月日TO
14	未納額FROM
15	未納額TO
16	架電禁止フラグ
17	架電停止フラグ
18	電話番号フラグ
名称	TPT架電対象者
No.	項目名
1	キャンペーン番号
2	連番
3	宛名番号
4	氏名
5	氏名カナ
6	郵便番号
7	現住所
8	現住所方書
9	生年月日

10	性別コード
11	法人区分
12	法個外区分
13	状態区分
14	調定年度
15	課税区
16	税目
17	本税額
18	収納本税
19	未納本税額
20	担当者識別コード
21	滞納宛名コード
22	架電禁止区分
23	架電停止区分
24	電話番号未登録区分
25	架電
26	最終折衝日
27	最終折衝結果コード
名称	TPT折衝記録情報
No.	項目名
1	宛名番号
2	SEQ番号
3	折衝年月日
4	折衝時間
5	折衝者
6	架電先コード
7	電話番号
8	備考
9	通話相手コード
10	折衝結果コード
11	交渉内容
12	キャンペーン番号
13	削除フラグ
14	記事__反映フラグ
15	記事__宛名番号
16	記事__登録年月日
17	記事__記事区分コード

18	記事__SEQ番号
名称	TFW進行状況
No.	項目名
1	宛名番号
2	課税区
3	担当者識別コード
4	名寄通番
5	区コード
6	税目コード
7	年度
8	通知書番号
9	事業年度
10	期別コード
11	申告区分
12	調定年月
13	当初滞納額本税
14	当初滞納額延滞金
15	引継増本税滞納額
16	引継増延滞金滞納額
17	収納減本税
18	収納減延滞金
19	未納額本税
20	未納額延滞金
21	分納区分
22	執欠コード__後
23	執停欠損決議日
24	欠損予定日
25	氏名法人名カナ清音
26	通称名支店名カナ清音
27	氏名法人名漢字
28	通称名支店名漢字
29	ソート用カナ

名称	CAT法人番号管理
No.	項目名
1	マイナンバー法人
2	宛名番号
3	公表・非公表フラグ
名称	CAT個人番号管理
No.	項目名
1	マイナンバー個人
2	宛名番号

※口座情報について、公金受取口座の利用の
申し出があった場合は、公金受取口座を設定

電子申請受付システム

名称	電子申請登録者情報
No.	項目名
1	申請者ID
2	申請者パスワード
3	申請者メールアドレス
名称	市民税・県民税申告書情報
No.	項目名
1	個人番号
2	区コード
3	整理番号
4	現住所
5	フリガナ
6	氏名
7	1月1日の住所
8	職業
9	屋号・雅号
10	世帯主の氏名
11	世帯主との続柄
12	給与の生ずる場所または給与の支払者等
13	生年月日
14	性別
15	電話番号
16	営業等の収入金額
17	営業等の必要経費
18	農業の収入金額
19	農業の必要経費
20	不動産の収入金額
21	不動産の必要経費
22	利子の収入金額
23	株式等の配当の収入金額
24	株式等の配当の収入金額
25	上場株式等の配当の収入金額
26	上場株式等の配当の必要経費
27	給与の収入金額
28	公的年金等の収入金額
29	その他雑所得の収入金額
30	その他雑所得の必要経費
31	譲渡所得の収入金額
32	譲渡所得の必要経費
33	一時所得の収入金額

34	一時所得の必要経費
35	月給(1月～12月)
36	賞与(ボーナス)等
37	納付方法の別
38	雑損控除・損害金額
39	雑損控除・保険等で補てんされる金額
40	雑損控除・災害関連支出金額
41	医療費控除・支払った医療費
42	医療費控除・保険等で補てんされる金額
43	社会保険料控除・国民健康保険料
44	社会保険料控除・後記高齢者医療保険料
45	社会保険料控除・国民年金保険料
46	社会保険料控除・介護保険料
47	社会保険料控除・源泉徴収票記載社会保険料
48	小規模共済等掛金控除・支払った掛金の合計額
49	生命保険料控除・新生命保険料の合計
50	生命保険料控除・旧生命保険料の合計
51	生命保険料控除・新個人年金保険の合計
52	生命保険料控除・旧個人年金保険料の合計
53	生命保険料控除・介護医療保険料の合計
54	地震保険料控除・支払った保険料の合計
55	地震保険料控除・長期損害保険料
56	配偶者控除・配偶者の氏名
57	配偶者控除・配偶者のフリガナ
58	配偶者控除・配偶者の生年月日
59	配偶者控除・配偶者の収入額
60	配偶者控除・配偶者の障害の程度
61	配偶者控除・配偶者の住所
62	扶養控除・扶養親族の氏名
63	扶養控除・扶養親族のフリガナ
64	扶養控除・扶養親族の続柄
65	扶養控除・扶養親族の生年月日
66	扶養控除・扶養親族の障害の程度
67	扶養控除・扶養親族の住所
68	申告者の障害の程度
69	申告者の寡婦(寡夫)の要件
70	勤労学生控除
71	住宅借入金等特別税額控除 居住開始年月日
72	住宅借入金等特別控除可能額
73	配当割額控除額

74	株式等譲渡所得割額控除
75	配当割額控除額
76	株式等譲渡所得割額控除
77	都道府県・市町村または特別区に対する寄附金額
78	兵庫県共同募金会、日本赤十字社兵庫県支部に対する寄附金額
79	兵庫県条例指定分の寄附金額
80	神戸市条例指定分の寄附金額
81	事業所得の収入額
82	売上(収入)金額
83	家事消費
84	その他の収入額
85	小計
86	売上原価
87	期首商品(製品)棚卸額
88	仕入金額
89	期末商品(製品)棚卸額
90	差引原価
91	差引金額
92	給料賃金
93	減価償却費
94	地代家賃
95	利子割引料
96	減価償却費
97	地代家賃
98	利子割引料
99	租税公課
100	荷造運賃
101	水道光熱費
102	旅費交通費
103	通信費
104	損害保険料
105	修繕費
106	消耗品費
107	雑費
108	経費計
109	専従者控除
110	所得金額
111	事業専従者の氏名
112	事業専従者の続柄
113	事業専従者の生年月日

114	事業専従者の従事日数
115	事業専従者の住所
116	事業専従者の控除額
117	確定申告での青色申告の承認の有無
118	非課税所得・旧非課税事業の所得等
119	損益通算の特例適用前の不動産所得
120	事業用資産の譲渡損失 資産の種類
121	事業用資産の譲渡損失 損失額
122	事業用資産の譲渡損失 被災損失額
123	開廃業年月日
124	事業所等の所在地
125	株式等の譲渡等 種目
126	株式等の譲渡等 収入金額
127	株式等の譲渡等 必要経費
128	株式等の譲渡等 所得金額
129	先物取引 種目
130	先物取引 収入金額
131	先物取引 必要経費
132	先物取引 所得金額
133	上場株式等の配当 支払確定月
134	上場株式等の配当 収入金額
135	上場株式等の配当 必要経費
136	上場株式等の配当 所得金額
137	短期譲渡所得 種目
138	短期譲渡所得 収入金額
139	短期譲渡所得 必要経費
140	短期譲渡所得 差引金額
141	短期譲渡所得 特別控除額
142	短期譲渡所得 所得金額
143	長期譲渡所得 種目
144	長期譲渡所得 収入金額
145	長期譲渡所得 必要経費
146	長期譲渡所得 差引金額
147	長期譲渡所得 特別控除額
148	長期譲渡所得 所得金額
149	山林所得 収入金額
150	山林所得 必要経費
151	山林所得 差引金額
152	山林所得 特別控除額
153	山林所得 所得金額

154	退職所得 収入金額
155	退職所得 勤続年数
156	退職所得 障害の有無
157	退職所得 退職所得控除
158	退職所得 差引金額
159	退職所得 所得金額
160	特例適用条文

市民税サブシステム(特別徴収支援システム)

名称	給与支払報告書データ
No.	項目名
1	法定資料の種類
2	整理番号1
3	本支店等区分番号
4	提出義務者の住所(居所)又は所在地
5	提出義務者の氏名又は名称
6	提出義務者の電話番号
7	整理番号2
8	提出者の住所(居所)又は所在地
9	提出者の氏名又は名称
10	訂正表示
11	年分
12	支払を受ける者－住所又は居所
13	支払を受ける者－国外住所表示
14	支払を受ける者－氏名
15	支払を受ける者－役職名
16	種別
17	支払金額
18	未払金額
19	給与所得控除後の給与等の金額
20	所得控除の額の合計額
21	源泉徴収税額
22	未徴収税額
23	控除対象配偶者の有無
24	老人控除対象配偶者
25	配偶者特別控除の額
26	控除対象扶養親族の数－特定－主
27	控除対象扶養親族の数－特定－従
28	控除対象扶養親族の数－老人－主
29	控除対象扶養親族の数－老人－上の内訳
30	控除対象扶養親族の数－老人－従
31	控除対象扶養親族の数－その他－主
32	控除対象扶養親族の数－その他－従
33	障害者の数－特別障害者
34	障害者の数－上の内訳
35	障害者の数－その他
36	社会保険料等の金額
37	上の内訳
38	生命保険料の控除額

39	地震保険料の控除額
40	住宅借入金等特別控除等の額
41	旧個人年金保険料の金額
42	配偶者の合計所得
43	旧長期損害保険料の金額
44	受給者の生年月日－元号
45	受給者の生年月日－年
46	受給者の生年月日－月
47	受給者の生年月日－日
48	夫あり
49	未成年者
50	乙欄適用
51	本人が－特別障害者
52	本人が－その他の障害者
53	老年者
54	寡婦
55	寡夫
56	勤労学生
57	死亡退職
58	災害者
59	外国人
60	中途就・退職－中途就職・退職の区分
61	中途就・退職－年
62	中途就・退職－月
63	中途就・退職－日
64	住所(居所)又は所在地
65	国外住所表示
66	氏名又は名称
67	給与等の金額
68	徴収した額
69	控除した社会保険料の金額
70	災害者に係る徴収猶予税額
71	他の支払者のもとを退職した年月日－年
72	他の支払者のもとを退職した年月日－月
73	他の支払者のもとを退職した年月日－日
74	住宅借入金等特別控除等適用家屋居住年月日(1回目)－年
75	住宅借入金等特別控除等適用家屋居住年月日(1回目)－月
76	住宅借入金等特別控除等適用家屋居住年月日(1回目)－日
77	住宅借入金等特別控除適用数
78	住宅借入金等特別控除可能額

79	住宅借入金等特別控除区分(1回目)
80	住宅借入金等の額(1回目)
81	住宅借入金等特別控除等適用家屋居住年月日(2回目)－年
82	住宅借入金等特別控除等適用家屋居住年月日(2回目)－月
83	住宅借入金等特別控除等適用家屋居住年月日(2回目)－日
84	住宅借入金等特別控除区分(2回目)
85	住宅借入金等の額(2回目)
86	摘要
87	新生命保険料の金額
88	旧生命保険料の金額
89	介護医療保険料の金額
90	新個人年金保険料の金額
91	16歳未満扶養親族の数
92	国民年金保険料等の金額
93	非居住者である親族の数
94	提出義務者の個人番号又は法人番号
95	支払を受ける者の個人番号
96	控除対象配偶者－フリガナ
97	控除対象配偶者－氏名
98	控除対象配偶者－区分
99	控除対象配偶者－個人番号
100	控除対象扶養親族(1)－フリガナ
101	控除対象扶養親族(1)－氏名
102	控除対象扶養親族(1)－区分
103	控除対象扶養親族(1)－個人番号
104	控除対象扶養親族(2)－フリガナ
105	控除対象扶養親族(2)－氏名
106	控除対象扶養親族(2)－区分
107	控除対象扶養親族(2)－個人番号
108	控除対象扶養親族(3)－フリガナ
109	控除対象扶養親族(3)－氏名
110	控除対象扶養親族(3)－区分
111	控除対象扶養親族(3)－個人番号
112	控除対象扶養親族(4)－フリガナ
113	控除対象扶養親族(4)－氏名
114	控除対象扶養親族(4)－区分
115	控除対象扶養親族(4)－個人番号
116	16歳未満の扶養親族(1)－フリガナ
117	16歳未満の扶養親族(1)－氏名
118	16歳未満の扶養親族(1)－区分

119	16歳未満の扶養親族(1)－個人番号
120	16歳未満の扶養親族(2)－フリガナ
121	16歳未満の扶養親族(2)－氏名
122	16歳未満の扶養親族(2)－区分
123	16歳未満の扶養親族(2)－個人番号
124	16歳未満の扶養親族(3)－フリガナ
125	16歳未満の扶養親族(3)－氏名
126	16歳未満の扶養親族(3)－区分
127	16歳未満の扶養親族(3)－個人番号
128	16歳未満の扶養親族(4)－フリガナ
129	16歳未満の扶養親族(4)－氏名
130	16歳未満の扶養親族(4)－区分
131	16歳未満の扶養親族(4)－個人番号
132	5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号
133	5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号
134	普通徴収
135	青色専従者
136	条約免除
137	支払を受ける者のフリガナ
138	受給者番号
139	提出先市町村コード
140	指定番号
名称	電子申告利用者テーブル
No.	項目名
1	納税者ID
2	指定番号
名称	権限グループマスタ
No.	項目名
1	権限グループコード
2	権限グループ名称
3	権限フラグ
4	備考
5	登録日時
6	更新者コード
7	更新者名称
8	更新日時
名称	権限マスタ
No.	項目名
1	権限グループコード
2	メニューグループコード

3	メニューコード
4	システム利用フラグ
5	更新者コード
6	更新者名称
7	更新日時
名称	帳票マスタ(市税事務所用)
No.	項目名
1	帳票コード
2	メニューグループコード
3	メニューコード
4	帳票名称
5	年度条件フラグ
6	区条件フラグ
7	訂正表示条件フラグ
8	対象データ条件フラグ
9	印刷対象条件フラグ
10	取込日付条件フラグ
11	更新者コード
12	更新者名称
13	更新日時
名称	帳票マスタ(特徴用)
No.	項目名
1	帳票コード
2	メニューグループコード
3	メニューコード
4	帳票名称
5	年度条件フラグ
6	種別条件フラグ
7	訂正表示条件フラグ
8	対象データ条件フラグ
9	印刷対象条件フラグ
10	指定番号条件フラグ
11	取込日付条件フラグ
12	更新者コード
13	更新者名称
14	更新日時
名称	コード定義マスタ
No.	項目名
1	コードID
2	コード名称

3	区分値
4	区分名称
5	表示順
6	備考
名称	定数テーブル
No.	項目名
1	定数コード
2	定数名
3	定数値
4	適用開始日
5	適用終了日
6	備考
名称	元号マスタ
No.	項目名
1	開始年月日
2	元号コード
3	eLTAX元号コード
4	元号名称
5	更新者コード
6	更新者名称
7	更新日時
名称	義務者状況マスタ
No.	項目名
1	義務者状況コード
2	義務者状況名称
3	警告フラグ
4	更新者コード
5	更新者名称
6	更新日時
名称	引抜マスタ
No.	項目名
1	引抜コード
2	引抜名称
3	更新者コード
4	更新者名称
5	更新日時
名称	41必須新指定番号マスタ
No.	項目名
1	指定番号
2	更新者コード

3	更新者名称
4	更新日時
名称	41異動日マスタ
No.	項目名
1	異動日
2	更新者コード
3	更新者名称
4	更新日時
名称	異動事由マスタ
No.	項目名
1	異動事由コード
2	異動事由名称
3	異動事由表示名称
4	一括使用可不可フラグ
5	年中使用可不可フラグ
6	異動届使用可不可フラグ
7	更新者コード
8	更新者名称
9	更新日時
名称	異動区分マスタ
No.	項目名
1	異動区分コード
2	異動区分名称
3	一括使用可不可フラグ
4	年中使用可不可フラグ
5	異動届使用可不可フラグ
6	更新者コード
7	更新者名称
8	更新日時
名称	住所チェックマスタ
No.	項目名
1	チェック区分
2	チェック管理コード
3	判断住所
4	チェック条件フラグ
5	区名称
6	住所コード2
7	住所コード5
8	住所コード6
9	更新者コード
10	更新者名称

11	更新日時
名称	異体字変換マスタ
No.	項目名
1	異体字JISコード
2	異体字文字
3	変換JISコード
4	変換文字
5	更新者コード
6	更新者名称
7	更新日時
名称	金融機関マスタ
No.	項目名
1	金融機関ID
2	金融機関名称
名称	固定義務者番号テーブル
No.	項目名
1	固定指定番号
2	訂正区分
3	代表指定番号
4	通知区分
5	指定番号
6	開始年度
7	終了年度
8	名称
9	所在地
10	メモ
11	宛名番号
12	パスワード化区分
13	パスワード
14	更新者名称
15	更新日時
名称	給報チェックマスタ
No.	項目名
1	eLTAX項番
2	MT項番
3	項目名(英字)
4	項目名(漢字)
5	説明
6	エラーチェックフラグ
7	必須チェックフラグ
8	属性チェックフラグ

9	桁数チェックフラグ
10	指定桁数
11	指定桁数符号
12	既定値チェックフラグ
13	既定値
14	個別チェック
15	個別データ変換
16	個別データ変換受入元フラグ
17	個別データ変換対象文字
18	データ加工フラグ
19	文字制限チェックフラグ
20	文字制限
21	入力規制フラグ
22	水平位置フラグ
23	負数許可フラグ
24	全角から半角変換フラグ
25	半角から全角変換フラグ
26	小書き長音変換フラグ
27	タブ空白変換フラグ
28	不要文字カットフラグ
29	不要カット文字
30	不要文字空白変換フラグ
31	不要空白文字
32	左トリムフラグ
33	右トリムフラグ
34	前ゼロチェックフラグ
35	連続ブランク変換フラグ
36	桁あふれ処理許可フラグ
37	取込可能数
38	特徴職権訂正フラグ
39	更新者コード
40	更新者名称
41	更新日時
名称	給報エラー区分マスタ
No.	項目名
1	エラーコード
2	エラー名称
3	エラー内容
4	エラー重要度
5	エラー画面表示フラグ
6	エラー印刷対象フラグ

7	エラー印刷内容
8	更新者コード
9	更新者名称
10	更新日時
名称	リストチェックマスタ
No.	項目名
1	リスト区分
2	チェック管理コード
3	判断摘要文字
4	更新者コード
5	更新者名称
6	更新日時
名称	リストチェックマスタ
No.	項目名
1	リスト区分
2	チェック管理コード
3	判断摘要文字
4	更新者コード
5	更新者名称
6	更新日時
名称	メンテナンスマスタ
No.	項目名
1	メンテナンスコード
2	メニューグループコード
3	メニューコード
4	更新者コード
5	更新者名称
6	更新日時
名称	メニューマスタ
No.	項目名
1	メニューグループコード
2	メニューコード
3	メニュー名称
4	プログラムコード
5	説明
6	更新者コード
7	更新者名称
8	更新日時
名称	プログラムマスタ
No.	項目名
1	プログラムコード

2	プログラム名称
3	更新者コード
4	更新者名称
5	更新日時
名称	市区町村役場マスタ
No.	項目名
1	JISコード
2	都道府県名
3	市区町村名
4	市区町村名かな
5	郵便番号
6	住所
7	電話番号
8	都道府県コード
9	市区町村コード
10	チェックディジット
11	削除フラグ
12	初回登録ユーザコード
13	初回登録ユーザ名
14	初回登録日時
15	最終更新ユーザコード
16	最終更新ユーザ名
17	最終更新日時
名称	市区町村役場マスタ変更メモ
No.	項目名
1	メモID
2	変更履歴メモ
3	最終更新ユーザコード
4	最終更新ユーザ名
5	最終更新日時
名称	訂正表示変換マスタ
No.	項目名
1	取込ファイル区分
2	訂正表示
3	訂正表示(帳票用)
4	更新者コード
5	更新者名称
6	更新日時
名称	特徴納期限テーブル
No.	項目名
1	年度

2	納期限
名称	特普区分マスタ
No.	項目名
1	特普コード
2	特普名称
3	警告フラグ
4	更新者コード
5	更新者名称
6	更新日時
名称	ユーザマスタ
No.	項目名
1	コメント
2	ユーザコード
3	ユーザ名称
4	権限グループコード
5	パスワード
6	備考
7	登録日時
8	更新者コード
9	更新者名称
10	更新日時
名称	税額表
No.	項目名
1	以上
2	未満
3	市民税
4	県民税
5	税合計
名称	税額表
No.	項目名
1	固定指定番号
2	訂正区分
3	代表指定番号
4	通知区分
5	指定番号
6	開始年度
7	終了年度
8	名称
9	所在地
10	メモ
11	宛名番号

12	パスワード化区分
13	パスワード
14	更新者名称
15	更新日時
名称	41給報履歴データ
No.	項目名
1	年度
2	年度(西暦)
3	一連番号
4	システム日付
5	指定番号
6	個人番号
7	特普区分
8	受給者番号
9	区・整理番号
10	宛名番号
11	宛名履歴番号
12	給報上区コード
13	給報カナ氏名検索キー
14	給報カナ氏名
15	給報生年月日
16	宛名カナ氏名検索キー
17	宛名カナ氏名
18	宛名生年月日
19	エラーサイン
20	取消フラグ
21	他市転送フラグ
22	漢字住所
23	漢字方書
24	漢字氏名
25	前年漢字住所
26	前年漢字方書
27	前年漢字氏名
28	前年漢字通称名
29	前年カナ氏名
30	前年カナ氏名検索キー
31	前年カナ通称名
32	前年カナ通称名検索キー
33	最新漢字住所
34	最新漢字方書
35	最新漢字氏名

36	最新漢字通称名
37	最新カナ氏名
38	最新カナ氏名検索キー
39	最新カナ通称名
40	最新カナ通称名検索キー
41	最新宛名異動事由
42	性別
43	前年度
44	前年指定番号
45	前年個人番号
46	重複チェック用漢字氏名検索キー
47	検索用漢字氏名検索キー2
48	異動区分
49	異動事由
50	異動年月日
51	新指定番号
52	新受給者番号
53	合算特普区分
54	合算指定番号
55	合算個人番号
56	特徴給報枚数
57	普徴給報枚数
58	引抜コード
59	カナ氏名重複
60	漢字氏名重複
61	転送フラグ
62	転送日時
63	住変分一括フラグ
64	更新者コード
65	更新者名称
66	更新日時
名称	特徴備考
No.	項目名
1	年度
2	指定番号
3	備考
4	登録日付
5	更新日付
名称	特徴義務者
No.	項目名
1	年度

2	指定番号
3	宛名番号
4	送付先宛名番号
5	送付先コード
6	納管人宛名番号
7	前年指定番号
8	給報提出年月日
9	給報報告人数在職
10	給報報告人数退職
11	給報報告人数その他
12	給報報告人数合計
13	個人番号最終番号
14	現特徴人員
15	6月分件数
16	6月分税額
17	7月分件数
18	7月分税額
19	8月分件数
20	8月分税額
21	9月分件数
22	9月分税額
23	10月分件数
24	10月分税額
25	11月分件数
26	11月分税額
27	12月分件数
28	12月分税額
29	1月分件数
30	1月分税額
31	2月分件数
32	2月分税額
33	3月分件数
34	3月分税額
35	4月分件数
36	4月分税額
37	5月分件数
38	5月分税額
39	市民税計 件数
40	市民税計 税額
41	県民税計 件数
42	県民税計 税額

43	年税額計 件数
44	年税額計 税額
45	納期特例件数1
46	納期特例税額1
47	納期特例件数2
48	納期特例税額2
49	調定10ヶ月税額
50	調整2ヶ月税額
51	特普コード
52	義務者状況コード
53	調査コード
54	調査結果コード
55	退職分コード
56	給報コード
57	納期の特例コード
58	総括表入力フラグ
59	変更回数
60	義務者作成年月日
61	納期特例開始年月日
62	納期特例終了年月日
63	納期特例変更年月日
64	通知年月日
65	処理日
66	市民税減免額
67	県民税減免額
68	履歴SGNO
69	カナ名称検索キー
70	義務者名称(カナ)
71	電話番号
72	表示用義務者郵便番号
73	表示用義務者住所1
74	表示用義務者住所2
75	表示用義務者住所3
76	表示用義務者住所4
77	表示用義務者名称
78	表示用義務者名称(支店名)
79	表示用義務者名称(部課名)
80	表示用補記フラグ
81	宛名用義務者郵便番号
82	宛名用義務者住所1
83	宛名用義務者住所2

84	宛名用義務者住所3
85	宛名用義務者住所4
86	宛名用義務者名称
87	宛名用義務者名称(支店名)
88	宛名用義務者名称(部課名)
89	宛名用補記フラグ
90	作成年月日
91	異動コード
92	利用者ID
93	納税者ID
94	代理人利用者ID
95	漢字名称検索キー
96	事業種目コード
97	更新者コード
98	更新者名称
99	更新日時
名称	個人賦課
No.	項目名
1	年度
2	宛名番号
3	連番
4	賦課年度
5	整理番号
6	指定番号
7	個人番号
8	受給者番号
9	検索用カナ氏名
10	生年月日
11	送付先宛名番号
12	送付先コード
13	納管人宛名番号
14	電話番号
15	資料区分
16	非免減表示
17	徴収方法コード
18	実額コード
19	税通コード
20	専従配属
21	その他専従
22	生命保険コード
23	損害保険コード

24	控対配
25	老配
26	扶養数同居老親
27	扶養数老人扶養
28	扶養数その他扶養
29	夫有・未成年
30	本人障害
31	障害者同居特別
32	障害者特別障害
33	障害者普通障害
34	老寡額
35	乙欄適用
36	前職合算
37	普徴該当
38	合算コード
39	年調未済
40	退職コード
41	課税種別
42	入力区分
43	納通済コード
44	特殊計算コード
45	証明発行
46	非免減コード
47	変更事由
48	変更回数
49	異動コード
50	納通待コード
51	総合営業
52	総合農業
53	総合その他事業
54	総合不動産
55	総合利子
56	総合株式配当
57	総合証券配当
58	給与収入
59	給与所得
60	総合年金収入
61	総合年金所得
62	総合雑
63	総合総譲・一時
64	総所得

65	総合繰越損失
66	総合合計所得
67	分離短軽特控
68	分離短軽所得
69	分離短一特控
70	分離短一所得
71	分離長軽特控
72	分離長軽所得
73	分離長特特控
74	分離長特所得
75	分離長一特控
76	分離長一所得
77	分離土地一般
78	分離土地超短期
79	分離株式譲渡
80	分離山林
81	分離退職
82	扶養数年少扶養
83	減免2離職年月日
84	減免2所定給付日数
85	減免2所得区分
86	減免2普通所得
87	減免2減免対象月数
88	減免2今年度減免対象月数
89	減免2翌年度減免対象月数
90	減免2離職年の5月までの月数
91	分離2商品先物取引
92	分離2上場株式譲渡
93	臨時・変動所得
94	控除雑損失
95	控除医療費
96	控除社会保険料
97	控除小規模企業共済
98	控除生命保険料
99	旧控除個人年金保険料
100	控除損害保険料
101	控除寄附金
102	控除配偶者特別控除
103	控除配偶者給与
104	控除寄附金(市県)
105	控除専従者

106	控除基礎
107	控除長期損害保険料
108	控除額計
109	課税課税総所得(元『課税標準額』)
110	課税課税短期譲渡
111	課税課税長期譲渡
112	課税課税土地事業雑
113	課税課税山林
114	課税課税退職
115	課税課税両徴分
116	市民税総所得
117	市民税短期譲渡
118	市民税長期譲渡
119	市民税土地事業雑
120	市民税山林
121	市民税退職
122	市民税調整税額
123	市民税配当控除
124	市民税外国控除
125	市民税減免額
126	市民税一括徴収税額
127	市民税所得割計
128	市民税均等割
129	市民税両徴分所得割
130	県民税総所得
131	県民税短期譲渡
132	県民税長期譲渡
133	県民税土地事業雑
134	県民税山林
135	県民税退職
136	県民税調整税額
137	県民税配当控除
138	県民税外国控除
139	県民税減免額
140	県民税一括徴収税額
141	県民税所得割計
142	県民税均等割
143	県民税両徴分所得割
144	市民税計
145	県民税計
146	年税額

147	特別徴収額
148	普徴年税額
149	前納報奨金
150	特徴月割額6月
151	特徴月割額7月
152	特徴月割額8月
153	特徴月割額9月
154	特徴月割額10月
155	特徴月割額11月
156	特徴月割額12月
157	特徴月割額1月
158	特徴月割額2月
159	特徴月割額3月
160	特徴月割額4月
161	特徴月割額5月
162	普徴期割額1
163	普徴期割額2
164	普徴期割額3
165	普徴期割額4
166	普徴期割額5
167	普徴期割額6
168	普徴期割額7
169	普徴期割額8
170	普徴期割額9
171	過随月1
172	過随月2
173	過随月3
174	異動処理日(更正年月日)
175	減免割合
176	減免該当月
177	減免該当期
178	開始月
179	開始期
180	市民税特別減税額
181	市民税両徴分特別減税額
182	一括徴収フラグ
183	異動区分
184	異動事由
185	異動年月日
186	徴収月終了月
187	徴収月一括徴収月

188	徴収月開始月
189	徴収期終了期
190	徴収期開始期
191	前年度通知書番号
192	前年市税額
193	前年県民税額
194	前年年税額
195	追徴市民税額
196	追徴県民税額
197	追徴年税額
198	過年度課税F
199	長期居住特控
200	長期居住所得
201	課税株式譲渡
202	市民税株式譲渡
203	県民税株式譲渡
204	扶養数特定扶養
205	均等割判定F
206	両徴特徴分給与収入
207	両徴特徴分給与所得
208	県民税特別減税額
209	県民税両徴分特別減税額
210	処理コード
211	履歴SG番号
212	氏名(漢字)
213	補記フラグ
214	氏名(カナ)
215	作成日付
216	INP異動区分
217	INP徴収終了月
218	INP一括徴収月
219	INP異動年月日
220	INP異動事由
221	INP指定番号
222	INP新受給者番号
223	INP開始月
224	INP納済
225	住宅取得控除フラグ
226	住宅取得控除(所得税)
227	住宅取得控除可能額
228	住宅取得控除住民税控除額市民税

229	住宅取得控除住民税控除額県民税
230	両徴申請フラグ
231	納管識別コード
232	漢字納管人氏名
233	漢字通称名
234	住所郵便番号
235	住所都道府県
236	住所市区町村
237	住所大字・通称
238	住所字・丁目
239	住所地番
240	住所方書
241	住所宛名補記フラグ
242	住所コード都道府県
243	住所コード市区町村
244	住所コード大字・通称
245	住所コード字・丁目
246	郵便用氏名
247	郵便用住所郵便番号
248	郵便用住所都道府県
249	郵便用住所市区町村
250	郵便用住所大字・通称
251	郵便用住所字・丁目
252	郵便用住所地番
253	郵便用住所方書
254	郵便用住所宛名補記フラグ
255	利用者ID
256	納税者ID
257	代理人利用者ID
258	新生命保険料
259	旧生命保険料
260	介護医療保険料
261	新個人年金保険料
262	成年扶養親族
263	特定成年扶養親族
264	役員等給与収入金額
265	ふるさと寄附金額
266	条例指定分寄附金_市条例分
267	条例指定分寄附金_県条例分
268	市民税4_市ふるさと控除額
269	市民税4_市寄附金控除額

270	県民税4_県ふるさと控除額
271	県民税4_県寄附金控除額
272	住宅ローン控除税率
273	指定番号6月
274	指定番号7月
275	指定番号8月
276	指定番号9月
277	指定番号10月
278	指定番号11月
279	指定番号12月
280	指定番号1月
281	指定番号2月
282	指定番号3月
283	指定番号4月
284	指定番号5月
285	更新者コード
286	更新者名称
287	更新日時
名称	61異動届データ
No.	項目名
1	年度
2	宛名番号
3	連番
4	指定番号
5	表示用義務者名称
6	表示用義務者住所
7	宛名用義務者住所
8	個人番号
9	整理番号
10	氏名(カナ)
11	氏名(漢字)
12	異動区分
13	年税額
14	徴収終了月
15	一括徴収月
16	異動年月日
17	異動事由
18	新指定番号
19	受給者番号
20	開始月
21	納済

22	転送区分
23	転送日時
24	更新者コード
25	更新者名称
26	更新日時
名称	eLTAX取込エラーデータ
No.	項目名
1	管理コード
2	受付番号
3	取込連番
4	eLTAX項番
5	エラーコード
6	更新者コード
7	更新者名称
8	更新日時
名称	eLTAX取込管理データ
No.	項目名
1	管理コード
2	取込日時
3	取込者コード
4	取込者名称
5	更新者コード
6	更新者名称
7	更新日時
名称	eLTAX取込管理データ2
No.	項目名
1	管理コード
2	受付番号
3	課税番号
4	返却区分
5	ファイル出力区分
6	確認区分
7	取込者名称
8	更新者コード
9	更新者名称
10	更新日時
名称	eLTAX取込WORK
No.	項目名
1	管理コード
2	取込連番
3	年度

4	納税者ID
5	受付番号
6	XML連番
7	管理番号
8	課税番号
9	補助番号
10	調書種類
11	整理番号1
12	本支店区分
13	義務者_所在地
14	義務者_名称
15	義務者_電話番号
16	整理番号2
17	提出者_所在地
18	提出者_名称
19	訂正表示
20	年分
21	受給者_住所
22	受給者_国外
23	受給者_氏名
24	受給者_役職
25	種別
26	支払金額
27	未払金額
28	給与所得
29	控除計
30	源泉徴収税額
31	未徴収税額
32	控除対象配偶者
33	老人控除対象配偶者
34	配偶者特別控除
35	特定扶養_主
36	特定扶養_従
37	老人扶養_主
38	老人扶養同居
39	老人扶養_従
40	その他扶養_主
41	その他扶養_従
42	特別障害
43	同居特別障害
44	その他障害

45	社会保険料
46	小規模企業共済
47	生命保険料控除
48	地震保険料控除
49	住宅取得控除
50	旧個人年金保険料
51	配偶者合計所得
52	旧長期損害保険料
53	生年月日_元号
54	生年月日_年
55	生年月日_月
56	生年月日_日
57	夫あり
58	未成年
59	乙欄
60	本人_特別障害
61	本人_その他障害
62	老年者
63	寡婦
64	寡夫
65	勤労学生
66	死亡退職
67	災害者
68	外国人
69	中途就退職_区分
70	中途就退職_年
71	中途就退職_月
72	中途就退職_日
73	他支払者_所在地
74	他支払者_国外
75	他支払者_名称
76	他支払者_給与
77	他支払者_税額
78	他支払者_社会保険料
79	災害者徴収猶予
80	他支払者_退職_年
81	他支払者_退職_月
82	他支払者_退職_日
83	居住開始1_年
84	居住開始1_月
85	居住開始1_日

86	住宅適用数
87	住宅可能額
88	住宅区分1
89	住宅額_年末残高1
90	居住開始2_年
91	居住開始2_月
92	居住開始2_日
93	住宅区分2
94	住宅額_年末残高2
95	摘要
96	新生命保険料
97	旧生命保険料
98	介護医療保険料
99	新個人年金保険料
100	16歳未満扶養親族
101	普通徴収
102	青色専従者
103	条約免除
104	カナ氏名
105	受給者番号
106	市町村コード
107	指定番号
108	CSV指定番号
109	特普区分カウントフラグ
110	除外区分
111	重複削除区分
112	マスタ削除区分
113	更新者コード
114	更新者名称
115	更新日時
名称	41異動データ
No.	項目名
1	年度
2	宛名番号
3	区・整理番号
4	指定番号
5	個人番号
6	異動区分
7	異動事由
8	終了月
9	一括徴収月

10	開始月
11	終了期
12	開始期
13	賦課年区分
14	新指定番号
15	新受給者番号
16	異動年月日
17	処理年月日
18	処理コード
19	納通済
20	漢字氏名
21	カナ氏名
22	生年月日
23	ソート指定番号
24	義務者名称
25	新義務者名称
26	翌年度指定番号
27	翌年度新指定番号
28	翌年度新義務者特普区分
29	翌年度新義務者状況コード
30	翌年度特徴給報枚数
31	翌年度普徴給報枚数
32	合算特普区分
33	合算指定番号
34	合算個人番号
35	合算義務者名称
36	重複フラグ
37	引抜元コード
38	引抜コード
39	更新者コード
40	更新者名称
41	更新日時
名称	41一括データ
No.	項目名
1	年度
2	指定番号
3	年度(西暦)
4	新指定番号
5	受給者番号フラグ
6	完了フラグ
7	更新者コード

8	更新者名称
9	更新日時
名称	カナ検索用住民台帳データ
No.	項目名
1	宛名番号
2	漢字氏名1
3	漢字氏名2
4	性別
5	生年月日
6	漢字住所
7	年度
8	区・整理番号
9	前年度
10	前年度_区・整理番号
11	前年指定番号
12	カナ氏名
13	カナ氏名検索キー
14	漢字通称名
15	漢字氏名検索キー
16	生年月日(和暦)
17	漢字住所検索キー
18	税世帯番号
19	世帯主宛名番号
20	区
21	重複1
22	重複2
23	重複3
24	重複4
25	重複5
26	重複6
27	更新者コード
28	更新者名称
29	更新日時
名称	カナ検索用住民台帳データ累積
No.	項目名
1	宛名番号
2	漢字氏名1
3	漢字氏名2
4	性別
5	生年月日
6	漢字住所

7	年度
8	区・整理番号
9	前年度
10	前年度_区・整理番号
11	前年指定番号
12	カナ氏名
13	カナ氏名検索キー
14	漢字通称名
15	漢字氏名検索キー
16	生年月日(和暦)
17	漢字住所検索キー
18	税世帯番号
19	世帯主宛名番号
20	区
21	重複1
22	重複2
23	重複3
24	重複4
25	重複5
26	重複6
27	更新者コード
28	更新者名称
29	更新日時
名称	41給報データ
No.	項目名
1	年度
2	年度(西暦)
3	一連番号
4	システム日付
5	指定番号
6	個人番号
7	特普区分
8	受給者番号
9	区・整理番号
10	宛名番号
11	宛名履歴番号
12	給報上区コード
13	給報カナ氏名検索キー
14	給報カナ氏名
15	給報生年月日
16	宛名カナ氏名検索キー

17	宛名カナ氏名
18	宛名生年月日
19	エラーサイン
20	取消フラグ
21	他市転送フラグ
22	漢字住所
23	漢字方書
24	漢字氏名
25	前年漢字住所
26	前年漢字方書
27	前年漢字氏名
28	前年漢字通称名
29	前年カナ氏名
30	前年カナ氏名検索キー
31	前年カナ通称名
32	前年カナ通称名検索キー
33	最新漢字住所
34	最新漢字方書
35	最新漢字氏名
36	最新漢字通称名
37	最新カナ氏名
38	最新カナ氏名検索キー
39	最新カナ通称名
40	最新カナ通称名検索キー
41	最新宛名異動事由
42	性別
43	前年度
44	前年指定番号
45	前年個人番号
46	重複チェック用漢字氏名検索キー
47	検索用漢字氏名検索キー2
48	異動区分
49	異動事由
50	異動年月日
51	新指定番号
52	新受給者番号
53	合算特普区分
54	合算指定番号
55	合算個人番号
56	特徴給報枚数
57	普徴給報枚数

58	引抜コード
59	カナ氏名重複
60	漢字氏名重複
61	転送フラグ
62	転送日時
63	住変分一括フラグ
64	更新者コード
65	更新者名称
66	更新日時
名称	給報取込確定後データ
No.	項目名
1	管理コード
2	管理コード枝番
3	ファイル取込連番
4	受付番号取込連番
5	年度
6	納税者ID
7	受付番号
8	XML連番
9	管理番号
10	課税番号
11	補助番号
12	調書種類
13	整理番号1
14	本支店区分
15	義務者_所在地
16	義務者_名称
17	義務者_電話番号
18	整理番号2
19	提出者_所在地
20	提出者_名称
21	訂正表示
22	年分
23	受給者_住所
24	受給者_国外
25	受給者_氏名
26	受給者_役職
27	種別
28	支払金額
29	未払金額
30	給与所得

31	控除計
32	源泉徴収税額
33	未徴収税額
34	控除対象配偶者
35	老人控除対象配偶者
36	配偶者特別控除
37	特定扶養_主
38	特定扶養_従
39	老人扶養_主
40	老人扶養同居
41	老人扶養_従
42	その他扶養_主
43	その他扶養_従
44	特別障害
45	同居特別障害
46	その他障害
47	社会保険料
48	小規模企業共済
49	生命保険料控除
50	地震保険料控除
51	住宅取得控除
52	旧個人年金保険料
53	配偶者合計所得
54	旧長期損害保険料
55	生年月日_元号
56	生年月日_年
57	生年月日_月
58	生年月日_日
59	夫あり
60	未成年
61	乙欄
62	本人_特別障害
63	本人_その他障害
64	老年者
65	寡婦
66	寡夫
67	勤労学生
68	死亡退職
69	災害者
70	外国人
71	中途就退職_区分

72	中途就退職_年
73	中途就退職_月
74	中途就退職_日
75	他支払者_所在地
76	他支払者_国外
77	他支払者_名称
78	他支払者_給与
79	他支払者_税額
80	他支払者_社会保険料
81	災害者徴収猶予
82	他支払者_退職_年
83	他支払者_退職_月
84	他支払者_退職_日
85	居住開始1_年
86	居住開始1_月
87	居住開始1_日
88	住宅適用数
89	住宅可能額
90	住宅区分1
91	住宅額_年末残高1
92	居住開始2_年
93	居住開始2_月
94	居住開始2_日
95	住宅区分2
96	住宅額_年末残高2
97	摘要
98	新生命保険料
99	旧生命保険料
100	介護医療保険料
101	新個人年金保険料
102	16歳未満扶養親族
103	普通徴収
104	青色専従者
105	条約免除
106	カナ氏名
107	受給者番号
108	市町村コード
109	指定番号
110	CSV指定番号
111	CSVカナ氏名
112	特普区分カウントフラグ

113	特普区分キーワードフラグ
114	特普区分リストフラグ
115	租税条約リストフラグ
116	租税条約キーワードフラグ
117	非居住者リストフラグ
118	非居住者キーワードフラグ
119	指定番号置換リストフラグ
120	連携印刷対象フラグ
121	更新者コード
122	更新者名称
123	更新日時
名称	給報取込エラーデータ
No.	項目名
1	管理コード
2	管理コード枝番
3	ファイル取込連番
4	項番
5	エラーコード
6	取込時エラーフラグ
7	修正時エラーフラグ
8	更新者コード
9	更新者名称
10	更新日時
名称	給報取込管理データ
No.	項目名
1	管理コード
2	取込日時
3	取込者コード
4	取込者名称
5	当初年中フラグ
6	取込ファイル区分
7	テスト取込フラグ
8	処理ステータス
9	備考
10	更新者コード
11	更新者名称
12	更新日時
名称	給報取込管理明細データ
No.	項目名
1	管理コード
2	受付番号

3	管理コード枝番
4	連携印刷対象フラグ
5	課税番号
6	指定番号
7	取込件数
8	最終処理フラグ
9	更新者コード
10	更新者名称
11	更新日時
名称	給報取込オリジナルデータ
No.	項目名
1	管理コード
2	管理コード枝番
3	ファイル取込連番
4	受付番号取込連番
5	年度
6	納税者ID
7	受付番号
8	XML連番
9	管理番号
10	課税番号
11	補助番号
12	調書種類
13	整理番号1
14	本支店区分
15	義務者_所在地
16	義務者_名称
17	義務者_電話番号
18	整理番号2
19	提出者_所在地
20	提出者_名称
21	訂正表示
22	年分
23	受給者_住所
24	受給者_国外
25	受給者_氏名
26	受給者_役職
27	種別
28	支払金額
29	未払金額
30	給与所得

31	控除計
32	源泉徴収税額
33	未徴収税額
34	控除対象配偶者
35	老人控除対象配偶者
36	配偶者特別控除
37	特定扶養_主
38	特定扶養_従
39	老人扶養_主
40	老人扶養同居
41	老人扶養_従
42	その他扶養_主
43	その他扶養_従
44	特別障害
45	同居特別障害
46	その他障害
47	社会保険料
48	小規模企業共済
49	生命保険料控除
50	地震保険料控除
51	住宅取得控除
52	旧個人年金保険料
53	配偶者合計所得
54	旧長期損害保険料
55	生年月日_元号
56	生年月日_年
57	生年月日_月
58	生年月日_日
59	夫あり
60	未成年
61	乙欄
62	本人_特別障害
63	本人_その他障害
64	老年者
65	寡婦
66	寡夫
67	勤労学生
68	死亡退職
69	災害者
70	外国人
71	中途就退職_区分

72	中途就退職_年
73	中途就退職_月
74	中途就退職_日
75	他支払者_所在地
76	他支払者_国外
77	他支払者_名称
78	他支払者_給与
79	他支払者_税額
80	他支払者_社会保険料
81	災害者徴収猶予
82	他支払者_退職_年
83	他支払者_退職_月
84	他支払者_退職_日
85	居住開始1_年
86	居住開始1_月
87	居住開始1_日
88	住宅適用数
89	住宅可能額
90	住宅区分1
91	住宅額_年末残高1
92	居住開始2_年
93	居住開始2_月
94	居住開始2_日
95	住宅区分2
96	住宅額_年末残高2
97	摘要
98	新生命保険料
99	旧生命保険料
100	介護医療保険料
101	新個人年金保険料
102	16歳未満扶養親族
103	普通徴収
104	青色専従者
105	条約免除
106	カナ氏名
107	受給者番号
108	市町村コード
109	指定番号
110	更新者コード
111	更新者名称
112	更新日時

名称	給報印刷管理データ
No.	項目名
1	管理コード
2	ファイル取込連番
3	帳票コード
4	更新者コード
5	更新者名称
6	更新日時
名称	給報取込WORK
No.	項目名
1	管理コード
2	管理コード枝番
3	ファイル取込連番
4	受付番号取込連番
5	年度
6	納税者ID
7	受付番号
8	XML連番
9	管理番号
10	課税番号
11	補助番号
12	調書種類
13	整理番号1
14	本支店区分
15	義務者_所在地
16	義務者_名称
17	義務者_電話番号
18	整理番号2
19	提出者_所在地
20	提出者_名称
21	訂正表示
22	年分
23	受給者_住所
24	受給者_国外
25	受給者_氏名
26	受給者_役職
27	種別
28	支払金額
29	未払金額
30	給与所得
31	控除計

32	源泉徴収税額
33	未徴収税額
34	控除対象配偶者
35	老人控除対象配偶者
36	配偶者特別控除
37	特定扶養_主
38	特定扶養_従
39	老人扶養_主
40	老人扶養同居
41	老人扶養_従
42	その他扶養_主
43	その他扶養_従
44	特別障害
45	同居特別障害
46	その他障害
47	社会保険料
48	小規模企業共済
49	生命保険料控除
50	地震保険料控除
51	住宅取得控除
52	旧個人年金保険料
53	配偶者合計所得
54	旧長期損害保険料
55	生年月日_元号
56	生年月日_年
57	生年月日_月
58	生年月日_日
59	夫あり
60	未成年
61	乙欄
62	本人_特別障害
63	本人_その他障害
64	老年者
65	寡婦
66	寡夫
67	勤労学生
68	死亡退職
69	災害者
70	外国人
71	中途就退職_区分
72	中途就退職_年

73	中途就退職_月
74	中途就退職_日
75	他支払者_所在地
76	他支払者_国外
77	他支払者_名称
78	他支払者_給与
79	他支払者_税額
80	他支払者_社会保険料
81	災害者徴収猶予
82	他支払者_退職_年
83	他支払者_退職_月
84	他支払者_退職_日
85	居住開始1_年
86	居住開始1_月
87	居住開始1_日
88	住宅適用数
89	住宅可能額
90	住宅区分1
91	住宅額_年末残高1
92	居住開始2_年
93	居住開始2_月
94	居住開始2_日
95	住宅区分2
96	住宅額_年末残高2
97	摘要
98	新生命保険料
99	旧生命保険料
100	介護医療保険料
101	新個人年金保険料
102	16歳未満扶養親族
103	普通徴収
104	青色専従者
105	条約免除
106	カナ氏名
107	受給者番号
108	市町村コード
109	指定番号
110	CSV指定番号
111	CSVカナ氏名
112	特普区分カウントフラグ
113	特普区分キーワードフラグ

114	特普区分リストフラグ
115	租税条約リストフラグ
116	租税条約キーワードフラグ
117	非居住者リストフラグ
118	非居住者キーワードフラグ
119	指定番号置換リストフラグ
120	連携印刷対象フラグ
121	更新者コード
122	更新者名称
123	更新日時
名称	納期特例データ
No.	項目名
1	年度
2	指定番号
3	異動年月日
4	処理区分
5	開始月
6	終了月
7	名称
8	登録日時
9	更新者コード
10	更新者名称
11	更新日時
名称	納入書トラン
No.	項目名
1	納入書ID
2	年度
3	連番
4	指定番号
5	納期月
6	納入年月日
7	人員
8	支払金額
9	納入市民税額
10	納入県民税額
11	納入税額計
12	特記事項
13	担当者名
14	納期限
15	更正加算金額
16	処理コード

17	初回登録ユーザコード
18	初回登録ユーザ名
19	初回登録日時
20	最終更新ユーザコード
21	最終更新ユーザ名
22	最終更新日時
名称	内訳書トラン
No.	項目名
1	内訳書ID
2	納入書ID
3	内訳番号
4	税率区分
5	障害退職
6	特定役員
7	支払金額
8	就職年月日
9	退職年月日
10	勤続年数
11	退職所得控除額
12	退職所得控除後
13	納入市民税額
14	納入県民税額
15	納入税額計
16	算出市民税額
17	算出県民税額
18	算出税額計
19	前回支払金額
20	前回市民税額
21	前回県民税額
22	前回税額計
23	住所
24	カナ氏名
25	氏名
26	宛名番号
27	生年月日
28	区
29	特記事項
30	更正コード
31	更正理由
32	還付先区分
33	金融機関名称

34	支店名称
35	預金種別
36	口座番号
37	処理コード
38	仮番号
39	年度
40	指定番号
41	納期月
42	初回登録ユーザコード
43	初回登録ユーザ名
44	初回登録日時
45	最終更新ユーザコード
46	最終更新ユーザ名
47	最終更新日時
名称	内訳書依頼作成履歴
No.	項目名
1	内訳書依頼履歴ID
2	納入書ID
3	年度
4	指定番号
5	依頼作成日
6	初回登録ユーザコード
7	初回登録ユーザ名
8	初回登録日時
9	最終更新ユーザコード
10	最終更新ユーザ名
11	最終更新日時
名称	法人番号管理
No.	項目名
1	マイナンバー法人
2	宛名番号
3	公表・非公表フラグ
名称	個人番号管理
No.	項目名
1	マイナンバー個人
2	宛名番号

1. 住民税課税台帳ファイル

処理年月日、処理時刻、個人コード、課税年度、相当年度、データ番号、民税所得データ番号、削除フラグ、徴収区分、給特合算フラグ、給特差額フラグ、種別指定番号、宛名番号、受給者番号、通知書番号、普給種別指定番号(普徴)、普給宛名番号(普徴)、義務者変更コード、課税区分、所得割非課税、所得割非課税限度額、均等割非課税、均等割非課税限度額、所得税有資格失格、異動コード、変更コード1、変更コード2、変更コード3、変更コード4、変更コード5、変更理由1、変更理由2、変更理由3、変更理由4、変更理由5、徴収済み、徴収開始月、徴収済み期、徴収開始期、異動年月日、更正番号、第321の2の1、指定納期限、第321の2の3、通知書発布日、原票種類、確定申告区分、ファイル番号、入力番号、届出年月日、任意項目1、任意項目2、任意項目3、総所得金額、合計所得金額、総所得金額等、所得控除額合計、配偶者合計所得、配特控除不適用、控配有無、扶養特定、扶養同居老親等、扶養老人、扶養年少、扶養その他、障害者同居特別、障害者特別、障害者その他、同居特障区分、本人障害、寡婦寡夫、勤労学生、夫あり、未成年者老年人、強制非課税、均のみ、均特、申告区分、職業区分、認定所得、青白区分、専従配偶者、その他の専従者数、専従者給与控除額、退職時支払給与額、退職時控除社保額、退職分離市所得割、退職分離県所得割、市調整控除額、市税配当控除、市外国税額控除、市調整額、市減税前所得割、市特別減税額、市老年人非課税廃止特例、市配当株譲渡割控除額、市税差引所得割、市税均等割、県調整控除額、県税配当控除、県外国税額控除、県調整額、県減税前所得割、県特別減税額、県老年人非課税廃止特例、県配当株譲渡割控除額、県税差引所得割、県税均等割、年税額、均等割軽減、市減免所得割、市減免均等割、県減免所得割、県減免均等割、市過年度所得割、市過年度均等割、県過年度所得割、県過年度均等割、差引納付額、過年度更正減額、市配当株割控除不足額、県配当株割控除不足額、配当株割控除の充当額、配当株譲渡割還付額、月割額1、月割額2、月割額3、月割額4、月割額5、月割額6、月割額7、月割額8、月割額9、月割額10、月割額11、月割額12、月種別指定番号1、月宛名番号1、月種別指定番号2、月宛名番号2、月種別指定番号3、月宛名番号3、月種別指定番号4、月宛名番号4、月種別指定番号5、月宛名番号5、月種別指定番号6、月宛名番号6、月種別指定番号7、月宛名番号7、月種別指定番号8、月宛名番号8、月種別指定番号9、月宛名番号9、月種別指定番号10、月宛名番号10、月種別指定番号11、月宛名番号11、月種別指定番号12、月宛名番号12、期割額1、期割額2、期割額3、期割額4、期割額5、期割額6、期割額7、期割額8、期割額9、期割額10、期割額11、期割額12、期割額13、期割額14、国税納税者番号、国税雑損控除額、国税医療費控除額、国税寄付金控除額、控除前所得税額、国税配当控除額、国税投資控除額、国税住宅控除額、国税政党寄付控除、国税住宅耐震改修特別控除、国税災害減免額、国税外国税控除額、国税特別減税額、控除後所得税額、国税源泉徴収額、国税申告納税額、控除判定合計所得、市減税後所得割額、県減税後所得割額、市住宅借入金等特別税額控除、県住宅借入金等特別税額控除、市税源移譲所得変動減額、県税源移譲所得変動減額、国税電子証明書等特別控除、市寄附金税額控除額、県寄附金税額控除額、年金特徴差額区分、年金特徴義務者コード、年金特徴年金コード、年金特徴分市均等割、年金特徴分県所得割、年金特徴分県均等割、年金特徴月割額2(6月)、年金特徴月割額3(8月)、年金特徴月割額4(10月)、年金特徴月割額5(12月)、年金特徴月割額6(2月)、年金特徴月割額7(翌4月)、年金特徴月割額8(翌6月)、年金特徴月割額9(翌8月)、停止した場合の特徴済み月、年金特徴分市所得割、年金特徴月割額1(4月)、電子申告連携フラグ、処理年月日、処理時刻、個人コード、課税年度、相当年度、データ番号、営業収入、営業、漁業、農業収入、農業、肉用牛収入、肉用牛、免税外肉用牛売却、その他の事業収入、その他の事業、不動産収入、不動産、利子、株式等の配当、少額配当、私募証券の配当、一般外貨建の配当、その他の配当、給与収入、特定支出控除、専従者給与収入、給与所得、公的年金収入、公的年金所得、その他の雑、雑合計、総合譲渡特別控除、総合短期譲渡、総合長期譲渡、一時、土地等事業超短期、土地等事業短期、分離短期一般益、分離短期一般、分離短期軽減益、分離短期軽減、分離長期一般益、分離長期一般、分離長期特定益、分離長期特定、分離長期軽減益、分離長期軽減、分離長期軽減課、分離長期軽減課、特例適用条文1、特例適用条文2、特例適用条文3、株式等の譲渡、株式等上場分、先物取引、山林、退職、現年分離退職、繰越総所得純損失、繰越土地純損失、繰越分離短期純損失、繰越分離長期純損失、繰越山林純損失、繰越雑損失、特定株式等の繰損、居住用財産の繰損、先物取引の繰損、臨時所得、変動所得、前年以前変動所得、平均課税区分、非課税遺族年金、非課税その他、雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小企業共済控除額、生保控除額、損保控除額、寄付金控除額、老年人者控除額、寡婦寡夫控除額、勤労学生控除額、障害者控除額、同居特障加算額、配偶者控除額、配特控除額、扶養控除額、基礎控除額、生保控除入力区分、生保控除入力額、個人年金保険料、損保控除入力区分、損保控除入力額、長期損害保険料、課標総所得、課標超短期土地等、課標土地等、課標分離短期一般、課標分離短期軽減、課標分離長期一般、課標分離長期特定、課標分離長期軽減、課標分離長期軽減課、課標株式等譲渡、課標株式等上場分、課標先物取引、課標山林、課標退職、課標肉用牛、市税総所得、市税超短期土地等、市税土地等、市税分離短期一般、市税分離短期軽減、市税分離長期一般、市税分離長期特定、市税分離長期軽減、市税分離長期軽減課、市税株式等譲渡、市税株式等上場分、市税先物取引、市税山林、市税退職、市税肉用牛、県税総所得、県税超短期土地等、県税土地等、県税分離短期一般、県税分離短期軽減、県税分離長期一般、県税分離長期特定、県税分離長期軽減、県税分離長期軽減課、県税株式等譲渡、県税株式等上場分、県税先物取引、県税山林、県税退職、県税肉用牛、申告省略源泉口座、配当割額控除額、株式等譲渡所得割額控除額、分離長期特定損失額、確定申告不要株式配当、確定申告不要私募配当、確定申告不要外貨配当、確定申告不要その他配当、市税総所得・山林・退職小計、県税総所得・山林・退職小計、住宅借入金等特別税額控除可能額、住宅借入金等の年末残高、住宅居住開始年月日、住宅借入金等特別税額控除申告有無、住宅借入金等特別税額控除税務署確認有無、住宅借入金等特別税額控除見込み額、税源移譲所得変動申告有無、共同募金等寄附金、道府県市町村に対する寄附金、市町村の条例で指定された寄附金、道府県の条例で指定された寄附金、賦課期日情報、扶養者個人コード、扶養区分、配偶者区分、課税地市区町村コード、住民登録地市区町村コード、生活保護区分、障害者区分、障害等級、医療費控除区分、配当所得適用区分、株式等譲渡所得適用区分

2. 申告受付情報ファイル

個人コード、申告年、指定番号、宛名番号、データ入力区分、入力エラー、主たる給与区分、徴収区分、受給者番号、種目、専給区分、給与収入金額、給与所得金額、内給与収入金額、内源泉徴収税額、源泉徴収税額、所得控除合計額、配偶者入力方法、控除配有無、控除同居特障区分、配特控除額、扶養入力方法、特定扶養数、内同居老親数、老人扶養数、他扶養数、同居特障数、扶障特別数、扶障他数、小規模掛金額、社会保険料額、生保控除額、損保控除額、住宅取得控除額、配偶者所得額、個人年金保険料額、長期損害保険料額、夫有リ、未成年者、乙欄、本人障害、老年者、寡婦夫、勤労学生、特別減税額、中途就退区分、中途就退年月日、処理年月日、扶養年少、前職名称等、前職支払金額、前職源泉税額、前職社会保険料、合算しない、支払者名称、支払者法人番号又は個人番号、配特控除額不適用、簿冊番号、簿冊連番、居住開始年月日、追加処理年月日、エラーコード1、エラーコード2、エラーコード3、エラーコード4、エラーコード5、住宅取得控除可能額、個人番号、控除対象配偶者個人番号、控除対象配偶者区分、扶養親族個人番号、扶養親族区分、16歳未満扶養親族個人番号、16歳未満扶養親族区分、非居住者数、国民年金保険料額、個人コード、申告年、配偶者入力方法、扶養特定、扶養老人、扶養その他、障害者特別、障害者その他、控配有無、本人障害、老年者、処理年月日、扶養年少、配偶者合計所得、配特控除、夫有リ、配特控除不適用、同居特障区分、扶養同居老親等、障害者同居特別、個人コード、申告年、明細合計入力区分、支払金額1、支払金額2、支払金額3、支払金額合計、源泉徴収税額1、源泉徴収税額2、源泉徴収税額3、源泉徴収税額合計、種目、支払者、支払者法人番号、処理年月日、簿冊番号、簿冊連番、社会保険料、追加処理年月日、個人番号、控除対象配偶者個人番号、控除対象配偶者区分、扶養親族個人番号、扶養親族区分、16歳未満扶養親族個人番号、16歳未満扶養親族区分、非居住者数、個人コード、申告年、営業、農業、その他の事業、肉用牛、免税外肉用牛売却、不動産、利子、配当、給与収入、専従者給与収入、特定支出控除、給与所得、公的年金収入、公的年金所得、その他の雑、総合短期譲渡、総合長期譲渡、一時、総合課税所得合計、分離短期一般益、分離短期一般、分離短期軽減益、分離短期軽減、分離長期一般益、分離長期一般、分離長期特定益、分離長期特定、分離長期軽減益、分離長期軽減、特例適用条項1、特例適用条項2、特例適用条項3、株式等の譲渡、山林、退職、臨時、変動、前年以前変動、繰越純損失、繰越雑損失、雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、小規模企業共済、生命保険料控除、個人年金保険料、損害保険料控除、長期損害保険料、寄付金控除、老年者控除、寡婦寡夫控除、勤労学生控除、障害者控除、同居特障加算額、配偶者入力方法、配偶者控除、配特控除、扶養入力方法、扶養控除、基礎控除、所得控除合計、配偶者合計所得、扶養特定、扶養同居老親等、扶養老人、扶養その他、障害者同居特別、障害者特別、障害者その他、控配有無、本人障害、未成年者老年者、寡婦寡夫、勤労学生、同居特障区分、課税所得金額、控除前所得税、配当控除、投資リース税額等、住宅取得控除、政党寄付控除、差引所得税、災害減免額、外国税額控除、源泉徴収税額、申告納税額、納税者番号、青白区分、専従配偶者、その他の専従者数、専従者給与控除額、青申控除区分、指定番号、宛名番号、受給者番号、給与以外の徴収、株式等の配当、少額配当、その他の配当、総合譲渡特別控除、住民税寄付金控除、夫有リ、強制非課税、均のみ、均特、申告区分、職業区分、平均課税区分、特定の株式等譲渡、特別減税額と所得税、配特控除不適用、市外国税額控除、県外国税額控除、処理年月日、扶養年少、私募証券分配額、一般外貨分配額、特定居住損失、特定投資損失、商品先物取引、退職課税、一時特別控除額、分短一特別控除額、分短減特別控除額、分長一特別控除額、分長特特別控除額、分長課特別控除額、漁業、簿冊番号、簿冊連番、控除前所得税計算額、総合短期譲渡益、総合長期譲渡益、一時益、非課税遺族年金、非課税その他、農業入力区分、農業収入、株式等譲渡未公開分、株式等譲渡上場分、申告省略源泉口座所得、申告不要株式等の配当、申告不要私募証券分配額、申告不要一般外貨分配額、申告不要その他の配当、上場支払配当、繰越先物損失、配当割控除額、株式等譲渡所得割控除額、分離長期特定損失額、特定損失譲渡一時通算後、申告年月日、純損失1、純損失2、純損失3、繰越山林純損失1、繰越山林純損失2、繰越山林純損失3、繰越雑損失2、繰越雑損失3、特定投資損失2、特定投資損失3、特定居住損失2、特定居住損失3、繰越先物損失2、繰越先物損失3、営業収入、肉用牛収入、不動産収入、住宅耐震控除、電子証明書特別控除、寄附金道府県市町村、寄附金共同募金等、寄附金道府県条例指定、寄附金市町村条例指定、賦課期日情報、扶養者個人コード、扶養区分、配偶者区分、障害者区分、障害等級身体障害者手帳等級等、精神障害者手帳等級等、個人番号、医療費控除区分、配当所得適用区分、株式等譲渡所得適用区分

3. 地方税電子申告情報ファイル

更新年月日、更新時刻、納税者ID、市町村コード、税目区分、届出受付年月日、届出受付時刻、届出受付番号、手続ID、作成区分、入力区分、利用者ID、法人個人区分、法人格、法人格名、前後区分、氏名又は名称(フリガナ)、氏名又は名称、本店郵便番号、本店所在地、本店方書、本店電話番号1、本店電話番号2、本店FAX番号、連絡先(e-Mail)、事業所名(フリガナ)、事業所名、検索用カナ名称、検索用漢字名称、個人コード、種別指定番号、税額通知送信不要、処理結果、廃止フラグ、メモ、更新年月日、更新時刻、納税者ID、相当年度、種別指定番号、受付年月日、受付時刻、受付番号、手続ID、作成区分、利用者ID、総括表提出区分、総括表受給者総人員、総括表報告人員、総括表退職者人員、CSVデータ、処理結果、削除フラグ、処理日、処理時刻、キーデータ、データ種類、連携結果区分、主たる給与区分、徴収区分、指定番号、宛名番号、簿冊番号、簿冊連番、印刷区分、印刷日、印刷時刻、個人コード、申告年、支払調書の種類、整理番号1、本店等区分番号、提出義務者の住所、提出義務者の氏名、提出義務者の電話、整理番号2、提出者の住所、提出者の氏名、訂正表示、年分、住所、国外住居表示、氏名、役職名、種別、支払金額、未払金額、所得金額、所得控除合計、源泉徴収税額、未徴収税額、控配有無、老人控除、配付控除額、扶養特定主、扶養特定従、扶養老人主、扶養老人内訳、扶養老人従、扶養その他主、扶養その他従、障害者特別、障害者内訳、障害者その他、社会保険料、社会保険料内訳、生保控除額、損保控除額、住宅取得控除額、個人年金保険料額、配偶者合計所得、長期損害保険料額、生年月日元号、生年月日年、生年月日月、生年月日日、夫有り、未成年者、乙欄、本人特別障害、本人その他障害、老年者、寡婦、寡夫、勤労学生、死亡退職、災害者、外国人、中途就退区分、中途就退年、中途就退月、中途就退日、他の支払者住所、他の支払者国外、他の支払者氏名、他の支払者支払金額、他の支払者源泉徴収、他の支払者社会保険、徴収猶予税額、他の支払者退職年、他の支払者退職月、他の支払者退職日、住宅取得居住年、住宅取得居住月、住宅取得居住日、住宅取得適用数、住宅取得控除可能額、住宅取得区分、住宅取得借入金、住宅取得居住年2、住宅取得居住月2、住宅取得居住日2、住宅取得区分2、住宅取得借入金2、摘要、扶養16歳未満、普通徴収、青色専従者、条約免除、カナ氏名、受給者番号、市町村コード、指定番号FD、新生命保険料の金額、旧生命保険料の金額、介護医療保険料の金額、新個人年金保険料の金額、個人番号、提出義務者の法人番号又は個人番号、控除対象配偶者個人番号、控除対象配偶者フリガナ、控除対象配偶者氏名、控除対象配偶者区分、扶養親族個人番号、扶養親族フリガナ、扶養親族氏名、扶養親族区分、16歳未満扶養親族個人番号、16歳未満扶養親族フリガナ、16歳未満扶養親族氏名、16歳未満扶養親族区分、非居住者数、国民年金保険料額

4. 国税連携情報ファイル

処理年月日(更新)、処理時刻(更新)、個人コード、課税年度、相当年度、データ番号、申告受付処理日、申告受付処理時刻、XMLファイル名、異動情報、結果コード、連携不要とした理由、処理年月日(更新)、処理時刻(更新)、記録番号、データ区分、ファイル種別、送信先地方コード、送信先判別コード、納税地住所コード、1月1日地方自治体コード、申告区分、確定申告書区分、課税異動事由コード、取込区分、異動年月日、局署番号、整理番号、バッチ番号、受付番号、連絡データ作成年月日、団体確認用フラグ、台帳番号、ファイル名、XMLデータ、TASK受信日、個人コード、申告年、検索カナ氏名、氏名、郵便番号、住所、生年月日、世帯番号、TASK連携日、エラー区分、ロジックチェック区分、ASPメモ内容、確認区分、年分、和暦年分、申告の種類、提出年月日、和暦提出年月日、カナ氏名、和暦生年月日、青白区分、分離区分、損失区分、修正区分、営業収入、農業収入、不動産収入、利子収入、配当収入、給与収入、公的年金収入、その他雑収入、総合短期譲渡、総合長期譲渡、一時、営業、農業、不動産、利子、配当、給与所得、雑合計、譲渡一時、総合課税所得合計、分離短期一般、分離短期軽減、分離長期一般、分離長期特定、分離長期軽減、株式等譲渡未公開分、株式等譲渡上場分、分離上場株式配当、先物取引、山林、退職、雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除、寄附金控除、寡婦、寡夫控除、勤労学生、障害者控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、基礎控除、所得控除合計、配偶者合計所得、個人年金保険料の計、旧長期損害保険料の計、特例適用条文等、損害金額、損害補てん額、災害関連支出額、支払医療費、医療補てん額、社会保険料計、小規模企業共済等掛金計、寡婦、寡夫控除区分、寡婦、寡夫原因区分、勤労学生控除区分、障害者氏名、給与年金以外の徴収方法、配当に関する住民税の特例、配当割控除額、株式等譲渡所得割控除額、寄附金道府県市町村、寄附金共同募金等、寄附金道府県条例指定、寄附金市町村条例指定、課税所得金額、控除前所得税、配当控除、投資リース税額等、住宅借入金等特別控除、政党寄付控除、住宅耐震控除、電子証明書特別控除、災害減免額区分、外国税額控除区分、災害減免額、外国税額控除、源泉徴収税額、申告納税額、純損失青1、純損失青2、純損失青3、繰越山林純損失青1、繰越山林純損失青2、繰越山林純損失青3、繰越山林純損失白1、繰越山林純損失白2、繰越山林純損失白3、繰越山林純損失白1、繰越山林純損失白2、繰越山林純損失白3、繰越変動純損失白1、繰越変動純損失白2、繰越変動純損失白3、繰越雑損失1、繰越雑損失2、繰越雑損失3、特定居住損失、特定居住損失2、特定居住損失3、上場株式損失1、上場株式損失2、上場株式損失3、特定投資損失、特定投資損失2、特定投資損失3、繰越先物損失、繰越先物損失2、繰越先物損失3、農業特例表示、免税牛特例表示、肉用牛、免税外肉用牛売却、臨時、変動、前々年以前変動、前年以前変動、分離長期特定損失額、特定損失譲渡一時通算後、計算書の配当所得、株式等の配当、私募証券分配額、一般外貨分配額、老年者控除区分、所得控除源泉計、臨時変動所得区分、臨時変動所得、株式本年差し引く額、配当本年差し引く額、先物本年差し引く額、簿冊番号、簿冊連番、特別減税額、回送年月日、1月1日住所、取込対象外確認日、税務署閲覧日、専従者給与控除額、寄附金控除区分、住宅借入金等特別控除区分、政党寄付控除区分、繰越被災純損失5、繰越被災山林純損失5、繰越特定雑損失5、震災寄附金額控除額、再取得住宅借入金控除額、減失住宅借入金控除額、特定震災寄附金税額控除額、新生命保険料の金額、旧生命保険料の金額、介護医療保険料の金額、新個人年金保険料の金額、繰越被災純損失4、繰越被災山林純損失4、繰越特定雑損失4、繰越被災純損失H23、繰越被災山林純損失H23、資料番号、給与区分、特定支出控除、配偶者(特別)控除 区分、再差引所得税額、復興特別所得税額、所得税及び復興特別所得税の額、外国税額控除、繰越被災純損失3、繰越被災山林純損失3、繰越特定雑損失3、純損失青1B、純損失青2B、純損失青3B、繰越山林純損失青1B、繰越山林純損失青2B、繰越山林純損失青3B、純損失白1B、純損失白2B、純損失白3B、繰越山林純損失白1B、繰越山林純損失白2B、繰越山林純損失白3B、繰越変動純損失白1B、繰越変動純損失白2B、繰越変動純損失白3B、繰越雑損失1B、繰越雑損失2B、繰越雑損失3B、特定居住損失B、特定居住損失2B、特定居住損失3B、上場株式損失1B、上場株式損失2B、上場株式損失3B、特定投資損失B、特定投資損失2B、特定投資損失3B、繰越先物損失B、繰越先物損失2B、繰越先物損失3B、繰越被災純損失H23B、繰越被災山林純損失H23B、繰越被災純損失5B、繰越被災山林純損失5B、繰越特定雑損失5B、繰越被災純損失4B、繰越被災山林純損失4B、繰越特定雑損失4B、繰越被災純損失3B、繰越被災山林純損失3B、繰越特定雑損失3B、個人番号、控除対象配偶者個人番号、控除対象配偶者フリガナ、控除対象配偶者氏名、控除対象配偶者区分、扶養親族個人番号、扶養親族フリガナ、扶養親族氏名、扶養親族区分、16歳未満扶養親族個人番号、16歳未満扶養親族フリガナ、16歳未満扶養親族氏名、16歳未満扶養親族区分、医療費控除区分、医療費特例控除額

法定調書データ

人格住所コード5桁,TSV作成年月日,資料識別,局署番号,整理番号,資料年分,資料処理年月日,無効区分,受取人住所,受取人氏名(漢字),受取人氏名(カナ),受取人口座住所,受取人口座名称,支払者所在地,支払者名称,生年月日,資料301外国サイン,資料301外国証券口座番号,資料301利子等種別(1),資料301記号番号(1),資料301支払金額(1),資料301源泉徴収税額(1),資料301支払確定年月日(1),資料301租税条約適用有無(1),資料301利子等種別(2),資料301記号番号(2),資料301支払金額(2),資料301源泉徴収税額(2),資料301支払確定年月日(2),資料301租税条約適用有無(2),資料301利子等種別(3),資料301記号番号(3),資料301支払金額(3),資料301源泉徴収税額(3),資料301支払確定年月日(3),資料301租税条約適用有無(3),資料301利子等種別(4),資料301記号番号(4),資料301支払金額(4),資料301源泉徴収税額(4),資料301支払確定年月日(4),資料301租税条約適用有無(4),資料301利子等種別(5),資料301記号番号(5),資料301支払金額(5),資料301源泉徴収税額(5),資料301支払確定年月日(5),資料301租税条約適用有無(5),資料301利子等種別(6),資料301記号番号(6),資料301支払金額(6),資料301源泉徴収税額(6),資料301支払確定年月日(6),資料301租税条約適用有無(6),資料301摘要 人格住所コード5桁,TSV作成年月日,資料識別,局署番号,整理番号,資料年分,資料処理年月日,無効区分,受取人住所,受取人氏名(漢字),受取人氏名(カナ),受取人口座住所,受取人口座名称,支払者所在地,支払者名称,生年月日,資料302株式種類,資料302旧株口数,資料302新株口数,資料302配当等金額,資料302源泉徴収税額,資料302事業年度自年月日,資料302事業年度至年月日,資料302支払確定年月日,資料302配当金額(円),資料302配当金額(銭),資料302摘要 人格住所コード5桁,TSV作成年月日,資料識別,局署番号,整理番号,資料年分,資料処理年月日,無効区分,受取人住所,受取人氏名(漢字),受取人氏名(カナ),受取人口座住所,受取人口座名称,支払者所在地,支払者名称,生年月日,資料309報酬区分(1),資料309報酬細目(1),資料309支払金額(1),資料309源泉徴収税額(1),資料309報酬区分(2),資料309報酬細目(2),資料309支払金額(2),資料309源泉徴収税額(2),資料309報酬区分(3),資料309報酬細目(3),資料309支払金額(3),資料309源泉徴収税額(3),資料309報酬区分(4),資料309報酬細目(4),資料309支払金額(4),資料309源泉徴収税額(4),資料309報酬区分(5),資料309報酬細目(5),資料309支払金額(5),資料309源泉徴収税額(5),資料309報酬区分(6),資料309報酬細目(6),資料309支払金額(6),資料309源泉徴収税額(6),資料309摘要,資料309受取人記載共通番号,資料309支払者記載共通番号 人格住所コード5桁,TSV作成年月日,資料識別コード,資料活用納税地等局署番号,資料活用納税地等整理番号,資料年分,資料処理年月日,資料無効区分,資料活用住所名,納税地等名称(漢字),納税地等名称(カナ),資料活用屋号漢字名称,活用先住所(支払を受ける者),活用先名称(支払を受ける者),収集先住所(支払者),収集先名称(支払者),資料活用業種番号,資料活用青白区分,資料活用生年月日,納税地等主電話番号,課税年分(1),資料活用確定申告有無(1),消費申告有無(1),課税年分(2),資料活用確定申告有無(2),消費申告有無(2),課税年分(3),資料活用確定申告有無(3),消費申告有無(3),資料331生元号,資料331生年月日,資料331第1号支払金額,資料331第1号未払金額,資料331第1号源泉徴収税額,資料331第1号未徴収税額,資料331第2号支払金額,資料331第2号未払金額,資料331第2号源泉徴収税額,資料331第2号未徴収税額,資料331第3号支払金額,資料331第3号未払金額,資料331第3号源泉徴収税額,資料331第3号未徴収税額,資料331特別障害者区分,資料331その他障害者区分,資料331控除対象配偶者有,資料331控除対象配偶者無,資料331控除対象配偶者老人,資料331扶養親族老人,資料331扶養親族その他,資料331その他特別障害者,資料331障害者数その他,資料331扶養親族特定,資料331同居特別障害者,資料331社会保険金額,資料331摘要,資料331特別寡婦区分,資料331寡婦寡夫区分 人格住所コード5桁,TSV作成年月日,資料識別,局署番号,整理番号,資料年分,資料処理年月日,無効区分,受取人住所,受取人氏名(漢字),受取人氏名(カナ),受取人口座住所,受取人口座名称,支払の取扱者所在地,支払の取扱者名称,生年月日,資料359株式種類,資料359旧株口数,資料359新株口数,資料359配当等金額,資料359源泉徴収税額,資料359事業年度自年月日,資料359事業年度至年月日,資料359支払確定年月日,資料359配当金額(円),資料359配当金額(銭),資料359支払者所在地,資料359支払者名称,資料359摘要,資料359受取人記載共通番号,資料359支払の取扱者記載法人番号,資料359支払者記載法人番号 人格住所コード5桁,TSV作成年月日,資料識別,局署番号,整理番号,資料年分,資料処理年月日,無効区分,受取人住所,受取人氏名(漢字),受取人氏名(カナ),受取人口座住所,受取人口座名称,支払の取扱者所在地,支払の取扱者名称,生年月日,資料374外国サイン,資料374外国証券口座番号,資料374利子等種別(1),資料374記号番号(1),資料374支払金額(1),資料374源泉徴収税額(1),資料374支払確定年月日(1),資料374租税条約適用有無(1),資料374利子等種別(2),資料374記号番号(2),資料374支払金額(2),資料374源泉徴収税額(2),資料374支払確定年月日(2),資料374租税条約適用有無(2),資料374利子等種別(3),資料374記号番号(3),資料374支払金額(3),資料374源泉徴収税額(3),資料374支払確定年月日(3),資料374租税条約適用有無(3),資料374利子等種別(4),資料374記号番号(4),資料374支払金額(4),資料374源泉徴収税額(4),資料374支払確定年月日(4),資料374租税条約適用有無(4),資料374利子等種別(5),資料374記号番号(5),資料374支払金額(5),資料374源泉徴収税額(5),資料374支払確定年月日(5),資料374租税条約適用有無(5),資料374利子等種別(6),資料374記号番号(6),資料374支払金額(6),資料374源泉徴収税額(6),資料374支払確定年月日(6),資料374租税条約適用有無(6),資料374摘要,資料374受取人記載共通番号,資料374支払の取扱者記載法人番号,資料374支払者の住所又は居所所在地,資料374支払者の氏名又は名称,資料374支払者記載共通番号 人格住所コード5桁,TSV作成年月日,資料識別コード,資料活用納税地等局署番号,資料活用納税地等整理番号,資料年分,資料処理年月日,資料無効区分,資料活用住所名,納税地等名称(漢字),納税地等名称(カナ),資料活用屋号漢字名称,活用先住所(支払を受ける者),活用先名称(支払を受ける者),収集先住所(支払者),収集先名称(支払者),資料活用業種番号,資料活用青白区分,資料活用生年月日,納税地等主電話番号,課税年分(1),資料活用確定申告有無(1),消費申告有無(1),課税年分(2),資料活用確定申告有無(2),消費申告有無(2),課税年分(3),資料活用確定申告有無(3),消費申告有無(3),資料375給与所得種別,資料375支払金額,資料375未払金額,資料375給与所得控除後金額,資料375所得控除合計金額,資料375源泉徴収税額,資料375未源泉徴収税額,資料375控除対象配偶者有,資料375控除対象配偶者無,資料375控除対象配偶者従有,資料375控除対象配偶者従無,資料375控除対象配偶者老人,資料375配偶者特別控除金額,資料375扶養親族老人同居人数,資料375扶養親族老人人数,資料375扶養親族老人従人数,資料375扶養親族その他人数,資料375扶養親族その他従人数,資料375特別障害者同居人数,資料375特別障害者人数,資料375その他障害者人数,資料375社会保険金額,資料375小規模共済等掛金額,資料375生命保険控除金額,資料375地震保険控除金額,資料375住宅取得控除金額,資料375配偶者合計,資料375摘要,資料375旧個人年金保険金額,資料375受給者生元号,資料375受給者年月日,資料375未成年者区分,資料375乙欄区分,資料375特別障害者区分,資料375その他障害者区分,資料375寡婦区分,資料375寡夫区分,資料375勤労学生区分,資料375死亡退職区分,資料375災害者区分,資料375外国人区分,資料375中途就職区分,資料375中途退職区分,資料375中途就退職年月日,資料375役職名称(漢字),資料375扶養親族特定主人数,資料375扶養親族特定従人数,資料375新生命保険金額,資料375旧生命保険金額,資料375介護医療保険金額,資料375新個人年金保険金額,資料375国民年金保険金額,資料375住宅取得控除適用数,

資料375居住開始年月日1,資料375住宅取得控除区分1,資料375住宅取得年末残高1,資料375住宅取得控除可能額,資料375居住開始年月日2,資料375住宅取得控除区分2,資料375住宅取得年末残高2,資料375控除対象配偶者個人番号,資料375控除対象配偶者氏名,資料375控除対象配偶者国外扶養,資料375扶養親族個人番号(1),資料375扶養親族氏名(1),資料375扶養親族国外扶養区分(1),資料375扶養親族個人番号(2),資料375扶養親族氏名(2),資料375扶養親族国外扶養区分(2),資料375扶養親族個人番号(3),資料375扶養親族氏名(3),資料375扶養親族国外扶養区分(3),資料375扶養親族個人番号(4),資料375扶養親族氏名(4),資料375扶養親族国外扶養区分(4),資料37516歳未満扶養親族氏名(1),資料37516歳未満扶養親族国外扶養区分(1),資料37516歳未満扶養親族氏名(2),資料37516歳未満扶養親族国外扶養区分(2),資料37516歳未満扶養親族氏名(3),資料37516歳未満扶養親族国外扶養区分(3),資料37516歳未満扶養親族氏名(4),資料37516歳未満扶養親族国外扶養区分(4),資料375活用先記載個人番号,資料375収集先記載共通番号 人格住所コード5桁,TSV作成年月日,資料識別コード,資料活用納税地等局署番号,資料活用納税地等整理番号,資料年分,資料処理年月日,資料無効区分,資料活用住所名,納税地等名称(漢字),納税地等名称(カナ),資料活用屋号漢字名称,活用先住所(支払を受ける者),活用先名称(支払を受ける者),収集先住所(支払者),収集先名称(支払者),資料活用業種番号,資料活用青白区分,資料活用生年月日,納税地等主電話番号,課税年分(1),資料活用確定申告有無(1),消費申告有無(1),課税年分(2),資料活用確定申告有無(2),消費申告有無(2),課税年分(3),資料活用確定申告有無(3),消費申告有無(3),資料377生元号,資料377生年月日,資料377第1号支払金額,資料377第1号未払金額,資料377第1号源泉徴収税額,資料377第1号未徴収税額,資料377第2号支払金額,資料377第2号未払金額,資料377第2号源泉徴収税額,資料377第2号未徴収税額,資料377第3号支払金額,資料377第3号未払金額,資料377第3号源泉徴収税額,資料377第3号未徴収税額,資料377第4号支払金額,資料377第4号未払金額,資料377第4号源泉徴収税額,資料377第4号未徴収税額,資料377特別障害者区分,資料377その他障害者区分,資料377控除対象配偶者有,資料377控除対象配偶者無,資料377控除対象配偶者老人,資料377扶養親族老人,資料377扶養親族その他,資料377その他特別障害者,資料377障害者数その他,資料377社会保険金額,資料377摘要,資料377扶養親族特定,資料377同居特別障害者の数,資料377控除対象配偶者個人番号,資料377控除対象配偶者氏名,資料377控除対象配偶者国外扶養,資料377扶養親族個人番号(1),資料377扶養親族氏名(1),資料377扶養親族国外扶養区分(1),資料377扶養親族個人番号(2),資料377扶養親族氏名(2),資料377扶養親族国外扶養区分(2),資料37716歳未満扶養親族氏名(1),資料37716歳未満扶養親族国外扶養区分(1),資料37716歳未満扶養親族氏名(2),資料37716歳未満扶養親族国外扶養区分(2),資料377特別寡婦区分,資料377寡婦寡夫区分,資料377支払者電話番号,資料377活用先記載個人番号,資料377収集先記載法人番号 人格住所コード5桁,TSV作成年月日,資料識別コード,資料活用納税地等局署番号,資料活用納税地等整理番号,資料年分,資料処理年月日,資料無効区分,資料活用住所名,納税地等名称(漢字),納税地等名称(カナ),資料活用屋号漢字名称,活用先住所(支払を受ける者),活用先名称(支払を受ける者),収集先住所(支払者),収集先名称(支者),資料活用業種番号,資料活用青白区分,資料活用生年月日,納税地等主電話番号,課税年分(1),資料活用確定申告有無(1),消費申告有無(1),課税年分(2),資料活用確定申告有無(2),消費申告有無(2),課税年分(3),資料活用確定申告有無(3),消費申告有無(3),資料315給与所得種別,資料315支払金額,資料315未払金額,資料315給与所得控除後金額,資料315所得控除合計金額,資料315源泉徴収税額,資料315未源泉徴収税額,資料315控除対象配偶者有,資料315控除対象配偶者無,資料315控除対象配偶者従有,資料315控除対象配偶者従無,資料315控除対象配偶者老人,資料315配偶者特別控除金額,資料315扶養親族特定主人数,資料315扶養親族特定従人数,資料315扶養親族老人同居人数,資料315扶養親族老人人数,資料315扶養親族老人従人数,資料315扶養親族その他人数,資料315扶養親族その他従人数,資料315特別障害者同居人数,資料315特別障害者人数,資料315その他障害者人数,資料315社会保険金額,資料315小規模共済等掛金額,資料315生命保険控除金額,資料315地震保険控除金額,資料315住宅取得控除金額,資料315配偶者合計,資料315夫あり区分,資料315未成年者区分,資料315乙欄区分,資料315特別障害者区分,資料315その他障害者区分,資料315老年者区分,資料315寡婦区分,資料315寡夫区分,資料315勤労学生区分,資料315死亡退職区分,資料315災害者区分,資料315外国人区分,資料315中途就職区分,資料315中途退職区分,資料315中途就退職年月日,資料315受給者生元号,資料315受給者年月日,資料315役職名称(漢字),資料315摘要,資料315新生命保険金額,資料315旧生命保険金額,資料315介護医療保険金額,資料315新個人年金保険金額,資料315旧個人年金保険金額

5. 年金特徴情報ファイル

更新年月日、更新時刻、相当年度、市町村コード、旧市町村コード、年金特徴義務者コード、通知内容、受付年月日、受付番号、手続ID、作成区分、トレイラ合計件数、ヘッダレコード、データレコード、トレイラレコード、処理結果、削除フラグ、処理日、処理時刻、キーデータ、データ種類、連携結果区分、簿冊番号、簿冊連番、印刷区分、印刷日、印刷時刻、個人コード、申告年、レコード区分、市町村コード、特徴義務者コード、通知内容コード、予備5、予備6、作成年月日、予備8、予備9、予備10、生年月日文字列、性別、カナ氏名、カナ氏名シフトコード、漢字氏名、漢字氏名シフトコード、郵便番号、カナ住所、カナ住所シフトコード、漢字住所、漢字住所シフトコード、支払金額1、支払金額2、支払金額3、源泉徴収税額1、源泉徴収税額2、源泉徴収税額3、本人特別障害、本人その他障害、控配有無、老人控配、扶養特定、扶養老人、扶養その他、扶養16歳未満、障害者特別、障害者その他、障害同居特別、社会保険料、支払年分、予備40、予備41、特別寡婦、寡婦寡夫、法定資料の種類、整理番号1、本店等区分番号、提出義務者の住所又は所在地、提出義務者の氏名又は名称、提出義務者の電話番号、整理番号2、提出者の住所又は所在地、提出者の氏名又は名称、訂正表示、支払を受ける者／国外住所表示、未払い額1、未払い額2、未払い額3、未徴収税額1、未徴収税額2、未徴収税額3、本人／老年人、控配有無CSV、摘要、受給者番号、指定番号、個人番号、控除対象配偶者個人番号、控除対象配偶者フリガナ、控除対象配偶者氏名、控除対象配偶者区分、扶養親族個人番号、扶養親族フリガナ、扶養親族氏名、扶養親族区分、16歳未満扶養親族個人番号、16歳未満扶養親族フリガナ、16歳未満扶養親族氏名、16歳未満扶養親族区分、提出義務者の法人番号、非居住者数、レコード区分、市町村コード、特別徴収義務者コード、通知内容コード、予備、特別徴収制度コード、作成年月日、年金保険者整理番号1、年金コード、生年月日、性別、氏名(カナ、漢字)、住所(カナ、漢字)、各種区分、処理結果、各種年月日、各種金額(金額1～金額8)、停止年月、年金保険者整理番号2、個人番号

6. 課税原票イメージファイル

ファイル連番

分割年、識別番号、年度、業務区分、資料区分、資料番号、年度2、個人コード、法人コード、個人番号、法人番号、カナ氏名、カナ氏名2、漢字氏名、生年月日、郵便番号、住所コード、住所、方書、世帯番号、電話番号、電話番号2、簿冊番号、簿冊連番、指定番号、受給者番号、eLTAX利用者ID、eLTAX納税者ID、eLTAX手続ID、eLTAX受付番号、eLTAX受付日、年金特徴義務者コード、国税連携ファイル名、国税局署番号、国税整理番号、e-Tax受付番号、付箋有無フラグ、マーカー有無フラグ、スタンプ有無フラグ、登録日、登録時間、登録職員ID、登録職員名、更新日、更新時間、更新職員ID、更新職員名、タイムスタンプ、ファイル連番、分割年、ページ番号、ファイル名、表示用ファイル名、MIMEタイプ、ファイルサイズ、回転角度、登録日、登録時間、登録職員ID、登録職員名、更新日、更新時間、更新職員ID、更新職員名、タイムスタンプ

7. 宛名情報ファイル

処理年月日、処理時刻、個人コード、届出日、異動日、世帯番号、主個人コード、世帯主名、世帯主名カナ、郵便番号、住所コード、行政区コード、番、号、枝、予備、番地サイン、方書、居住市町村コード、居住市町村名、居住住所、電話番号、内線番号、有効フラグ、カナ氏名、漢字氏名、外国人本名、外国人通称名カナ、外国人通称名、生年月日、性別、続柄、住民区分、国籍コード、住民となった事由、住民となった日、非住民事由、非住民日、異動事由、合併前個人コード、合併前世帯番号、旧市町村コード、名称コード、統合宛番号

8. 寄附金特例通知ファイル

更新日、更新時刻、個人コード、申告年、行番号、発送元市町村コード、通知年月日、寄付金額、簿冊番号、簿冊連番

9. 事業所宛名ファイル

更新年月日、更新時刻、種別指定番号、申告年、表示順位、漢字名称、カナ名称、検索カナ名称、編集済住所、電話番号、内線番号、普徴区分

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
税情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<本人または本人代理人からの申告等による入手> ・市民からの申告情報の入手は、法令等の規定に従い、個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示等による本人確認の実施により対象者であることを確認する。 ・情報入手の際は、所定の様式により対象者以外の情報入手を防止し、さらに申告書や申請書の内容をシステムへ入力後に入力内容の照合を行い確認する。 <国税庁、他自治体、庁内の他部署からの入手> ・他の機関及び庁内連携により入手する際は、対象者以外の情報を入手できないようにシステムで制御されている。国税連携システムによりeLTAX地方税ポータルセンタから送信される情報は、所得税申告書等に記載・入力された納税地により送信先が判定され対象者の情報のみ送信されるため、対象者の情報しか入手することができない。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<本人または本人代理人からの申告等による入手> ・情報入手の際は、所定の様式により必要項目以外の情報入手を防止し、さらに申告書や申請書の内容をシステムへ入力後に入力内容の照合を行い確認する。 ・必要項目以外は、システムに入力できない仕組みとなっている。 <国税庁、他自治体、庁内の他部署からの入手> ・システム連携によりデータを入手する場合は、必要項目以外は入手できないようにシステムで制御されている。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・法令等の規定に従い、通知カードや個人番号カードで本人確認を行い必要最小限の提示を求め、住民に不必要な負担を負わせることのないようにしている。 ・システム連携によりデータを入手する場合は、操作者認証や目的外利用の制限等のシステム的な制御により、方法が限定されている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	・本人が申告書等を提出する際、職員等が直接、本人確認書類の提示を受ける。 ・本人の代理人が申告書等を提出する際、職員等が直接、本人からの委任状等の確認を行い、代理権の確認書類の提示を受ける。 ※審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX) ・本人又は本人の代理人 番号法施行規則第4条(電子情報処理組織を使用して個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置)第2号ハに掲げる、署名用電子証明書及び当該電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けることなどにより確認する。 ・給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。)、公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等)、国税庁 特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本市が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。 ・他市区町村 国税連携システム(eLTAX)で他市区町村から入手する所得税申告書等データは、他市区町村が国税庁から入手した情報であるため、特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本市が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない(提供を行う者自身の本人確認は「○本人又は本人の代理人」と同様である。) ※電子申請受付システム ・本人又は本人の代理人 申請者本人の電子証明書(個人番号カード等)による電子署名、及び受付時の認証局(公的個人認証局、民間認証局)を使った、電子申請データ内の個人情報(氏名、住所、生年月日など)での本人性確認を行うことができる。
個人番号の真正性確認の措置の内容	・個人番号カード、通知カード等の提示を受け、個人番号の真正性の確認を行う。 ・住民基本台帳ネットワークシステムを利用して、真正性の確認を行う。 ※審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX) ・本人又は本人の代理人 市税システムは、中間サーバと連携した統合宛名システムと連携して個人番号を保有しており、申告データ等を審査システム(eLTAX)から税務システムに登録する際に、真正性確認をする。 ・給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。)、公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等)、国税庁 特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本市が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。 ・他市区町村 国税連携システム(eLTAX)で他市区町村から入手する所得税申告書等データは、他市区町村が国税庁から入手した情報であるため、特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本市が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。 ※電子申請受付システム ・本人又は本人の代理人 電子申請データ内の個人番号により、中間サーバと連携した統合宛名システムと連携して個人番号を保有する市税システムへ照会を行い、申請データ内の個人情報(氏名、住所、生年月日など)と目視による突合を行う。

特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・特定個人情報の入力、削除及び訂正を行う際は、整合性を確保するため、入力、削除及び訂正を行った者以外の者が確認する等の確認作業をしている。 ・入力、削除及び訂正作業に用いた申告書や申請書は、当市で定める規程に基づいて管理し、保管している。 ・誤りの訂正を行う場合は、責任者の決裁を受けており、訂正した内容はシステム上記録され、法令等により定められた期間保管する。 ・入力した原本(申告書等)とデータファイルの照合を行い、入力チェックをしている。 ※審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX) ・本人又は本人の代理人、給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。) eLTAXは、申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書、各種申請・届出について、書面に代えてインターネットを通じて受付を行い、審査システム(eLTAX)が、地方税ポータルセンタ(eLTAX)から当該情報を取得して原本として保存するシステムであるため、受付した情報をそのまま保管する必要がある。 審査システム(eLTAX)で保管している情報は、市税システムに連携し、地方税債権などを一元的に管理するとともに、これらを分析して税務調査等に活用しており、納税者の申告内容を帳簿等で確認し、申告内容に誤りがあれば是正を求めるなどの対応を行っている。 ・公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等) eLTAXは、公的年金等支払報告書等について、書面に代えて電子的な方法で受付を行い、審査システム(eLTAX)が、地方税ポータルセンタ(eLTAX)から当該情報を取得して原本として保存するシステムであるため、受付した情報をそのまま保管する必要がある。また、審査システム(eLTAX)で保管している情報は、税務システムに連携し、地方税債権などを一元的に管理するとともに、これらを分析して税務調査等に活用しており、納税者の申告内容を帳簿等で確認し、申告内容に誤りがあれば是正を求めるなどの対応を行っている。 ・国税庁 正確性の確保については、特定個人情報の入手元である国税庁に委ねられる。 ・他市区町村 国税連携システム(eLTAX)で他市区町村から入手する所得税申告書等データは、他市区町村が国税庁から入手した情報であるため、正確性の確保については、特定個人情報の入手元である他市区町村に委ねられる。 ・電子申請受付システム 電子申請データの内容に関しては申請者による補正しか行わない(職員による補正は不可に設定)こととし、補正を行なった履歴は記録されており、補正前の申請データの内容を確認することができる。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<紙媒体に対する措置> ・特定個人情報を記録した紙媒体は、鍵付保管庫等で保管している。 ・事務処理に必要な紙媒体は、処理完了後は速やかに保管庫で管理するよう徹底している。 <電子データに対する措置> ・電子データで提出される申告情報等は、書留便等又は専用回線を介して入手している。 ・特定個人情報が記録された電子データについては、極力電子記録媒体を用いないこととし、電子記録媒体を使用する場合は、データは暗号化し、定められた担当者のみが作業することとしている。 ・電子記録媒体を用いた場合は、作業完了後速やかにデータを消去している。 <委託業者に対する措置> ・委託業者との契約に、特定個人情報を含む秘密保持に関する特記条項を盛り込んでいる。 <他市区町村に対する措置> ・他市区町村との通信は、閉域網であるLGWANを利用するとともに、暗号化を行っている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
・端末画面は、来庁者から見えないように配置する。 ・特定個人情報が表示された画面のハードコピーは、事務処理に必要となる範囲にとどめる。 ・画面のロック機能等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。 ・離席時には端末のロック等を行うことが情報セキュリティポリシーに規定されており、定期的に研修等を行い、周知している。	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	・統合宛名システムは、番号法別表及び関係主務省令に定められた部署以外からの特定個人情報へのアクセスが行えないような仕組みを構築する。また、統合宛名システムへは、個人番号、氏名や生年月日等の基本的な情報のみ保持する仕組みとする予定であり、当該事務にて必要のない情報との紐付けは物理的に不可能である。 ・統合宛名システムへは、権限のない者の接続を認めない。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・市民税の賦課徴収事務に使用するシステムは、法令等に基づく必要な情報のみを保持しており、必要のない情報との紐付け等が行われることはない。 ・地方税法に基づく調査により取得した特定個人情報は、職務上必要と認められる権限の与えられた者しかアクセスできない。 ・システム間のアクセスは必要なもののみに限定する。法令に基づく事務で使用する以外の情報との連携は行わない。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・システムを利用する職員を特定し、職員ごとにユーザーIDを付与する。 ・認証カードによる識別とパスワードによる認証を実施する。
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・職員毎に、業務に必要なアクセス権限を付与し、利用可能な機能を制限する。 ・職員の異動退職時に合わせて、アクセス権限を更新し、当該IDを失効させる。 ・退職した元職員や異動した職員等のアクセス権限の失効管理を適切に行う。
アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・職員の業務に応じたアクセス権限が付与されるよう管理する。 ・不正アクセスを分析するために、アプリケーションの操作履歴の記録を保管する。
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・特定個人情報を扱うシステムについて、ユーザーID、操作日時、処理名を記録している。 ・必要に応じて操作履歴を解析し、不適切なアクセスがないか確認する。 ・操作履歴の確認により本人確認情報の検索に関して不正な操作の疑いがある場合は、申請文書等との整合性を確認する。 ・バックアップされた操作履歴について、定められた期間、安全な場所に施錠保管する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	・システムの操作履歴を記録している。またそのことを職員に周知している。 ・システムの操作履歴を解析し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 ・システム利用職員への研修会等において、事務外利用の禁止等について周知する。 ・職員以外の従業者(委託先等)には当該事項についての誓約書の提出を求める。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	・操作者端末には、ファイルの保存やコピーができないように制限をかけている。また、USBメモリやDVD等の外部記録媒体にはアクセスできないように制限をかけている。 ・証明書コンビニ交付システムで保有する税情報ファイルは個人番号カードを使用して認証を受けた本人からの交付請求に対してのみ証明書の交付を行うようにシステムで制御されており、税情報ファイルの操作や保存を行うことはない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
・端末画面は、来庁者から見えないように配置する。 ・特定個人情報が表示された画面のハードコピーは、事務処理に必要となる範囲にとどめる。 ・画面のロック機能等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。 ・離席時には端末のロック等を行うことが情報セキュリティポリシーに規定されており、定期的に研修等を行い、周知している。	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	・ISO27001またはプライバシーマークの取得を委託先選定の条件とする。また、委託契約約款に基づき、情報保護管理体制について報告を求めている。 ・神戸市情報セキュリティポリシーにて委託に関するルールが定められており、委託契約約款に当該ポリシーの遵守が明記されている。 ・国税連携システム(eLTAX)の運営に関する業務は、地方共同法人地方税共同機構が「認定委託先事業者の認定等に関する要綱」に基づき認定した事業者へ委託している。当該事業者は、ISMS認証(又はプライバシーマーク)を取得しているとともに、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」(平成25年総務省告示第206号)の各規定を満たした情報セキュリティ対策が確保されると認められた者である。また、毎年度、地方共同法人地方税共同機構が委託する外部の第三者による情報セキュリティ監査が実施されており、当該事業者から監査結果についての報告を受けている。審査システム(eLTAX)の運営に関する業務についても、上記に準じた確認を行っている。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	・あらかじめ作業者の名簿及び個人情報保護に関する誓約書を提出させ、当市が確認していないものが従事することのないようにしている。 ・上記確認した従事者に対して貸与したICカードとパスワードによる認証を行っている。 ・証明書コンビニ交付システムにかかる委託においては、本市の許可なく更新できない取扱いとなっている。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・特定個人情報ファイルへのアクセス履歴(ユーザーID、操作日時、処理名)を記録する。 ・システムのオペレーションや運用保守における作業記録を残す。	
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・本市の委託契約約款により、書面による承認を得ない第三者への提供は禁止している。 ・上記に加えて、「税情報ファイル」は、システム内での使用に限定しており、委託業務において、特定個人情報を含む当該ファイルをシステム外に出力し委託先や他者へ提供することは、認めていない。 ・委託契約上の調査条項に基づき、当該ファイルの取扱状況について把握する必要がある場合、報告を求め、検査を行う。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	同上	
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・委託契約に神戸市情報セキュリティポリシーの遵守を明記しており、「データ等の廃棄」についてもこの内容を遵守する事を前提にして契約している。 ・委託契約の調査条項に基づき必要があると認めるときは調査を行い、または報告を求める。 ・証明書コンビニ交付システムに関する委託については、直近2年度分の税情報のみを保有するようにシステム的に制御しているため、削除された情報は保有しない。	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	契約書上に下記の条項を規定している。 ・委託業務を処理するに当たって知り得た個人情報等を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。 ・在職中及び退職後において、委託業務を処理するに当たって知り得た個人情報等を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用することのないように必要な措置を講じなければならない。 ・委託業務を処理するに当たって知り得た個人情報等その他の情報を、甲の書面による承諾を得ることなく目的外に使用し、又は第三者に提供し、若しくは利用させてはならない。 ・委託業務に係る個人情報等の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報等の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。 ・貸与された文書等を書面による承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。 ・委託業務を処理するに当たって取り扱っている個人情報等の取扱状況について、必要があると認めるときは報告を求め、その検査をすることができる。 ・委託業務を処理するに当たって個人情報等を収集するときは、委託事務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。	

再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	十分にやっている <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない 4) 再委託していない
具体的な方法	・委託契約約款に神戸市情報セキュリティポリシーの遵守が明記されている。当該セキュリティポリシーには、委託契約書の記載事項やセキュリティ確保への取組み状況等の調査が、再委託先にも適用されることが定められており、定期的に調査を実施する。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	十分である <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	特定個人情報（個人番号、4情報等）の提供を行う際に、提供の記録（提供・移転日時、操作者等）をシステム上で管理し、指定された期間保存する。 なお、システム上、提供に係る処理を行ったものの提供が認められなかった場合についても記録を残す。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	特定個人情報の提供・移転については、番号法及び地方税法等の法令の規定に基づき認められる事項について行う。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・共通基盤システムより提供されるデータを利用するには、事前に当該データのデータ管理者である所管課より使用の許可を得ることを条件とし、当該許可書面の添付を求める。 - そのうえで接続相手方と共通基盤システムとの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 ・eLTAXにおいて特定個人情報の提供処理を行う場合、税務担当者ID及び暗証番号により利用できる職員しか提供することができず、提供方法及び提供先はシステムの機能で決められている。なお、地方税ポータルセンタへの送信には閉域網であるLGWANを用いており、データは暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置： ・システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。また、共通基盤システム上のデータ変更が生じた際には、項目のフォーマットチェックや論理チェック（例えば、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合に当該処理をエラーとする）がなされた情報を通知することをシステム上で担保する。 ・eLTAXにおいて情報提供を行う場合、税務担当者ID及び暗証番号により利用できる職員しか提供することができず、提供方法は番号法等の規定に従ってシステムの機能で決められている。地方税ポータルセンタ（eLTAX）までは閉域網であるLGWANが利用され、暗号化通信がされており、決められた情報のみを提供するようにシステム的に担保している。 誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置： ・接続相手方（業務サーバ）と共通基盤システムとの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 ・eLTAXにおいて情報提供を行う場合、提供先として地方税ポータルセンタ（eLTAX）以外を設定することはできない仕様になっている。地方税ポータルセンタ（eLTAX）までは閉域網であるLGWANが利用され、暗号化通信がされている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜神戸市における措置＞ ・番号法の規定に基づき、認められている範囲内においてのみ特定個人情報の照会を行う。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜神戸市における措置＞ ・番号法の規定に基づき、認められている範囲内においてのみ、中間サーバーから統合宛名システムを通じ情報入手ができるようシステムによって制御されている。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設定されているため、安全性が担保されている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、必要なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに通信を暗号化することで安全性を確保している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜神戸市における措置＞ ・入手した特定個人情報について、税務オンラインシステム内の情報と突合を行い、真正性及び正確性確認を行う。また、別途、届出または申告時には、その都度、届出などの内容と突合を行い、特定個人情報の正確性確認を行う。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、必要なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体については、VPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視、障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜神戸市における措置＞ ・番号法の規定に基づき、認められている範囲内においてのみ特定個人情報の提供を行う。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③機密情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<神戸市における措置> ・番号法の規定に基づき、認められている範囲内においてのみ、統合宛名システムから中間サーバーを通じ情報提供ができるようシステムによって制御されている。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。(※)暗号化・復号化機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、必要なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスできないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<神戸市における措置> ・中間サーバーに登録されている情報を適切な頻度で更新し、その正確性を担保することでリスクに対応する。また、情報提供の際は中間サーバーを経由した相手先はシステムにより担保されているが、誤った相手に提供していないことを事後確認する。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報提供されるリスクに対応している。 ②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
(神戸市における措置) 本市では、情報提供ネットワークシステムとのすべての連携(接続)は、中間サーバーが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の業務システムへのアクセスはできない。 (中間サーバー・ソフトウェアにおける措置) (1) 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (2) 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 (中間サーバー・プラットフォームにおける措置) (1) 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、必要なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 (2) 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 (3) 中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 (4) 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<神戸市における措置> ・サーバは、ICカードで電子施錠された区画に設置している。 ・バックアップ媒体は、耐震・耐火機能を満たした区画に設置した保管庫に保管するほか、遠隔地での保管も実施している。 ・停電等によるデータの消失を防ぐため、無停電電源装置を設置している。 ・火災によるデータ消失を防ぐため、サーバ設置区画内に消防設備を備えている。 ・サーバを格納しているラックには、耐震補強を実施している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・事前に申請し承認されていない物品、記録媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないように、警備員などにより確認している。 <電子申請受付システム> ・iDCへの入退室管理として、入館時の事前申請を必要としている。入退室受付時、入館資格の有無を審査し、入退室記録の採取、保存を実施している。 ・サーバールームへの入退室管理として、有人監視による入退室管理を実施している。また、入退室時、ICカード認証及び虹彩認証を実施している。 ・サーバールーム内監視として、サーバ設置ラックの鍵を鍵管理装置で管理している。また、サーバ設置ラックの鍵の使用記録を採取、保存を実施している。 ・サーバラックの不正操作制限として、サーバ設置ラックごとに異なるカギで施錠できる扉を設置している。また、施錠管理、カギの管理を実施している。 ・防火、防水として、サーバ室は煙感知と熱感知の二重検知、サーバ室の消火設備としてガス式消火設備を採用している。壁面は耐火素材を採用している。給排水管は電源、通信配線とは別ルートで配管し、空調システムは漏水センサーを設置している。 <証明書コンビニ交付システムのデータセンターにおける措置> ・サーバはデータセンターに設置しており、設置場所への入退室は生体認証による管理を行っている。 ・停電等によるデータの消失を防ぐため、無停電電源装置と自家発電装置を設置している。 ・火災によるデータ消失を防ぐため、サーバ設置区画内に新ガス系消火設備を備えている。 ・データセンターは震度7の地震にも対応できる耐震・免震構造となっている。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。

⑥技術的対策	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	<神戸市における措置> ・サーバ及び端末にウイルス等対策ソフトウェアを常駐させ、定期的に定義ファイルの更新を行っている。 ・業務端末等ではWindowsのグループポリシーによりすべてのリムーバブル記憶域へのアクセスを拒否しており、USBメモリ等の外部記憶媒体は接続しても使用できないように設定している。 ・端末はICカード及びパスワードによりユーザ認証を行っている。 ・端末で表示させた情報は、一時記憶領域を含め、端末内には保存されない仕組みを構築している。 ・システムからはインターネットへの接続を行っていない。 ・ファイアウォールを設置して、厳重な通信制御を行っている。 ・不正なアクセスがないか、毎月通信ログを確認している。 ・OSやミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用等のソフトウェアのアップデートを行う。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 <電子申請受付システム> ・電子申請サービスのシステムへのアクセスは、ユーザIDとパスワードによる認証が必要。また、ユーザには職務内容に応じて、操作権限や、使用できる機能を適切に設定している。 ・内部ネットワークは、すべてファイアウォール内部に設置する。 ・外部からの不正アクセスを検知するために、IDSを設置する。 ・リバースプロキシを設置し、内部サーバ・ネットワーク情報を隠蔽する。 ・ウィルスの侵入を防ぐため、Windows系、LINUX系において、ウィルス対策ソフトの導入と、ウィルスチェックを実施する。 ・アプリケーションやシステムではタイムスタンプを記録する機能を使用し、申請時間やシステムログ採取時間を管理する。その際、その記録される時刻の正確性を保証するために各サーバの時間管理・サーバ間での整合性(同期)保証を行う仕組みを設ける。 ・インターネットを経由した通信は、原則TLSによる通信を行う。また、その性能保証をするためのアクセラレータを設置する。 <証明書コンビニ交付システムにおける措置> ・サーバにウイルス等対策ソフトウェアを常駐させ、定期的に定義ファイルの更新を行っている。 ・ファイアウォールを設置して、厳重な通信制御を行っている。 ・不正なアクセスがないか、買いつき通信ログを確認している。 ・OSやミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用等のソフトウェアのアップデートを行う。 ・データセンターへのデータの送信は地方自治体専用のLGWANを使用し、送信するデータについても暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。))は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報保有システムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。
⑦バックアップ	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか		[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		1.令和3年3月に個人情報の記録されたUSBメモリを紛失したと指定管理者から報告があった。 2.令和3年7月に免職となった元職員が業務用PCを無断で持ち出した。 3.令和3年8月に保護者へメールを送付した際に、誤って「Bcc」ではなく「To」にメールアドレスを入力したため、すべてのメールアドレスが送信先に公開された。 4.令和3年10月に選挙投票事務に係る民間従事者への関係書類の誤送付があった。 5.令和3年10月に民生委員が保管する書類一式の内、高齢者見守り台帳対象者一覧を紛失した。 6.令和3年10月に指定管理者元職員による学童保育名簿等の持ち出しが発覚した。 7.令和3年11月にメールを送付した際に、添付ファイルを誤り必要以上の項目が登録されたファイルを送付した。 8.令和3年12月に職務と関係なく個人情報を閲覧し、複数の知人に対して個人情報を閲覧させるなど、個人情報に不正アクセスを行った。 9.令和4年8月に、市民から電話で受け付けた飼犬の死亡・住所変更などの届出や、登録内容の修正等に関する個人情報をメモしたノートを紛失した。 10.令和4年10月に市認定の消費生活マスターに事務連絡メールを送信した際に、誤って「Bcc」ではなく「To」にメールアドレスを入力したため、すべてのメールアドレスが送信先に公開された。 11.令和5年4月に、押印漏れがあった書類を持参した市民の受付をした際に、受理した他の書類がないことに気付く、紛失した。 12.令和5年7月に、地域での会議に参加した後、会議で使った世帯状況一覧を鞆の中に片付けたが、次の訪問先で鞆から他のものを取り出す際に、当該書類を落とし、紛失した。 13.令和5年8月に、児童手当に係る書類の不備を申請者に送付する際に誤送付があった。 14.令和5年9月に、レセプト返戻のため保留にしていた申請書類を紛失した。 15.令和5年12月に、窓口で受理した申請書のうち、該当がなかった書類の返却時に内部書類を添付し、手渡した。	
再発防止策の内容		1.当該指定管理者に対し、USBメモリによる個人情報の取り扱いの停止と、個人情報の取り扱いについて是正勧告を行った。 2.退職時の手続きについて徹底・確認する。 3.ICTシステムを導入し、電子メールによる連絡手段を改める。 4.事務の確認手順の見直しと、封入の際には複数で確認を行うこと及び個人情報の厳重な取扱いについて職員に周知徹底した。 5.個人情報の重要性や取り扱い時の注意点、適切な管理について全民生委員に対して周知した。 6.当該業務の全指定管理者を対象に臨時の研修の実施、業務の手引きの改訂を行い情報セキュリティの遵守の徹底を行った。 7.送付前に複数確認を徹底する。また、ファイルにはパスワード設定を行う。 8.当該職員及び当該課長級職員に懲戒処分を行った。また、全職員に対して、個人情報に関する研修を徹底する。 9.令和4年春から導入しているe-KOBEによる電子届出への誘導を強化する。 10.複数にメールを一斉送信する場合は必ずダブルチェックを行うよう再度徹底する。 11.受付後の書類の保管の見直しをし、適切な書類の管理を再度徹底。 12.個人情報が記載された文書の所外持ち出し禁止の再度徹底。 13.郵送物を発送する際のダブルチェックの徹底。 14.受付後の書類の保管の見直しをし、適切な書類の管理を再度徹底。 15.相手方に交付する書類(返却書類を含む)と、申請書およびダブルチェックのための内部書類とを別ファイルに入れ明確に区別することの徹底。	
⑩死者の個人番号		[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法		生存する個人の個人番号と同様に安全管理措置を実施している。	
その他の措置の内容		—	
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	・納税者情報については、随時、本人確認を行い、変更があればその都度データを修正している。 ・証明書コンビニ交付システムにおいては、直近2年度の情報のみを保有するようにシステムで制御しているため、不要となった特定個人情報を保有することはない。また、税情報システムとは定期的に整合性チェックを行っている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	・システム上、保存年限の経過した特定個人情報を定期的に一括して削除する仕組みとする。 ・証明書コンビニ交付システムにおいては、直近2年度の情報のみを保有するようにシステムで制御しているため、不要となった特定個人情報を保有することはない。 <ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	<神戸市における措置> ・年に1回、当該システムの保守・運用を所管する業務所管部署及び同システムを利用・運用する担当部署において実施している情報セキュリティ自己点検に加え、担当部署において評価書の記載内容どおりの運用が行われているか、確認する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。 <国税連システム(eLTAX)における措置> 国税連携システム(eLTAX)にあつては、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準(平成25年総務省告示第206号)」の達成状況について、自己評価を実施している。
②監査	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	<神戸市における措置> ・年に1回、業務所管部署が担当部署に対して評価書の記載内容どおりの運用が行われているか、内部監査を実施して確認する。 ・現在実施されている外部監査に、「評価書の記載内容どおりの運用が行われているか」等の項目を追加の上、定期的に実施して確認する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を実施することとしている。 <審査システム(eLTAX)における措置> 審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)については、運営する認定委託先事業者が、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を受けている。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)については、運営する地方共同法人地方税共同機構が、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を受けている。 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<神戸市における措置> ・年に1回、全職員を対象に階層別に実施している情報セキュリティ研修及び新規採用職員を対象に実施している個人情報保護に関する研修に、特定個人情報の保護に係る内容を追加して実施する。 ・年に1回、人事異動後に業務所管部署が実施している、業務及びシステムに携わる職員を対象とした研修に、特定個人情報の保護に係る内容を追加して実施する。 ・研修の受講履歴を保管する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。 <国税連携・審査システム(eLTAX)における措置> 担当者を地方共同法人地方税共同機構が毎年実施しているセキュリティ研修会に参加させている。
3. その他のリスク対策	
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号(市役所本庁舎1号館18階) 神戸市 市長室 市民情報サービス課 電話番号:078-322-5175
②請求方法	請求者ご本人であることを証明する書類(個人番号カード、運転免許証、旅券等)を上記請求先へ持参のうえ、個人情報開示請求書を提出する。
特記事項	市ホームページに、請求方法等を掲載している。
③手数料等	[無 料] ＜選択肢＞ 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 手数料は無料。ただし、写しの交付を希望する場合は、複写料実費(白黒1枚あたり10円他)が必要。
④個人情報ファイル簿の公表	[行 っ て い る] ＜選択肢＞ 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	地方税の賦課徴収に関する事務(個人情報取扱事務単位での目録の名称)
公表場所	郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号(市役所本庁舎1号館18階) 神戸市 市長室 市民情報サービス課 電話番号:078-322-5175
⑤法令による特別の手続	
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	郵便番号653-8762 神戸市長田区二葉町5丁目1-32(新長田合同庁舎3階) 神戸市行財政局税務部 税務課 電話番号:078-647-9301
②対応方法	問合せの受付時及び対応について、記録を残す。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和6年6月19日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	神戸市民の意見提出手続に関する条例による意見募集手続き方法に準じて実施する。 全項目評価書は、市ホームページで公開するほか、担当課、市政情報室、各区役所での閲覧が可能。意見の提出は、任意の様式により、下記の募集期間内において郵便、ファクシミリ、電子メール、担当課への持参により受け付ける。
②実施日・期間	令和6年9月2日 から 令和6年10月1 日
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	意見なし
⑤評価書への反映	
3. 第三者点検	
①実施日	令和6年10月25日
②方法	神戸市個人情報保護審査会による点検
③結果	1 本件特定個人情報保護評価書の記載内容については、特段の問題は認められないので、妥当とする。 2 特定個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を不当に侵害することのないように、事務に関わる者への研修を十分に行うとともに、特定個人情報保護のためのリスク対策を上記評価書の記載内容に従い、確実に実行する必要がある。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月31日	I. 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2		「システムの機能」に個人番号等について照会、帳票出力を行う旨を追記。 「他のシステムとの接続」に庁内連携システムを追記。	事前	
平成28年5月31日	I. 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3	「申告書等画像ファイリングシステム」により構成されている。	「申告書ファイリングシステム」により構成されている。	事前	
平成28年5月31日	I. 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6	所得税申告書等データ、法定調書(配当・報酬資料せん、年金・給与資料せん)データを受領する。	所得税申告書等データ、法定調書(配当・報酬資料せん、年金・給与資料せん)データを受領する。	事前	
平成28年5月31日	I. 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7		「システムの機能」の文字隠れ(システム管理機能)を修正。	事前	
平成28年5月31日	I. 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム		システム10、11を追記。	事前	
平成28年5月31日	I. 基本情報 (別添1)事務の内容		財務会計システムを追記。 電子申請受付システムを追記。 証明書コンビニ交付システムを追記。 証明書交付センターを追記。 市民税サブシステムを変更。	事前	
平成28年5月31日	II. 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報		委託事項4～18を追記。	事前	
平成28年5月31日	II. 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 (別添2)ファイル記録項目		番号法対応により、法人番号管理テーブル、個人番号管理テーブルを新規に追加。 電子申請受付システムのテーブルを新規に追加。 特別徴収支援システムのテーブルを新規に追加。 課税資料原票管理システムのテーブルを新規に追加。 申告書ファイリングシステムのテーブルを新規に追加。	事前	
平成28年5月31日	II. 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	地方税申告書関係情報:本人又は本人の代理人からの提出の都度/入手方法は紙	地方税申告書関係情報:本人又は本人の代理人からの提出の都度/入手方法は紙及び電子記憶媒体	事前	
平成28年5月31日	II. 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法 ③入手の時期・頻度		電子申請受付システムの文言を追記。	事前	
平成28年5月31日	II. 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	<神戸市における措置> 本市庁舎内の、	<神戸市における措置> 本市管理区域の、	事前	
平成28年5月31日	II. 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所 ②消去方法		証明書コンビニ交付システムの内容を追記。	事前	
平成28年5月31日	III. 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク3		電子申請受付システムの内容を追記。	事前	
平成28年5月31日	III. 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク4	<電子データに対する措置> ・電子データで提出される申告情報等は、専用回線を介して入手している。	<電子データに対する措置> ・電子データで提出される申告情報等は、書留便等又は専用回線を介して入手している。	事前	
平成28年5月31日	III. 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク4		証明書コンビニ交付システムの内容を追記。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月31日	Ⅲ. 特性個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		証明書コンビニ交付システムの内容を追記。	事前	
平成28年5月31日	Ⅲ. 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続リスク4	情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報]の入手のみを実施するため	情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため	事前	
平成28年5月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイル]の取り扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去リスク1		電子申請受付システムの内容を追記。 証明書コンビニ交付システムの内容を追記。	事前	
平成28年5月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイル]の取り扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去リスク2 リスク3		証明書コンビニ交付システムの内容を追記。	事前	
平成29年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 15, 16, 17 ⑤委託先名の確認方法	課税企画課	市民税課 ※所属名変更による	事後	職制改正のため
平成30年2月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項1 ⑥委託先名	開発業務については、株式会社日立製作所神戸支店。運用・保守業務については現在選定中。	株式会社日立製作所 神戸支店	事後	業者決定のため
平成30年2月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項3 ⑥委託先名	TIS株式会社	株式会社TKC	事後	業者変更のため
平成30年2月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		移転先29を追加 (難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務)	事前	
平成30年3月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項		委託事項15・16を削除 委託事項17・18を15・16に番号変更	事前	現委託事項15・16について、特定個人情報の取扱いがなくなったため
平成30年3月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続リスクに対する措置の内容	番号法別表第二及び第19条第14号	番号法別表第二及び第19条第16号	事前	番号法改正による条項ずれの訂正
平成30年10月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項4 ⑥委託先名	テンプスタッフ株式会社	パーソルテンプスタッフ株式会社	事後	社名変更のため
平成30年10月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	北須磨支所	各支所	事後	北神出張所が北神支所へ変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年10月31日	I 基本情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の内容		「(別添1)事務の内容」図のうち、統合宛名システムから共通基盤システムへの「その他の個人情報の流れ」矢印を追加	事後	
平成30年10月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項9 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[○]紙	[○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []紙	事後	申告資料等(課税資料9は、一旦スキャナーで取り込んで可搬媒体(HDD)に書き込みエントリーデータ作成業者へ引き渡している。
平成30年10月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項		委託事項14を削除 委託事項15・16を14・15に番号変更	事前	現委託事項14(経常データエントリー業務:償却資産)について、特定個人情報の取扱いがないため
平成30年10月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項15 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	[]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	事後	
平成30年10月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所		＜税収滞納管理システムにおける措置＞を追加	事前	税収滞納管理システムをサーバ仮想化基盤へ移行するため
平成30年10月31日	I 基本情報 2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステムシステム5 ②システムの機能	②税務システムから審査システム(eLTAX)への連携:特別徴収額通知データ	②税務システムから審査システム(eLTAX)への連携:特別徴収額通知データ、特定個人情報ファイル(本人確認用)	事後	eLTAX機能改善(本人確認 地方団体における特定個人情報一括登録)による
平成30年10月31日	I 基本情報 2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステムシステム6 ②システムの機能	国税庁から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、所得税申告書等データ、法定調書(配当・報酬資料せん、年金・給与資料せん)データを受領する。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、扶養是正情報等データを国税庁に送付する。	※左の文言の後に下記を追加 同じく、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、住民登録外課税通知データ、寄附金税額控除に係る申告特例通知データ等を他自治体との間で送付及び受領する。	事後	eLTAX機能改善(住民登録外課税通知・寄附金税額控除に係る申告特例通知の団体間回送)による
平成30年10月31日	I 基本情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の内容		eLTAXとの連携データを3種(項番③⑧⑨追加これに伴い項番③～⑥を④～⑦に、⑦～⑯を⑩～⑰に変更 (備考)も同様に変更	事後	eLTAX機能改善(本人確認 地方団体における特定個人情報一括登録・寄附金税額控除に係る申告特例通知の団体間回送)による
平成30年10月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	右の文言を追加	(他自治体からの(国税連携システム(eLTAX)による)入手情報) ◆他自治体が作成した住民登録外課税通知、寄附金税額控除に係る申告特例通知データ等を地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて受領している。 ・住民登録外課税通知情報は提出があれば一年を通じて受領している。 ・寄附金税額控除に係る申告特例通知情報は1月に受領する。	事後	eLTAX機能改善(住民登録外課税通知・寄附金税額控除に係る申告特例通知の団体間回送)による
平成30年10月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先		提供先6 一般社団法人地方税電子化協議会 提供先7 他自治体の長(都道府県及び市区町村)を追加	事後	eLTAX機能改善(本人確認 地方団体における特定個人情報一括登録・寄附金税額控除に係る申告特例通知の団体間回送)による
平成30年10月31日	III. 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	8項目目「特定個人情報の入手元である国税庁」	「特定個人情報の入手元である他市区町村」	事後	記入誤りのため
平成30年10月31日	III. 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスクに対する措置の内容		下記の文言を追加 ＜他市区町村に対する措置＞ ・他市区町村との通信は、閉域網であるLGWANを利用するとともに、暗号化を行っている。	事後	eLTAX機能改善(住民登録外課税通知・寄附金税額控除に係る申告特例通知の団体間回送)による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年10月31日	Ⅲ. 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移 転 リスク2		リスクに対する措置の内容に下記の文言を追加 ・eLTAXにおいて特定個人情報の提供処理を行う場合、税務担当者ID及び暗証番号により利用できる職員しか提供することができず、提供方法及び提供先はシステムの機能で決められている。なお、地方税ポータルセンタへの送信には閉域網であるLGWANを用いており、データは暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。	事後	eLTAX機能改善(本人確認 地方団体における特定個人情報一括登録・寄附金税額 控除に係る申告特例通知の 団体間回送)による
平成30年10月31日	Ⅲ. 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移 転 リスク3		リスクに対する措置の内容に下記の文言を追加 ・eLTAXにおいて情報提供を行う場合、税務担当者ID及び暗証番号により利用できる職員しか提供することができず、提供方法は番号法等の規定に従ってシステムの機能で決められている。地方税ポータルセンタ(eLTAX)までは閉域網であるLGWANが利用され、暗号化通信がされており、決められた情報のみを提供するようにシステム的に担保している。 ・eLTAXにおいて情報提供を行う場合、提供先として地方税ポータルセンタ(eLTAX)以外を設定することはできない仕様になっている。地方税ポータルセンタ(eLTAX)までは閉域網であるLGWANが利用され、暗号化通信がされている。	事後	eLTAX機能改善(本人確認 地方団体における特定個人情報一括登録・寄附金税額 控除に係る申告特例通知の 団体間回送)による
平成30年10月31日	I 基本情報		システム12「申告受付支援システム」、システム13「地方税電子申告支援サービス」、システム14「課税資料イメージ管理サービス」、システム15「課税業務支援システム」を追記。	事前	市民税サブシステム再構築 のため
平成30年10月31日	(別添1)事務内容	⑫-8 確定申告及び申告書等修正データ等の データを連携する ⑫-12 給与支払報告書イメージデータ及び給 与支払報告書データを連携する。	⑫-8 課税資料データ及び申告書等修正データ等及び合算データを連携する。 ⑫-12 課税資料イメージデータ及び課税資料 パンチデータを連携する。	事前	市民税サブシステム再構築 のため
平成30年10月31日	Ⅱ ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託		委託事項16「市民税サブシステムの開発及び 運用・保守業務」を追記	事前	市民税サブシステム再構築 のため
平成30年10月31日	Ⅱ ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消 去		〈神戸市仮想化基盤における措置〉及び〈市民 税サブシステムのデータセンターにおける措置 〉を追記	事前	市民税サブシステム再構築 のため
平成30年10月31日	(別添2)ファイル記録項目		市民税サブシステムを追記	事前	市民税サブシステム再構築 のため
令和2年5月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイル を取り扱う事務において使用する システム システム5 ②、及び システ ム6 ②	一般社団法人 地方税電子化協議会	地方共同法人 地方税共同機構	事後	平成31年4月に先地方税共 同機構が設立され、地方税電 子化協議会によるeLTAXの 運営を引き継いだため。 ※出資・運営が全地方公共 団体によるところは変わりな い。
令和2年5月1日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 番号法・第9条(利用範囲)第1項 別表第 一の16の項 地方税法その他の地方税に関する法律及 びこれらの法律に基づく条例による地方税の 賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件 の調査を含む)に関する事務であって主務省 令(※)で定めるもの(後略)	1. 番号法・第9条(利用範囲)第1項 別表第 一の16の項 地方税法その他の地方税に関する法律及 びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事 業税及び特別法人事業譲与税に関する法律 (平成三十一年法律第四号)による地方税若し くは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税 若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則 事件の調査を含む。)に関する事務であって主 務省(※)令で定めるもの(後略)	事後	番号法上の条文改正を反 映。
令和2年5月1日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供】 番号法第19条第7号 別表第二の第3欄(情報 提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特 定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる 以下の項 第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、2 6、27、28、29、31、34、35、37、39、4 0、42、48、54、57、58、59、61、62、6 3、64、65、66、67、70、71、74、80、8 4、87、91、92、94、97、101、102、10 3、106、107、108、113、114、115、11 6、117、120項 (後略)	【情報提供】 番号法第19条第7号 別表第二の第3欄(情報 提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特 定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる 以下の項 第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、2 3、26、27、28、29、31、34、35、37、3 8、39、40、42、48、53、54、57、58、5 9、61、62、63、64、65、66、67、70、7 1、74、80、84、85の2、87、91、92、94、 97、101、102、103、106、107、108、1 13、114、115、116、117、120項 (後略)	事後	【情報提供】として追加されて いる、「番号法別表第二」中 の第20、38、53、85の2 項を反映。
令和2年5月1日	I 基本情報 7①部署②所属長の役職名	①行財政局主税部税制課 ②行財政局税務部税制課長	①行財政局税務部税務課 ②行財政局税務部税務課長	事後	令和元年の職制改正を反映

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年5月1日	I 基本情報 (別添1)事務の内容		「課税資料原票管理システム」及び「申告書ファイリングシステム」及び関連失印部分を削除	事後	平成31年中まで並行稼働していた旧市民税サブシステムのうち、LGWAN-ASP上で稼働している市民税サブシステムが引き継いだ機能部分(課税原票管理システム・申告書ファイリングシステム)について削除した。
令和2年5月1日	I 基本情報 (別添1)事務の内容 (備考)		「12各種申告の登録・連携」について、上記削除に内容を修正	事後	平成31年中まで並行稼働していた旧市民税サブシステムのうち、LGWAN-ASP上で稼働している市民税サブシステムが引き継いだ機能部分(課税原票管理システム・申告書ファイリングシステム)について削除した。
令和2年5月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 2基本情報 ⑥事務担当部署		「各連絡所」を削除	事後	令和2年度の職制改正により、令和2年度より連絡所から出張所となったため(従前からの西神中央出張所はそのまま)。
令和2年5月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3特定個人情報の入手・使用 ①入手元	※入手元のうち以下について右記のとおり変更 市民参画推進局 保健福祉局	行財政局住民課 福祉局	事後	令和2年度の職制改正による所属名の変更を反映。
令和2年5月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	(前略) __公的年金支払者等から、DVDで一般社団法人地方税電子化協議会に__ (後略)	(前略) __公的年金支払者等から、DVDで地方共同法人地方税共同機構に__ (後略)	事後	平成31年4月に先地方税共同機構が設立され、地方税電子化協議会によるeLTAXの運営を引き継いだことを反映。 ※出資・運営が全地方公共団体によるところは変わらない。
令和2年5月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3特定個人情報の入手・使用 ⑦使用部署	※使用部署のうち以下について右記のとおり変更 行財政局主税部税制課 納税促進課 各区市税事務所	行財政局税務部税務課 収納管理課 各区市税の窓口	事後	平成31年度の職制改正による所属名の変更を反映。
令和2年5月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	委託する (16)件	委託する (13)件	事後	・旧市民税サブシステム中の平成31年度まで並行稼働していた課税原票管理システム・申告書ファイリングシステムの委託について削除した。 ・令和元年8月より、神戸市税部門が新長田合同庁舎に集約されたため、各区からの大量の課税資料を新長田分室へ搬送する業務「課税資料搬送業務」の委託がなくなり削除した。
令和2年5月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1～3 ⑤委託先の確認方法	委託業務を所管する税制課に問い合わせることで確認できる。	委託業務を所管する税務課に問い合わせることで確認できる。	事後	平成31年度の職制改正による所属名の変更を反映。
令和2年5月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ⑤委託先の確認方法	委託業務を所管する納税促進課に問い合わせることで確認できる。	委託業務を所管する収納管理課に問い合わせることで確認できる。	事後	平成31年度の職制改正による所属名の変更を反映。
令和2年5月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ⑥委託先名	パーソルテンプスタッフ株式会社	株式会社セゾンパーソナルプラス	事後	令和元年8月(神戸市全税部門の合同庁舎への移転直前)より委託先業者が変更となったことを反映。
令和2年5月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ⑤委託先の確認方法	委託業務を所管する市民税課に問い合わせることで確認できる。	委託業務を所管する法人税務課に問い合わせることで確認できる。	事後	平成31年度の職制改正による所属名の変更を反映。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年5月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項12、13、14（削除）		・委託事項12、13を削除（課税原票管理システム、申告書ファイリングシステムの保守開発等） ・委託事項14を削除（課税資料運搬業務） 委託既存の15～16について12～13に振り直した。 （以下、振り直した項番で記載）。	事後	以下の委託事項の削除により、項番の振り直しを行った。 ①平成31年度中まで並行稼働していた旧市民税サブシステムのうち、LGWAN-ASP上で稼働している新市民税サブシステムが引き継いだ機能部分の委託事項について削除。 ②令和元年8月より、神戸市税部門が新長田合同庁舎に集約されたため、各区からの大量の課税資料を新長田分室へ搬送する業務「課税資料搬送業務」の委託がなくなり削除。
令和2年5月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 ⑥委託先名	株式会社日本ワークシステム	毎年入札により決定する。	事後	（普通徴収：課税資料データ入力準備・点検作業） 当初課税に係る大量データ入力業務及び関連業務については、委託事務・価格等の適正化を図るため、毎年競争入札を実施しているため、実態に即した記述とした。
令和2年5月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7 ⑥委託先名	株式会社ユニオン・データサービス	毎年入札により決定する。	事後	（普通徴収：課税資料データバンチ入力業務） 当初課税に係る大量データ入力業務及び関連業務については、委託事務・価格等の適正化を図るため、毎年競争入札を実施しているため、実態に即した記述とした。
令和2年5月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項8 ⑥委託先名	株式会社KCSソリューションズ	毎年入札により決定する。	事後	（特別徴収：課税資料データバンチ入力業務） 当初課税に係る大量データ入力業務及び関連業務については、委託事務・価格等の適正化を図るため、毎年競争入札を実施しているため、実態に即した記述とした。
令和2年5月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項9 ⑥委託先名	株式会社日本ワークシステム・ポートスタッフ株式会社	毎年入札により決定する。	事後	（特別徴収：課税資料データ入力準備・点検作業） 当初課税に係る大量データ入力業務及び関連業務については、委託事務・価格等の適正化を図るため、毎年競争入札を実施しているため、実態に即した記述とした。
令和2年5月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項10 ⑦委託先名の確認方法	委託業務を所管する市民税課に問い合わせることで確認できる。	業務を利用している市民税課を通して、当該委託業務を所管する兵庫県に確認することができる。	事後	契約・実施・管理・運営主体が兵庫県であるため、実態に即した修正を行った。
令和2年5月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの委託 委託事項11 ⑤委託先名	株式会社インテック 西日本地区本部	株式会社インテック 行政システム事業本部 西日本公共ソリューション部	事後	委託先の部署名変更を反映。
令和2年5月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの委託 委託事項12（旧15） ⑤委託先名	委託業務を所管する税制課に問い合わせることで確認できる。	委託業務を所管する税務課に問い合わせることで確認できる。	事後	平成31年度の職制改正による所属名の変更を反映。
令和2年5月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの委託 委託事項13（旧16） ⑤委託先名	委託業務を所管する市民税課に問い合わせることで確認できる。	委託業務を所管する税務課に問い合わせることで確認できる。	事後	システム所管課の変更（税務部内移管）、及び平成31年度の職制改正による所属名の変更を反映。
令和2年5月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転提供の有無	62件	66件	事後	番号法別表第2で規定している提供先が、4件増加したことを反映。
令和2年5月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転提供先1	番号法第19条別表第2に定める__（中略）__ 56件	番号法第19条別表第2に定める__（中略）__ 60件	事後	番号法別表第2で規定している提供先が、4件増加したことを反映。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年5月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5 特定個人情報の提供・移転提供先3	日本年金機構、年金保険者（※日本年金機構については開始時期未定）	日本年金機構、年金保険者	事後	令和元年7月より、日本年金機構が正式に情報連携に参加したことにより（試験運用は平成31年4月より開始）。
令和2年5月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5 特定個人情報の提供・移転提供先3 ④ 提供する情報の対象となる本人の数	1万人以上10万人未満	10万人以上100万人未満	事後	令和元年7月より、日本年金機構が正式に情報連携に参加したことにより増加。
令和2年5月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5 特定個人情報の提供・移転提供先3 ⑦ 時期・頻度	当初分：毎年8月 更正分：月1回	当初分：毎年7月 更正分：月1回	事後	連携時期の変更を反映。
令和2年5月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5 特定個人情報の提供・移転提供先4 ⑥ 提供方法	[]フラッシュメモリー [○]その他（総合行政ネットワーク（LGWAN））	[○]フラッシュメモリー [○]その他（総合行政ネットワーク（LGWAN））	事後	国税庁との修正申告等のデータを連携しているもの。国税庁の推奨はLGWAN経由であるが、国税庁側持参のUSBメモリーによってデータ連携を行っており、この実態を反映。
令和2年5月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5 特定個人情報の提供・移転提供先6	一般社団法人 地方税電子化協議会	地方共同法人 地方税共同機構	事後	平成31年4月に先地方税共同機構が設立され、地方税電子化協議会によるeLTAXの運営を引き継いだことを反映。
令和2年5月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5 特定個人情報の提供・移転提供先7 ⑦ 時期・頻度	住登外課税通知：6月ほか随時 寄附金税額控除にかかる申告特例通知書：1月	住登外課税通知：月1回 寄附金税額控除にかかる申告特例通知書：1月	事後	他自治体との税額決定のためのLGWAN経由の情報のやりとりについて、現時点での連携頻度を反映。
令和2年5月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5 特定個人情報の提供・移転移転先1～8	保健福祉局障害福祉部	福祉局障害者支援課	事後	令和2年度の職制改正による所属名の変更を反映。
令和2年5月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5 特定個人情報の提供・移転移転先9	保健福祉局総務部保護課	福祉局保護課	事後	令和2年度の職制改正による所属名の変更を反映。
令和2年5月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5 特定個人情報の提供・移転移転先10～13	保健福祉局高齢福祉部国保年金医療課	福祉局国保年金医療課	事後	令和2年度の職制改正による所属名の変更を反映。
令和2年5月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5 特定個人情報の提供・移転移転先14～20	こども家庭局こども企画育成部	こども家庭局家庭支援課	事後	令和2年度の職制改正による所属名の変更を反映。
令和2年5月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5 特定個人情報の提供・移転移転先21	こども家庭局子育て支援部	こども家庭局家庭支援課	事後	令和2年度の職制改正による所属名の変更を反映。
令和2年5月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5 特定個人情報の提供・移転移転先23	保健福祉局高齢福祉部	福祉局高齢福祉課	事後	令和2年度の職制改正による所属名の変更を反映。
令和2年5月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5 特定個人情報の提供・移転移転先24	保健福祉局高齢福祉部	福祉局介護保険課	事後	令和2年度の職制改正による所属名の変更を反映。
令和2年5月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5 特定個人情報の提供・移転移転先25～26	保健福祉局健康部	健康局保健所	事後	令和2年度の職制改正による所属名の変更を反映。
令和2年5月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5 特定個人情報の提供・移転移転先27	保健福祉局障害福祉部	福祉局障害者支援課	事後	令和2年度の職制改正による所属名の変更を反映。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年5月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5 特定個人情報の提供・移転 移転先28	住宅都市局住宅管理部住宅管理課	建築住宅局住宅管理課	事後	令和2年度の職制改正による所属名の変更を反映。
令和2年5月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5 特定個人情報の提供・移転 移転先29	保健福祉局健康部	健康局保健所	事後	令和2年度の職制改正による所属名の変更を反映。
令和2年5月1日	(別添2) 特定個人情報ファイルの記録項目		旧市民税サブシステム中の「課税資料原票管理システム」及び「申告書ファイリングシステム」部分を削除	事後	平成31年度中まで並行稼働していた旧市民税サブシステムについては、LGWAN-A SP上で稼働している新市民税サブシステムがその機能を引き継ぎ、システム廃止となったため関係部分を削除。
令和2年5月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	(前略) ・国税連携システム(eLTAX)の運営に関する業務は、一般社団法人地方税電子化協議会が____ (中略) ____また、毎年度、一般社団法人地方税電子化協議会が委託する____ (後略)	(前略) ・国税連携システム(eLTAX)の運営に関する業務は、地方共同法人地方税共同機構が____ (中略) ____また、毎年度、地方共同法人地方税共同機構が委託する____ (後略)	事後	平成31年4月に先地方税共同機構が設立され、地方税電子化協議会によるeLTAXの運営を引き継いだことを反映。 ※出資・運営が全地方公共団体によるところは変わらない。
令和2年5月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク 7. 特定個人情報ファイルの保管・消去 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したかその内容 再発予防の内容	あり ＜その内容＞ ①平成26年8月に保存期限未到来の戸籍謄本等交付申請書(約1万1千件)が保管場所にないにことに気が付いた。文書廃棄時に誤って廃棄したと思われる。 ②平成26年10月及び平成27年1月に職員が職務と関係なく知人の個人情報を閲覧し、知人に対して個人情報を告げるなど、個人情報を不正に収集し、不当に使用した。 ＜再発防止の内容＞ ①保存期間によりラベルの色を変え、保管場所を分ける。廃棄時には複数人により対象文書の確認を行う。 ②全庁的に個人情報の適切な取扱いについて通知を行い、個人情報の適切な取扱いの確認及び周知徹底を図った。	あり ＜その内容＞ 1. 令和元年6月に、保存期限が未到来の国民健康保険柔道整復施療養費支給申請書が保管場所にないにことに気付いた。文書廃棄時に誤って廃棄したものと思われる。 2. 令和元年8月に乳幼児健康診査カルテの一部を紛失していることに気付いた。庁舎移転に伴う文書廃棄時に誤って廃棄したものと思われる。 3. 平成31年3月に個人情報の記録されたパソコン等が事務所から盗難にあった。 ＜再発防止の内容＞ 1. 公文書の適正な管理及び個人情報の保護及び、廃棄時には複数職員で文書の確認を徹底するよう職員に周知した。 2. 文書管理の適正管理を行い、再発防止を徹底します。特に文書廃棄時の点検を慎重に行い、複数確認を徹底する。 3. 防犯対策と物品の適正管理を徹底します。	事後	直近3年以内の状態に更新した。
令和2年5月1日	Ⅳ その他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発	(前略) 担当者を一般社団法人地方税電子化協議会が毎年実施している____ (後略)	(前略) 担当者を地方共同法人地方税共同機構が毎年実施している____ (後略)	事後	平成31年4月に先地方税共同機構が設立され、地方税電子化協議会によるeLTAXの運営を引き継いだことを反映。 ※出資・運営が全地方公共団体によるところは変わらない。
令和2年5月1日	Ⅴ 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	郵便番号650-7570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号(市役所本庁舎2号館2階) 神戸市市民参画推進局 市民情報サービス課 電話番号:078-322-5175	郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号(市役所本庁舎1号館18階) 神戸市市長室広報戦略部 市民情報サービス課 電話番号:078-322-5175	事後	職制改正による所属名の変更及び入居場所変更。
令和2年5月1日	Ⅴ 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表	神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市市民参画推進局 市民情報サービス課	神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市市長室広報戦略部 市民情報サービス課	事後	職制改正による所属名の変更。
令和2年5月1日	Ⅴ 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報の取扱いに関する問合せ ①連絡先	郵便番号650-7570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号(市役所本庁舎1号館19階) 神戸市役所 行財政局 主税部 税制課 電話番号:078-322-6467	郵便番号653-0042 神戸市長田区二葉町5丁目1-32(新長田合同庁舎3階) 神戸市行財政局税務部 税務課 電話番号:078-647-9301	事後	職制改正による所属名の変更及び入居場所変更。
令和2年5月1日	Ⅵ 評価実施手続 1. 基礎項目評価実施日	平成30年10月29日	令和2年4月10日	事後	直近実施日に更新。
令和3年6月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	委託する ()13件	委託する ()14件 ※以下、委託先の追加にかかる記載	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報ファイルの取扱の委託委託事項		区役所窓口受付業務委託 ※委託先追加にかかる記載 ※備考:市民課業務に税証明発行を含む	事前	
令和3年6月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報ファイルの取扱の委託委託事項1 ①委託内容		区役所市民課、保険年金医療業務及びおくやみコーナー業務のうち、職員が行うことと定められている業務を除く業務 ※委託先追加にかかる記載	事前	
令和3年6月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 7. 特定個人情報ファイルの取扱の委託委託事項1 ②取り扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		特定個人情報ファイルの全体 対象となる本人の数:100万人以上1000万人未満 対象となる本人の範囲:特定個人情報ファイルと同じ その妥当性:民間の保有する高度な知識・技術を活用することにより、コストの低減及び効率的な窓口運用を行うことが可能になる。窓口応対時に操作するシステムには特定個人情報が含まれており、それらを分離して業務委託することは非合理的である。 ※委託先追加にかかる記載	事前	
令和3年6月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 8. 特定個人情報ファイルの取扱の委託委託事項1 ③委託先における取扱者数		50人以上100人未満 ※委託先追加にかかる記載	事前	
令和3年6月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 8. 特定個人情報ファイルの取扱の委託委託事項1 ④委託先への特定個人情報の提供方法		その他:庁舎内にてシステム機器を直接操作。システム内から特定個人情報ファイルを取り出すことはない ※委託先追加にかかる記載	事前	
令和3年6月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 8. 特定個人情報ファイルの取扱の委託委託事項1 ⑤委託先名の確認方法		委託契約先である行財政局区役所課へ問い合わせることで確認できる ※委託先追加にかかる記載	事前	
令和3年6月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 8. 特定個人情報ファイルの取扱の委託委託事項1 ⑥委託先名		株式会社パソナ ※委託先追加にかかる記載	事前	
令和3年6月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 8. 特定個人情報ファイルの取扱の委託委託事項1 ⑦再委託の有無		再委託しない ※委託先追加にかかる記載	事前	
令和3年6月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報ファイルの保管・消去 ①保管場所	＜神戸市における措置＞ 本市管理区域内の、ICカードによるセキュリティドアで区画されたエリアに設置するサーバ内に保管する。サーバへのアクセスには、ID及びパスワードによる認証が必要となる。	＜神戸市における措置＞ 本市管理区域内のセキュリティドアで区画されたエリアに設置するサーバ内に保管する。サーバへのアクセスには、ID及びパスワードによる認証が必要となる。	事後	セキュリティドアの改修により。
令和3年6月1日	Ⅵ評価実施手続 1. 基礎項目評価実施日	令和2年4月10日	令和3年5月17日	事後	直近実施日に更新。
令和3年6月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転	移転を行っている(29件)	移転を行っている(30件)	事前	
令和3年6月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転		移転先30(こども家庭局家庭支援課)を追加 ※令和3年度限定予定。新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給する事務に利用するため(本事業への地方税法第22条の守秘義務解除済み)	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月31日	Ⅵ評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ②実施日・期間		令和3年6月23日 から 令和3年7月23日	事前	
令和3年8月31日	Ⅵ評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ④主な意見の内容		意見なし	事前	
令和3年8月31日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供】 番号法第19条第7号 別表第二の第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる以下の項 【情報照会】 番号法第19条第7号 別表第二の第27項	【情報提供】 番号法第19条第8号 別表第二の第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる以下の項 【情報照会】 番号法第19条第8号 別表第二の第27項	事前	令和3年9月1日施行の番号法改正に伴う対応
令和3年8月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1 ①法令上の根拠 ②提供先の用途 ③提供する情報	①番号法第19条第7号別表第二 ②番号法第19条第7号別表第二に定める各事務 ③番号法第19条第7号別表第二に定める各事務	①番号法第19条第8号別表第二 ②番号法第19条第8号別表第二に定める各事務 ③番号法第19条第8号別表第二に定める各事務	事前	令和3年9月1日施行の番号法改正に伴う対応
令和3年8月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先4 ①法令上の根拠 ③提供する情報	①番号法第19条第8号、地方税法第317条 ③番号法第19条第8号に規定する事項	①番号法第19条第9号、地方税法第317条 ③番号法第19条第9号に規定する事項	事前	令和3年9月1日施行の番号法改正に伴う対応
令和3年8月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先5 ①法令上の根拠 ③提供する情報	①番号法第19条第8号、地方税法第317条 ③番号法第19条第8号に規定する事項	①番号法第19条第9号、地方税法第317条 ③番号法第19条第9号に規定する事項	事前	令和3年9月1日施行の番号法改正に伴う対応
令和4年3月23日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ①委託内容 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 ・対象となる本人の数 ・対象となる本人の範囲 ・その妥当性 ③委託先における取扱者数 ⑥委託先名	委託事項5 軽自動車税原動機付自転車等標識交付業務 ①軽自動車税原動機付自転車等標識交付業務を行うにあたり特定個人情報ファイルの確認 ② ・1万人以上10万人未満 ・軽自動車税での原動機付自転車等の登録をするために申告した者 ・当業務を委託するにあたっての知識・ノウハウを持ち合わせている。 ③10人未満 ⑥兵庫県自家用自動車協会連合会	委託事項5 軽自動車税業務 ①軽自動車税業務を行うにあたり特定個人情報ファイルの確認 ② ・10万人以上100万人未満 ・軽自動車税での四輪、自動二輪、原動機付自転車等の登録をするために申告した者 ・適正に個人情報保護・管理でき、本市の求めるサービス仕様及びセキュリティ要件を満たすことのできる民間業者である。 ③10人以上50人未満 ⑥パーソルテンプスタッフ株式会社	事前	委託業務範囲の拡大に伴う対応
令和4年3月23日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	1. 令和元年6月に、保存期限が未到来の国民健康保険柔道整復施術療養費支給申請書が保管場所になくことに気付いた。文書廃棄時に誤って廃棄したものと思われる。 2. 令和元年8月に乳幼児健康診査カルテの一部を紛失していることに気づいた。庁舎移転に伴う文書廃棄時に誤って廃棄したものと思われる。 3. 平成31年3月に個人情報の記録されたパソコン等が事務所から盗難にあった。 4. 令和3年3月に個人情報の記録されたUSBメモリを紛失したと指定管理者から報告があった。	1. 令和元年6月に、保存期限が未到来の国民健康保険柔道整復施術療養費支給申請書が保管場所になくことに気付いた。文書廃棄時に誤って廃棄したものと思われる。 2. 令和元年8月に乳幼児健康診査カルテの一部を紛失していることに気づいた。庁舎移転に伴う文書廃棄時に誤って廃棄したものと思われる。 3. 平成31年3月に個人情報の記録されたパソコン等が事務所から盗難にあった。 4. 令和3年3月に個人情報の記録されたUSBメモリを紛失したと指定管理者から報告があった。 5. 令和3年10月に選挙投票事務に係る民間従事者への関係書類の誤送付があった。 6. 令和3年10月に民生委員が保管する書類一式の内、高齢者見守り台帳対象者一覧を紛失した。	事後	5. 6. を追加
令和4年3月23日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか 再発防止策の内容	1. 公文書の適正な管理及び個人情報の保護及び、廃棄時には複数職員で文書の確認を徹底するよう職員に周知した。 2. 文書管理の適正管理を行い、再発防止を徹底します。特に文書廃棄時の点検を慎重に行い、複数確認を徹底する。 3. 防犯対策と物品の適正管理を徹底します。 4. 当該指定管理者に対し、USBメモリによる個人情報の取り扱いの停止と、個人情報の取り扱いについては正勧告を行った。	1. 公文書の適正な管理及び個人情報の保護及び、廃棄時には複数職員で文書の確認を徹底するよう職員に周知した。 2. 文書管理の適正管理を行い、再発防止を徹底します。特に文書廃棄時の点検を慎重に行い、複数確認を徹底する。 3. 防犯対策と物品の適正管理を徹底します。 4. 当該指定管理者に対し、USBメモリによる個人情報の取り扱いの停止と、個人情報の取り扱いについては正勧告を行った。 5. 事務の確認手順の見直しと、封入の際には複数で確認を行うこと及び個人情報の厳重な取扱いについて職員に周知徹底した。 6. 個人情報の重要性や取り扱い時の注意点、適切な管理について全民生委員に対して周知した。	事後	5. 6. を追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月23日	VI評価実施手続 1. 基礎項目評価実施日	令和3年5月17日	令和4年3月10日	事前	
令和4年5月18日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	1. 令和元年6月に、保存期限が未到来の国民健康保険柔道整復施術療養費支給申請書が保管場所がないことに気付いた。文書廃棄時に誤って廃棄したと思われる。 2. 令和元年8月に乳幼児健康診査カルテの一部を紛失していることに気づいた。庁舎移転に伴う文書廃棄時に誤って廃棄したと思われる。 3. 平成31年3月に個人情報の記録されたパソコン等が事務所から盗難にあった。 4. 令和3年3月に個人情報の記録されたUSBメモリを紛失したと指定管理者から報告があった。 5. 令和3年10月に選挙投票事務に係る民間従事者への関係書類の誤送付があった。 6. 令和3年10月に民生委員が保管する書類一式の内、高齢者見守り台帳対象者一覧を紛失した。	1. 令和元年6月に、保存期限が未到来の国民健康保険柔道整復施術療養費支給申請書が保管場所がないことに気付いた。文書廃棄時に誤って廃棄したと思われる。 2. 令和元年8月に乳幼児健康診査カルテの一部を紛失していることに気づいた。庁舎移転に伴う文書廃棄時に誤って廃棄したと思われる。 3. 令和3年3月に個人情報の記録されたUSBメモリを紛失したと指定管理者から報告があった。 4. 令和3年7月に 免職となった元職員が業務用PCを無断で持ち出した。 5. 令和3年8月に保護者へメールを送付した際に、誤って「Bcc」ではなく「To」にメールアドレスを入力したため、すべてのメールアドレスが送信先に公開された。 6. 令和3年10月に選挙投票事務に係る民間従事者への関係書類の誤送付があった。 7. 令和3年10月に民生委員が保管する書類一式の内、高齢者見守り台帳対象者一覧を紛失した。 8. 令和3年10月に指定管理者元職員による学童保育名簿等の持ち出しが発覚した。 9. 令和3年11月にメールを送付した際に、添付ファイルを誤り必要以上の項目が登録されたファイルを送付した。 10. 令和3年12月に、職務と関係なく個人情報を開覧し、複数の知人に対して個人情報を閲覧させるなど、個人情報に不正アクセスを行った。	事後	時点修正
令和4年5月18日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか 再発防止策の内容	1. 公文書の適正な管理及び個人情報の保護及び、廃棄時には複数職員で文書の確認を徹底するよう職員に周知した。 2. 文書管理の適正管理を行い、再発防止を徹底します。特に文書廃棄時の点検を慎重に行い、複数確認を徹底する。 3. 防犯対策と物品の適正管理を徹底します。 4. 当該指定管理者に対し、USBメモリによる個人情報の取り扱いの停止と、個人情報の取り扱いについては是正勧告を行った。 5. 事務の確認手順の見直しと、封入の際には複数で確認を行うこと及び個人情報の厳重な取扱いについて職員に周知徹底した。 6. 個人情報の重要性や取り扱い時の注意点、適切な管理について全民生委員に対して周知した。	1. 公文書の適正な管理及び個人情報の保護及び、廃棄時には複数職員で文書の確認を徹底するよう職員に周知した。 2. 文書管理の適正管理を行い、再発防止を徹底します。特に文書廃棄時の点検を慎重に行い、複数確認を徹底する。 3. 当該指定管理者に対し、USBメモリによる個人情報の取り扱いの停止と、個人情報の取り扱いについては是正勧告を行った。 4. 退職時の手続きについて徹底・確認する。 5. ICTシステムを導入し、電子メールによる連絡手段を改める。 6. 事務の確認手順の見直しと、封入の際には複数で確認を行うこと及び個人情報の厳重な取扱いについて職員に周知徹底した。 7. 個人情報の重要性や取り扱い時の注意点、適切な管理について全民生委員に対して周知した。 8. 当該業務の全指定管理者を対象に臨時の研修の実施、業務の手引きの改訂を行い情報セキュリティの遵守の徹底を行った。 9. 送付前に複数確認を徹底する。また、ファイルにはパスワード設定を行う。 10. 当該職員及び当該課長級職員に懲戒処分を行った。また、全職員に対して、個人情報に関する研修を徹底する。	事後	時点修正
令和4年5月18日	VI評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ②実施日・期間		令和4年4月20日 から 令和4年5月20日	事前	
令和4年5月18日	VI評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ④主な意見の内容		意見なし	事前	
令和4年5月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 委託事項4 委託事項5 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 ・その妥当性	委託事項3(その妥当性) ・一般社団法人地方税電子化協議会において、登録委託先事業者として認められた民間業者であり、本市の求めるサービス仕様及びセキュリティ要件を満たすことのできる民間業者である。 委託事項4(その妥当性) ・JISQ15001:2006により適正に個人情報を保護・管理でき、本市の求めるサービス仕様及びセキュリティ要件を満たすことのできる民間業者である。 委託事項5(その妥当性) ・適正に個人情報を保護・管理でき、本市の求めるサービス仕様及びセキュリティ要件を満たすことのできる民間業者である。	委託事項3(その妥当性) ・本市の求めるサービス仕様及びセキュリティ要件を満たすことのできる民間業者に委託する必要がある。 委託事項4(その妥当性) ・JISQ15001:2006により適正に個人情報を保護・管理でき、本市の求めるサービス仕様及びセキュリティ要件を満たすことのできる民間業者に委託する必要がある。 委託事項5(その妥当性) ・適正に個人情報を保護・管理でき、本市の求めるサービス仕様及びセキュリティ要件を満たすことのできる民間業者に委託する必要がある。	事後	第三者点検部会の審査を受けて修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月26日	I 基本情報 5.個人番号の利用 法令上の根拠	1. 番号法・第9条(利用範囲)第1項 別表第一の16の項 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成三十一年法律第四号)による地方税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯罪事件の調査を含む。))に関する事務であって主務省(※)令で定めるもの。 ※番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)により地方税法、国税通則法、所得税法の一部が改正され、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。	1. 番号法・第9条(利用範囲)第1項 別表第一の16の項 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成三十一年法律第四号)による地方税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯罪事件の調査を含む。))に関する事務であって主務省(※)令で定めるもの。 ※番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)により地方税法、国税通則法、所得税法の一部が改正され、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。 3. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条	事前	
令和4年12月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 2基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	・業務関係情報 国税関係情報、地方税関係情報、医療保険関係情報、障害者福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報、年金関係情報	・業務関係情報 国税関係情報、地方税関係情報、医療保険関係情報、障害者福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報、年金関係情報、その他「公金受取口座登録・連携ファイル関係情報」	事前	
令和4年12月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 2基本情報 ④記録される項目 その妥当性	・業務関係情報: 国税関係情報:対象者の確定申告書に基づき、個人住民税の税額を算出するため 地方税関係情報:市税の賦課・徴収に関する情報を把握するため 医療保険関係:個人住民税の控除額を算出するため 障害者福祉関係情報:障害者に係る市税の減免を行うため 生活保護・社会福祉関係情報:生活保護者に関して市税の非課税措置、減免を行うため 介護・高齢者福祉関係情報:介護保険料の情報に基づき、徴収方法を判定するため 年金関係情報:公的年金等支払報告書に基づき、個人住民税の税額を算出するため	・業務関係情報: 国税関係情報:対象者の確定申告書に基づき、個人住民税の税額を算出するため 地方税関係情報:市税の賦課・徴収に関する情報を把握するため 医療保険関係:個人住民税の控除額を算出するため 障害者福祉関係情報:障害者に係る市税の減免を行うため 生活保護・社会福祉関係情報:生活保護者に関して市税の非課税措置、減免を行うため 介護・高齢者福祉関係情報:介護保険料の情報に基づき、徴収方法を判定するため 年金関係情報:公的年金等支払報告書に基づき、個人住民税の税額を算出するため 公金受取口座登録・連携ファイル関係情報:市税等の還付に際し、公金受取口座情報を利用するため。	事前	
令和4年12月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 3特定個人情報の入手・使用 ①入手元	行政機関・独立行政法人等 国税庁、地方公共団体情報システム機構、陸運支局、軽自動車検査協会、日本年金機構	行政機関・独立行政法人等 国税庁、地方公共団体情報システム機構、陸運支局、軽自動車検査協会、日本年金機構、デジタル庁	事前	
令和4年12月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 6特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事後	時点修正
令和4年12月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 6特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	＜本市における措置＞ ・サーバー・PC等電子機器の廃棄時には、データの復元が不可能となるよう物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 ・紙または記憶媒体による課税資料については、定められた保存年限を経過した後、個人情報の流失がないよう文書取扱規程にしたがって廃棄処分している。 ＜審査システム(eLTAX)のサーバー及び国税連携システム(eLTAX)のサーバーにおける措置＞ ・国税連携システムについては、一定期間(最長2年)保存しているが、年サイクルで一括削除機能により消去している。審査システムについては、平成27年12月に同様の削除機能が追加される予定 ＜証明書コンビニ交付システムのデータセンターにおける措置＞ ・証明書コンビニ交付システムでは直近2年度分の税情報のみを保管するようにシステム的に制御しているため、年度を越えた税情報については自動的に消去される。	＜本市における措置＞ ・サーバー・PC等電子機器の廃棄時には、データの復元が不可能となるよう物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 ・紙または記憶媒体による課税資料については、定められた保存年限を経過した後、個人情報の流失がないよう文書取扱規程にしたがって廃棄処分している。 ＜審査システム(eLTAX)のサーバー及び国税連携システム(eLTAX)のサーバーにおける措置＞ ・国税連携システムについては、一定期間(最長2年)保存しているが、年サイクルで一括削除機能により消去している。審査システムについては、平成27年12月に同様の削除機能が追加される予定 ＜証明書コンビニ交付システムのデータセンターにおける措置＞ ・証明書コンビニ交付システムでは直近2年度分の税情報のみを保管するようにシステム的に制御しているため、年度を越えた税情報については自動的に消去される。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出できないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月26日	(別添2)ファイル記録項目の続き2		TET還付、TET還付口座履歴、TET還付充当異動、TET退役還付の下記項目に、注釈(※口座情報について、公金受取口座の利用の申し出があった場合は、公金受取口座を設定)を追加 ・銀行コード ・支店コード ・預金種別 ・口座番号 ・義人カナ TET支出命令累積の下記項目に、注釈(※口座情報について、公金受取口座の利用の申し出があった場合は、公金受取口座を設定)を追加 ・金融機関コード ・金融機関名 ・支店コード ・支店名 ・預金種別 ・口座番号 ・口座名義人		
令和4年12月26日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6情報提供ネットワークシステムとの接続リスク1 リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 (中略) (※2)番号法別表第二及び第19条第16号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 (中略) (※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。	事後	時点修正
令和4年12月26日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6情報提供ネットワークシステムとの接続リスク5 リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が増えい・紛失するリスクを軽減している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③機密情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。	事後	時点修正
令和4年12月26日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6情報提供ネットワークシステムとの接続リスク7 リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別用符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間には、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月26日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2従業員情報の保管・消去リスク1 ⑤物理的対策	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。 また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。 また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・事前に申請し承認されていない物品、記録媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。	事後	時点修正
令和4年12月26日	Ⅳその他のリスク対策 2従業員に対する教育・啓発 具体的な方法	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、情報セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を実施することとしている。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。	事後	時点修正
令和5年10月19日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 3. 基本情報 ⑥事務担当部署	行財政局税務部税務課、法人税務課、市民税課、固定資産税課、収納管理課、収税課、各区役所、市税の窓口、北須磨支所、西神中央出張所、各サービスコーナー	行財政局税務部税務課、法人税務課、市民税課、固定資産税課、収納管理課、収税課、各区役所、市税の窓口、各支所、各サービスコーナー	事後	時点修正
令和5年10月19日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元 評価実施機関内の他部署	行財政局住民課、福祉局	地域協働局住民課、福祉局	事後	時点修正
令和5年10月19日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署	行財政局税務部税務課、市民税課、固定資産税課、収納管理課、収税課及び各区市税の窓口、北須磨支所市民課、各出張所、各サービスコーナー、及び各区証明書発行コーナー	行財政局税務部税務課、市民税課、固定資産税課、収納管理課、収税課及び各区役所、各支所、各サービスコーナー	事後	時点修正
令和5年10月19日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項15 ①委託内容 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 ・対象となる本人の数 ・対象となる本人の範囲 ・その妥当性 ③委託先における取扱者数 ④委託先への特定個人情報ファイルへの提供方法 ⑤委託先名の確認方法 ⑥委託先名 ⑦再委託の有無	委託事項15 固定資産税評価支援業務委託 ①登記異動のあった土地(宅地)や新築の家屋にかかる固定資産税評価額等の算出業務 ② ・特定個人情報ファイルの全体 ・100万人以上1000万人未満 ・特定個人情報ファイルの範囲と同様 ・本業務を遂行するうえで、登記名義人、建築確認申請の建築主から市税条例に定める申告(新築家屋に関する届出書、非課税申告)が必要となる。その申告書の送付にあたり、課税システムを用いて特定個人情報を含むデータにアクセスし、住所確認が必要となるが、それらを含めて一体的に委託することで、本業務を効率的に執行する。 ③10人以上50人未満 ④その他(庁舎内にてシステム機器を直接操作) ⑤委託業務を所管する固定資産税課に問い合わせること確認できる。 ⑥朝日航洋株式会社 ⑦再委託しない	委託事項15 固定資産税評価支援業務委託 ①登記異動のあった土地(宅地)や新築の家屋にかかる固定資産税評価額等の算出業務 ② ・特定個人情報ファイルの全体 ・100万人以上1000万人未満 ・特定個人情報ファイルの範囲と同様 ・本業務を遂行するうえで、登記名義人、建築確認申請の建築主から市税条例に定める申告(新築家屋に関する届出書、非課税申告)が必要となる。その申告書の送付にあたり、課税システムを用いて特定個人情報を含むデータにアクセスし、住所確認が必要となるが、それらを含めて一体的に委託することで、本業務を効率的に執行する。 ③10人以上50人未満 ④その他(庁舎内にてシステム機器を直接操作) ⑤委託業務を所管する固定資産税課に問い合わせること確認できる。 ⑥朝日航洋株式会社 ⑦再委託しない	事前	委託業務範囲の拡大に伴う対応
令和5年10月19日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報ファイルの保管・消去 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか その内容	あり ＜その内容＞ 1. 令和元年6月に、保存期限が未到来の国民健康保険後援費支給申請書が保管場所にないことに気づいた。文書廃棄時に誤って廃棄したものとされる。 2. 令和元年8月に乳幼児健康診査カルテの一部を紛失していることに気づいた。庁舎移転に伴う文書廃棄時に誤って廃棄したと思われる。 3. 令和3年3月に個人情報の記録されたUSBメモリを紛失したと指定管理者から報告があった。 4. 令和3年7月に免職となった元職員が業務用PCを無断で持ち出した。 5. 令和3年8月に保護者へメールを送付した際に、誤って「Bcc」ではなく「To」にメールアドレスを入力したため、すべてのメールアドレスが送信先に公開された。 6. 令和3年10月に選挙投票事務に係る民間従事者への関係書類の誤送付があった。 7. 令和3年10月に民生委員が保管する書類一式の内、高齢者見守り台帳対象者一覧を紛失した。 8. 令和3年10月に指定管理者元職員による学童保育名簿等の持ち出しが発覚した。 9. 令和3年11月にメールを送付した際に、添付ファイルを誤り必要以上の項目が登録されたファイルを送付した。 10. 令和3年12月に、職務と関係なく個人情報を閲覧し、複数の知人に対して個人情報を閲覧させるなど、個人情報に不正アクセスを行った。	あり ＜その内容＞ 1. 令和3年3月に個人情報の記録されたUSBメモリを紛失したと指定管理者から報告があった。 2. 令和3年7月に免職となった元職員が業務用PCを無断で持ち出した。 3. 令和3年8月に保護者へメールを送付した際に、誤って「Bcc」ではなく「To」にメールアドレスを入力したため、すべてのメールアドレスが送信先に公開された。 4. 令和3年10月に選挙投票事務に係る民間従事者への関係書類の誤送付があった。 5. 令和3年10月に民生委員が保管する書類一式の内、高齢者見守り台帳対象者一覧を紛失した。 6. 令和3年10月に指定管理者元職員による学童保育名簿等の持ち出しが発覚した。 7. 令和3年11月にメールを送付した際に、添付ファイルを誤り必要以上の項目が登録されたファイルを送付した。 8. 令和3年12月に職務と関係なく個人情報を閲覧し、複数の知人に対して個人情報を閲覧させるなど、個人情報に不正アクセスを行った。 9. 令和4年8月に、市民から電話で受け付けた飼犬の死亡・住所変更などの届出や、登録内容の修正等に関する個人情報をメモしたノートを紛失した。 10. 令和4年10月に市認定の消費生活マスターに事務連絡メールを送信した際に、誤って「Bcc」ではなく「To」にメールアドレスを入力したため、すべてのメールアドレスが送信先に公開された。	事後	直近3年以内の状態で更新した。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月19日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報ファイルの保管・消去 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか再発予防の内容	あり ＜再発防止の内容＞ 1. 公文書の適正な管理及び個人情報の保護及び、廃棄時には複数職員で文書の確認を徹底するよう職員に周知した。 2. 文書管理の適正管理を行い、再発防止を徹底します。特に文書廃棄時の点検を慎重に行い、複数確認を徹底する。 3. 当該指定管理者に対し、USBメモリによる個人情報の取り扱いの停止と、個人情報の取り扱いについて正勧告を行った。 4. 退職時の手続きについて徹底・確認する。 5. ICTシステムを導入し、電子メールによる連絡手段を改める。 6. 事務の確認手順の見直しと、封入の際には複数で確認を行うこと及び個人情報の厳重な取扱いについて職員に周知徹底した。 7. 個人情報の重要性や取り扱い時の注意点、適切な管理について全民生委員に対して周知した。 8. 当該業務の全指定管理者を対象に臨時の研修の実施、業務の手引きの改訂を行い情報セキュリティの遵守の徹底を行った。 9. 送付前に複数確認を徹底する。また、ファイルにはパスワード設定を行う。 10. 当該職員及び当該課長級職員に懲戒処分を行った。また、全職員に対して、個人情報に関する研修を徹底する。	あり ＜再発防止の内容＞ 1.当該指定管理者に対し、USBメモリによる個人情報の取り扱いの停止と、個人情報の取り扱いについては正勧告を行った。 2.退職時の手続きについて徹底・確認する。 3.ICTシステムを導入し、電子メールによる連絡手段を改める。 4.事務の確認手順の見直しと、封入の際には複数で確認を行うこと及び個人情報の厳重な取扱いについて職員に周知徹底した。 5.個人情報の重要性や取り扱い時の注意点、適切な管理について全民生委員に対して周知した。 6.当該業務の全指定管理者を対象に臨時の研修の実施、業務の手引きの改訂を行い情報セキュリティの遵守の徹底を行った。 7.送付前に複数確認を徹底する。また、ファイルにはパスワード設定を行う。 8.当該職員及び当該課長級職員に懲戒処分を行った。また、全職員に対して、個人情報に関する研修を徹底する。 9.令和4年春から導入しているe-KOBEによる電子届出への誘導を強化する。 10.複数にメールを一斉送信する場合は必ずダブルチェックを行うよう再度徹底する。	事後	直近3年以内の状態に更新した。
令和5年12月25日	Ⅱ ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度 障害者福祉関係情報	本人又は本人の代理人からの提出の都度／入手方法は紙	評価実施機関内の他部署から週1回／入手方法は庁内連携システム	事前	個人住民税の障害者控除適用に関する調査の効率化を目的として、福祉情報システムと市民税システムとの新規連携を構築するため
令和5年12月25日	Ⅱ ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署	行財政局税務部税務課、市民税課、固定資産税課、収納管理課、収税課及び各区役所、各支所、各サービスコーナー	行財政局税務部税務課、法人税務課、市民税課、固定資産税課、収納管理課、収税課及び各区役所、各支所、各サービスコーナー	事後	平成31年度の職制改正による所属名の変更を反映。
令和5年12月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項14 ③委託先における取扱者数	50人以上100人未満	100人以上500人未満	事前	
令和5年12月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項14 ⑤委託先名の確認方法	委託契約先である行財政局区役所課へ問い合わせることで確認できる	委託契約先である地域協働局区役所課へ問い合わせることで確認できる	事後	時点修正
令和5年12月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項14 ⑥委託先名	株式会社パソナ	株式会社パソナ、パーソルテンプスタッフ株式会社	事前	
令和5年12月25日	Ⅱ ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先9	福祉局保護課	福祉局くらし支援課	事後	時点修正
令和6年9月30日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム4 ②システムの機能	固定資産に関する賦課を決定するための補助的システムであり、「家屋評価システム」、「地図情報システム」、「固定資産退役システム」、「償却資産電子帳票作成システム」により構成されている。 (1)家屋評価システム、地図情報システム 家屋の構造、種類、建築資材等の家屋情報を管理するとともに、航空写真、路線価図、家屋配置図等の地図情報を管理し、固定資産税(土地・家屋)の課税根拠となる評価内容を管理するシステム。 (2)固定資産退役システム、償却資産電子帳票作成システム 課税システム(土地・家屋、償却資産)の保存年数を超過したデータを連携し、課税台帳の閲覧を行うシステム。	固定資産に関する賦課を決定するための補助的システムであり、「家屋評価システム」、「地図情報システム」により構成されている。 家屋評価システム、地図情報システム 家屋の構造、種類、建築資材等の家屋情報を管理するとともに、航空写真、路線価図、家屋配置図等の地図情報を管理し、固定資産税(土地・家屋)の課税根拠となる評価内容を管理するシステム。	事後	
令和6年9月30日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム16		償却資産サブシステムを追記	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月30日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 番号法・第9条(利用範囲)第1項 別表第一の16の項 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成三十一年法律第四号)による地方税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯罪事件の調査を含む。))に関する事務であって主務省(※)令で定めるもの。 ※番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)により地方税法、国税通則法、所得税法の一部が改正され、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。 3. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条	1. 番号法・第9条(利用範囲)第1項 別表の24の項 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成三十一年法律第四号)による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯罪事件の調査を含む。))に関する事務であって主務省令(※)で定めるもの。 ※番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)により地方税法、国税通則法、所得税法の一部が改正され、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。 3. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条	事後	令和6年5月27日施行の番号法改正に伴う対応
令和6年9月30日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供】 番号法第19条第8号 別表第二の第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる以下の項 第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120項 【情報照会】 番号法第19条第7号 別表第二の第27項	【情報提供】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる以下の項 1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項 【情報照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項	事後	令和6年5月27日施行の番号法改正に伴う対応
令和6年9月30日	(別添1)事務内容		全体を最新化	事後	
令和6年9月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	行財政局税務部税務課、法人税務課、市民税課、固定資産税課、収納管理課、収税課、各区役所、市税の窓口、各支所、各サービスコーナー	行財政局税務部、各区役所市民課、各支所、各サービスコーナー	事後	時点修正
令和6年9月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	・住民基本台帳情報：評価実施機関内の他部署から異動発生の都度及び必要となった都度／入手方法は庁内連携システム及び住民基本台帳ネットワークシステム ・連絡先等情報：本人又は本人の代理人からの提出の都度／入手方法は紙 ・業務関係情報(下記、eLTAXによる入手情報を除く。) 国税関係情報：行政機関・独立行政法人等から必要となった都度／入手方法は紙 地方税申告書関係情報：本人又は本人の代理人からの提出の都度／入手方法は紙及び電子記憶媒体 医療保険関係情報：本人又は本人の代理人からの提出の都度／入手方法は紙 障害者福祉関係情報：評価実施機関内の他部署から週1回／入手方法は庁内連携システム 生活保護・社会福祉関係情報：本人又は本人の代理人からの提出の都度／入手方法は紙 介護・高齢者福祉関係情報：評価実施機関内の他部署から年3回／入手方法は庁内連携システム ※介護特微情報 7月、介護特微停止 処理情報 2月・4月(eLTAXによる入手情報) ◆審査システム(eLTAX)では、個人番号が記載された申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書、各種申請・届出のデータを地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて受領することとなる。 その提出時期については、地方税法等に規定されているところであり、例えば、 ・給与支払報告書及び公的年金等支払報告書については、1月31日まで ・固定資産税課(償却資産)の申告書については、1月31日まで ・事業所税の申告書については、翌年の3月15日まで(個人の場合) などとされている。なお、上記の提出時期にかかわらず提出があれば一年を通じて受領している。 (以下省略)	・住民基本台帳情報：評価実施機関内の他部署から異動発生の都度及び必要となった都度／入手方法は庁内連携システム及び住民基本台帳ネットワークシステム ・連絡先等情報：本人又は本人の代理人からの提出の都度／入手方法は紙 ・業務関係情報(下記、eLTAXによる入手情報を除く。) 国税関係情報：行政機関・独立行政法人等から必要となった都度／入手方法は紙 地方税申告書関係情報：本人又は本人の代理人からの提出の都度／入手方法は紙及び電子記憶媒体 医療保険関係情報：本人又は本人の代理人からの提出の都度／入手方法は紙 障害者福祉関係情報：評価実施機関内の他部署から週1回／入手方法は庁内連携システム 生活保護・社会福祉関係情報：本人又は本人の代理人からの提出の都度／入手方法は紙 介護・高齢者福祉関係情報：評価実施機関内の他部署から年3回／入手方法は庁内連携システム ※介護特微情報 7月、介護特微停止 処理情報 2月・4月(eLTAXによる入手情報) ◆審査システム(eLTAX)では、個人番号が記載された申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書、各種申請・届出のデータを地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて受領することとなる。 その提出時期については、地方税法等に規定されているところであり、例えば、 ・給与支払報告書及び公的年金等支払報告書については、1月31日まで ・固定資産税(償却資産)の申告書については、1月31日まで ・事業所税の申告書については、翌年の3月15日まで(個人の場合) などとされている。なお、上記の提出時期にかかわらず提出があれば一年を通じて受領している。 (以下省略)	事後	記載誤りの修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 ③ 特定個人情報の入手・使用 ⑤ 本人への明示	<本人・代理人からの入手> 地方税法その他の地方税に関する法律及び市税条例等に、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が規定されることにより、個人番号を入手することが明示される。 <情報提供ネットワークシステムを通じた入手> 番号法第別表第二において明示されている。 <庁内連携による入手> 番号法第9条第2項に基づく条例において明示される。 <住民基本台帳ネットワークシステムを通じた入手> 番号法第14条第2項において、地方公共団体情報システム機構に対し機構保存確認情報の提供を求めることができる旨が規定されている。 <他の機関からの入手> 地方税法第321条の7の3により、年金保険者より、賦課期日時点における老齢等年金給付の支払を受けている者の氏名、住所、性別及び生年月日、当該老齢等年金給付の種類及び年額並びに当該老齢等年金給付の支払を行う年金保険者名称について提供を受けることが明示されている。	<本人・代理人からの入手> 地方税法その他の地方税に関する法律及び市税条例等に、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が規定されることにより、個人番号を入手することが明示される。 <情報提供ネットワークシステムを通じた入手> 情報提供ネットワークシステムを通じた入手を行うことは番号法第19条第8号の規定によることを明示すると共に、必要な情報を入手することに関して届出書等で承諾を得る。 <庁内連携による入手> 番号法第9条第2項に基づく条例において明示される。 <住民基本台帳ネットワークシステムを通じた入手> 番号法第14条第2項において、地方公共団体情報システム機構に対し機構保存確認情報の提供を求めることができる旨が規定されている。 <他の機関からの入手> 地方税法第321条の7の3により、年金保険者より、賦課期日時点における老齢等年金給付の支払を受けている者の氏名、住所、性別及び生年月日、当該老齢等年金給付の種類及び年額並びに当該老齢等年金給付の支払を行う年金保険者名称について提供を受けることが明示されている。	事後	令和6年5月27日施行の番号法改正に伴う対応
令和6年9月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 ③ 特定個人情報の入手・使用 ⑦ 使用の主体 使用部署	行財政局税務部税務課、法人税務課、市民税課、固定資産税課、収納管理課、収税課及び各区役所、各支所、各サービスコーナー	行財政局税務部、各区役所市民課、各支所、各サービスコーナー	事後	時点修正
令和6年9月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 ④ 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無 ※	[委託する] (15) 件	[委託する] (16) 件	事後	
令和6年9月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 ④ 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 ⑤ 委託先名の確認方法	委託業務を所管する市民税課に問い合わせることで確認できる。	委託業務を所管する市民税企画課に問い合わせることで確認できる。	事後	令和6年度の職制改正による所属名の変更を反映
令和6年9月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 ④ 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7 ⑤ 委託先名の確認方法	委託業務を所管する市民税課に問い合わせることで確認できる。	委託業務を所管する市民税企画課に問い合わせることで確認できる。	事後	令和6年度の職制改正による所属名の変更を反映
令和6年9月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 ④ 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項8 ⑤ 委託先名の確認方法	委託業務を所管する市民税課に問い合わせることで確認できる。	委託業務を所管する市民税企画課に問い合わせることで確認できる。	事後	令和6年度の職制改正による所属名の変更を反映
令和6年9月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 ④ 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項9 ⑤ 委託先名の確認方法	委託業務を所管する市民税課に問い合わせることで確認できる。	委託業務を所管する市民税企画課に問い合わせることで確認できる。	事後	令和6年度の職制改正による所属名の変更を反映
令和6年9月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 ④ 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項10 ⑤ 委託先名の確認方法	業務を利用している市民税課を通して、当該委託業務を所管する兵庫県に確認することができる。	業務を利用している市民税企画課を通して、当該委託業務を所管する兵庫県に確認することができる。	事後	令和6年度の職制改正による所属名の変更を反映
令和6年9月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 ④ 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項11 ⑤ 委託先名の確認方法	委託業務を所管する市民税課に問い合わせることで確認できる。	委託業務を所管する市民税企画課に問い合わせることで確認できる。	事後	令和6年度の職制改正による所属名の変更を反映
令和6年9月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 ④ 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項15 ⑤ 委託先名の確認方法	委託業務を所管する固定資産税課に問い合わせることで確認できる。	委託業務を所管する固定資産税企画課に問い合わせることで確認できる。	事後	令和6年度の職制改正による所属名の変更を反映

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項16		償却資産サブシステムに関する委託事項を追記	事後	
令和6年9月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転の有無	[○] 提供を行っている (66) 件	[○] 提供を行っている (78) 件	事後	令和6年5月27日施行の番号法改正に伴う対応
令和6年9月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1	番号法第19条第8号別表第二に定める情報照会者(別添「番号法による提供先一覧」のとおりの60件)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める情報照会者(別添「番号法による提供先一覧」のとおりの72件)	事後	令和6年5月27日施行の番号法改正に伴う対応
令和6年9月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第二	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表	事後	令和6年5月27日施行の番号法改正に伴う対応
令和6年9月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ②提供先における用途	番号法第19条第8号別表第二に定める各事務	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める各特定個人番号利用事務	事後	令和6年5月27日施行の番号法改正に伴う対応
令和6年9月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	<神戸市における措置> 本市管理区域内の、ICカードによるセキュリティドアで区画されたエリアに設置するサーバ内に保管する。サーバへのアクセスには、ID及びパスワードによる認証が必要となる。 <神戸市仮想化基盤における措置> ・サーバは、神戸市の特定個人情報総括責任者が安全性について認めたデータセンターに設置したサーバ仮想化基盤上に仮想サーバとして設置する。 ・データセンターが入っている建物の入退館及び、データセンターへの入退室は、受付での確認や静脈認証等のセキュリティにより、厳重に管理されている。 ・サーバ機器のラックは施錠し、関係者以外はアクセスできない。 <税収滞納管理システムにおける措置> ・サーバは、神戸市の特定個人情報総括責任者が安全性について認めたデータセンターに設置したサーバ仮想化基盤上に仮想サーバとして設置する。 ・データセンターが入っている建物の入退館及び、データセンターへの入退室は、受付での確認や静脈認証等のセキュリティにより、厳重に管理されている。 ・サーバ機器のラックは施錠し、関係者以外はアクセスできない。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバ室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 (以下省略)	<神戸市における措置> 本市管理区域内の、ICカードによるセキュリティドアで区画されたエリアに設置するサーバ内に保管する。サーバへのアクセスには、ID及びパスワードによる認証が必要となる。 <神戸市仮想化基盤における措置> ・サーバは、神戸市の特定個人情報総括責任者が安全性について認めたデータセンターに設置したサーバ仮想化基盤上に仮想サーバとして設置する。 ・データセンターが入っている建物の入退館及び、データセンターへの入退室は、受付での確認や静脈認証等のセキュリティにより、厳重に管理されている。 ・サーバ機器のラックは施錠し、関係者以外はアクセスできない。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバ室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 (以下省略)	事後	記載内容の重複部分を削除
令和6年9月30日	(別添) 番号法による提供先一覧		別表第二の削除に伴い全体を修正	事後	令和6年5月27日施行の番号法改正に伴う対応
令和6年9月30日	(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目		ファイル記録項目の前にシステム名「税収滞納システム」を追記	事後	
令和6年9月30日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 3. 特定個人情報の使用宛名システム等における措置の内容	・統合宛名システムは、番号法別表第一及び関係主務省令に定められた部署以外からの特定個人情報へのアクセスが行えないような仕組みを構築する。また、統合宛名システムへは、個人番号、氏名や生年月日等の基本的な情報のみ保持する仕組みとする予定であり、当該事務にて必要のない情報との紐づけは物理的に不可能である。 ・統合宛名システムへは、権限のない者の接続を認めない。	・統合宛名システムは、番号法別表及び関係主務省令に定められた部署以外からの特定個人情報へのアクセスが行えないような仕組みを構築する。また、統合宛名システムへは、個人番号、氏名や生年月日等の基本的な情報のみ保持する仕組みとする予定であり、当該事務にて必要のない情報との紐づけは物理的に不可能である。 ・統合宛名システムへは、権限のない者の接続を認めない。	事後	令和6年5月27日施行の番号法改正に伴う対応

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月30日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したかその内容	1.令和3年3月に個人情報の記録されたUSBメモリを紛失したと指定管理者から報告があった。 2.令和3年7月に免職となった元職員が業務用PCを無断で持ち出した。 3.令和3年8月に保護者へメールを送付した際に、誤って「Bcc」ではなく「To」にメールアドレスを入力したため、すべてのメールアドレスが送信先に公開された。 4.令和3年10月に選挙投票事務に係る民間従事者への関係書類の頒送付があった。 5.令和3年10月に民生委員が保管する書類一式の内、高齢者見守り台帳対象者一覧を紛失した。 6.令和3年10月に指定管理者元職員による学童保育名簿等の持ち出しが発生した。 7.令和3年11月にメールを送付した際に、添付ファイルを誤り必要以上の項目が登録されたファイルを送付した。 8.令和3年12月に職務と関係なく個人情報を開覧し、複数の知人に対して個人情報を開覧させるなど、個人情報に不正アクセスを行った。 9.令和4年8月に、市民から電話で受け付けた飼いの犬の死亡・住所変更などの届出や、登録内容の修正等に関する個人情報をもとれたノートを紛失した。 10.令和4年10月に市認定の消費生活マスターに事務連絡メールを送信した際に、誤って「Bcc」ではなく「To」にメールアドレスを入力したため、すべてのメールアドレスが送信先に公開された。	1.令和3年3月に個人情報記録されたUSBメモリを紛失したと指定管理者から報告があった。 2.令和3年7月に免職となった元職員が業務用PCを無断で持ち出した。 3.令和3年8月に保護者へメールを送付した際に、誤って「Bcc」ではなく「To」にメールアドレスを入力したため、すべてのメールアドレスが送信先に公開された。 4.令和3年10月に選挙投票事務に係る民間従事者への関係書類の頒送付があった。 5.令和3年10月に民生委員が保管する書類一式の内、高齢者見守り台帳対象者一覧を紛失した。 6.令和3年10月に指定管理者元職員による学童保育名簿等の持ち出しが発生した。 7.令和3年11月にメールを送付した際に、添付ファイルを誤り必要以上の項目が登録されたファイルを送付した。 8.令和3年12月に職務と関係なく個人情報を開覧し、複数の知人に対して個人情報を開覧させるなど、個人情報に不正アクセスを行った。 9.令和4年8月に、市民から電話で受け付けた飼いの犬の死亡・住所変更などの届出や、登録内容の修正等に関する個人情報をもとれたノートを紛失した。 10.令和4年10月に市認定の消費生活マスターに事務連絡メールを送信した際に、誤って「Bcc」ではなく「To」にメールアドレスを入力したため、すべてのメールアドレスが送信先に公開された。 11.令和5年4月に、押印漏れがあった書類を持参した市民の受付をした際に、受理した他の書類がないことに気づき、紛失した。 12.令和5年7月に、地域での会議に参加したが、会議で使った世帯状況一覧を鞆の中に片付けたが、次の訪問先で鞆から他のものを取り出す際に、当該書類を落とし、紛失した。 13.令和5年8月に、児童手当に係る書類の不備を申請者に送付する際に誤送付があった。 14.令和5年9月に、レセプト返戻のため保留にしていた申請書類を紛失した。 15.令和5年12月に、窓口で受理した申請書のうち、該当がなかった書類の返却時に内部書類を添付し、手渡した。	事後	直近3年以内の状態で更新
令和6年9月30日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか再発防止策の内容	1.当該指定管理者に対し、USBメモリによる個人情報の取り扱いの停止と、個人情報の取り扱いについては是正勧告を行った。 2.退職時の手続きについて徹底・確認する。 3.ICTシステムを導入し、電子メールによる連絡手段を改める。 4.事務の確認手順の見直しと、封入の際には複数で確認を行うこと及び個人情報の厳重な取扱いについて職員に周知徹底した。 5.個人情報の重要性や取り扱い時の注意点、適切な管理について全民生委員に対して周知した。 6.当該業務の全指定管理者を対象に臨時の研修の実施、業務の手引きの改訂を行い情報セキュリティの遵守の徹底を行った。 7.送付前に複数確認を徹底する。また、ファイルにはパスワード設定を行う。 8.当該職員及び当該課長級職員に懲戒処分を行った。また、全職員に対して、個人情報に関する研修を徹底する。 9.令和4年春から導入しているe-KOBEによる電子届出への誘導を強化する。 10.複数にメールを一斉送信する場合は必ずダブルチェックを行うよう再度徹底する。	1.当該指定管理者に対し、USBメモリによる個人情報の取り扱いの停止と、個人情報の取り扱いについては是正勧告を行った。 2.退職時の手続きについて徹底・確認する。 3.ICTシステムを導入し、電子メールによる連絡手段を改める。 4.事務の確認手順の見直しと、封入の際には複数で確認を行うこと及び個人情報の厳重な取扱いについて職員に周知徹底した。 5.個人情報の重要性や取り扱い時の注意点、適切な管理について全民生委員に対して周知した。 6.当該業務の全指定管理者を対象に臨時の研修の実施、業務の手引きの改訂を行い情報セキュリティの遵守の徹底を行った。 7.送付前に複数確認を徹底する。また、ファイルにはパスワード設定を行う。 8.当該職員及び当該課長級職員に懲戒処分を行った。また、全職員に対して、個人情報に関する研修を徹底する。 9.令和4年春から導入しているe-KOBEによる電子届出への誘導を強化する。 10.複数にメールを一斉送信する場合は必ずダブルチェックを行うよう再度徹底する。 11.受付後の書類の保管の見直しをし、適切な書類の管理を再度徹底。 12.個人情報が記載された文書の所外持ち出し禁止の再度徹底。 13.郵送物を発送する際のダブルチェックの徹底。 14.受付後の書類の保管の見直しをし、適切な書類の管理を再度徹底。 15.相手方に交付する書類(返却書類を含む)と、申請書およびダブルチェックのための内部書類とを別ファイルに入れ明確に区分けすることの徹底。	事後	直近3年以内の状態で更新
令和6年9月30日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表公表場所	郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号(市役所本庁舎1号18階) 神戸市 市長室 市民情報サービス課 電話番号:078-322-5175	郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号(市役所本庁舎1号館18階) 神戸市 市長室 市民情報サービス課 電話番号:078-322-5175	事後	記載誤りの修正
令和6年9月30日	V 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	郵便番号653-0042 神戸市長田区二葉町5丁目1-32(新長田合同庁舎3階) 神戸市行財政局税務部 税務課 電話番号:078-647-9301	郵便番号653-8762 神戸市長田区二葉町5丁目1-32(新長田合同庁舎3階) 神戸市行財政局税務部 税務課 電話番号:078-647-9301	事後	
令和6年12月20日	(別添1)事務内容		市民税サブシステム(一部)のガバメントクラウド移行を反映	事前	
令和6年12月20日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	(前略) ＜市民税サブシステムのデータセンターにおける措置＞ ・情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格、ISO/IEC 27001に準拠したデータセンターにおいて保管している。 ・データセンターの扉の開閉にはICカードが必要で、特にサーバ室への入退室はバイオメトリクス認証の1つである手のひら静脈認証システムを採用している。また、不正侵入を防止するため、窓ガラス破壊センサーや、立入に反応する赤外線センサー、監視カメラを装備している。	(前略) ＜市民税サブシステムのデータセンターにおける措置＞ ・情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格、ISO/IEC 27001に準拠したデータセンターにおいて保管している。 ・データセンターの扉の開閉にはICカードが必要で、特にサーバ室への入退室はバイオメトリクス認証の1つである手のひら静脈認証システムを採用している。また、不正侵入を防止するため、窓ガラス破壊センサーや、立入に反応する赤外線センサー、監視カメラを装備している。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③ 消去方法	(前略) ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出できないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。	(前略) ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出できないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ① 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ② クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしがたって確実にデータを消去する。 ③ 既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破壊等を実施する。	事前	
令和6年12月20日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	＜神戸市における措置＞ ・番号法の規定に基づき、認められている範囲内においてのみ、中間サーバーから統合宛名システムを通じ情報入手ができるようシステムによって制御されている。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設定されているため、安全性が担保されている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ① 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間には、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ② 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ＜中間サーバーの運用における措置＞ ・情報提供ネットワークシステムを利用する場合は、どの職員がどの特定個人情報をいつ何のために利用したか、がすべて記録される。番号法及び条例上認められる提供以外は受け付けないようしており、システム上提供が認められなかった場合においても記録を残し、提供記録は7年分保管する。	＜神戸市における措置＞ ・番号法の規定に基づき、認められている範囲内においてのみ、中間サーバーから統合宛名システムを通じ情報入手ができるようシステムによって制御されている。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設定されているため、安全性が担保されている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ① 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間には、必要なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ② 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 (削除)	事後	最新情報に更新
令和6年12月20日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	(前略) ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ① 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間には、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ② 中間サーバーと団体については、VPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③ 中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視、障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。 ＜中間サーバーの運用における措置＞ ・情報照会、情報提供の記録が逐一保存される仕組みが確立した庁内連携システムを通してやりとりすることで、不適切な方法で特定個人情報漏えい・紛失することを防止する。	(前略) ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ① 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間には、必要なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ② 中間サーバーと団体については、VPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③ 中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視、障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。 (削除)	事後	最新情報に更新

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月20日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク5：不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(前略) <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報提供が不正に提供されるリスクに対応している。 ③機密情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報提供が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報の提供の要求を受領及び情報提供を行う機能。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、支援・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。 <中間サーバーの運用における措置> ・情報照会、情報提供の記録が逐一保存される仕組みが確立された統合宛名システムを通してやりとりすることで、不適切な方法で特定個人情報提供が漏えい・紛失することを防止する。	(前略) <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報提供が不正に提供されるリスクに対応している。 ③機密情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報提供が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報の提供の要求を受領及び情報提供を行う機能。 (以降、削除)	事後	最新情報に更新
令和6年12月20日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク6：不適切な方法で提供されるリスク リスクに対する措置の内容	(前略) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。 <中間サーバーの運用における措置> ・情報照会、情報提供の記録が逐一保存される仕組みが確立した庁内連携システムを通してやりとりすることで、不適切な方法で特定個人情報提供がやりとりされることを防止する。	(前略) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、必要なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。 (削除)	事後	最新情報に更新
令和6年12月20日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク7：誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク リスクに対する措置の内容	<神戸市における措置> ・統合宛名システムでは本業務で保有する情報すべてを連携することは行わず、番号法の規定及び条例に基づきみとめられる情報のみを提供する仕組みとしている。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別用符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	<神戸市における措置> ・中間サーバーに登録されている情報を適切な頻度で更新し、その正確性を担保することでリスクに対応する。また、情報提供の際は中間サーバーを経由した相手先はシステムにより担保されているが、誤った相手に提供していないことを事後確認する。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報提供が提供されるリスクに対応している。 ②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報提供を防止してしまいうリスクに対応している。 ③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報提供を副本として保存・管理する機能。 (以降、削除)	事後	最新情報に更新

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月20日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		(神戸市における措置) 本市では、情報提供ネットワークシステムとのすべての連携(接続)は、中間サーバーが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の業務システムへのアクセスはできない。 (中間サーバー・ソフトウェアにおける措置) (1) 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (2) 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 (中間サーバー・プラットフォームにおける措置) (1) 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間には、必要なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 (2) 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 (3) 中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 (4) 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	事後	最新情報に更新
令和6年12月20日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	(前略) <証明書コンビニ交付システムのデータセンターにおける措置> ・サーバーはデータセンターに設置しており、設置場所への入退室は生体認証による管理を行っている。 ・停電等によるデータの消失を防ぐため、無停電電源装置と自家発電装置を設置している。 ・火災によるデータ消失を防ぐため、サーバー設置区画内に新ガス系消火設備を備えている。 ・データセンターは震度7の地震にも対応できる耐震・免震構造となっている。	(前略) <証明書コンビニ交付システムのデータセンターにおける措置> ・サーバーはデータセンターに設置しており、設置場所への入退室は生体認証による管理を行っている。 ・停電等によるデータの消失を防ぐため、無停電電源装置と自家発電装置を設置している。 ・火災によるデータ消失を防ぐため、サーバー設置区画内に新ガス系消火設備を備えている。 ・データセンターは震度7の地震にも対応できる耐震・免震構造となっている。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	事前	
令和6年12月20日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	(前略) <証明書コンビニ交付システムにおける措置> ・サーバーにウイルス等対策ソフトウェアを常駐させ、定期的に定義ファイルの更新を行っている。 ・ファイアウォールを設置して、厳重な通信制御を行っている。 ・不正なアクセスがないか、買いつき通信ログを確認している。 ・OSやミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用等のソフトウェアのアップデートを行う。 ・データセンターへのデータの送信は地方自治体専用のL2WANを使用し、送信するデータについても暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。	(前略) <証明書コンビニ交付システムにおける措置> ・サーバーにウイルス等対策ソフトウェアを常駐させ、定期的に定義ファイルの更新を行っている。 ・ファイアウォールを設置して、厳重な通信制御を行っている。 ・不正なアクセスがないか、買いつき通信ログを確認している。 ・OSやミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用等のソフトウェアのアップデートを行う。 ・データセンターへのデータの送信は地方自治体専用のL2WANを使用し、送信するデータについても暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準[第1.0版]」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。))は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事前	
令和6年12月20日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容	・システム上、保存年限の経過した特定個人情報を定期的に一括して削除する仕組みとする。 ・証明書コンビニ交付システムにおいては、直近2年度の情報のみを保有するようにシステムで制御しているため、不要となった特定個人情報を保有することはない。	・システム上、保存年限の経過した特定個人情報を定期的に一括して削除する仕組みとする。 ・証明書コンビニ交付システムにおいては、直近2年度の情報のみを保有するようにシステムで制御しているため、不要となった特定個人情報を保有することはない。 <ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月20日	IVその他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容	＜神戸市における措置＞ ・年に1回、業務所管部署が担当部署に対して評価書の記載内容どおりの運用が行われているか、内部監査を実施して確認する。 ・現在実施されている外部監査に、「評価書の記載内容どおりの運用が行われているか」等の項目を追加の上、定期的に実施して確認する。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を実施することとしている。 ＜審査システム(eLTAX)における措置＞ 審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)については、運営する認定委託先事業者が、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を受けている。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)については、運営する地方共同法人地方税共同機構が、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を受けている。	＜神戸市における措置＞ ・年に1回、業務所管部署が担当部署に対して評価書の記載内容どおりの運用が行われているか、内部監査を実施して確認する。 ・現在実施されている外部監査に、「評価書の記載内容どおりの運用が行われているか」等の項目を追加の上、定期的に実施して確認する。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を実施することとしている。 ＜審査システム(eLTAX)における措置＞ 審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)については、運営する認定委託先事業者が、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を受けている。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)については、運営する地方共同法人地方税共同機構が、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を受けている。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPIにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	事前	
令和6年12月20日	IVその他のリスク対策 3. その他のリスク対策	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	